貝塚市埋蔵文化財調査報告　第39集

貝塚寺内町遺跡

1996.7.31

貝塚市教育委員会

貝塚寺内町遺跡

1996.7.31

貝塚市教育委員会

調査地全景（東上空より）

調査地全景　第5面（南から）

調査地全景　第５面（北から）

ＳＡ４０３　土塁（北から）

ＳＡ４０３　土塁（東から）

第２層第５面
ＳＡ４０３、３５４土塁、４０４柵列ほか

第２区第５面　全景（東から）

第２区第５面（北東から）

出土遺物写真（土錘・陶磁器）

出土遺物写真（磁器）

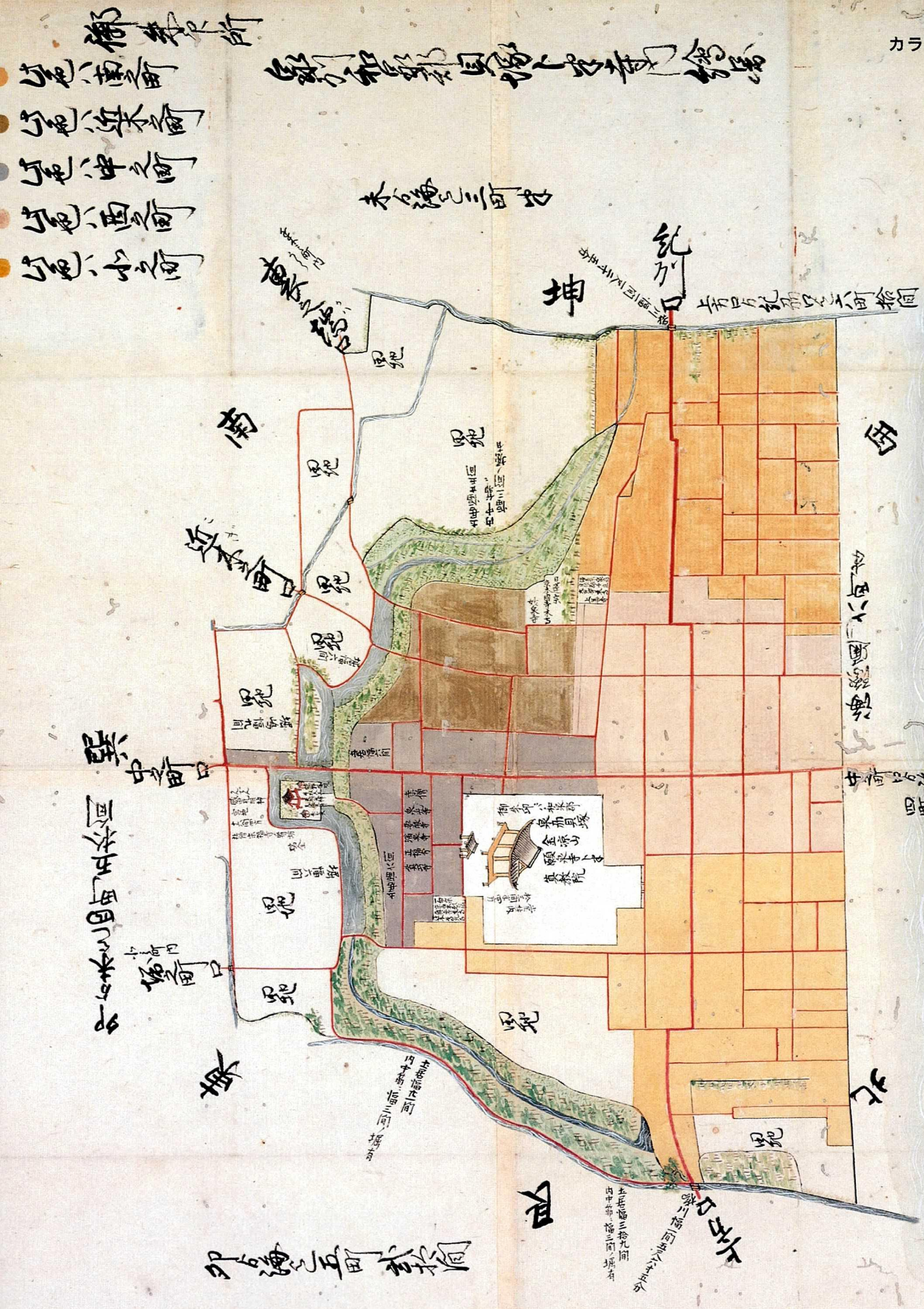

元禄 9 年絵図

はじめに

大阪府南部、和泉地域に位置する貝塚市は、自然環境に恵まれた地域であります。歴史的にも古い伝統をもち、和泉地域におきましても重要な発展を遂げてきたところであります。市内には多数の歴史遺産が散財し、地下に埋もれる埋蔵文化財につきましても多数の存在が知られています。

さて今般、大谷女子大学、中村　浩教授の手によって貝塚寺内町遺跡の発掘調査がすすめられてまいりました。本遺跡は市名の由来でもある貝塚寺内の遺跡であります。調査ではさまざまな事実が判明し、寺内の街区を解明する貴重な成果が得られております。

末筆で恐縮でございますが、発掘調査及び報告書の刊行にあたり、地元関係者各位には多大なご理解、ご協力をいただき、大谷女子大学教授、中村　浩先生をはじめ同資料館や考古学研究会などの方々には大変なご援助をいただきましたことを心から謝意を表したいと存じます。

平成８年７月

貝塚教育委員会
教育長　福　井　昱　彦

例　　言

1．本書は、貝塚寺内町遺跡調査会（会長　福井昱彦）が、南海辰村建設株式会社の委託によって実施した貝塚寺内町遺跡（西町）の発掘調査報告書である。

2．調査は、平成７年８月21日から現地調査を行い、平成８年３月31日に遺物整理作業を完了した。

3．調査組織は後に記述している。なお報告書の執筆分担については各々文末に氏名を記している。

4．調査に当たっては、大阪府教育委員会、貝塚市教育委員会、大谷女子大学の助言及び援助を得た。記して感謝する。

5．調査の実施に当たっては、南海辰村建設株式会社をはじめ、株式会社島田組、株式会社夏原技研、兵庫スカイフォトサービス、写真家阿南辰秀、伊藤慎司ほかの協力を得た。

6．調査経費はすべて南海辰村建設株式会社が負担した。また調査経費に関するマネージメントは（株）夏原技研が担当した。

7．なお遺物及びスライドなどは貝塚市教育委員会で保管している。広く利用されることを希望する。

目　　次

はじめに、例言

第1章　調査経過 ……1

1．調査に至る経過

2．調査組織

3．発掘調査の経過

4．遺物整理の経過

5．発掘調査日誌抄

第2章　検出遺構 ……17

1．はじめに

2．調査の方法と名称

3．層序関係

4．検出遺構

5．小　　結

第3章　出土遺物 ……50

1．概　　観

2．遺物各説

(1) 土　器　類

(2) 陶　器　類

(3) 摺り鉢類

(4) 磁　　器

(5) 瓦　　類

(6) 小　　結

第4章　貝塚寺内町に関する調査記録 ……77

1．はじめに

2．各年度の発掘調査

第5章　結　語　貝塚寺内町の西端について ……93

1．はじめに

2．発掘調査の実施

3．古文書との対比

4．結語にかえて

付論１．貝塚寺内町遺跡の花粉化石 ……96
１．概　　要
２．花粉化石群集の記載と若干の考察
３．引 用 文 献
付論２．貝塚寺内町遺跡における考古地磁気 ……102
１．考古地磁気年代推定の基礎
２．試料の採取と測定
３．残留磁化測定結果
４．引 用 文 献
貝塚寺内町関係資料集 ……142

図　版　目　次

カラー図版１　　調査地全景（東上空より）
カラー図版２　　調査地全景（第５面南から）
カラー図版３　　調査地全景（第５面北から）
カラー図版４　　ＳＡ４０３土塁(北から)、(東から)
カラー図版５　　第２層第５面ＳＡ４０３、３５４ 土塁、４０４棚列ほか、第２区第５面全景
　　(東から)、(東北から)
カラー図版６　　出土遺物写真（土錘、陶磁器）
カラー図版７　　出土遺物写真（磁器）
カラー図版８　　元禄９年絵図

図版１　地図　　位置図
図版２　層位図　　１区東側側壁面
図版３　層位図　　１～２区境界部分セクション
図版４　層位図　　２区南側側壁面
図版５　遺構実測図　１区第２面
図版６　遺構実測図　１区第３面
図版７　遺構実測図　１区第５面
図版８　遺構実測図　２区第２面
図版９　遺構実測図　２区第３面
図版10　遺構実測図　２区第４面
図版11　遺構実測図　２区第５面
図版12　遺構実測図　２区ＳＡ４０３土塁
図版13　遺物実測図　第３・４面出土土器類－皿、土釜、鉢ほか
図版14　遺物実測図　各面出土土器類－塩壷ほか
図版15　遺物実測図　各面出土土錘
図版16　遺物実測図　各面出土土錘
図版17　遺物実測図　第２・３面出土陶器－擂鉢
図版18　遺物実測図　第４面出土陶器－擂鉢
図版19　遺物実測図　第４・５面出土陶器－擂鉢
図版20　遺物実測図　第５面出土陶器－擂鉢
図版21　遺物実測図　第２・３面陶器－茶わん、瓶、鉢など
図版22　遺物実測図　第３面・４面ほか出土陶器－碗、鉢、皿など
図版23　遺物実測図　第５面出土陶器－茶碗、香炉、瓶、皿など
図版24　遺物実測図　第２面出土磁器－茶碗、皿など
図版25　遺物実測図　第３面出土磁器－皿、人形など
図版26　遺物実測図　第３面出土磁器－茶碗、皿など
図版27　遺物実測図　第４面出土磁器－茶碗、鉢など

図版28　遺物実測図　第５面出土磁器－茶碗、皿など
図版29　遺物実測図　第５面出土磁器－茶碗、鉢など
図版30　遺物実測図　排出出土磁器－茶碗、鉢など
図版31　遺物実測図　第２面出土瓦－軒丸瓦
図版32　遺物実測図　第３面ほか出土瓦－軒丸瓦、軒平瓦
図版33　遺物実測図　第４面ほか出土瓦－軒丸瓦、軒平瓦
図版34　遺物実測図　第３・４・５面ほか出土瓦－軒丸瓦
図版35　遺物実測図　第５面出土瓦－軒丸瓦
図版36　遺物実測図　第５面出土瓦－軒丸瓦など
図版37　遺物実測図　各面出土瓦－丸瓦など
図版38　遺物実測図　各面出土土錘
図版39　遺物実測図　各面出土土錘
図版40　遺構写真　調査地望遠北東から・東から
図版41　遺構写真　調査区全景－第２面－
図版42　遺構写真　調査区全景－第２面（東から）・第１区全景第２面（東から）
図版43　遺構写真　第１区第２面北東部調査状況全景・南西部調査状況全景（西から）
図版44　遺構写真　第１区第２面北東部調査状況・遺構検出状況近景
図版45　遺構写真　第１区第２面遺物出土状況－ＳＸ６２・６３土坑
図版46　遺構写真　第１区第２面ＳＥ５８８・５４４井戸検出状況
図版47　遺構写真　第２区第２面北西部調査全景・同南東部調査状況全景
図版48　遺構写真　第２区第２面遺構検出状況－ＳＤ５溝・ＳＤ２０溝
図版49　遺構写真　第２区第２面遺物出土状況－２ＳＢ２－０２、０１建物
図版50　遺構写真　調査区全景、第３面
図版51　遺構写真　第１区第３面南西部全景・同北東部全景
図版52　遺構写真　第１区第３面中央部調査状況・同北東部調査状況全景
図版53　遺構写真　第１区第３面調査状況全景・同ＳＸ５８４土坑全景
図版54　遺構写真　第１区第３面遺物出土状況ＳＸ５４６土坑・同ＳＸ５８４土坑全景
図版55　遺構写真　第１区第３面遺物出土状況－１ＳＢ３－０２建物－ＳＸ５４６土坑、ＳＸ５４７土坑－
図版56　遺構写真　第１区第３面－ＳＸ５８４土坑全景東から・同西から
図版57　遺構写真　第１区第３面－ＳＥ６０２井戸検出状況・同ＳＥ５４４井戸検出状況
図版58　遺構写真　第２区第３面　南東部調査状況－東から
図版59　遺構写真　第２区第３面　北西部調査状況－東から・同南東部－ＳＤ１４０、２０３溝－北から
図版60　遺構写真　第２区第３面　南東部調査状況－北から・同中央部－ＳＤ２０３溝－東から
図版61　遺構写真　第２区第３面　北東部調査状況近景－ＳＤ１１６溝－東から・同北東部－ＳＤ１１６溝－東から
図版62　遺構写真　第２区第３面　北西部調査状況全景－東から・同北西部－ＳＤ２０３溝－東から
図版63　遺構写真　第２区第４面　北西部調査状況近景－ＳＤ２５０溝、２ＳＢ４－０１建物、２

ＳＢ４－０２建物－東から・同北西部－ＳＤ２５０溝、２ＳＢ４－０１建物、２ＳＢ４－０２建物－西から

図版64　遺構写真　第２区第４面　南東部調査状況近景－ＳＤ３４０溝、ＳＰ３３９ピット－南東から

図版65　遺構写真　第２区第４面　南東部調査状況全景・北東から、南西から

図版66　遺構写真　第２区第４面　南東部調査状況全景・南西から、北東から

図版67　遺構写真　第２区第４面　南東部長調査状況近景－ＳＤ３１５溝－南から・同遺物出土状況－ＳＰ３３９ピット－南西から

図版68　遺構写真　第２区第４面　遺構検出状況近景－ＳＤ３１３溝、ＳＰ３２１ピット－北東から

図版69　遺構写真　調査区全景、第５面－東から－

図版70　遺構写真　第１区第５面　北東部調査状況全景－西から
・同中央部調査状況全景－西から

図版71　遺構写真　第１区第５面　南西部調査状況全景－西から
・同北東部調査状況全景－西から

図版72　遺構写真　第１区第５面－ＳＥ５４４井戸検出状況－西から
・同ＳＥ７１６井戸検出状況－北から

図版73　遺構写真　第１区第５面－ＳＥ５９９井戸検出状況－北から
・同ＳＥ５３２井戸検出状況－北から

図版74　遺構写真　第１区第５面－ＳＥ６３５井戸検出状況－東から
・同ＳＥ５８８井戸検出状況－東から

図版75　遺構写真　第２区第５面北西部調査状況全景－東から
・同遺構検出状況－ＳＤ４２２溝、ＳＡ４０４柵列、ＳＡ４０３土塁－南東から

図版76　遺構写真　第２区第５面　遺構検出状況近景－ＳＡ４０４柵列、ＳＡ３５４土塁、ＳＤ４２２溝－西南より
・同　遺構検出状況－ＳＡ４０４柵列（石垣列）－南から

図版77　遺構写真　第２区第５面　遺構検出状況近景－ＳＡ４０４柵列（石垣列）－南西から
・同　遺構検出状況ＳＡ４０４柵列（石垣列）－南東から

図版78　遺構写真　第２区第５面　拡張区ＳＡ４０３土塁検出状況－北から
・同　拡張区南壁断面－東北から

図版79　遺構写真　第２区第５面　拡張区ＳＡ４０３土塁検出状況－南東から
・同　拡張区ＳＡ４０３土塁検出状況－東から

図版80　遺構写真　第２区第５面　北西部調査状況全景－東から
・同　拡張区南壁断面－北東から

図版81　遺物写真　第４面出土土器類－皿、鉢ほか

図版82　遺物写真　各面出土土器類－塩壷ほか

図版83　遺物写真　各面出土土錘

図版84　遺物写真　各面出土陶器－擂鉢

図版85　遺物写真　第２・３面陶器－茶わん、瓶、鉢など

図版86　遺物写真　第3面・4面ほか出土陶・磁器－碗、壷、人形など
図版87　遺物写真　第5面出土陶器－茶碗、香炉、瓶、皿など
図版88　遺物写真　第2面出土磁器－茶碗、皿など
図版89　遺物写真　第3面出土磁器－皿、人形など
図版90　遺物写真　第3面出土陶・磁器－茶碗、皿など
図版91　遺物写真　出土磁器－皿
図版92　遺物写真　出土磁器－茶碗、鉢など
図版93　遺物写真　出土磁器－茶碗、皿など
図版94　遺物写真　出土磁器－茶碗、鉢など
図版95　遺物写真　出土磁器－茶碗、鉢など
図版96　遺物写真　出土磁器
図版97　遺物写真　出土瓦－軒丸瓦
図版98　遺物写真　出土瓦－軒平瓦
図版99　遺物写真　出土瓦－軒平瓦、丸瓦
図版100 遺物写真　出土瓦－丸瓦など
図版101 遺物写真　出土瓦－平瓦など
図版102 遺物写真　出土銭貨
図版103 遺物写真　出土金属器など

挿 図 目 次

図１　願泉寺山門
図２　願泉寺本堂
図３　貝塚寺内町の街並
図４　貝塚寺内町の街道
図５　調査前の調査対象地
図６　調査状況
図７　調査状況
図８　調査状況
図９　遺構の状況
図10　遺構の状況
図11　調査状況
図12　調査状況
図13　わずかに残る未攪乱部分
図14　調査状況
図15　調査状況
図16　調査状況
図17　調査状況
図18　調査状況
図19　調査状況
図20　遺物の水洗
図21　実掘状況
図22　調査状況
図23　調査状況
図24　遺物のとりあげ
図25　層位の確認
図26　マーキングの状況
図27　拡張区タタキ遺構検出状況
図28　調査地の座標値と杭の位置
図29　第１区第１面測量図
図30　建物遺構検出状況（１ＳＢ２－０１）
図31　ＳＥ５９９井戸実測図
図32　ＳＥ５８８、６０２、５４４、５３２、５９９、７１６井戸実測図
図33　第２区第１面測量図
図34　ＳＰ１３４、１３５、１３６、１３９ピット実測図
図35　ＳＸ２０４タタキ状遺構断面実測図
図36　ＳＸ１３２土坑実測図
図37　２ＳＡ４－０１棚（杭）列実測図
図38　２ＳＢ４－０１建物実測図
図39　２ＳＢ４－０２建物実測図
図40　２ＳＢ５－０４、０５建物実測図
図41　出土銭貨拓影
図42　1984年度調査位置図遺構実測図
図43　1984年度調査出土遺物実測図
図44　1992年度、1994年度調査位置図、遺構実測図
図45　1992年度調査出土遺物実測図
図46　1994年度調査出土遺物実測図
図47　1995年度調査位置図遺構実測図
図48　1995年度調査地(I)第３層出土遺物実測図
図49　1995年度調査地(I)第３層出土遺物実測図
図50　1995年度調査地(I)第３層出土遺物実測図
図51　1995年度調査地(I)第２層出土遺物実測図
図52　1995年度調査地(II)ＳＸ１０１出土遺物実測図
図53　1995年度調査地(II)ＳＸ１０１出土遺物実測図
図54　1995年度調査地(II)ＳＸ２０１出土遺物実測図
図55　貝塚寺内町遺跡の花粉分布図
図56　貝塚寺内町遺跡から出現した花粉化石
図57　貝塚寺内町遺跡の花粉プレパラートの状況
図58　広岡（1977）により西南日本の考古遺跡焼土の測定から求められた過去2,000年間の地磁気永年変化曲線
図59　各試料の残留磁化方向の等面積投影図

表　目　次

表１　遺物整理の作業工程表
表２　１区２面出土遺物一覧
表３　１区３面出土遺物一覧
表４　１区５面出土遺物一覧
表５　１区その他出土遺物一覧
表６　２区２面出土遺物一覧
表７　１区３面出土遺物一覧
表８　２区４面出土遺物一覧
表９　２区５面出土遺物一覧
表10　貝塚寺内町遺跡から出現した花粉化石の組成表
表11　熱残留磁器測定結果

第1章　調査経過

1．調査に至る経過

南海辰村建設株式会社

貝塚市西町５５０－１他２１筆に、南海辰村建設株式会社（以下、原因者とする）によって分譲マンションの建設が計画され、平成７年６月８日に教育委員会教育部社会教育課に文化財保護法第57条の２第１項の規定により埋蔵文化財発掘の届出が提出された。

貝塚寺内町遺跡

建設計画地は、貝塚寺内町遺跡の西端部に位置していることから、遺構遺存状態を把握するための試掘調査が必要であると判断し、原因者と協議し確認調査を６月21日におこなった。

貝塚寺内町遺跡は、貝塚市の北西海岸部に位置する南北約800ｍ、東西約550ｍの範囲に広がる、願泉寺を中心とした中世から近世にかけての都市遺跡である。

慶安元年（1648）の絵図

貝塚寺内町は、慶安元年（1648）の絵図にみられる海を除く南北、東の三方に濠をめぐらせた独立した都市であった。

府道堺阪南線

現在では、環濠は埋め立てられ、南北にのびる府道堺阪南線と東西にのびる府道貝塚停車場線及び市道貝塚牛滝線によって４ブロックにわけられ、往時の姿は失なわれたが寺社を中心として江戸時代の建造物が数多くのこっている地域である。

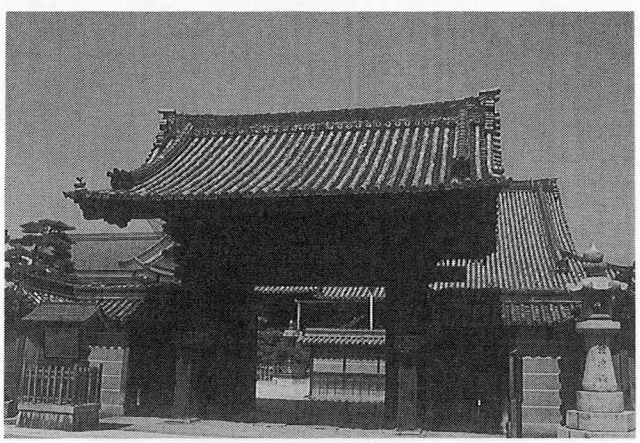

図１　願泉寺山門

確認調査は、現状にて調査実施可能な部分において３カ所の調査区を設定し実施した。その結果、江戸時代後半の遺構、遺物包含層が良好に存在することが明らかとなった。

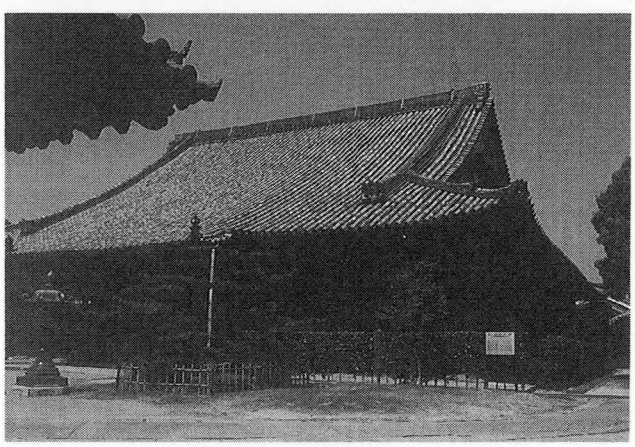

図２　願泉寺本堂

町屋形成等

教育委員会は、中世末から発達した貝塚寺内町遺跡海岸部の町屋形成等について解明するため、開発行為により破壊を受ける部分について、記録保存のための発掘調査が必要であると決定した。

以後、原因者と教育委員

会は協議にはいり、６月29日には原因者より平成８年４月より建設工事にはいりたい旨の建設計画工程がしめされた。

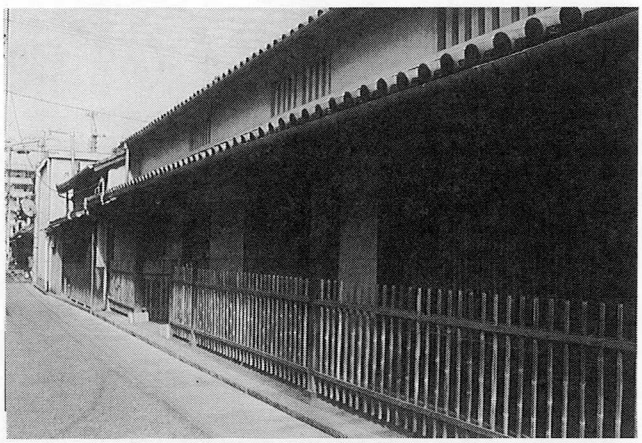

図３　貝塚寺内町の街並

外部への調査委託

教育委員会は、種々検討したが業務が多いことから、平成８年７月より調査着手を希望し、原因者との間で調査時期が決定できなかった。

事前協議概要書

このため原因者は、外部への調査委託を検討され、大谷女子大学の中村浩教授と交渉をもたれた。この間、原因者は、７月21日には開発にともなう事前協議概要書を市に提出し、７月28日には、教育委員会に調査対象面積の拡大をふくむ最終の建設計画をしめした。

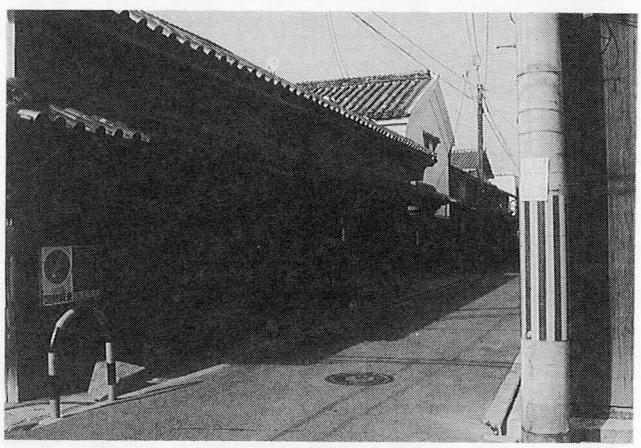

図４　貝塚寺内町の街道

これを受け、教育委員会は、原因者と中村教授と調査方法、遺物や記録類の取り扱いなどについて協議を行い、当該遺跡については、別途調査会を組織してその対応を計ることとなり、

貝塚寺内町遺跡調査会

貝塚市教育委員会教育長を会長とする貝塚寺内町遺跡調査会を組織し、その調査担当を中村教授に依頼し、８月21日より調査を開始した。　　（新、前川）

２．調査組織

貝塚市教育委員会

教育長	福井昱彦
教育部長	真利寿一
社会教育課課長	浅野成子
課長補佐	中野博
文化財係長	新知幸
学芸員	前川浩一
	三浦基
	上野裕子

調査主任	大谷女子大学教授	中村浩

調査員	大谷女子大学非常勤講師	
	関西大学非常勤講師	井　山　温　子
	大阪府立高等学校講師	寺　嶋　辰　美・浦　川　千　尋
	写真家	白　鳥　英　治
	大谷女子大学卒業生	田之上　裕　子・重　野　真　紀
	大谷女子大学資料館	安　井　かをり
調査補助員	東京大学学生	米　川　裕　治
	琉球大学学生	城　間　宜　子・神　田　　涼
	大谷女子大学学生	今兼智恵・村上真由美・山尾葉子 池端真小子・上村典子・岡森貴子 楠本勝代・中岡廉子・仲川亜由美 難波あゆみ・日村幸美・岡　布実子 奥　加代子・小澤真紀子・池田千尋 香川美由紀・川村明香・川村美和 櫻井美佐・佐谷美穂・田中昭子 西辻規子・藤本千晶子・増田都糸子 松田久美子・室谷順子・茂中晶子 森岡理恵子・山本　綾
	関西大学卒業生	安井正人
	ノートルダム女子大学学生	山尾仁美　　他

遺物整理作業

内業調査員	大阪府立高等学校講師	寺　嶋　辰　美
	大谷女子大学卒業生	田之上　裕　子
	大谷女子大学資料館	安　井　かをり
内業補助員	大谷女子大学卒業生	大　野　雅　子
	大谷女子大学学生	今兼智恵・村上真由美・上村典子 岡森貴子・楠本勝代・中岡廉子 仲川亜由美・難波あゆみ・池田千尋 藤野孝子　　他

＊このほか現地、遺物の写真には阿南辰秀・伊藤慎司氏、自然化学分析及び図面整理などについては（株）夏原技研、夏原信義氏ほか、航空写真撮影については兵庫フカイフォトサービスの協力をえた。併せて感謝するものである。

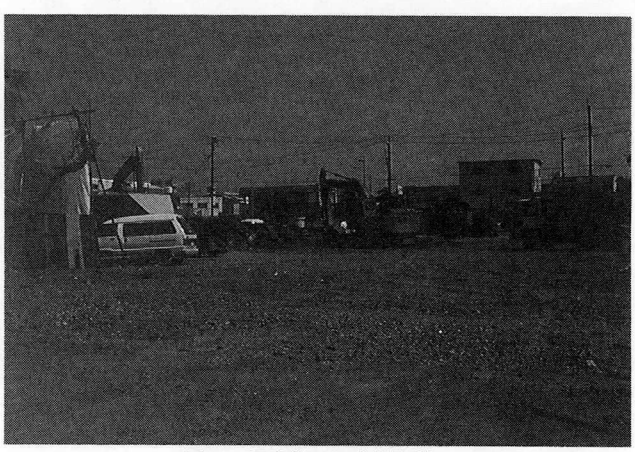

図5　調査前の調査対象地

3．発掘調査の経過

魚市場

１９９５年８月２１日から本格的に現地の作業を開始する。まず調査対象となる地域の写真撮影。なお魚市場であったことから、相当厚いコンクリートや、アスファルトの舗装が残されており、その除去に相当手間取っている様子である。しかしそれらの撤去作業が進んでおり、まもなく終了という段階に入っている。ただし作業の状況を見るとかなり地下深くまで撹乱がおよんでいる部分が多いことが分かる。これに平行して調査地周辺の、かつての状態について、特に古老を

聞き取り調査

中心に聞き取り調査を行い、状況把握を行う。

図６　調査状況

聞き取り調査により、まず話の遡れる限界は明治時代であった。明治には木造の織物工場があった。（貝塚塚織物）やがてその土地

宮崎鉄工

を大正１０年に宮崎鉄工が買収し、鉄工場を建築して操業を開始した。このころ鉄筋コンクリートの基礎ができたという。昭和４年に

昭和４年に火災

火災があり、当該地域の工場は全焼した。その後も同じ場所で操業が行われたらしい。昭和３６年に鉄工場は貝塚市内の他所へ移転し、

昭和３６年に鉄工場

昭和４８年に魚市場に売却

昭和４８年に魚市場に売却された。以来、この場所は魚市場として利用されてきたが、近年、魚市場が市内の別の場所に移動し、南海建設に売却されたという。

図７　調査状況

８月２２日から実質的な調査開始。基礎部分が撤去が完了地域について調査区画の設定を行う。すなわち東側の南北に長いトレンチを１区とし、西側の東西に長いトレンチを２区とする。調査は１区から開始する。

図８　調査状況

鉄工所の跡地

重機によって鉄工所の跡地

について表土部分の除去をおこなう。状況写真の撮影を行いつつ、さら溝下層の

テストピット

状況確認をテストピットで行う。側壁にそって溝を設定し、下層の確認を行う。

焼土層

２３日には、１区重機による焼土層（表土から４層目）直上まで掘削。５層を人力掘削にして精査を２４日まで行う。あわせて溝の礎石に関連する礎石類の写真撮影などを含む検出作業を行う。さらに２４日には２区の調査を開始する。重機によって北部から表土除去を開始するが、撹乱が著しく層序関係の把握はかなり困難である。重機で第４層の焼土層まで下げていく。２区の表土除去作業状態の写真撮影。２５日には、１区２区の中央から南側部分について精査を実施する。東側壁については２層までを実測完了。２区江戸末期から明治時代と見られる４層、２面砂層を直上まで重機で掘削する。特に現代面からの下層への撹乱が著しいこともあり、遺構確認が困難であるが、ほぼ表面的な精査、清掃が完了した。

撹乱

それらの完了を待ってマーキングを行う。なお撹乱と遺構との峻別がつきにくい。この状況は最終段階まで継続する。

２６日には１区第２面のコンクリート基礎の配置について平板実測（Ｓ＝1／100）にて記録することにした。当該遺構は先に示したように、大正１０年以降のものであり、コンクリートの状況から昭和４年以降の可能性が濃い。１区と２区を分

西壁断面図

ＳＸ691

ける中央の土手部の西壁断面図の実測を開始する。２８日からは１区第２面まで重機により掘削を開始する。ＳＸ691（南西部の大撹乱）を検出。井戸枠瓦が多く検出されたため、井戸が存在する可能性が高いと考えられる。２区の調査区の杭を再度打ち直して後、再び重機により表土を除去するが、１区で見られた黒色灰層は確認されず、焼土のみを確認した、後これを除去し、第２面直上まで掘削を行う。１区、２区ともに重機による掘削作業風景を写真撮影にとどめる。２９日には、１区のコンクリートおよびレンガの基礎を重機によって除去した後、精

写真撮影

査を行う。南側の側溝を掘削する。作業風景を写真撮影する。２区第２面６層（黒褐色砂層）の精査を行う。ＳＰ３０およびＥ５杭付近の瓦溜まりを精査後、第２面精査状況および遺構検出状況の写真撮影を行う。撹乱および溝遺構の掘削。撹乱内部からの出土遺物には瓦、鉄製品、陶・磁器など様々であるが、とくにまとまりのあるものではない。３０日には引き続き１区コンクリートおよびレンガ部分を重機により除去し、後精査を行う。２区瓦溜まり内の遺物の取り上げ作業を行う。３１日には、１区、２区ともに第２面（６層砂層）を人力により精査、

第２面遺構検出風景

遺構検出およびマーキングを行う。また随時、精査の風景、第２面遺構検出風景の写真撮影を行う。

９月１日には１区、２区第２面（６層砂層）の遺構掘削を開始する。２日には１区の割付終了後、北側より平面図（Ｓ＝1／20）の実測を開始する。同時に遺構掘削を続行。ＳＸ78より古銭が大量に出土したため、出土状況の写真撮影および、

江戸時代後半

平面図（Ｓ＝1／10）の実測作業、レベリングを行う。恐らく江戸時代後半の遺構と見られるが、その性格については明らかではない。２区第２面の割付を西側から開始する。ＳＸ31、34、39、40、44、46、47瓦溜まり、集石部分の精査、その他の遺構、撹乱の内部の検討および掘削を行う。あわせて１区、２区ともに遺構掘削状況を撮影する。４日には、１区の各遺構・撹乱の掘削作業を続行し、完

掘できた部分から平面図（S＝1／20）の実測行う。２区も完掘後、平面図の実測を開始する。午後４時頃には完掘することができたので、小型ヘリによる第１回目の航空写真撮影と、阿南氏による遺構写真撮影を行う。

航空写真撮影、遺構写真撮影

５日には１区、２面（６層砂層）の平面図実測を続行し、平面実測が完了次第、レベリングを開始する。レベリング終了部分から重機により３面（８層）まで掘削を開始。６日も１区第２面（６層砂層）の平面図実測の残り部分続行し、完了部分よりレベリングを行い終了させる。南側より第３面（８層砂層）まで重機により掘削を行う。ＳＸ62、ＳＸ63（埋甕）検出状況の写真を撮影後取り上げを開始する。ＳＸ62については実測、レベリング後一部取り上げ、残存部を精査し、実測。２区第２面（６層砂層）の除去作業を続行する。第３面（８層砂層）まで重機により掘削後、人力により精査、遺構検出およびマーキングを行う。１区、２区ともに作業風景を写真撮影。７日１区第２面（６層砂層）の実測およびレベリングを完了させる。ＳＸ62、63（埋甕）の取り上げを行う。重機により第３面まで掘削、南側より人力精査、遺構検出、マーキングを行う。井戸枠瓦を使用した井戸（ＳＥ５３２、５８８）を確認、検出状況の写真を撮影する。２区第３面（８層砂層）の精査、マーキングの後全体写真を撮影する。ＳＤ２０３（集石溝）の精査および細部の写真撮影。まず、撹乱の掘削を行い、次に各遺構の掘削を行う。この時点でタタキ状の粘土の層が一面に確認される。８日からは１区、２区ともに第３面（８層砂層）の遺構および撹乱の掘削を開始する。９日は１区、２区の第３面（８層砂層）遺構掘削を続行。掘削の完了した部分より平面図（S＝1／20）の実測を開始する。作業風景および井戸の検出状況の写真撮影。１区より井戸枠を使用した井戸があらたに５基確認される。

平面図実測

ＳＤ２０３（集石溝）

タタキ状の粘土

休み開けの１１日には、１区の第３面（８層砂層）平面図実測が終了し、一部からレベリングを行う。同じく２区の第３面（８層砂層）平面図の実測を続行。午後より、撮影準備に取りかかり清掃、水撒き、マーキングを行った後、第２回目の航空写真撮影と阿南氏により遺構の写真撮影を行う。

１２日には１区第３面（８層砂層）のレベリングを完了させる。２区第３面（８層砂層）の平面図の実測が完了次第、レベリングを開始する。ＳＸ１６１（タタキ）に東西方向のサブトレンチをいれ、断面の実測と写真撮影を行う。１３日には１区の第４面（10層砂層）を確認することができなかったため、２区と面を揃えるため、本日は掘削を行わないことにする。

２区第４面（10層砂層）まで重機により掘削を行う。その後遺構精査およびマーキングを行い、同時に撹乱の掘削と２区の土手の除去作業を行う。南壁（第１～４面部分）の断面図実測を開始する。各作業風景および２区南壁断面の写真撮影。１４日は１区について昨日に引き続き作業を行わず。２区第４面（10層砂層）の遺構精査およびマーキング終了後、全体写真の撮影。遺構掘削を開始する。１６日も１区、引き続き作業を行わない。２区、遺構掘削が完了の後、平面図の実測を開始。レベリング終了まで作業が進む。その後、撮影のための精査、水撒き、マーキングを行う。午後３時より第４面（10層砂層）完掘写真を阿南氏により撮影。

撹乱の掘削

完掘写真

１８日には１区、２区ともに重機により第５面まで掘削を開始する。１区については各作業風景を写真撮影する。２区は遺構精査とマーキングを行った後、西壁の断面の実測を開始、写真撮影も行う。１９日は１区、重機により第５面まで掘削を完了させた後、遺構精査およびマーキングを行い遺構検出状況の写真を撮影する。２区、遺構精査および検出状況の写真撮影後、遺構掘削を開始する。１区、２区各作業風景を写真撮影。２０日は、１区、２区ともに第５面の遺構、撹乱掘削作業を続行させる。

井戸の枠瓦の平面図

２１日には１区ＳＥ５３２、ＳＥ５４４、ＳＥ５８８、ＳＥ５９９、ＳＥ６０２、ＳＥ７１６井戸の枠瓦の平面図（1／10）およびエレベーション実測、第５面平面図（1／20）の実測を開始する。２区南壁（第４～５面）断面の実測を開始。割り付け杭に伴う土砂の除去と割り付けを行い、杭の打ち直しをする。１区、２区ともに各作業風景の写真撮影。

２２日も引き続き１区ＳＥ５３２～ＳＥ７１６井戸の枠瓦の平面図（1／10）およびエレベーション実測を続行し、完了させる。同じく第５面平面図（1／20）の実測も完了。２区南壁（第４～５面）断面図の実測の続行、そして完了。割り付け作業の続行。２５日には１区第５面のレベリングを行う。２区一部不足部分の割り付けを続行させながら平面図（1／20）の実測を開始する。午後より１区、

第５面完掘状況

２区ともに第５面完掘状況の写真撮影に備えて清掃、水撒き、マーキングを行う。

航空写真撮影

午後２時より第３回目の航空写真撮影。その後、阿南氏により写真撮影。

２６日には１区ＳＥ５３２、ＳＥ５４４、ＳＥ５９９、ＳＥ７１６井戸の枠瓦の取り上げを開始する。周囲が砂であり、人力では崩落に巻き込まれる可能性が濃いこともあり、危険防止のため、まず重機により上部を取り上げ、その下部については人力によって行う。２区第５面の平面図（1／20）実測と並行してレベリングを行う。完了後、調査区外の土塁（タタキ）延長線上部分を一部拡張するため、重機で表土のみを除去する。拡張部分の状況を撮影。２７日１区西壁断面図の実測を開始する。現難波川暗渠より南方から始め、１区と２区の交点まで実測

東壁断面図

を行う予定。東壁に沿ってトレンチを重機により掘削する。東壁断面図に加筆できるように壁の清掃を行う。土塁が検出された拡張区を重機掘削の後、人力により掘削を開始する。これまでの出土遺物の洗浄と平面実測図（1／20）の整理および照合作業を行う。２８日１区東壁沿いのトレンチを重機により掘削。東壁の精査を行い断面図の実測を行う。西壁断面図の実測を続行させる。ＳＥ５８８、

拡張区土塁、記者発表用

ＳＥ６０２井戸の枠瓦の取り上げを行う。拡張区土塁の全景撮影と記者発表用の写真撮影を行う。

２９日には、１区西壁断面図の実測が完了したので、埋戻しを開始する。拡張区土塁の版築状況を1／10断面図を作成。３０日には、１区埋戻し作業の続行。ほ

拡張区土塁

ぼ完了させる。拡張区土塁の断面図実測の続行、完了させた後、阿南氏により最終段階の写真撮影を行う。一部人員をさいて、既に水洗の完了している遺物から資料館まで搬出を午前、午後の２回に分けて行う。なお機材類についても平行して引き揚げる。

瓦礫を撤去、埋戻

１０月１日には、２区および拡張区周辺の散乱している瓦礫を撤去、埋戻しが完

了した１区について、後の危険防止のため整地を行う。現地説明会に備えて事務所内の清掃した後、展示物、パネル等を配置する。現地説明会を開催。地元をはじめ近隣の市から見学者が来訪。当初の予想を上回った参加者で一応は成功に終わる。

現地説明会

２日には残されていた機材およびその他の品を現地事務所から資料館へ搬出する。拡張区土塁上の瓦の取り上げとその撮影を行う。摂河泉文庫の南川氏より貝塚寺内町の『元禄絵図』を借用し、大学資料館にて阿南氏により写真撮影を行う。終了後、同日中に南川氏に返却。さらに事務所の返還などをへて無事に現地の作業は一応の完結を見た。

拡張区土塁、摂河泉文庫、『元禄絵図』

４、遺物整理の経過

遺物整理作業

遺物整理作業は、一部現場事務所で時期の対応などを確認するために水洗をおこなったものがあったが、これらはごく一部で大半のものは未水洗のものであった。調査途上で少量ではあったが遺物の資料館への移動が行われており、細々ながら水洗作業は外業と平行して進められてきた。やがて１０月２日の調査完了をもって、内業は本格化することになった。しかし調査段階以上に学生の参加が少なく、予想以上に整理作業が長引くことになってしまった。発掘調査と同じく調査の日誌を以下に掲げるべきかもしれないが、よく知られているように、発掘のように日々の変化は少なく、また作業そのものも単調な繰り返しが多く、とくに日誌を掲げるにはなじまないのではという判断から、本報告書では遺物整理に関する日誌の掲載は省略することにした。ただし一応の日程については、簡単にまとめることが出来るので、表として示しておくことにする（表１）

資料館への移動

一応の日程

（安井、中村）

表１　遺物整理の作業工程表

作業内容	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月
水洗	←―――	―――	―――				
注記	←―――	―――	―――	―――			
接合・復元		←―――	―――	―――	―――		
実測	←―――	―――	―――	―――	―――→	・・・	
製図				←―――	―――	―――→	・・・
原稿作成					←―――	―――	―――→ ・・・
図版作成（含写真撮影）					←―――	―――	―――
印刷		・・・は一部作業を継続したもの				←―――	―――→ ・・・

5、発掘調査日誌抄

１９９５年８月２１日

魚市場、コンクリート、アスファルト

作業開始。調査現場事務所内の備品など什器の整理。調査対象となる地域の写真撮影。なお魚市場であったことから、相当厚いコンクリートや、アスファルトの舗装が行われている模様。それらの撤去作業が進んでおり、まもなく終了という段階に入っている。ただし作業の状況を見るとかなり地下深くまで撹乱がおよんでいる部分が多いことが分かる。調査地域の周辺の方々から、調査地について、特に古老を中心に聞き取り調査を分担して行う。

図９　遺構の状況

８月２２日

礎石

実質的な調査開始。撤去が完了した地域について調査区画の設定を行う。東側の南北に長いトレンチを１区、西側の東西に長いトレンチを２区とする。調査は１区から開始。重機によって鉄工所の跡地について表土部分の除去。表土部分は鉄粉や炭のような粉塵が多く堆積。状況写真の撮影、さらに下層の状況確認をテストピットで行う。側壁にそって溝を設定し、下層の確認。溝内部から礎石らしい石が検出される。先の黒色層を重機によって除去作業。

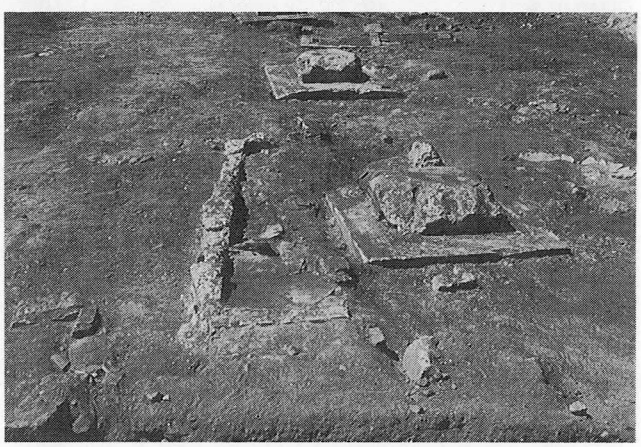

図10　遺構の状況

８月２３日

人力掘削

１区重機による焼土層（表土から４層目）直上まで掘削。５層を人力掘削にして精査。溝内部の礎石は崩落の危険があるので除去。礎石の写真撮影。状況写真などの撮影。

図11　遺構の状況

８月２４日

１区５層砂層部分

１区５層砂層部分の精査を昨日に引き続き実施。あ

わせて溝の礎石に関連する礎石類の検出作業。

２区の調査を開始。重機によって北部から表土除去を始めるが、撹乱が著しく層序関係の把握はかなり困難。重機で第４層の焼土層まで検出が完了。１区精査の状況写真撮影。２区表土除去作業状態の写真撮影。

表土除去作業状態

８月２５日

１区２区の中央から南側部分について精査を実施。東側壁については２層までを実測完了。

江戸末期

２区江戸末期から明治時代と見られる４層、２面砂層を直上まで重機で掘削。

現代の撹乱

特に現代の撹乱が著しいこともあり、遺構などの確認が困難な状況であるが、ほぼ表面的な精査、清掃が完了。それらの完了を待ってマーキング。なお撹乱と遺構との峻別がつきにくい。東側断面実測図作成。２区２面の写真撮影。

８月２６日

１区第２面（４層砂層）のコンクリート基礎の平板実測（Ｓ＝1／100 ）。昨日に引き続き東壁断面の実測を続行。１区と２区を分ける中央の土手部の西壁断面の実測を開始。２区第１面の平板実測図（Ｓ＝1／100 ）を１区に引き続き行う。

東壁断面

１区、２区の断面図実測作業風景、および平板実測風景の写真撮影。

平板実測風景

図12　調査状況

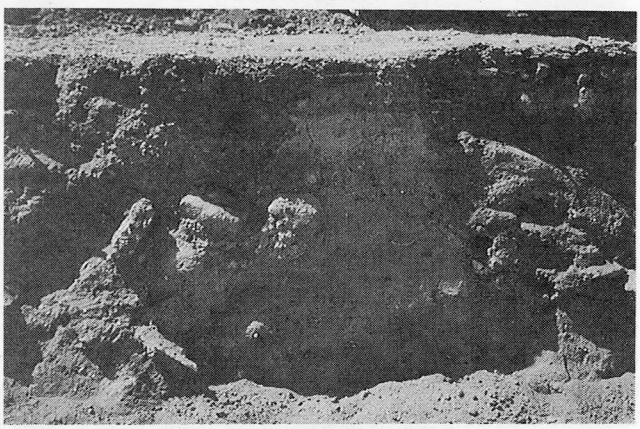

図13　わずかに残る未撹乱部分

図14　調査状況

図15　調査状況

8月28日

南西部の大撹乱

1区第2面まで重機により掘削を開始する。SX691（南西部の大撹乱）を検出。井戸枠瓦が多く検出されたため、井戸が存在する可能性が高いと考えられる。

2区の調査区を再設定後、重機による掘削を開始。表土を除去するが、1区で見られた黒色灰層は確認されず、焼土のみを確認した後これを除去し、第2面直上まで掘削。

黒色灰層

1区、2区ともに重機による掘削作業風景を写真撮影。

8月29日

作業風景

1区コンクリート・レンガ基礎を重機によって除去した後、精査。南側の側溝を掘削。作業風景を写真撮影。

瓦溜まり
第2面精査状況

2区第2面6層（黒褐色砂層）の精査。SX30およびE5杭付近の瓦溜まりを精査後、第2面精査状況および遺構検出状況の写真撮影。撹乱および溝遺構の掘削。

8月30日

引き続き1区コンクリート・レンガ部分を重機により除去した後、精査。除去風景の写真撮影。

瓦溜まり内

2区瓦溜まり内の遺物の取り上げとその様子を写真撮影。

8月31日

1区、2区ともに第2面（6層砂層）を人力により

図16　調査状況

図17　調査状況

図18　調査状況

図19　調査状況

精査、遺構検出およびマーキング。精査風景、第２面遺構検出風景の写真撮影。

遺構検出風景

９月１日

１区、２区第２面（６層砂層）の遺構掘削を開始。遺構掘削状況を写真撮影。

９月２日

１区割付終了後、北側より平面図（Ｓ＝1／20）の実測を開始。同時に遺構掘削を続行。ＳＸ７８より古銭が大量に出土したため出土状況の写真撮影および、平面図（Ｓ＝1／10）の実測、レベリング。

古銭が大量に出土

２区第２面の割付を西側から開始。ＳＸ３１、３４、３９、４０、４４、４６、４７瓦溜まり、集石の精査、その他遺構、撹乱の掘削。１区、２区ともに遺構掘削状況を撮影。

集石の精査
撹乱の掘削。

９月４日

１区の各遺構・撹乱の掘削作業を続行。完掘できた部分から平面図（Ｓ＝1／20）の実測を続行。２区も同じく、完掘後、平面図の実測を開始。午後４時頃には完掘することができたので、小型ヘリによる航空撮影と阿南氏による撮影。

航空撮影

９月５日

１区、昨日に引き続き第２面（６層砂層）の平面図実測を続行。２区の平面実測が完了次第、レベリングを開始。レベリング終了部分から重機により３面（８

レベリング

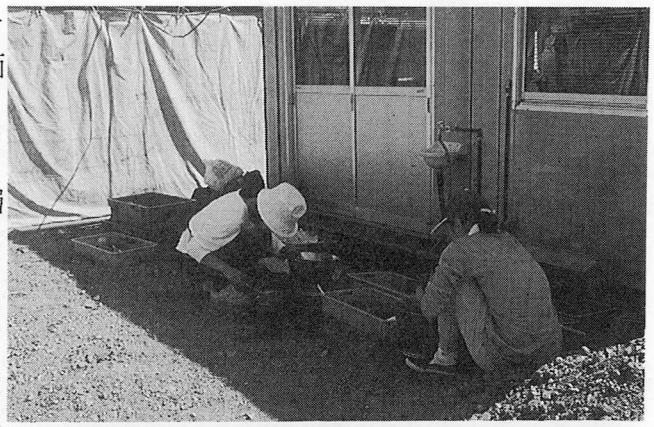

図20　遺物の水洗

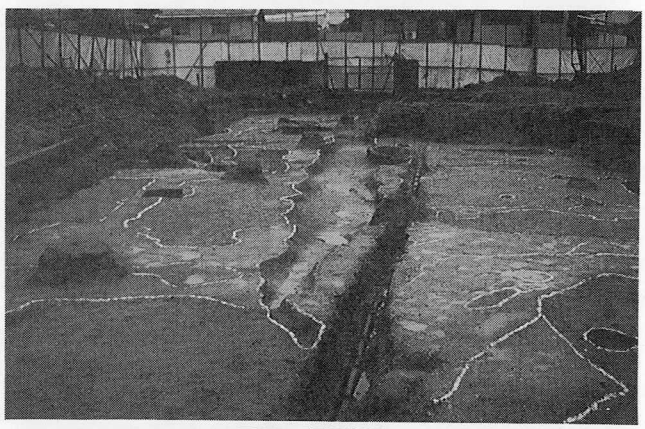

図21　完掘状況

図22　調査状況

図23　調査状況

層）まで掘削を開始。

９月６日

面図実測

１区第２面（６層砂層）の平面図実測を続行。実測完了部分よりレベリングを開始し、終了させる。南側より第３面（８層砂層）まで重機により掘削。ＳＸ６２、６３（埋甕）検出状況の写真を撮影後取り上げを開始。ＳＸ６２については実測、レベリング後一部取り上げ、残存部を精査し、実測、写真撮影の準備。

図24　遺物のとりあげ

２区第２面（６層砂層）

２区第２面（６層砂層）の除去作業を続行。第３面（８層砂層）まで重機で掘削後、人力により精査、遺構検出およびマーキング。

図25　層位の確認

１区、２区ともに作業風景を写真撮影。

９月７日

井戸枠瓦

１区第２面（６層砂層）の実測およびレベリングを完了。ＳＸ６２、６３（埋甕）の取り上げ作業。重機により第３面まで掘削、南側より人力精査、遺構検出、マーキング。井戸枠瓦を使用した井戸（ＳＥ５３２、５８８）を確認、検出状況の写真を撮影。２区第３面（８層砂層）の精査、マーキングの後全体写真を撮影。

図26　マーキング状況

ＳＤ２０３（集石溝）

ＳＤ２０３（集石溝）の精査および細部の写真撮影。

粘土のタタキ面

まず、撹乱の掘削を行い、次に各遺構の掘削。この時点で粘土のタタキ面を確認。

９月８日

図27　拡張区タタキ遺構検出状況

第3面（8層砂層）	1区、2区ともに第3面（8層砂層）の遺構および撹乱の掘削を開始。掘削作業の写真撮影。
	9月9日
	1区、2区の第3面（8層砂層）遺構掘削を続行。掘削の完了した部分より平面（S＝1／20）の実測を開始。作業風景および井戸の検出状況の写真撮影。1
井戸枠	区より井戸枠を使用した井戸があらたに5基確認。
	9月11日
第3面（8層砂層）	1区の第3面（8層砂層）平面図実測が終了した部分からレベリング。同じく2区の第3面（8層砂層）平面の実測を続行。午後より、撮影準備に取りかかり清掃、水撒き、マーキングを行った後、航空撮影と阿南氏の写真撮影。
	9月12日
	1区第3面（8層砂層）のレベリングを完了。K7杭の東側にあるSX561（タタキ）に東西方向のサブトレンチをいれ、断面の実測と写真撮影。
	2区第3面（8層砂層）の平面図が完了次第、レベリングを開始。SX161
サブトレンチ、断	（タタキ）に東西方向のサブトレンチをいれ、断面の実測と写真撮影を行う。
面の実測	1区、2区ともに各作業風景を写真撮影する。
	9月13日
	1区の第4面を確認することができなかったため、2区と面を揃えるため、本日は掘削を行わない。
	2区第4面（10層砂層）まで重機により掘削。その後遺構精査およびマーキング、同時に撹乱の掘削と2区の土手の除去作業。南壁（第1～4面部分）の断面実測を開始する。各作業風景および2区南壁断面の写真撮影。
	9月14日
	1区は昨日に引き続き作業を行わず。2区第4面（10層砂層）の遺構精査およびマーキング終了後、全体写真の撮影。遺構掘削を開始。
	9月16日
	1区、引き続き作業を行わない。2区、遺構掘削が完了の後、平面の実測を開
水撒き	始。レベリング終了まで作業が進む。その後、撮影のための精査、水撒き、マーキング。午後3時より第4面（10層砂層）完掘写真を阿南氏により撮影。
	9月18日
	1区、2区ともに重機により第5面まで掘削を開始。1区については各作業風
2区は遺構精査	景を写真撮影。2区は遺構精査とマーキングを行った後、西壁の断面の実測を開始、写真撮影。
	9月19日
	1区、重機により第5面（12層砂層）まで掘削を完了させた後、遺構精査およびマーキングを行い遺構検出写真撮影。
	2区、遺構精査および検出状況の写真撮影後、遺構掘削を開始。1区、2区各作業風景を写真撮影。
	9月20日
撹乱掘削作業	1区、2区ともに第5面の遺構、撹乱掘削作業を続行。

	9月21日
エレベーション実測	1区SE532、544、588、599、602、716井戸の枠瓦の平面(1／10)およびエレベーション実測、第5面(12層砂層)平面(1／20)の実測を開始。
	2区南壁(第4～5面)断面図の実測を開始。杭山の除去と割り付けを行い、杭の打ち直し。1区、2区ともに各作業風景の写真撮影。
	9月22日
	1区SE532、544、588、599、602、716井戸の枠瓦の平面(1／10)およびエレベーション実測を続行、完了。同じく第5面平面図(1／20)の実測も完了。
	2区南壁(第4～5面)断面図の実測の続行、完了。割り付け作業の続行および杭山の除去。各作業風景の撮影。
	9月25日
杭山の除去作業	1区第5面のレベリングおよび、杭山の除去作業。2区一部不足部分の割り付けを続行させながら平面図(1／20)の実測を開始。
第5面完掘状況	午後より1区、2区ともに第5面完掘状況の写真撮影に備えて清掃、水撒き、マーキング。午後2時より航空撮影。その後、阿南氏により写真撮影。
	9月26日
	1区SE532、544、599、716井戸の枠瓦の取り上げを開始する。危険防止のため、まず重機により上部を取り上げ、その下部については人力によって行う。
	2区第5面(12層砂層)の平面図(1／20)実測と並行してレベリング。完了後、調査区外の土塁(タタキ)延長線上部分を一部拡張のため、重機で表土のみを除去。拡張部分の状況を撮影。
	9月27日
	1区西壁断面図の実測を開始。現難波川暗渠より南方から始め、1区と2区の交点まで実測を行う予定。東壁に沿ってトレンチを重機により掘削。東壁断面図に加筆できるように壁の清掃。
出土遺物の洗浄	昨日に引き続き土塁が検出された拡張区を重機掘削の後、人力により掘削を開始。これまでの出土遺物の洗浄と平面実測図(1／20)の整理および照合作業。
	9月28日
トレンチを重機により掘削 記者発表用	1区東壁沿いのトレンチを重機により掘削。東壁の精査を行い断面の実測。西壁断面の実測を続行。SE588、602井戸の枠瓦の取り上げ作業。拡張区土塁の全景撮影と記者発表用の写真撮影。
	9月29日
埋戻しを開始	1区西壁断面図の実測が完了したので、埋戻しを開始。拡張区土塁の版築状況を1／10断面の実測。
拡張区土塁の断面図実測の続行 資料館	9月30日 1区埋戻し作業の続行。ほぼ完了。拡張区土塁の断面図実測の続行、完了させた後、阿南氏により写真撮影。資料館まで遺物、機材の搬出を午前、午後の2回

	に分けて行う。
	１０月１日
埋戻しが完了、整地	２区および拡張区周辺の瓦礫を撤去、埋戻しが完了した１区について整地を行う。
現地説明会	現地説明会に備えて事務所内の清掃した後、展示物、パネル等を配置。
	１０月２日
元禄絵地図	機材および備品を資料館へ搬出。拡張区土塁上の瓦の取り上げとその撮影。摂河泉文庫の南川氏より貝塚寺内町の元禄絵地図を借用し、大学資料館にて阿南氏により写真撮影。終了後、同日中に南川氏に返却。

（寺嶋、田之上、中村）

第2章　検出遺構

1．はじめに

寺内町

今回調査の対象とした地域は、寺内町では最も西に位置する地域である。また従来海岸線と市街地の境界部分でもあり、寺内町の西橋を境する何らかの施設、構築物に関する遺構が存在する可能性が濃いと考えられていた部分でもある。

魚市場と

調査は近年まで魚市場として利用されていた地域を対象として行われたが、面積的にあまりにも広大であり、遺構、遺物の区分についても、より細かな配慮を伴う細分が必要とされた。これらについては後に記述するが、いずれにしても近年まで使用されていた地域の発掘調査は、その使用痕跡の除去から開始しなければならなかった。幸い業者によって大半のコンクリート基礎などが除去されてはいたが、下層に大きく影響するものなどは、当時のままで放置されていた。また当初は下層面にわずかながらでも遺構、遺物が残されているという期待をかけて実施した部分についても、調査の結果はまったくの攪乱であったということも少なくなかった。いずれにしても寺内町という大まかな内容というか状況が設定されていたのみで、下層で如何なる遺構、遺物が期待されるのかというような、明確な見通しは残念ながら組み立てて調査に入ったというものではない。

2、調査の方法と名称

すでに見たように当初から当該調査については、区画設定の細分化が要求されていた。まず調査対象地の東側に南北に長いトレンチを設定したが、これを第1区とした。さらに西がワン部分に東西に長いトレンチを設定しており、これを第2区とした。各トレンチについては、5m四方のグリッドを設定して細区分をおこなった。とくに南北には1・2・・3・4・5・・・・とし、東西にはA・B・C・D・E・・・・・とした。すなわちA1区・B2区・C3区というような区画が設定されたのである。またこの場合、A～Zが完了した場合には、再びAから開始するという方法を採用している。したがってA1区の西側の区画はZ1区となり、その南はZ2・Z3区と続いていく。

国土座標

なお各区画に伴う国土座標の数値は図28に示した通りであり、その杭の配置については専門の測量業者に委託して行った。

区画名称
遺構名称

次に各区すなわち5mの四方内部で出土した遺物については、その区画名称とともに遺構名称が記入されることになる。これについても土坑、ピットについては、各区すなわち第1区、第2区ともに一連の連続番号によって遺構名が付されている。すなわち第1区の土坑であるSX546は、これ以外には同じ番号の遺構は存在しないということである。しかも同一面にも、同一番号は存在しない。

この状況は、SE（井戸）、SX（土坑）、SD（溝）、SZ（攪乱）、SP（ピッ

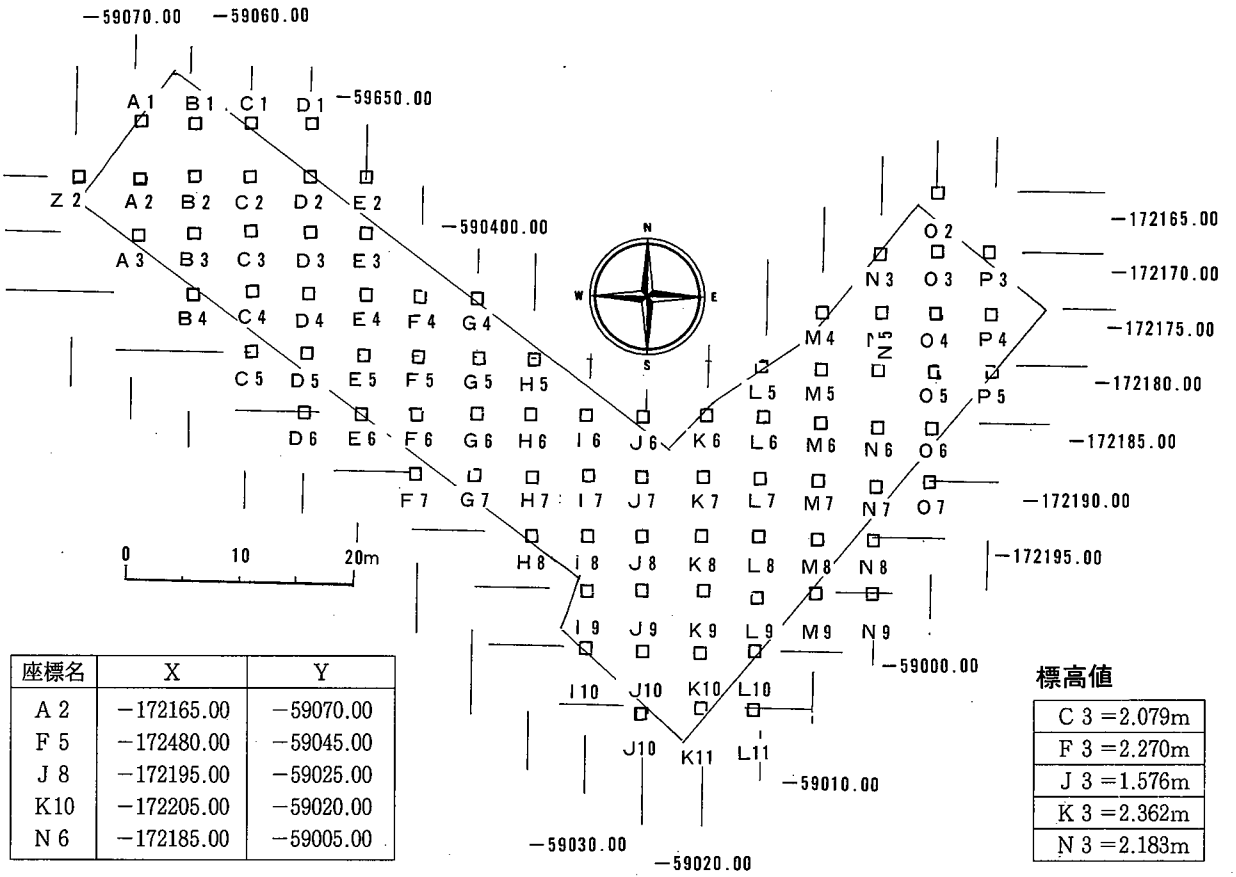

座標名	X	Y
A 2	−172165.00	−59070.00
F 5	−172480.00	−59045.00
J 8	−172195.00	−59025.00
K10	−172205.00	−59020.00
N 6	−172185.00	−59005.00

図28　調査地の座標値と杭の位置

ト）については共通している。しかし複数の土坑やピットなどから構成されるＳＡ（杭、柵列）さらには建物（ＳＢ）については、当初の遺構である番号は問題ないが、それらを複合して構成される構築物では、第１区、第２区の、おのおのの調査面で同じ番号が生じる可能性がある。その場合には、まず地区（トレンチ）番号の１ないしは２を遺構記号の前に付し、次に遺構面の２面か３面かという数字、例えば１区の３面であれば１ＳＢ３とし、さらにハイフォン（−）の後に遺構番号を記述する。すなわち１区３面で検出された建物２の場合には、１ＳＢ３−０２建物というように記述し混乱を避けている。

このように調査区域別と遺構面の別、さらに遺構の番号を付したものは、各面、各区で複数の遺構から構成されている建物、柵（杭）列に限定しており、ほかの遺構については、面番号を示されずにいずれも通し番号によって遺構名称としている。

3．層序関係

層序関係についてはトレンチ内部に特に観察用にセクションを設定したのは第１区と第２区との境界部分に残したもの以外は、特別には設定しなかった。その理由としては、全体に攪乱が著しく、とくにセクションを設定して観察する必要があると見られらた面が存在しなかったことと、各トレンチの側壁を利用した観察であっても十分、その堆積関係などの観察には耐えると判断したからである。したがって各層の観察は、各トレンチの側壁部の検討を行った結果である。

第１区

(1) 第１区

主として観察、検討の対象としたのは、トレンチの東側側壁である。当該側壁部は、後にも触れるが、当該部分は、鉄工場や紡績工場と民家の建てられていた部分との境に該当する可能性もあり、今回の調査対象の大半が含まれている鉄工場や紡績工場の痕跡とは異なったものも確認されている。しかし鉄工場などの影響はかなり大きいものがあることは否定できないが、その内では最も良好な保存状態が期待された部分でもある。

東側側壁面

－東側壁の観察－

南北に長く設定されたトレンチに接しているセクションである。南端ではほとんど撹乱の状況が層に認められないのに対し、中央部分などでは大きな撹乱が認められる。第２区の層がほぼ１２～１３層確認されているのに対し、当該部分では５～６層が最も撹乱の少ない箇所である。南端での層の状況を記述する。第１層は10YR5／8黄褐色粗砂層で若干の礫を含んでいる。いわゆる表土面で、第１面でもある。第２層は10YR3／1黒褐色粗砂層でさらっとした感を与える。第３層は2.5Y5／4黄褐色粗砂層でわずかに礫を含む。第４層は10YR5／4にぶい黄褐色粗砂層で第３層と同様礫をわずかに含む。第５層は2.5Y7／4浅黄色細砂層で、礫は含まない。さらにこの層は１．５m以上下層にまで及んでいるが変化は認められない。これが南端の状況であるが中央部付近では、この間に細かな層が見られ、都合８～１０層を数える部分もある。一方上層空の撹乱が著しく、北側部分では４層しか認められない部分もある。しかしこれが撹乱によって下層面が侵食された結果であり、当初の状況は明らかにできない。恐らくは南端の層位がほぼ正確に伝えているものと考えられる。なおその状況から対応する面を示すと、第２面は第３層、さらに第５層が第３面となる。これらは第２区では、第１面から第５面まで検出しているが、当該区では３面を確認するに留まっている。両者の対応は第１面は第１面と対応する。また第５面は１区の第３面、２区の２～４面は１区の２面および３面に対応するものと考えられるが、とくに１区の場合は２面からの撹乱が著しく、２区の３、４面に対応する面の把握が困難であったことにも原因はある。

２区との境界セクション

－２区との境界部分のセクションの観察－

セクションは第２トレンチを横断するように設定されており、最も撹乱の多いとされる中央部を避けている。その状況は図版＊に示した如くである。すなわちほとんど撹乱されていない部分は認められず、わずかに中央部と南側部分に細く台形の柱状に未撹乱と考えられる層が認められたのみである。未撹乱層の上層から順に見ていくと、第１層は10YR7／2 にぶい黄橙色の粘質土で炭や鉄を含んでいる。第２層はコンクリートで第３層は10YR7／3にぶい黄橙色の砂質土である。第４層は10YR8／2灰白色粘質土、第５層は2.5YR8／3淡黄色の粘質土である。第１層は現代面で第１面、さらに第４層は第１面、第６層は第２面として理解される。第６層は10YR7／2にぶい黄橙色の砂質土で粘質土および炭化物などを含んでいる。７層は2.5Y7／3淡黄色粘質土、第８層は10YR5／4にぶい黄褐色砂層で瓦などをを含む。この第８層が第３面となる。さらに第９層は10YR5／3

にぶい黄褐色やや粘質土層である。第１０層は10YR6／3にぶい黄橙色砂層で第４面となる。第１１層は10YR5／4•6／3にぶい黄褐色砂層である。さらに続いて第１２層は10YR6／4•6／3にぶい黄橙色砂層である。この層が今回の調査では最も深い層であり、このほかに中央部分で約１．５ｍ前後まで下層深く掘削したが、全く砂層には変化がなかった。したがってこの第１２層が人為面としては最初の面、第５面であったと考える。この状況は一部コンクリートの有無など異なる部分も見られるが、ほぼ西側部分の層位と同じである。なお撹乱については図を見て頂ければいかなる段階で生じたものか明らかになるので、ここでは記述を省略しておきたい。

第２区

(2) 第２区

東西に長く設定されたトレンチであるが、先の第１区のように良好な状態を期待する側壁面は存在しなかった。すなわち北側部分は鉄工場、魚市場などで攪乱されていることが地表面でも確認され、地下の掘削後もその予想は裏切られなかった。すなわち攪乱の連続で、攪乱されていない堆積の良好な層序関係を観察できる部分は連続しては確保することはできなかった。

南側側壁面

－南側側壁面の観察－

トレンチの側面に沿ってセクションとして利用したが、側壁が直線でなかったこともあり、かなり曲がりくねった部分の実測を行うことになってしまった。層位を見た場合、東側部分よりも西側部分のほうが攪乱が少ないことがわかる。とくに中央部から東側では、相当攪乱が著しく、層も細分はしているがいずれも攪乱によるもので、生活面の把握には有効な部分ではなかった。ここでは西端の層を記述しておくことにする。

第１層は10YR3／3 暗褐色砂質土層で、石、煉瓦、瓦などが含まれている。この層は２０ｃｍ前後の厚さがあり、現代層である。第２層は10YR7／4 にぶい黄橙色砂層である。第３層は10YR2／1黒色砂層で瓦、陶磁器、煉瓦を多く含む。第４層が10YR5／2 灰黄褐色砂層で遺物は含まない。このように見てくると交互に砂層が認められそれぞれ面を成している。これを紡績工場の火災と結び付けて、この面を第２面、すなわち近代から現在面とした。次に第６層は10YR6／3にぶい黄橙色砂層、さらに第７層は10YR3／3暗褐色砂層で炭を含む層である。恐らくこの面が第３面となると考えられる。第８層は10YR6／3にぶい黄橙色の砂層で炭を少し含む。第９層は10YR2／3黒褐色砂層で炭を含む。第１０層は10YR7／4 にぶい黄橙色の砂層で炭をわずかに含む。この面が人為面の最終面と考えられ、次の層は砂層であっても締まりが緩い層、あるいは粗砂層となる。従ってこの第１０層が第５面に相当するものと見てよいだろう。逆に第４面は第９層面に対応すると考えられる。なおこのほか当該側壁面には長い距離があり、先に示した１区と２区の境界部分のセクションとの整合性も問題となろうが、それらを連続させるはずのセクションが途中で撹乱によってまったく姿を留めていない状態であり、いかんともしがたい。図示しているので詳細はそれらを参照されたい。

検出遺構

4．検出遺構

第１区

第１区

第１面

(1)　第１面

概観

A、概観

全体に魚市場の痕跡が残されていたというよりは、その以前の段階の屋敷跡、あるいは鉄工場に関連する遺構が多数確認されたといえよう。とくに調査地域の南側では多数の鉄粉および鉄屑、さらには高温で熱したと思われる焼土の痕跡が随所にみられた。なおこれらの焼土痕跡が、例えば炉のように何らかのまとまりをもつものではなく、任意に各所に設定されたかのような印象をあたえる分散状況であった。

調査区域の東側部分では、建物の礎石が確認されている。これらはかつて存在した民家の建物に伴う基礎と考えられるが、一部には焼け焦げた痕跡が認められた。これらは紡績工場の火災によって、被災したかの印象をうけるものである。また遺物としては、ごくふつうの民家の屋根に供されたと思われる、時期的には新しい瓦片が多く認められた。

紡績工場

調査範囲の中央部付近にはコンクリートの基礎が等間隔に多く残されており、魚市場関係の構造物ではないという当時の関係者の証言から、当該基礎はかつての鉄工場ないしは紡績工場に伴っていたものと考えられる。但しこれらのコンクリート基礎部分には、赤変するなどというような高温をこうむった痕跡は認められない。従ってこれらのコンクリートの基礎は火災を経て移動した紡績工場というよりは、その後に建てられた鉄工場に供された物である可能性が濃いと考えられる。

難波川

調査地域の北側には難波川と呼ばれる河川が西に流れている。現在では、この上にコンクリートよる蓋が設置され、暗渠としている。その排水口は貝塚港方向に求められているが、暗渠部分は当該調査範囲の東半分部分のごく一部に過ぎない。ほかは河川の形態をなしている。またこの暗渠についても魚市場関係者の談によると、少なくとも魚市場の設置したものではないとのことである。

魚市場

なお当該暗渠から南には、先に示したコンクリートの基礎が、縦横に認められており、その撤去を始め、下層遺構の確認はかなりの困難を予想させている。

遺構各説

B、遺構各説

建物

a、建物

コンクリートの基礎の上に構築されていた建物である。調査ではその残存していた基礎を簡単に測量して記録にとどめているが、果たしてこれがどれほどの資料価値を持つのかは疑わしい。なお建物の構造から、鉄工場の建物と考えられる。なお検出し、記録し得た範囲は、上層構造物の撤去が完了していなかった部分のみである。したがって建物の西側への波及範囲などについては確認できなかった。なお建築物は、東西に長い建物で、検出した延長は、東西１８m以上、南北２０mをはかる。ごく普通に見られる鉄工場という印象が濃い。

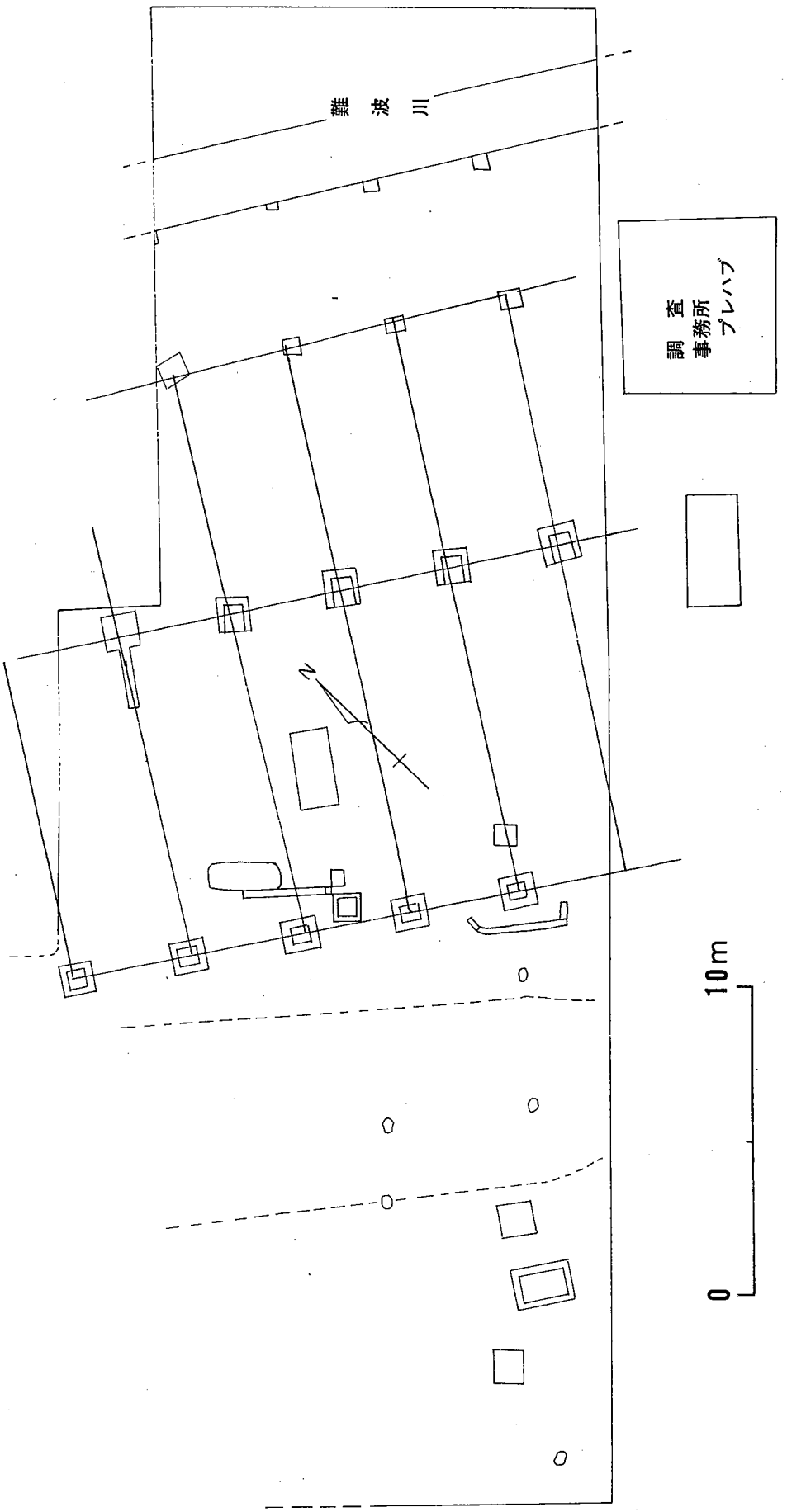

図29　第1区第1面測量図

第２面
概観

(2) 第２面

A、概観

表土から数えて６層で確認された生活面である。この地域では難波川北側部分では礎石がいくつか確認されている。これらの礎石は道路拡幅工事によって失われた、建物に伴うものであると考えられる。なお明治以降の写真によると、当該地域には倉庫が立ち並んでおり、今回検出した礎石についても、これらに伴う礎石遺構と見られる。（１ＳＢ２－０１建物）

１ＳＢ２－０１

今回の調査では、北側部分の確認は道路に影響を与えない程度でとどめざるを得ないため、主として調査では難波川から南側を対象として行った。北部のＳＸ６２土坑で内部からは陶器製品の大甕が１個みつかっている。おそらくは水甕として利用されていたものであろう。そのほかＳＺ５４、５９、５８、６０等の不整形な撹乱がみとめられる。またＳＸ５６、６１土坑あるいはＳＸ５７土坑内部には先程の拳大の川原石が充満している。これらは何らかの建物の基礎と考えられる。またＭ４区ではＳＸ６３土坑、ＳＰ６５、７２ピット等の存在がある。これら関連によって建物が存在した可能性があるが、その正確な規模などは不明である

図30　建物遺構検出状況（１ＳＢ２－０１）

調査区中央付近では、陶器製大甕が土坑内部から確認された。当該面では依然として上層面の基礎に用いられていたコンクリート基礎が残っており、その基礎の間に遺構が散在する。Ｍ６区ではＳＥ７６井戸が確認されている。またＳＥ７６井戸周辺にもＳＸ７８、ＳＺ７５、７７、７１撹乱などがみられるが、これらについても、お互いの関連は明確ではない。中央部分では、わずかにピットが数個みられる程度である。また撹乱も規模が大きくなっており、ＳＺ８９攪乱の中央部分には井戸が一基みとめられる。Ｌ８区にみられるＳＸ９０土坑内部には煉瓦で配置された構築物が認められるが、その用途は明らかではない。なおＪ９区、Ｋ９区には径２－３０ｃｍのピットが１５個東西方向に並んで検出されており，何らかの柵（杭）列が存在したものと考えられる。この他にも南部地域には正方形の撹乱がみられるが何れも基礎除去後の痕跡とみてよい。

遺構各説
柵（杭）列
１ＳＡ２－０１

B、遺構各説

a、柵（杭）列

１ＳＡ２－０１杭列

Ｊ９、８区、Ｋ９区の境界部分で確認された径１４～２１ｃｍ、深さ５～１２ｃｍをはかる円形のピット１５個から形成される杭列である。主軸方向はＮ－８

3°－Wで、東西方向からわずかに北に偏っている。ピットは大きさや深さは一定しておらず、何の用途に供するために設置されたものか現状ではあきらかにできない。また杭そのものも残されておらないが、時期については当該面からの設置ということで問題はない。おそらくは土留めなどの用途に用いられたものと考えられる。

建物

b、建物

１ＳＢ２－０１

１ＳＢ２－０１建物

調査区域の北側部分Ｎ３、Ｏ３、Ｐ３区から検出された礎石から構成されていたと考えられる建物である。当該部分は難波川と呼ばれる水系の暗渠によって大きく攪乱された可能性もあり、あるいは１ＳＢ２－０２建物とした礎石抜き跡とも共通する可能性がある。検出した礎石の間の距離は２m前後で、その延長は８m前後をはかる。なお当該建物は、明治頃のこの周辺と見られる周景写真に認められる土蔵の可能性が濃い。位置的にも難波川の北側であり、蓋然性も高いと見られる。

１ＳＢ２－０２

１ＳＢ２－０２建物

Ｏ４、Ｐ４、Ｎ４区に位置するＳＰ５７、ＳＸ５６、ＳＰ６１ピット、ＳＸ６４さらにＭ５、Ｎ５、Ｎ６区に位置するＳＰ６５、７２、６４ピットなどによって形成されると見られる２間以上×２間以上の建物が想定される。主軸方向はＮ－４７°－Wをはかり、各柱間の距離は約２．４～３．１m前後をはかる。なお西側列の礎石位置が明らかではないが、これらはいずれも大きな攪乱によって失われている。なお先にも記述したようにＳＰ５７ピット、ＳＸ５６、ＳＸ５４土坑によって、１ＳＢ２－０１建物に関連する可能性もある。

これらのピット、土坑からは、陶・磁器をはじめ瓦などが出土している。

井戸

C、井戸

ＳＥ７６

ＳＥ７６井戸

Ｎ６区で検出された瓦枠を使用した井戸である。直径１．１mの円形の堀方内部に直径０．８mの瓦枠を用いて構築されている。地山層が砂であるにもかかわらず、強固に崩れずに残存していた。最終段階で底部までの調査を試みたが、とくに内部からは遺物の出土はなかった。

ＳＥ５４４

ＳＥ５４４井戸

Ｋ７、Ｌ７区で検出された井戸である。瓦枠を用いて作られており、井戸はＳＺ８９攪乱内部に認められる。用いられていた瓦枠は、井戸用に作られたもので、屋根瓦などの転用品の使用ではなかった。内部からは瓦などが出土している。なお当該井戸は、その標高から見て、更に下層の第３面に相当する段階から使用されていた可能性が十分ある。しかし第２面段階で使用できなかったというものではない。

土坑

D、土坑

ＳＸ６２

ＳＸ－６２土坑

Ｏ４区南端部に位置する円形の土坑である。直径１０７ｃｍ前後、深さ２０ｃｍ前後をはかる。内部にはやや焼成の良好な径の大きな陶器甕が配置されていた。おそらく用途は水甕と見られる。なお内部からは陶・磁器、瓦なども採集されている。

ＳＸ６３

ＳＸ－６３土坑

Ｍ４区南西部に位置する円形の土坑である。直径７２ｃｍ前後、深さ２５ｃｍ前後をはかる。内部にはやや焼成の不良な焼き物が放置されていた。おそらく用途は水甕ないしは便槽と見られる。なお内部からは陶・磁器、瓦なども採集されている。

ＳＸ７８

ＳＸ－７８土坑

Ｎ６区に位置する径０．９ｍ前後、深さ１８ｃｍをはかる、ややいびつな円形を呈する土坑あるいはピットである。ＳＥ５８８井戸の南西部に接している。内部からは鉄製品、および瓦、古銭が出土している。とくに古銭は江戸時代に用いられた寛永通宝であり、当該面の上限を示す資料である。なお当該土坑は、出土遺物から何らかの祭祀に伴うものと考えられ、何らかの施設の鎮壇に伴う遺構の可能性が濃いと考えられる。

ＳＸ８８

ＳＸ－８８土坑

Ｌ７、Ｌ８、Ｍ８区に位置する不整形な土坑である。長径5．7ｍ、短径2．01ｍをはかる。複数の穴が切り合っており、この状況は他の攪乱と同じである。したがって当該土坑についても他の攪乱と似た性格のものと考えられる。

ＳＸ９１

ＳＸ－９１土坑

Ｋ８区の東北隅に位置する円形の土坑である。西南部をＳＺ９２攪乱によって切られている。南北の延長1.6m、東西1.9mをはかる。内部から陶器の破片が１点のみ出土している。

攪乱

E、攪乱

ＳＺ８９

ＳＺ－８９攪乱

Ｋ６、Ｋ７、Ｌ７、Ｌ８区に位置する不整形な形状を呈する土坑状の攪乱である。南北最大延長６．２ｍ、東西６．０ｍ、深さ１５ｃｍ前後である。中央部にＳＥ５４４井戸が確認されているが、その関連は全く考えられない。内部から鉄製品が出土しているが、時期的にさかのぼるものではない。

ＳＺ９２

ＳＺ－９２攪乱

Ｊ８、Ｋ８区に位置する東西に長い楕円形を呈する土坑状の攪乱である。北東端でＳＸ－９１土坑を切っている。

第３面

(3) 第３面

概観

A．概観

ＳＥ７６井戸は下層で、ＳＥ５８８井戸と連なっている。また上層の面ではみられなかった井戸としてはＳＥ６０２井戸がＮ５区東側端で、またＯ５、Ｎ３、Ｍ３、Ｌ５区周辺では粘土のタタキ面が見つかっており、第３面に生活痕跡があったことを証明する。

また、Ｍ５区で検出されたＳＸ５８４土坑内部には多数の石が認められた。またその周辺に石を含む層がみとめられる。おそらく当該部分に建物が存在した可能性が濃いと考えられる。

その他の建物としてはＳＰ５６５、５７９ピット、ＳＸ５７８、土坑ＳＰ５９８ピット、ＳＸ５８４土坑などを利用し、かつ礎石を有する１×２間以上の建物である。中央部ではＭ７区に、瓦および石を含むＳＸ５４７、５４６土坑があり、またＳＸ５７７、５７４、５７５土坑には、礎石に使われたと思われる石が確認されている。Ｌ６区ではＳＸ５７３土坑が確認され、その周囲からもタタキ面が、確認されていることから、他の面と同様に生活痕跡が存在することは明らかである。なおＫ６、Ｌ６、７周辺には多数のピットが確認されており、これらで建物が構成されていた可能性がある。南ではＪ８区でＳＥ５３２井戸が確認されている。ここでは井戸の周囲に井戸瓦枠を用いていることが確認された。とくに南部地域ではＳＺ９２、５１９攪乱という２カ所の大きな撹乱があり、ピットが散在するがそれらの関連を明確にすることはできない。なおＳＰ５３０、５１８、５１５、５１３ピットによって１×２間以上の建物が存在したことがわかる。なおＪ８区、Ｊ７区のなかばから西側にかけて魚市場の冷蔵庫が地下にまで及んで所在したといわれ、大きな攪乱となっている。

ＳＥ５３２

大きな攪乱

遺構各説

B、遺構各説

柵（杭）列

a、柵（杭）列

１ＳＡ３－０１

１ＳＡ３－０１杭列

調査区域の南部、Ｋ９、Ｊ９、Ｊ１０区に所在するピットを連続する杭列である。ＳＰ５０３、５０８、５１３ピットからなり、柵などの施設に伴うものではなく単なる閉鎖施設に伴う杭の連続と見られる。延長は９ｍ前後、ピットの径８～１５ｃｍ前後をはかる不整形な円形である。これらの内部からは土錘、陶・磁器、瓦などが出土している。

１ＳＡ３－０２

１ＳＡ３－０２杭列

１ＳＡ３－０１杭列と交差するかたちで東西にのびる杭列である。ＳＰ５０９、５０７、５０５ピットが結ばれる。ピットの径は３０～６０ｃｍで、深さは６～２０ｃｍをはかる。またピット間の距離は、１.８ｍ前後で、ＳＸ５１１土坑内部にもピットがあったと考えるとほぼ等間隔となる。

建物

b、建物

１ＳＢ３－０１

１ＳＢ３－０１建物

ＳＥ５４４井戸の周囲にいくつかのピットがあり、それらが互いに関連があるように見られる。すなわちＳＰ５４５、５４２、ＳＸ５４９、ＳＰ５５２ピットなどである。これらのうちＳＰ５５２ピットを除いては、不整形な土坑という印象を受けるが、ほかのものと重複して攪乱された可能性もあることから、ほぼ各ピットは同じ条件にあると見て良いだろう。ＳＰ５４３ピットなどを含めると２間×１間の建物が想定される。これは井戸の上屋というような簡単な建物と見られる。時期的には井戸と同じ時期と見られ、江戸時代末期前後と見られる。

１ＳＢ３－０２

１ＳＢ３－０２建物

Ｎ６、Ｍ６、Ｍ７、Ｍ８、Ｌ８、Ｎ７の各区にわたる土坑から想定される建物である。ＳＰ５１３、５１５、５１８、５３０ピットなどが礎石を含むあるいは抜き跡を含むものと考えられる。主軸方向はＮ－４５度－Ｅである。２間×２間の建物となる可能性が濃い。なおＳＸ５７５土坑からは陶磁器、瓦などが出土しており、ほかにもＳＸ５４６、５４７土坑などでも同様の遺物が出土している。恐らく東側の街路に沿って所在していた建物の一つと考えられる。

１ＳＢ３－０３

１ＳＢ３－０３建物

調査範囲の北部域、難波川に近い部分に攪乱、土坑が集中しているが、これらがかつては建物などの構築物に関連した痕跡ではないかと考えると当該建物が想定される。ＳＰ５６５、５７９、５９８ピット、ＳＸ５７８、５８４、土坑から構成され、ＳＸ５７８、５８４土坑からは礎石とみられる石が検出されている。これからここには礎石を伴った２×２間以上の建物が推定されるのである。既に

土蔵群

記述したように当該難波川周辺には、かつて土蔵群が立ち並んでいたとしたが、当該建物についても、これらと何らかの関連があったのかもしれない。しかしそれらの写真で見たものと時期的に同じであるかどうかについては、その考証手段を持たない。いずれにしても、当該地域の土坑・ピットはこのように建物に関係していたと見て良いだろう。

井戸

ｃ、井戸

ＳＥ６０２

ＳＥ６０２井戸

Ｎ５区北東部に位置する円形の井戸瓦枠を用いた井戸である。井戸瓦枠は、ほかの各井戸とほぼ同じものを使用しているが、かなり破損が著しく残存状態は良好とはいえない状態であった。井戸の直径は８０ｃｍで、ほぼ円形をなしている。内部からは井戸瓦枠以外には出土遺物は見られなかった。

ＳＥ５８８

ＳＥ５８８井戸

Ｎ６区北部中央に位置するもので、上層面ですでに確認されていたものである。したがっ、当該面では使用された痕跡はない。

ＳＥ５４４

ＳＥ５４４井戸

Ｌ７杭とＬ８杭を結んだ中央部に位置する井戸瓦枠を用いた井戸である。直径７５ｃｍをはかり、周囲には丁寧に井戸瓦枠が巡らされている。内部からは瓦の破片が出土している。なお当該井戸の上部を覆屋が覆っていた可能性が１ＳＢ３－０１建物の存在から推定される。

ＳＥ５３２

ＳＥ５３２井戸

Ｊ８区の中央部からわずかに南東に偏った部分に位置する井戸である。井戸の周囲には井戸瓦枠が用いられており、ほかの井戸に比較してわずかに大きいようにも思われる。なお井戸の直径は１．０８ｍをはかる。

土坑

ｄ、土坑

ＳＸ５８４

ＳＸ５８４土坑

Ｍ６区北西部に位置する楕円形を成す土坑である。東西２．６ｍ、南北１．９ｍ、深さ３０～４０ｃｍをはかる。主軸方向は東西からわずかに北に偏っている。内

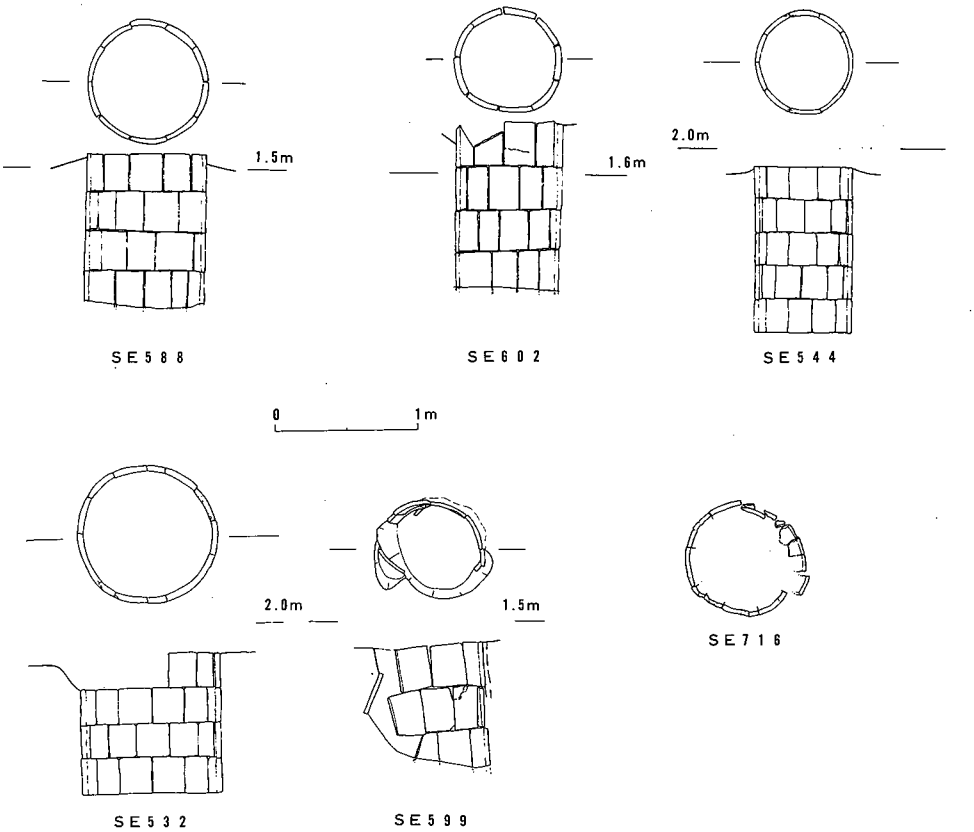

図31　ＳＥ５８８、６０２、５５４、５３２、５９９、７１６井戸実測図

部の南側には拳大の礫が多く認められ、これらが自然に集積したものではないことはあきらかである。先の１ＳＢ３－０３建物の礎石の抜き跡と関連するのかもしれない。

ＳＸ５８２　ＳＸ５８２土坑

Ｌ５区中央部に位置する不整形な土坑である。上面はタタキ状をなしており、内面には粘土が堆積している。当該粘土上面が生活面を成していたと思われる面である。内部から陶・磁器、土錘、瓦などが出土している。

ＳＸ５８７　ＳＸ５８７土坑

Ｎ６区北西部に位置する円形の土坑である。東側をＳＥ５８８井戸で切られている。直径１ｍ、深さ１０ｃｍ前後をはかる。内部から鉄製品が出土している。

ＳＸ５７５　ＳＸ５７５土坑

Ｍ７区に位置する不整形な土坑である。北部をＳＸ５７１土坑によって切られている。内部から陶磁器、瓦などが出土している。

ＳＸ５４６　ＳＸ５４６土坑

Ｍ７区、Ｌ７区に位置する不整形な土坑である。先の１ＳＢ３－０３建物とは一部が関連する可能性がある。内部には拳大以上の礫が充満している。恐らく何らかの原因で集められたものと考えられる。北西部をＳＸ５４７土坑によって攪乱されている。内部から陶磁器、土師器など多数の遺物が出土している。

ＳＸ５４７　ＳＸ５４７土坑

ＳＸ５４６土坑の北西部に接して位置する不整形な土坑である。内部には木質

が残り、瓦・煉瓦なども含まれている。上層からの攪乱が及んでいるものと見られるが、当初は何らかの組物があったと考えられる。

ＳＸ５７３

ＳＸ５７３土坑

Ｌ６、Ｍ６、Ｍ６、Ｍ７Ｎ６、Ｎ７区に位置する不整形な土坑である。内部には石や煉瓦などを多く含み、上層からの攪乱が続いているようにも見える。しかし明らかに当該面に関しても有効な働きをしていたと見られる礎石を含んでいることもあり、当該面でも土坑として存在したものと考えられる。内部からは上層部の攪乱の遺物のほかは確認されない。

ＳＸ５１９

ＳＸ５１９土坑

Ｋ８、Ｋ９に位置する南北に長い不整形な土坑である。北部をＳＺ９２攪乱によって切られている。南北の延長６ｍ、東西の延長３．６ｍ、深さ１０～１５ｃｍをはかる内部からは陶器，瓦などが出土している。

ＳＸ５１１

ＳＸ５１１土坑

Ｊ１０区に位置する不整形な土坑である。南部に角張った部分が認められることから、何らかの基礎に伴う抜き跡の可能性もある。内部にはＳＰ５１２ピットが位置しており、内部からは瓦が出土している。

ｅ、攪乱

ＳＺ９２

ＳＺ９２攪乱

Ｊ８、Ｋ８、Ｌ８区に位置する攪乱である。上層にはコンクリート基礎があり、それらの除去後生じた大きな穴が下層にまで及んでいるものである。ＳＥ５３２井戸の東端に接して位置するが、その影響はほとんど見られない。

ＳＺ５６９

ＳＺ５６９攪乱

Ｌ５、Ｋ５、Ｌ６、Ｋ６区に位置する不整形な攪乱である。とくに北西部にはＳＸ５６４土坑、南西部にはＳＸ５６３土坑また中央部にはＳＰ５６７ピットが所在する。当初は上層のコンクリート基礎の除去に伴う穴であったが、下層では若干様相の異なる状況を示している。

第５面

(4) 第５面（第３検出面）

概観

Ａ．概観

１区の第３検出面は２区の第５面に対応する面であり当該地区では最深となる。北部地域ではＳＥ６０２井戸がＮ５区でＮ６区でＳＥ５８８井戸、Ｍ５区でＳＥ５９９井戸が確認されている。またＭ３区ではタタキ面がみられる。そのほかＳＺ６５４、６５３攪乱などの大きな穴が認められるは、ほとんど遺構が存在しない。中央部ではＬ６区でＳＥ７１６井戸のほかＳＰ６６７ピットが、Ｌ７区でも

ＳＥ５４４

若干量散在する。Ｌ７区でＳＥ５４４井戸がみられる。ＳＸ６６６土坑では板石が内部に放置されているのが見られるが、これは上層からの撹乱とみられる。他

ＳＸ６７０

にも内部に石が認められる。ＳＸ６７０攪乱が最も大きい。ピット数もすくないが、おそらくこれらは建物を構成していたと思われる。但しピットは調査区東側に連続している可能性が濃い。南部地域ではＪ８区でＳＥ５３２井戸が確認され、それに連なってＳＸ６９１、６９３土坑がみられる。また南端部地域ではＳＺ７１０、７１３の各々攪乱がある。なお当該地域にもＳＺ７１１、７１０土坑内部

の石およびＳＸ７０８、７０９土坑等で構成される構造物が考えられるが、それ以上には明らかにはしえない。またＩ８区の南端部には石列が１．５～２ｍの範囲でみられるが、Ｊ７．８区から西側では攪乱が散在するのみで、ピットなどの遺構は全く確認されていない。したがって当該面では２区にかけては当該面に関する全く遺構が存在しないと考えてよいだろう。

遺構各説

Ｂ、遺構各説

柵（杭）列

ａ、柵（杭）列

１ＳＡ５－０１

１ＳＡ５－０１杭列

Ｌ６、Ｌ７、Ｌ８区へと続くピットから構成される杭列である。そのピットとはＳＰ６６７、７０７、７０６ピットであり、ＳＰ７０７ピットはＳＡ０２とも共有する。ピットの直径は３０～４０ｃｍ前後をはかり深さは１０ｃｍ前後である。南北ともに続いていたと思われるが現状では南のＳＸ５４６土坑まで確認出来ない。また北部では何ら確認されない。内部から陶器が出土している。

１ＳＡ５－０２

１ＳＡ５－０２杭列

Ｌ６、Ｌ７、Ｋ７区に位置するＳ東西に伸びる杭列である。これを構成するのは、ＳＰ６６９、７０７、６９９、７０１ピット、ＳＸ６８５、６８６土坑などである。各ピット間の距離もまちまちで統一がないが、これらが何らかの構築物を構成していた可能性は高い。内部からは瓦の破片が出土している。

ｂ、建物

１ＳＢ５－０１

１ＳＢ５－０１建物

本来は土坑の連続であるのかもしれないが、礎石も認められることからあえて建物の可能性をもってここに示した。ＳＸ６９８は礎石を有する土坑である。さらにＳＸ７０３、７０４、あるいはＳＸ６６８、６６６土坑などを連続して構成されるのが当該建物であると考える。内部からは瓦、陶・磁器など多数が出土している。

井戸

ｃ、井戸

ＳＥ６０２

ＳＥ６０２井戸

Ｎ５区北東部に位置する井戸である。上層部に位置するＳＥ６０２と同じである。井戸瓦枠を周囲に伴い、当該層では全く破損の様子は見られない。

ＳＥ５８８

ＳＥ５８８井戸

Ｎ６区中央北部に位置する円形の井戸である。上層面で確認されているＳＥ５８８と同じである。

ＳＥ６３５

ＳＥ６３５井戸

Ｎ４区Ｎ５区に中央部中央間北部で検出された素掘りの井戸である。直径は２ｍ前後となり、かなり涌水点が高いことが十分予想できる。なお当該井戸は上層では確認されていなかったものである。

ＳＥ５９９

ＳＥ５９９井戸

Ｍ５区北側に位置する井戸で、ＳＥ６３５井戸にはかなり近く、わずかに１．５ｍしか離れていない。周囲を井戸瓦枠で囲っているが、かなり保存状況は不良

である。直径１．３ｍをはかる。なお当該井戸の上層には礫の集積が見られるが井戸の痕跡は認められない。

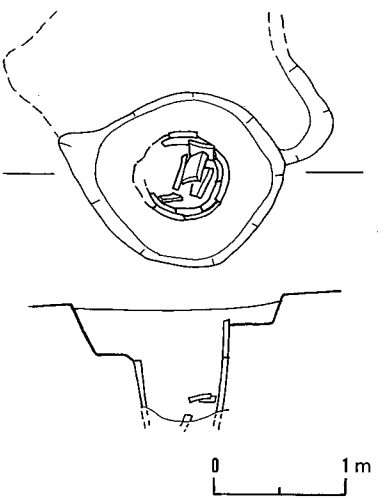

図32　ＳＥ５９９井戸実測図

ＳＥ７１６　ＳＥ７１６井戸

Ｌ６区北西部で確認された井戸である。周囲を井戸瓦枠で巡らせており、その直径は８０ｃｍをはかる。当該井戸はＳＸ６７２土坑内部に位置しているが両者の関係はほとんど見られない。

ＳＥ５４４　ＳＥ５４４井戸

上層で（第３面）で確認された井戸である。当該面には続いてはいるが、この面で利用することはなかったものと見られる。

ＳＥ５３２　ＳＥ５３２井戸

上層で（第３面）で確認された井戸である。当該面には続いてはいるが、この面で利用することはなかったものと見られる。

土坑　ｄ、土坑

ＳＸ６５２　ＳＸ６５２土坑

Ｏ４区南側に位置する南北に長い不整形な土坑である。南北の延長は２．０ｍ、東西１．２ｍ、深さ４０ｃｍ前後をはかる。とくに関連するピットなども見られず単独で位置するものである。内部からは陶・磁器、瓦、土錘などが出土している。

ＳＸ６７０　ＳＸ６７０土坑

Ｌ６、Ｌ７、Ｍ７区に位置する不整形な土坑である。南北の延長３．２ｍ、東西３．８ｍ、深さ４０ｃｍ前後をはかる。内部にはＳＰ６６９ピットも見られるが上屋の関連は認められない。内部からは多数の瓦が出土している。

ＳＸ６９１　ＳＸ６９１土坑

Ｊ８、Ｋ８、Ｋ９、Ｊ９区に位置する不整形な土坑である。南北の延長１３．４ｍ、東西の延長は４．０５ｍ、深さ５０ｃｍ前後をはかる。とくに北西部にはＳＥ５３２井戸が位置しているが当該土坑とは全く関連がない。内部から陶・磁器、瓦などが出土している。

ＳＸ６９３　ＳＸ６９３土坑

Ｋ８、Ｋ９区に位置する不整形な土坑である。先のＳＸ６９１の北側に接して位置しており、本来は同じ土坑となっていたものかもしれない。東西の延長９．２ｍ、南北の延長３．０ｍ、深さ１０ｃｍ前後をはかる。内部からの遺物は見られない。

ＳＸ７１０　ＳＸ７１０土坑

Ｊ９、Ｊ１０区に位置する長方形に近い不整形な土坑である。南北の延長３．８ｍ、東西の延長２．４ｍ、深さ５０ｃｍ前後をはかる。内部からは陶・磁器、瓦などが出土している。

第2区

第2区

第1面

(1) 第1面

A．概観

1区中央から東西に伸びるトレンチである。1区同様、等間隔にコンクリート基礎などの敷設状況が確認される。当該部分にも工場が構築されていたことを物語る。なお当該調査区については念入りに調査を行ったが1区に確認されたほど明確には基礎を実測できなかった。また地層が砂層であることもあり、一部にその撤去時の撹乱が下層に及んでいることが懸念される。当該区においても一面は1区同様、昭和から大正期前後までの現代面と考えてよいだろう。なお魚市場に伴うとみられるコンクリートあるいはアスファルト舗装部分は、上層部構築物の撤去とともにあわせて除去されており、調査の際の障害にはならなかった。

遺構各説

B、遺構各説

とくに個別に解説する遺構は確認されていない。あえて挙げれば、工場に伴うコンクリート基礎があるが、これらは1区と共通している。いずれにしてもすでに触れたように構造物除去の影響が濃い地域である。

第2面

(2) 第2面

概観

A、概観

調査区の西側は後世の構築物による撹乱が著しく、確認された遺構には断片的な物が多く、直接の関連を明らかにする事が困難である。わずかにピットがA1、2、B1、2地区で1～2個という単位で検出されたに過ぎない。南側部分はSX13土坑、すなわち撹乱によって荒らされておりとくに遺構の存在は確認できない。

調査区の東側は撹乱が認められるとはいえ、西側に比較するとやや良好な状態である。北側部分にはSD5溝とSD20溝が並行して東西に走り、両者の間に通路上の道が存在したと推定される。なおSD20溝は西にSD12溝と連なり、また東ではSD33溝と連なる。とくにこの道はSD33溝の存在によって、大きく北に曲がっていることがわかる。

これらの南地域にはSX24、SX49、SX1，3，4土坑が位置する。これらの土坑はいずれ塵坑の可能性が大であるが他には用途のない物である。南側地区には、SD36溝、SD35溝に囲まれた範囲に道状遺構の存在が推定される。さらに当該地域には瓦がまとまって廃棄されている部分が多く、何らかの建物の基礎と関連する可能性がある。なおこれらの建物は何れも魚市場、あるは鉄工場とは直接関連がないと考えられる。したがって当該地域の瓦溜まりは、少なくとも鉄工場以前の遺構と考えてよいだろう。

なおSX1、4、14、16、24の撹乱状土坑からは遺物の確認がある。また、SP30、31、44、46、47、 34、39などは瓦溜まりであるがこれらが現存する礎石と関連して何らかの建物を構成していた可能性がある。さきほどの両者は並行関係にある。なお後者南側の道は北側の道よりも短く北側の東端部分で終わっており、東側部分についてはSZ42、164撹乱によって失

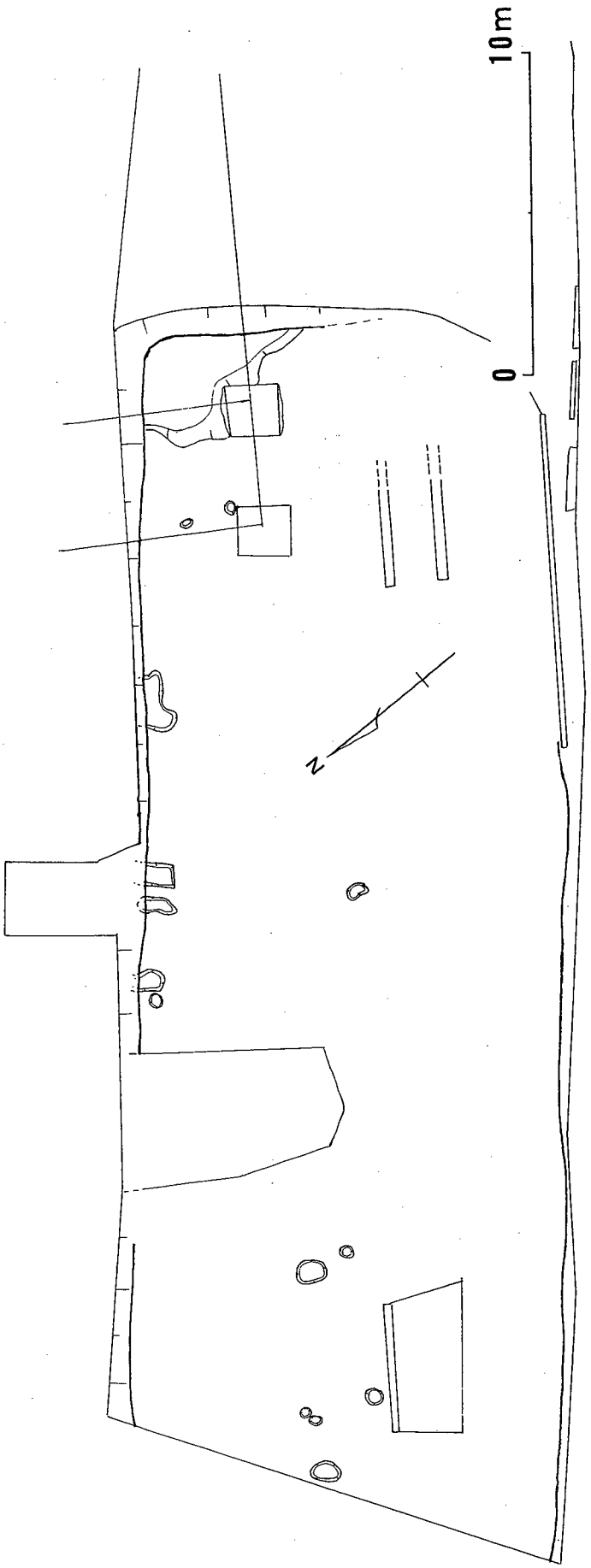

図33　第2区第1面測量図

われている。

遺構各説

B、遺構各説

柵（杭）列

a、柵（杭）列

２ＳＡ２－０１

２ＳＡ２－０１柵列

Ｇ５、Ｇ６区に位置する柵列である。主軸方向はＮ－５７度－Ｗ、延長４ｍ、礎石、ピットから構成される。間隔は１．１～１．６ｍをはかる。

b、建物

２ＳＢ２－０１

２ＳＢ２－０１建物

Ｇ５、Ｆ５、Ｅ５、Ｅ６、Ｆ６、Ｇ６区に位置する礎石を用いた建物である。各礎石はいずれも抜き取られており、いずれも根石部分と見られる箇所にこぶし大の礫が密集している。すなわちＳＰ３０、ＳＸ２３１、ＳＰ３１、ＳＸ４０、ＳＸ２２０土坑などが庇部分であり、ＳＰ３４、ＳＸ４８、ＳＰ３９ピットなどが建物の礎石部分となる。これらの痕跡から見ると、２間以上×３間の建物となり、外周部分三面に対し庇が付属していたことが分かる。柱間間隔は１．６～２．６ｍをはかり、礎石としてみた礫の径は０．８～１．９ｍ前後をはかる。主軸方向は、ほぼ南北方向である。なお各ピットからは瓦、陶・磁器などが出土している。

２ＳＢ２－０２

２ＳＢ２－０２建物

Ｇ６、Ｆ６、Ｆ５区などに位置する建物である。先の２ＳＢ２－０１建物と近接するピットが利用されている。なお当該建物は、ＳＰ４４、ＳＰ３９、ＳＰ２２６ピットなどである。これらから当該建物が礎石を伴っていたかどうかについては明確ではないが、少なくとも２ＳＢ２－０１建物と共通することが多くみられることから礎石を伴っていたと見て大過ないだろう。主軸方向はＮ－３３度－Ｅをはかり、間隔は３．８ｍをはかる。

溝

C、溝

ＳＤ０２

ＳＤ０２溝

Ａ１、Ｂ１区に位置する素掘りの溝である。溝の西端は調査対象外となっており東側はコンクリート構築物によって撹乱されている。したがって検出された延長は４．１ｍ、幅は１．９～４．０ｍ，深さ１４～２５ｃｍをはかる。内部からは陶・磁器、古銭などが出土している。

ＳＤ０５、１２、２０、３３溝

Ｃ２、Ｄ２、Ｅ３、Ｆ３、Ｄ３、Ｆ４、Ｅ４区に位置する素堀の溝である。これらの溝は、対峙する。ほぼ幅を１．５ｍと一定している。これらの溝の用途については、明らかではないが、少なくとも中央に一定の幅を保っていることと、さらに深さが１０ｍ前後と浅いことを考えあわせれば、この溝が中央部に通行路であった可能性が濃い。するとこの幅１．５ｍ前後の道が当該部分に所在したことがわかる。さらにこの道は一部は主軸方向Ｎ－３２度－Ｅで約１５ｍ直線であったことがわかる。さらに東端は、大きく左（北）へ曲げられている。なおこれらの溝は側溝であり、内部からは陶・磁器などの遺物が出土している。

ＳＤ３６、３５

ＳＤ３６、３５溝

Ｅ５、６、Ｆ５、Ｆ６、Ｇ６区に位置する素堀の溝である。これらの溝は、両側の溝の間隔を、ほぼ幅を１．５ｍと一定している。これらの溝の用途については、明らかではないが、少なくとも中央に一定の幅を保っていることと、さらに深さが１０ｍ前後と浅いことを考えあわせれば、この溝が中央部に通行路であった可能性が濃い。溝の検出延長は１０．５ｍをはかり、中央部には一部途切れている部分がある。また北側溝は西側から４ｍ前後で東側は途切れている。いずれにしても北側に見られる道と４．５ｍの間隔の開きしかない。すなわち両者に道が同時期に用いられていたとすると両者は余りに近接しすぎているようにも思われる。また何故に南側の道がＥ５区周辺で切れているのかは明らかではない。

土坑

Ｅ、土坑

ＳＸ１

ＳＸ１土坑

Ｃ３、Ｄ３区に位置する東西に長い楕円形に近い素堀の土坑である。南北の延長４．６ｍ、東西の延長２．４ｍ、深さ１４～２８ｃｍをはかる。内部からは多数の陶・磁器、古銭などが出土している。

ＳＸ４

ＳＸ４土坑

Ｄ３、Ｄ４区に位置する不整形の素堀の土坑である。長軸延長３．１ｍ、短軸延長０．４～１．４ｍ、深さ３～１５ｃｍをはかる。内部からは陶・磁器、瓦などが出土している。

ＳＸ１６

ＳＸ１６土坑

Ｄ３区に位置する素堀の円形に近い土坑である。径１．２～１．４ｍ、深さ７～１２ｃｍをはかる。内部からは陶・磁器が出土している。

ＳＸ１４

ＳＸ１４土坑

Ｅ４、Ｄ４区に位置する南北に長い素堀の不整形な土坑である。南北の延長６．５ｍ、幅２．３～２．５ｍ、深さ６～５６ｃｍをはかる。内部から陶・磁器、瓦、土錘などの遺物が出土している。

ＳＸ２４

ＳＸ２４土坑

土坑というよりは溝としたほうが妥当であるのかもしれない。検出した延長は１３．８ｍ、幅１．６－３．４ｍ、深さ２～１０ｃｍをはかる。内部からは一部上層から混入したと見られるコンクリート破片などがふくまれている。ほかには陶磁器、瓦などが出土している。

ＳＸ４３

ＳＸ４３土坑

Ｂ１区に位置する円形を呈するピットである。径７０ｃｍ、深さ２２ｃｍをはかる。内部からは陶・磁器、土錘などの遺物が出土している。

第３面

(3) 第３面

概観

Ａ、概観

第３面は調査区のおよび東北部の両者は後世の撹乱によって全く遺構の検出は不可能である。西側部分ではＡ２、Ｂ２区に１×２間の南北方向に長い堀立柱建物が一棟、そのほか同方向の建物の可能性のあるピット群がＡ１区で検出されて

いる。さらに一部撹乱をはさんで東西にＳＤ１７７溝がみられるが、当該溝もＡ３区ではみられなくなる。中央部ではピット状の遺構がみられるが、いずれも建物を構成するにはいたらない。また東西に長くＳＤ１４０溝がＣ３区からＧ６区まで検出されている。とくにＤ４～Ｆ５区までは、石敷き遺構が認められる。

また南東部分では２×２間以上の堀立柱建物１棟確認され、そのほかピットおよび礎石が散在する。なお東北部では粘土あるいは粘土質土が面状に砂質土上に堆積した面が一見タタキのような様相を見せている。当初は人為性の濃い面で、何らかの造作によると見ていたが、精査をおこなったがこれらが人為的であるという明確な要素は確認できなかった。先の第２面で確認した道状遺構の下層にＳＤ２０、１６１、５溝、下にＳＸ１６０土坑が検出されている。このことから当該面に上層の道がおよんでいた可能性もあるが、検出部分があまりに短く明確には判断し得ない。ＳＤ１４０溝と並んで紡績工場時代の下水遺構がみられる下水溝より北側中央部には細かなピットがみられるが、とくに建物を構成するものではない。Ｅ２区について拡張したところＳＤ１５１、１５２溝が確認され、当該部分にも道状の遺構が確認された。

なおこのほかＳＸ１３２、１３４土坑、ＳＰ１１４、１３０、１２５、１５９ピットなどからもわずかではあるが遺物が出土している。

遺構各説

B、遺構各説

柵（杭）列

a、柵（杭）列

２ＳＡ３－０１

２ＳＡ３－０１杭列

Ａ２、Ｂ２区に位置するピットの連続から考えられる杭列である。構成されるピットはＳＰ１０４、１０８、１１０、１１９ピットである。主軸方向はＮ－１５度－Ｅ、ピットの径は３０～５０ｃｍをはかり、ピットの間隔は２．０～２．３ｍをはかる。内部からは陶・磁器などが出土している。

２ＳＡ３－０２杭列

Ｄ２、Ｄ３区に位置するピットの連続関係から構成される杭列である。構成されるピットはＳＰ１５７ピットとその前後の礎石２個、さらにＳＸ１４１土坑などである。径は１５～５０ｃｍ前後をはかる。内部からは陶・磁器などが出土している。

建物

b、建物

２ＳＢ３－０１

２ＳＢ３－０１建物

Ｂ２、Ａ２区に位置する１×２間の掘立柱建物である。ＳＰ１０４、１０９、１１８、１２０ピットから構成される。主軸方向はほぼ南北をはかる。ピットはいずれも円形を呈し、径３０～６０ｃｍをはかる。内部からは陶器などが出土している。

２ＳＢ３－０２

２ＳＢ３－０２建物

Ｃ４、Ｄ４、Ｄ５区に位置する２×２間以上の掘立柱建物である。主軸方向はＮ－２８度－Ｅをはかり、ＳＰ１２５、１２７、１３１、１３５、１３９ピットなどから構成される。ピットの径は２０～７０ｃｍをはかり、形状は不整形であ

る。内部から陶・磁器などの遺物が出土している。

２ＳＢ３－０３

２ＳＢ３－０３建物

Ｅ６、Ｆ５、Ｇ６、Ｆ６、区に位置する３×２間以上の建物である。また周囲３面に庇がめぐっている。ＳＰ１７０、１９３、１９０、１８６ピットなどから構成される。また周囲にＳＰ１７１、１８９、１８８などによって庇を形成している。内部から陶・磁器などが出土している。

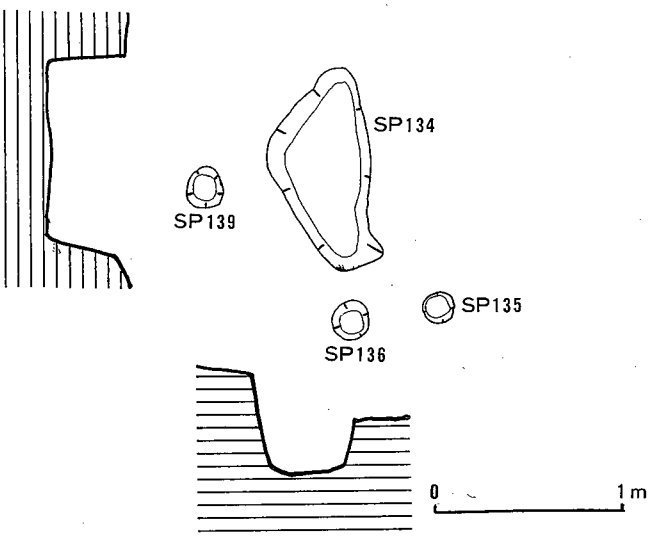

図34　ＳＰ１３４、１３６、１３９ピット実測図

溝

Ｃ、溝

ＳＤ１７７

ＳＤ１７７溝

調査地域の西部、Ｚ２、Ａ２区に位置する東西方向の素掘りの溝である。検出の延長は７．９ｍ、幅１．５ｍをはかり、ほぼ残存部分の幅は西端を除いては一定している。なお東端部分にＳＤ１１３溝が南北にのびている。しかし両者の関連は特に認められない。

ＳＤ１０２、１０１

ＳＤ１０２、１０１溝

Ｚ１、Ａ１区に位置する東西方向の細い溝である両者に囲まれた部分は道状の遺構の可能性がある。陶・磁器が内部から出土している。

ＳＤ１１６

ＳＤ１１６溝

Ｂ２区に位置する延長２．０ｍ、幅１．５ｍをはかる素掘りの溝である。とくに当該溝に関連する遺構などは検出されていない。内部から陶・磁器などが出土している。

ＳＤ１４０

ＳＤ１４０（２０３）溝

Ｃ３区からＤ３、Ｄ４、Ｅ４、Ｅ５、Ｆ４、Ｆ５、Ｇ６、Ｆ６区に位置する東西に長い溝である。検出された延長は、２３．８ｍ、幅は２．１ｍをはかる。Ｄ４区から東の溝内部には礫が敷きつめられたように配置されている。この礫は、ＳＤ１４０溝の中間部分Ｄ４区からＤ５区へほぼ直角に敷き詰められた範囲が伸びている。なお当該礫を雨落ちに関連する施設であるとすることも可能である。しかしそうであると考えても、それに伴う建物の痕跡は確認されていない。なお当該ＳＤ１４０溝は中央部付近に攪乱が認められ、分断されている。この攪乱から東をＳＤ２０３溝として対応してきたが、本来は同一のものであり、ＳＤ１４０溝に統一する。内部からは陶・磁器、瓦など多数の遺物が出土している。

ＳＤ１６１

ＳＤ１６１溝

Ｆ４区に位置する延長２．３ｍ、幅２８ｃｍをはかる素堀の細い溝である。当該

溝と平行してＳＸ１６０土坑が位置する。これらの溝と土坑の相互の関係は、上層部分で見た道遺構と関連がある可能性がある。すなわち当該第３面では、第２面の道は確認されていないが、その痕跡が当該面にまで及んでいた可能性があることを示している。

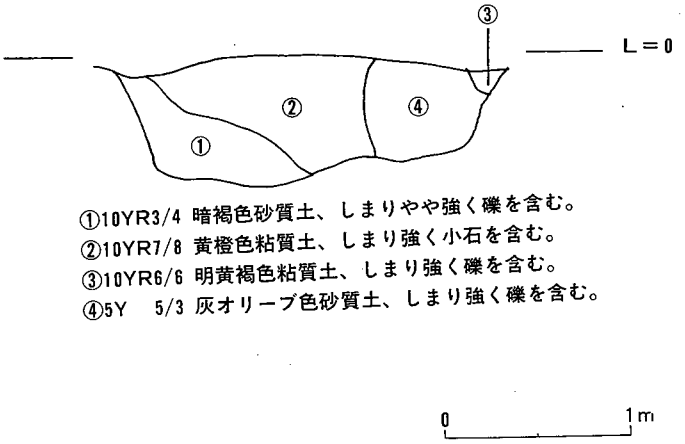

図35　ＳＸ２０４タタキ状遺構断面実測図

ＳＤ１５１、１５２

ＳＤ１５１、１５２溝

Ｅ２区の拡張部分から検出された平行する溝である。拡張部の幅が狭いこともあるが、その範囲全体に溝が及んでいる。検出延長は両者ともに１．８ｍ、幅２２～４０ｃｍをはかる素堀の溝である。内部からの遺物は認められない。

井戸

ｅ、井戸

ＳＥ１７２

ＳＥ１７２井戸

Ｃ３区に位置する円形の井戸である。井戸枠はコンクリート製品である。とくに工業用に掘削された比較的新しい時期の井戸と考えられる。

土坑

ｆ、土坑

ＳＸ１６９

ＳＸ１６９土坑

Ｄ５、Ｅ５区に位置する東西に長い不整形な土坑である。東西の延長３．６ｍ、南北の延長１．８ｍ、内部にＳＰ１７３ピットが位置する。とくに内部から遺物は出土していない。

ＳＸ１３４

ＳＸ１３４土坑

Ｄ４区に位置する不整形な土坑である。主軸方向は、ほぼ南北であり、南北の延長は１．５ｍ、幅は、７０ｃｍをはかる。２ＳＢ３－０２建物と接してはいるが、直接関連はないと見られる。内部から磁器などが出土している。

ＳＸ１３２

ＳＸ１３２土坑

Ｃ４区北東部に位置する不整形な土坑である。南北の延長は１．４ｍ、東西の延長は１．２ｍをはかる。ＳＸ１３４土坑と同様２ＳＢ３－０２建物と接してはいるが、直接の関連はないと考えられる。

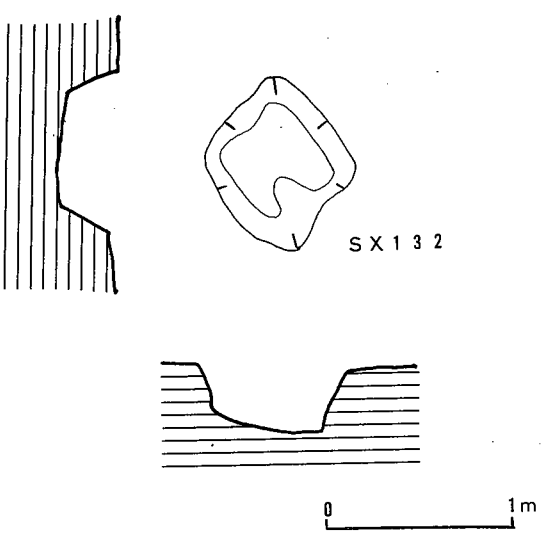

図36　ＳＸ１３２土坑実測図

内部から磁器などが出土している。

攪乱

ＳＺ１６５

ｅ、攪乱

ＳＺ１６５攪乱

調査区域の東側端に該当するＧ４、Ｇ５区に位置する方形を呈する攪乱土坑である。すでにその状況は、１区との境界セクションによって明らかな如く上層から大きく撹乱されている。内部からは鉄関係の破片、陶・磁器、瓦など多数が出土している。

第４面

概観

(4) 第４面

Ａ、概観

調査区西側が上層同様に撹乱が著しく、とくに煉瓦を用いて作られた正方形プランの撹乱が３個検出されている。一方、中央部をＳＤ２５０溝が、東西方向に走っている。それは一部の撹乱部分を除きＳＤ３１５溝に連なっている。西側では砂層上に、ほぼ東西方向に柵（杭）列が１列と南西端で２×２間に２×１間の掘立柱建物がみられる。そのほか関連不明の柱穴がいくつか散在する。また南北方向のＳＤ２６７溝も確認されている。

中央部付近ではＳＥ１７２井戸が上層から、またＳＥ３４７井戸が北部に新たに確認された。中央部では南部に撹乱遺構が著しく関連はあきらかではないがＳＸ３０１土坑からは遺物が確認されている。中央部から東側では上面３面に同様粘土面がタタキ状にみとめられたが、何れも自然堆積積に近いことが明らかとなった。しかし少なくとも当該面に人為面が所在することの証明にはなっている。

北部側ではＳＸ３０７土坑が中央部で確認され、その東部にＳＤ３１５溝と垂直方向にＳＤ３１３溝が検出されている。また東北部ではＳＸ３２１土坑、すなわち瓦溜まりなどで遺物が採集されている。ほかにも不整形な小型のピット状遺構が散在している、何れもとくに建物などを構成しない。

遺構各説

柵（杭）列

２ＳＡ４－０１

Ｂ、遺構各説

ａ、柵（杭）列

２ＳＡ４－０１杭列

Ａ１、Ａ２区に位置するピットの連続から形成される杭列である。そのピットとはＳＰ２７１、２７４、２８５、２８８、３１９、２８２の各ピットである。主軸方向は、ほぼ南北であり、その検出延長は７．８ｍである。またピットの間隔は６０～１２０ｃｍである。海岸線の砂地の上に見られた施設であり、とくに何かを閉鎖する施設とは考えられない。恐らく海産物か網の干し場ではなかったかと考えられる。

建物

２ＳＢ４－０１

ｂ、建物

２ＳＢ４－０１建物

Ｚ２、Ａ２区に位置する２間×２間の掘立柱建物である。ＳＰ２５８、２５９、２５７、２６６、２７３、２６２ピットから構成される。ピットの直径は１８～６０ｃｍをはかり、南北の延長は２．４ｍ、東西の延長は２．１ｍ、柱の間隔は１～１．１ｍをはかる。海岸線の砂地の上に構築されており、居住用の建物ではな

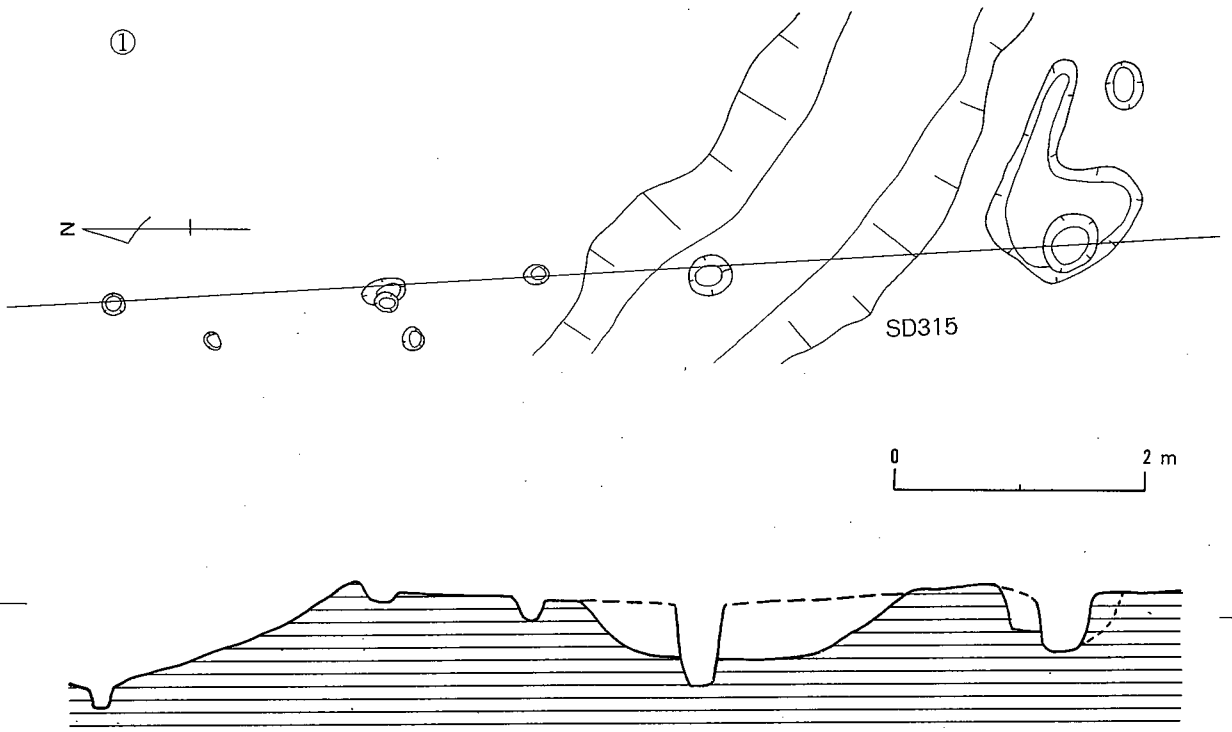

図37　２ＳＡ４－０１柵（杭）列実測図

いと考えられる。

２ＳＢ４－０２

２ＳＢ４－０２建物

Ｚ２、Ａ２、Ａ３区に位置する２間×２間以上の掘立柱建物である。ＳＰ２５６、２６６、３４５、２６４、２６０ピットから構成されており、うちＳＰ２６０、２６６ピットは先の建物２ＳＢ０４－１建物と共通する。ピットの直径は１５～６０ｃｍをはかり、南北の延長は３．０ｍ、東西の延長は２．４ｍ以上、柱の間隔は１．１～１．４ｍをはかる。海岸線の砂地の上に構築されており、２ＳＢ４－０１建物と同様居住用の建物ではないと考えられる。

溝

ｃ、溝

ＳＤ２５０

ＳＤ２５０溝

調査区域の西側部分に展開する東西方向の溝である。溝はＡ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２、Ｂ３区に位置し、その延長は６．４ｍ、幅２．０ｍをはかる素堀の溝である。Ｂ２区には大きな礎石状の石が２個見られるがとくに関係する遺構は見当たらない。わずかに蛇行するが、ほぼ直線と見て良いだろう。

ＳＤ３１５

ＳＤ３１５溝

調査区域の東側部分に東西方向に伸びる溝である。先のＳＤ２５０溝の東への延伸と見られなくもないが、とぎれていることから別の遺構とした。Ｃ３、Ｄ３、Ｄ４、Ｅ４、Ｅ５、Ｆ５区に位置する。その検出した延長は２１．０ｍ、最大幅２．７ｍをはかる素堀の溝である。東側に行くほど先細りとなりＦ５区で消滅する。人為的に構築された流水路の可能性が濃いと見られる。

ＳＤ３１３

ＳＤ３１３溝

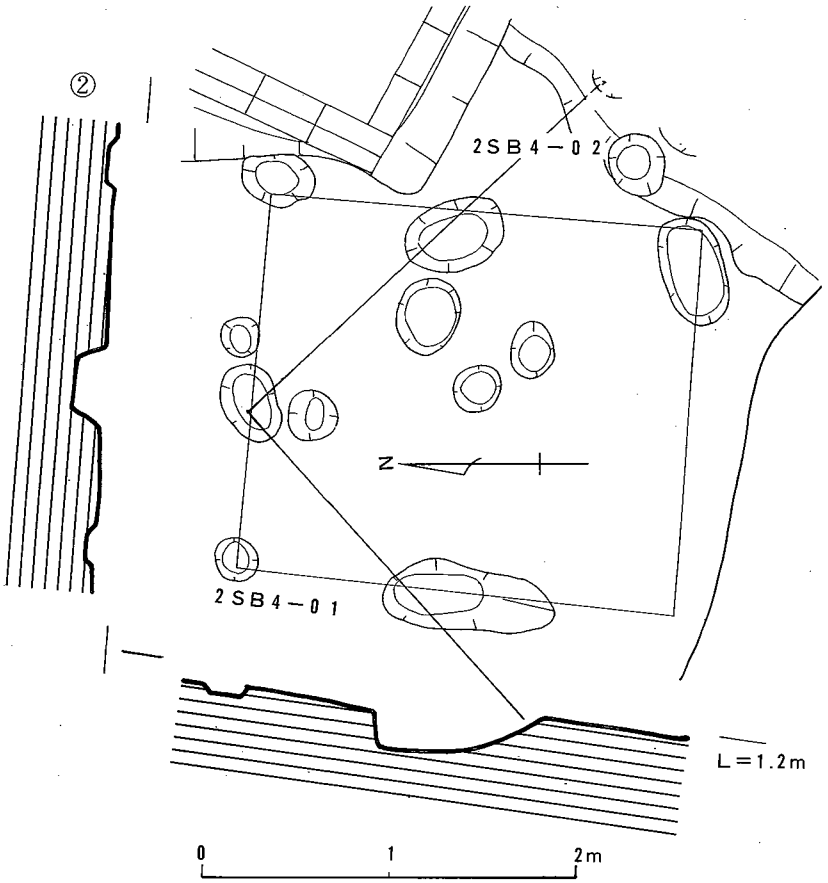

図38　２ＳＢ４－０１建物実測図

調査区域の中央に近い東側、南北に伸びる溝である。南端を下水用溝によって切られさらにＳＤ３１５溝でも切られている。ＳＤ３１５溝に取り付くように作られていたのかもしれない。検出された延長は４．３ｍ、幅９５～１２０ｃｍをはかる素堀の溝で、ほぼ直線に設置されている。

ＳＤ３４０

ＳＤ３４０溝

調査区域の東南端から検出された南北に走る溝である。北側は攪乱によって切られており、検出された延長は３．３ｍ、幅は１．６～２．２ｍをはかる素堀の溝で、ほぼ直線に設置されている。

井戸

ｅ、井戸

ＳＥ３４７

ＳＥ３４７井戸

Ｃ３区に位置する井戸である。コンクリートによって構築されているＳＥ１７２井戸の北部に接して位置するものであり、時期的には先行すると見られるが、ＳＤ３１５溝との関係は微妙である。すなわちＳＤ３１５溝よりはＳＥ３４７井戸の方が新しいということになろう。直径は１．１ｍをはかり、ＳＥ１７２井戸と規模的にも大きな差異はない。

ＳＥ１７２

ＳＥ１７２井戸

Ｃ３区に位置するコンクリートによって構築された井戸である。すでに上層部分から確認済である。

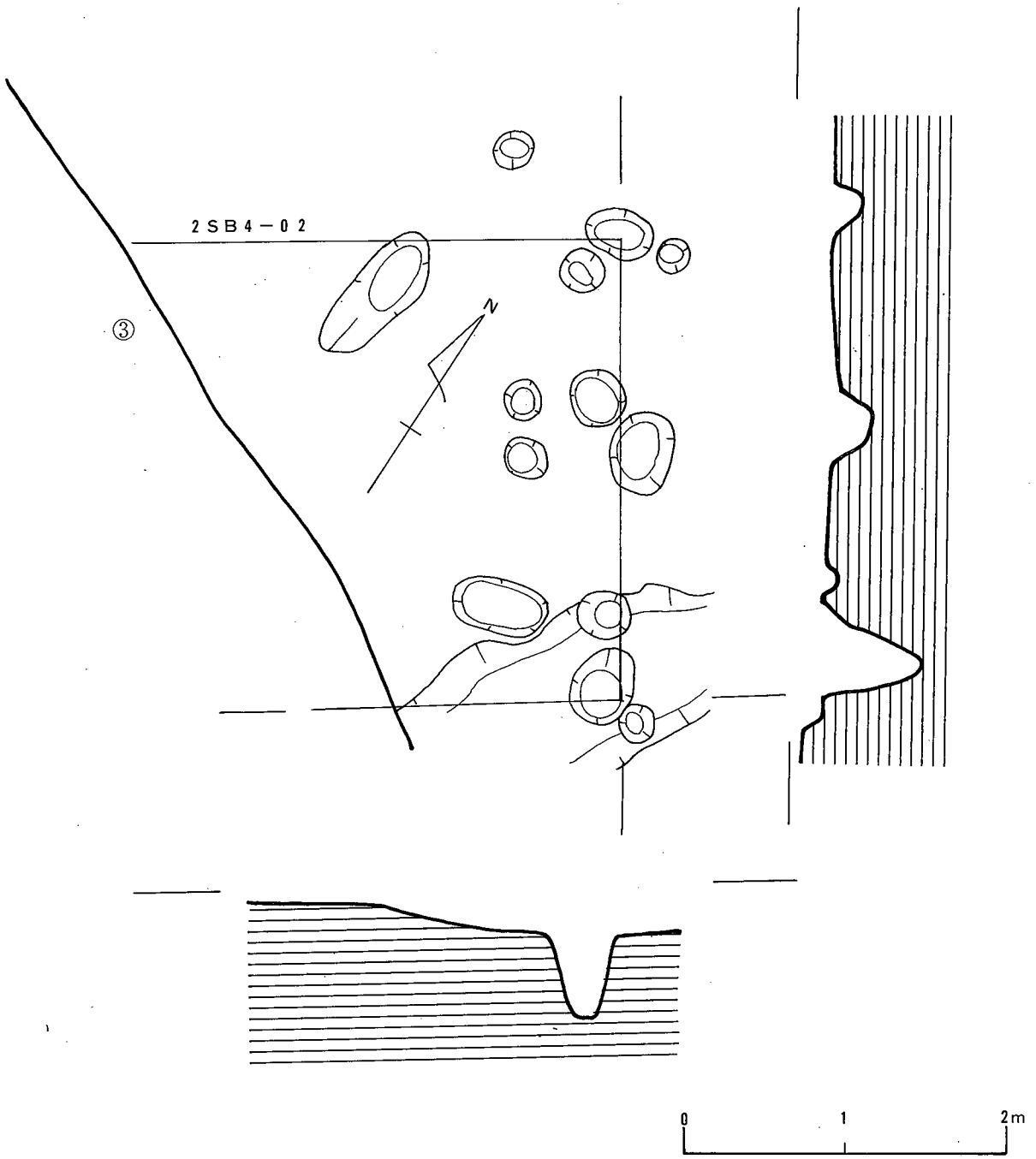

図39　２ＳＢ４－０２建物実測図

土坑	ｆ，土坑
ＳＸ３３	ＳＸ３３９土坑 Ｄ２、Ｅ２、Ｄ３区に位置する土坑である。隣接するＳＸ３０７土坑の下層に該当するものである。内部からは陶・磁器などが出土した。南北２．８ｍ、東西２．８ｍをはかる不整形な素堀の土坑である。
ＳＸ３０７	ＳＸ３０７土坑 Ｄ２区に位置する土坑である。先のＳＸ３３９土坑の上層に該当するが、遺物の出土は見られない。南北２．１ｍ、東西１．４ｍをはかる不整形な素掘の土坑で

ある。

ＳＸ３０１

ＳＸ３０１土坑

Ｃ４、Ｄ４区に位置する東西に長い土坑である。本来は南に位置するＳＸ３０２土坑と一体のものであったのかもしれない。内部からは陶・磁器、漁具などが出土している。延長は６．２ｍ、幅１．４～２．１ｍをはかる。

ＳＸ３０２

ＳＸ３０２土坑

Ｃ４、Ｄ４区に位置する土坑である。北側に位置するＳＸ３０１土坑と一体のものかもしれない。長さ２．４ｍ、幅１．２～２．６ｍをはかる。内部からは陶・磁器などが出土している。

ＳＸ２９９

ＳＸ２９９土坑

Ｂ４、Ｃ４、Ｃ３区に位置する不整形な土坑である。ＳＸ３０１、３０２土坑の西側に長くのびる。延長は４．２ｍ、幅１．８ｍをはかる内部からは陶・磁器が多数が出土している。

ＳＸ３２１

ＳＸ３２１土坑

Ｅ３区に位置する円形の土坑である。直径０．６ｍをはかる。内部には瓦が充満していたが、特に大きな破片は認められなかった。

ＳＸ３２７土坑

Ｆ３、Ｆ４区に位置する楕円形の土坑である。円筒は０．８ｍ、幅０．４ｍをはかる。

第５面

(5) 第５面

概観

A. 概観

今回の調査では最終調査面に該当する。また当該範囲での人的な造作が加えられている遺構、遺物の確認される最深面となる。基本的にはすべての地山層は砂層であり、いずれも海砂と呼ばれる種類のものである。

調査範囲の西側部分、とくにＡ１、２、３区にはピットが複数散在する。それらのピットはお互いに関連を持ち構築物を形成するものと考えられる。ＳＰ３７６、３７６、３５９の各ピットから構成される１×２間の掘立柱建物２ＳＢ５－０１建物がある。この建物と重複するように、Ａ１区、Ｂ２区にかけて所在する２ＳＢ５－０２建物があり、それらはいずれも掘立柱建物で、礎石は伴っていない。

２ＳＢ５－０３建物はＳＰ３５７、３７３、３７０、３５５ピットで構成される１×１間の掘立柱建物である。また２ＳＢ５－０４建物は、ＳＰ３６０、３７１、３６９ピットから形成される１×１間の堀立柱建物で、これら３棟は同時には存在しない。しかし状況からみて短時間に建て替えられたとみてよいだろう。また２ＳＢ５－０１建物と主軸を同じくする建物としては、調査区域の南側端のＡ２．３地区にＳＰ３９４、３９３ピットで形成される２ＳＢ５－０２建物が位置する。またさきの２ＳＢ５－０４建物を主軸を同じくするものとしては、Ａ２区の西に所在する２ＳＢ５－０６建物がある。またＡ３区の２ＳＢ５－０５建物も同様である。さらに重複関係にないことから２ＳＢ５－０１、０３建物は、時期的に並行して存在した可能性がある。なお２ＳＢ５－０２、０５建物は重複し

ており、同時には存在しない。

いずれにしても北側の建物と南側の建物はいかなる集団あるいは個人に使用されていたのかは明らかではない。しかし状況から何れも短期間の使用であることがわかり、かつ海岸線に位置することから、これらは漁師小屋ないしは短期間の海草等を乾燥させる作業場の可能性が濃い。

調査区域の中央部から東側部分には、中央を東西にＳＤ４２２溝が走り、それに直角に交差するように、南北に２ＳＡ３５４土塁、２ＳＡ４０３土塁が築かれている。２ＳＡ３５４土塁は残存度合いが不良で、わずかに基底部および下層の溝が検出されたにすぎない。なお南のＤ４、５区にみられる２ＳＡ４０３土塁の端部はＳＸ４０２土坑によって撹乱されていた。しかし基底部からたちあがり部分の残存部はＤ５区の南にトレンチを拡張した結果、２ＳＡ４０３土塁のほぼ完全な形状が確認された。なお当該土塁の詳細な説明は後に記述する。

ＳＤ４２２溝はＤ３、４区、およびＦ５区まで続くが、Ｅ４区までは幅狭く一定の間隔を保っているが、Ｄ４区になると撹乱のため、大きく広がっており両端の確認は不可能である。なおＳＤ４２２溝は先にのべた２ＳＡ３５４、４０３土塁を東西に切る溝であり、切り通しとしての役割を果たしたとみられる。またＳＤ４２２溝と北側部分ＳＡ３５４土塁との交点より北部分は、側壁に花崗岩が石垣状に配置されている。なお南側部分では石列等は、まったく確認されていない。調査区の東側ではＳＤ４２２溝の延長部でＳＤ４１３溝があるが、時期が異なる。東側は撹乱が著しく構築物を形成するピットは認められない。

なおＳＺ１６５、１６４、３５３、４１７、４１８、４１９攪乱などが比較的集中して位置しており、これらの撹乱は上部から認められるものとそうでないものがあるとは考えられるが土質的に砂層のため撹乱が著しく、確認できないのが実状である。

遺構各説

B、遺構各説

柵（杭）列

a、柵（杭）列

２ＳＡ５－４０３

２ＳＡ５－４０３土塁（塀）

Ｄ５、Ｄ４区に位置する南北方向にのびる土塁（塀）である。その始まりは明らかではないが、南に拡張したＤ５区でも確認されており、さらに南に続いていくものと考えられる。調査域内では、土塁というような痕跡は確認されず、わずかにタタキの痕跡が上下に連続して広がっているのが確認されたのみである。したがって当該遺構の上面での明確な確認はない。検出されたのは、土塁の基礎となるべき部分の掘り込まれた痕跡の溝部分である。南北の延長３．８ｍ、幅１．７ｍをはかる。側壁には石などによる強化対策はとられていない。

なお当該土塁の南への延長部分が比較的良好に保存されている可能性が濃いことが断面によって確認されたことから、南側に拡張した。拡張部分での断面観察および遺構の観察は以下の拡張部での観察に委ねる。

２ＳＡ５－４０３

２ＳＡ５－４０３土塁（塀）拡張部

拡張部の延長は３．９ｍ、幅４．１ｍをはかる。ここでＳＡ４０３土塁の延長が

４．１ｍ、台部（基礎）幅２．６ｍ、台部（頂部幅）０．８ｍをはかる台形状の土塁が確認された。状況から見て、これと同じ形状のものが北側に続いていたものと考えられる。なお当該土塁を中心とする南北両側の層位は、図に示す如くである。これによると東側の堆積状況と西側のそれとは微妙に異なっている。すなわち西側では堆積層が厚く粗であるのに対し、東側ではその層が薄く、密な構成となっている。また堆積状況は東側の方が、美しいともいえよう。これは海岸線に近い波内側の西側の状況と、内側の東側の状況の差である。すなわちこの状況から見て、当該ＳＡ４０３土塁が、防砂堤の役割を果たしていたものと考えられる。なおこの土塁の高さは現状高と土の程度の差があったのかは明らかに出来ないが、少なくとも少しは上層に堆積があったものと考えられる。なお頂上部分から江戸時代後半の陶器小瓶が出土している。すなわち当該遺構の存続期間が当該時期まであったということになろう。しかし存在はしていたとしても、それが本来の用途を果たしていたかどうかは明らかではない。

土塁そのものの断面から、その形成状況を見ると以下の如くである。土塁の上部は、瓦の破片が認められる。これは意識的に敷かれたという状況が観察される。瓦の下層には10YR4／4 細砂粒を含む褐色粘質土と、その左右には10YR4／2灰黄褐色粘質土および10YR5／4にぶい黄褐色粘土をブロック状に含む灰まじり土層、さらに10YR4／2灰黄褐色粘質土に10YR6／6明黄褐色粘土をブロック状に含む土層などから構成されている。いわば古墳の封土に見る版築と近似する構築方法をとっている。中層から下層部分には2.5Y6／8明褐色、２．５Ｙ７／１灰白色、2.5Y6／4にぶい黄色からなる粘質土で３～６ｃｍのブロック状をなす。なおブロック内部には砂、一部炭を含む。次の層には10Y4／3にぶい黄褐色粘質土、微粒砂を含み、しまりは強くところどころに炭をまじえ、ブロック状に黒色粘土を含む。また内側（東側）部分では2.5YR5／3黄褐色粘質土でしまりは強い、10YR6／6明黄褐色粘土を含む層が見られる。また下層には砂質土の含有率が少なくなる傾向をもつ。しかしこの状況は基礎部分では異なる。最下層部分の溝内部には下層から３層までは、ほぼ一定に堆積している。下層から2.5Y8／4淡黄色砂層でしまりは甘く、基礎として用いられたかどうかは明らかではない。その上層は2.5Y7／2灰黄色砂層で締まりは弱い。さらに上層は10YR6／3にぶい黄橙色砂層で貝殻や炭を含んでいる。この下層３層まではブロック状の構成は認められず、これらから上層部分にブロック状の堆積が認められる。

2ＳＡ5－３５４　２ＳＡ５－３５４土塁（塀）

Ｅ４、Ｅ３区に位置する南北方向の土塁の痕跡である。南側方向へはＳＡ４０３に続いていく。検出されたのは基礎部分となる溝のみである。検出延長６．４ｍ、幅６０～１１０ｃｍをはかる。主軸方向はＮ－４０度－Ｅをはかる。北側への延長は検出部分と同様、上部構造の遺存は確認できない。なお北端はＳＡ４０４柵列と連続する。

2ＳＡ5－４０４　２ＳＡ５－４０４柵列

Ｅ４、Ｅ５、Ｆ５区に位置する柵列である。柵の存在は明らかではないが、礎石が列を成しており、そこに柵、ないしは土塀の施設があったとしても不思議は

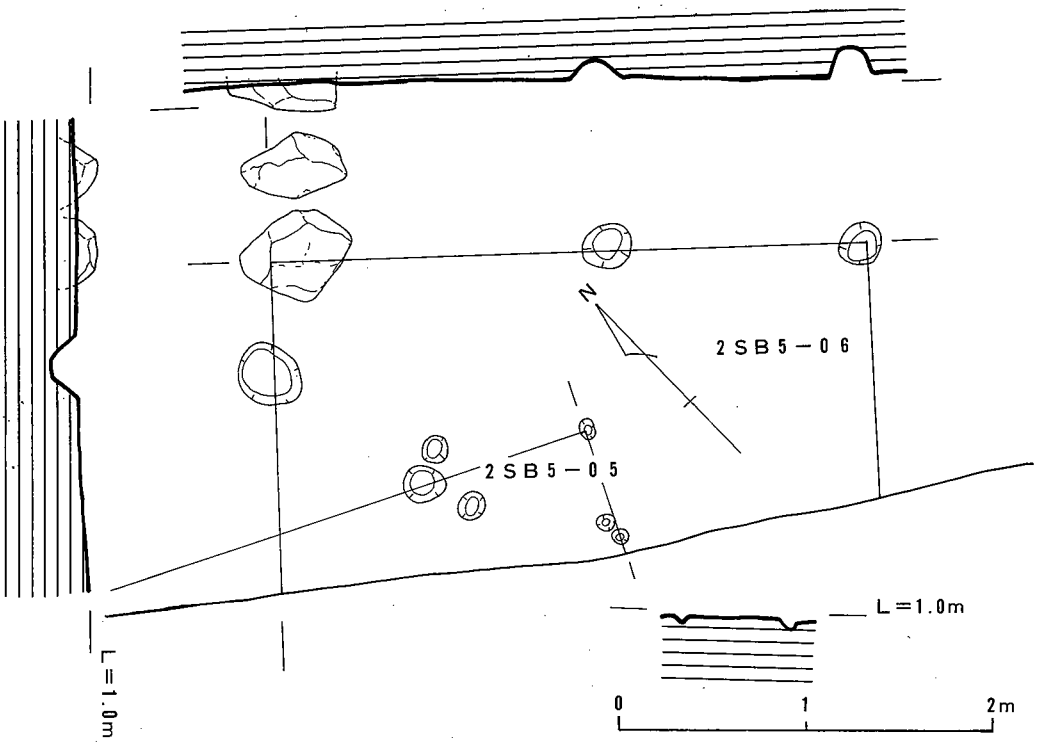

図40　２ＳＢ５－０４、０５建物実測図

ない。なお延長は６ｍをはかる。礎石は大小５個確認されている。なお当該遺構の南側にはＳＤ４２２溝が認められる。

建物

ｂ、建物

２ＳＢ５－０１

２ＳＢ５－０１建物

Ａ１、Ｂ１、Ａ２、Ｂ２に位置する１間×３間の掘立柱建物である。主軸方向はＮ－５０－Ｗをはかる。北側柱列の延長は６ｍ、柱間間隔は２．０ｍ、東西の延長は１．９ｍをはかる。ピットの直径は１８～２４ｃｍをはかる素掘りである。２ＳＢ５－０２建物と重複している。

２ＳＢ５－０２

２ＳＢ５－０２建物

Ａ１、Ｂ１、Ａ２、Ｂ２に位置する１間×３間の掘立柱建物である。主軸方向はＮ－６０°－Ｗをはかる。北側柱列の延長は６ｍ、柱間間隔は２．０ｍ、東西の延長は１．９ｍをはかる。ピットの直径は１８～２４ｃｍをはかる素掘りである。ＳＢ０２建物と重複している。ピットの残存度合いは当該建物の方が不良である。いずれにしても両者とも砂地に構築された掘立柱建物であり、簡易的な建物であることは疑えないだろう。

２ＳＢ５－０３

２ＳＢ５－０３建物

Ｚ２、Ａ２、Ａ３区に位置する１×２間以上の掘立柱建物である。主軸方向の近似性から見ると２ＳＢ５－０１建物と同じ時期となる可能性が濃い。北側の延長は５．６ｍ、東西の検出長は１．２２ｍをはかる。なお柱列の並びは良好ではない。

２ＳＢ５－０４

２ＳＢ５－０４建物

Ａ３区に北東部隅のみが確認された掘立柱建物である。２×１間以上の掘立柱建物であることは間違いないが、正確な規模は明らかにできなかった。いずれにしても海岸線の砂地上に構築された掘立柱建物であり、居住用に供された可能性はない。漁業などの作業に用いられた構築物であろう。

溝

ｃ、溝

ＳＤ４２２

ＳＤ４２２溝

Ｄ３、Ｄ４、Ｅ４、Ｅ５、Ｆ５区に位置する素掘の溝である。先に記述したＳＡ４０４柵列の南に東西にのびる溝と、さらに西に大きく広がっている溝を総称する。恐らくＤ４区、Ｃ４区、Ｃ３区の南側部分の側壁は攪乱のため失われている。なお検出された延長は１６．４ｍ、幅は０．５～１．６ｍ、さらに７．８ｍ以上をはかる。

ＳＤ４１３

ＳＤ４１３溝

Ｅ４、Ｆ４、Ｆ５、Ｇ５、Ｇ６区に位置する幅の一定しない素掘の溝である。検出された延長は１４．２ｍをはかる。内部からは陶・磁器、などの遺物が出土している。

土坑

ｄ、土坑

ＳＸ４０５

ＳＸ４０５土坑

Ｄ５、Ｅ５区の中央部に位置する円形に近い土坑である。直径は１．２ｍをはかる。素掘の井戸の可能性もある。内部からは陶・磁器などが出土している。

ＳＸ４０７

ＳＸ４０７土坑

Ｄ５区に位置する溝状の土坑である。検出した延長は１．０５ｍ、幅０．４ｍをはかる素堀の溝である。内部から遺物が出土した。

ＳＸ４０２

ＳＸ４０２土坑

Ｃ４、Ｄ４区に位置する土坑である。東西の延長は５．４ｍ、南北１．２ｍをはかる不整形な土坑である。東端でＳＡ４０３土塁を切っている。内部から陶・磁器などが出土している。

ＳＸ４０１

ＳＸ４０１土坑

Ｃ４区中央に位置する円形の土坑である。土坑よりもピットと呼ぶのが適切であるのかもしれない。直径０．５ｍをはかる。内部から陶・磁器などが出土している。

ＳＸ３５０

ＳＸ３５０土坑

調査区域の西側Ａ１区に位置する溝状の土坑である。溝の南北の延長は３．７ｍ、幅０．３ｍをはかり、中央部で直角に１．６ｍ、幅０．５ｍの溝となってのびている。

攪乱

ｅ、攪乱

ＳＺ１６５

ＳＺ１６５攪乱

Ｇ５、Ｈ５区に位置する不整形な土坑状の攪乱である。長辺長３．２ｍ、短辺長２．２ｍをはかる。地山である砂地をさらに掘り抜いて形成されている。

ＳＺ３５３

ＳＺ３５３攪乱

Ｈ５、Ｈ６区に位置する不整形な土坑状の攪乱である。長辺長３．２ｍ、短辺

長２．８ｍをはかる。地山である砂地を、さらに掘り抜いて形成されている。

ＳＺ１６４

ＳＺ１６４攪乱

Ｇ６、Ｈ６、Ｇ７、Ｈ７区に位置する不整形な土坑状攪乱である。ＳＤ４１３溝を切っている攪乱である。長辺長４．８ｍ、短辺長４．０ｍをはかる。地山である砂地をさらに掘り抜いて形成されている。

ＳＺ４１７

ＳＺ４１７攪乱

Ｈ７区に位置する土坑状攪乱である。調査区域の東端の部分に該当し、ＳＺ４１８と南端で並んでいる。長辺長３．２ｍ、短辺長２．５ｍをはかる。地山である砂地をさらに掘り抜いている。

小結

５、小　　結

以上、今回の調査で検出した遺構について記述してきた。特に調査対象地域が寺内町の西端地域であることから、その調査に求められていたものの最大の成果は、町の西端を境界する、あるいは閉鎖する施設の確認であった。これについては幸い２区の最深面である５遺構面から確認されたＳＡ４０３、ＳＡ４０４、ＳＡ３５４土塁遺構などがこれである。その詳細については、記述内容を参照されたいと思うが、少なくとも当該土塁は、第３遺構面では存在した可能性があるということも注目されるだろう。この面は時代的には近世から近代の微妙な時期となっているが、少なくとも、この土塁が有効に働いていたかどうかはかなり疑問であるが、存在のみを確認しようと思えば出来たのではないかと考える。

その土塁の果した役割と意義については後に記述するが、この検出が最大の成果と位置付けることができよう。

簡易の建物

このほか、海岸線部分ではいくつもの掘立柱建物が確認されているが、これらはいずれも簡易の建物であり、居住に供されたものではない。用途としては沿岸漁業に伴う海草や小魚などを干す場所として設置された棚のような施設の可能性が濃いと考える。とくにこれらの建物は近代以降の面では確認されていない。その理由としては海岸線の水際線の後退があろう。しかしこれらの期間には大きな温度変化が認められず、海岸線の大きな移動は考えられない。いずれにしても人工的な埋め立てや港の状況によっては少々の移動は十分考慮されねばならない。

一方、１区とした東側部分の調査では遺構面も２区に比較して２面少なく、かつ表土面から浅いということが指摘される。これは近世以降の生活痕跡が余り多くの重複を行っていなかった、あるいは大きな立て替えなどがなかったと考えられるのではないだろうか。生活痕跡として井戸の存在が証明しているが、それらも第５（３）面までさかのぼるものが比較的少ないのも先の推定を肯定するものであろう。寺内町としては海岸線に近い、比較的建物などを構築するには不良な土質であった当該地域に建物が構築されたのは、寺内町がかなり発展拡張された段階になって進出してきたのではないだろうか。この状況は、後に述べる遺物の観察にあっても江戸時代後半以降に出土遺物が集中することと無関係ではないように思われる。

調査面積としては比較的まとまった面積であった調査であったが、先にも記述した如く寺内町としては縁辺地域に該当することから、成果の内容もむしろ限定されるといわざるをえない。今後の当該地域の調査によって新しい事実が加わり、総合的な考察が展開されるのを期待したい。　　（中村、田之上、井山）

第3章　出土遺物

概観

1、概観

今回の調査では陶器、磁器を中心に土師器、土釜をはじめとする土器類、軒丸瓦、軒平瓦、平瓦、丸瓦などの瓦類、さらに地域性を反映して土錘、塩壷、たこ壷などの漁具類など多数が出土している。これらの各地区、各面、遺構ごとの出土遺物、量などについては表2～9＊を参照されたい。これらの表から明らかなように、特に特定の遺物などが特定の遺構に集中する現象などは認められない。さらに調査範囲が限定されていることもあり、一部に遺物の偏りが見られたとしても、とくに問題とする程ではないと考える。

またすでに今回の調査で検出した遺構との関連については、前章で記述してきたので、本章では、遺物の個別の観察と検討の結果について考えることにする。

遺物各説

2、遺物各説

土器類

（1）土器類

ここで扱われるのは、いわゆる無釉の低火度酸化焔焼成による焼き物である。器種には焼塩壷、鉢、土釜、皿などである。調査の調査区ごとに、かつ第何面に該当するのかを記述しながら、出土遺物を見ておきたいと思う。

第1区

第　1　区

第2面

第2面

皿A

皿A－復元口径7．3ｃｍ、器高1．9ｃｍ前後をはかる浅い小皿である。底部は平で口縁部は短くたちあがる。胎土は緻密で白系である。。（6、7－包含層）

土錘、ＳＸ５３

土錘－小型の土錘が1点ＳＸ５３土坑から出土している。量的に少ないことから、下層遺物が上層まで及んでいた可能性もある。

第3面

皿A

皿A－直径8．2ｃｍ、器高1．8ｃｍ前後をはかる手づくねの小皿である。ややヘソ底で口縁部はなだらかに上外方にのび端部は丸い。焼成甘く軟質、胎土は緻密である。なお口径などに大小が認められる。（5－ＳＸ５４３土坑出土。）

土釜

土釜－復元口径２２．４ｃｍ、残存高9．6ｃｍをはかる土釜である。口縁部はやや外反し端部は丸い。突帯は幅広く水平である。底部は丸い。口縁部の形態の異なるものが出土している。いずれも底部に煤が付着しており、使用痕跡のあるものである。

使用痕跡

焼成良好堅緻、胎土はやや粗である。（1－ＳＸ５１４土坑出土）

土錘A

土錘A－径1．5ｃｍ、長さ5．2ｃｍ、厚さ1．8ｃｍをはかる小型の土錘である。いずれも手づくねによって製作されたと見られる。焼成良好、胎土はやや粗である（７１－ＳＸ５６４土坑出土、７２－ＳＸ５７４土坑出土）。

土錘B

土錘B－径3．8ｃｍ、長さ5．1ｃｍ、厚さ5．0ｃｍをはかる大型の土錘である。いずれも手づくねによって作られており、焼成良好、胎土はやや粗であ

表2　1区2面出土遺物一覧

	土師器	陶　器	磁　器	土　錘	鉄製品	瓦	石	ガラス	その他	計	備　考
ＳＸ５３		5	2	1	1	1			1	１１	
ＳＺ５９		1			3				2	6	
ＳＸ６２		4			1	１２	1	2		２０	(埋甕)
ＳＸ６３		3	2			１１			4	２０	(〃)
ＳＸ６４		1				1				2	
ＳＸ６５		1	3							4	
ＳＺ７１			2							2	
ＳＥ７６			1							1	
ＳＺ７７						1				1	
ＳＸ７８					１２	5	2		4	２３	
ＳＸ７９					1					1	
ＳＸ８８		1								1	
ＳＺ８９					2					2	
ＳＸ９１		1								1	
ＳＸ１６９		2				1				3	(2～5面)
表採及び廃土		４４	４０	6	6	２１	5		４２	１６４	

表3　1区3面出土遺物一覧

	土師器	陶　器	磁　器	土　錘	鉄製品	瓦	石	ガラス	その他	計	備　考
ＳＸ５１１						4				4	
ＳＰ５１３				1						1	
ＳＸ５１４		１３	2			2	1			１８	
ＳＺ５１９		1				1			1	3	
ＳＥ５３２			5							5	
ＳＸ５３３				1	2					3	
ＳＸ５３９				1					8	9	
ＳＸ５４１		1	4							5	
ＳＰ５４２		7	1						2	１０	
ＳＥ５４４						3				3	
ＳＰ５４５		1					1			2	
ＳＸ５４６	1	１２	１２			１３	4		2	４４	
ＳＸ５４７						1	1			2	
ＳＸ５５９		4				9			3	１９	
ＳＸ５６４		１２		2			1			１５	
ＳＸ５６７						1				1	
ＳＸ５７４		3	1	1	1	１３			8	２７	
ＳＸ５７５		2		2		１１			2	１７	
ＳＸ５７８	1									1	
ＳＸ５８２		１４	9	1		5			2	３１	
ＳＸ５８５		6	2	1					3	１２	
ＳＸ５８７					1					1	
表採及び廃土		１６	7	1		１１			7	４２	

表4　1区5面出土遺物一覧

	土師器	陶　器	磁　器	土　錘	鉄製品	瓦	石	ガラス	その他	計	備　考
ＳＥ５９９		2							6	8	
ＳＸ６４６						１１			3	１４	
ＳＸ６５２		9	6	2	1	１２				３０	
ＳＺ６５３							1	1		2	）
ＳＸ６５４			1		7				4	１２	
ＳＸ６６６		4	5			４１			1	５１	
ＳＸ６６８		１２４	２９	1	2	１３	1		2	１７２	
ＳＰ６６９			2			9				１１	
ＳＸ６７０						１９				１９	
ＳＸ６７１		2	1	1					３０	３４	
ＳＸ６７７						1				1	
ＳＸ６８３						1				1	
ＳＸ６８６						1			1	2	
ＳＸ６９１		9	2			２９	2		4	４６	
ＳＸ７０２		3	5			１４	1			２３	
ＳＰ７０５		1								1	
ＳＰ７０６		3								3	
ＳＺ７１０		１０		2		3				１５	
ＳＥ７１６		１２	3			２４			１４	５３	
表採及び廃土		１６	１６		3	４１	2		１０	８８	

表5　1区その他出土遺物一覧

	土師器	陶　器	磁　器	土　錘	鉄製品	瓦	石	ガラス	その他	計	備　考
整地層	2	５０	９６	8	１３	8	１１	6	3	１９７	

る。（７４－ＳＸ５６４土坑、７５－ＳＸ５３３土坑、７６－ＳＸ５７４土坑から出土）

このほかでは包含層から小型の製品が出土している。

第5面

第5面

該当する種類の遺物は土錘を中心にわずかに出土が確認できるが、量的には多いものではない。実測が行えた器種には、このほか壷（鉢）底部がある。

壷底部－上部を欠損した壷、ないしは鉢の体部下位および底部である。上位の状況は明らかに出来ない。底部外面には回転糸の切り痕跡が認められる。焼成良好、胎土は粗である。このタイプは、真蛸壷の可能性がある。（２２－ＳＸ６６８土坑出土）

土錘Ａ

土錘Ａ－径1．０ｃｍ、長さ6．０ｃｍ、厚さ1．７ｃｍをはかる小型の土錘である。いずれも手づくねによって製作されたと見られる。焼成良好、胎土はやや粗である（７３－ＳＥ５９９井戸出土）

このほか当該種類に区分されるものとしては、第1区では塩壷の蓋（１６）が攪乱から出土している。

第　2　区

表６　２区２面出土遺物一覧

	土師器	陶　器	磁　器	土　錘	鉄製品	瓦	石	ガラス	その他	計	備　考
ＳＤ２		３２	４１		２	５	１		１７	９８	
ＳＸ４			１						５	６	
ＳＤ５		２２	１７	１		１	１		１６	５８	
ＳＰ１０			１							１	
ＳＤ１２		１８	２０		１				１６	５５	
ＳＸ１３		２	２				１		１	６	
ＳＸ１４		１７	２１	１		１５				５４	
ＳＸ１６			１							１	
ＳＤ２０		１０	６	１						１７	
ＳＰ２２		１	１							２	
ＳＰ２３		２	１							３	
ＳＸ２４	１	２	８							１１	
ＳＰ３０		４	５			６			２	１７	
ＳＰ３１		８	２			６	２			１８	
ＳＰ３４		８	２							１０	
ＳＰ３９			３							３	
ＳＸ４０			１							１	
ＳＸ４１									５	５	
ＳＸ４３		２９	９			１０				４８	
ＳＰ４６		５	１			１				７	
ＳＰ４７	１	５	６			１１			１	２４	
ＳＸ４８			３							３	
ＳＸ４９						４				４	
表採及び廃土		１４５	２２２	２７	１７	２８	３	９	５８	５０９	

第２面

当該面ではわずかにＳＸ２４土坑から出土した壷（鉢）底部破片、ＳＤ５溝、ＳＤ２０溝からの土錘などがあげられるに過ぎない。また図化可能なものは、前者１例のみしかない。

壷（鉢）Ａ　壷（鉢）Ａ－小型の壷、または鉢の底部の破片である。体部中位以上を欠損のため不明である。底部外面には回転糸切りの痕跡を残す。焼成良好、胎土は粗である。（２４－包含層出土）

壷（鉢）Ｂ　壷（鉢）Ｂ－－底径１０．８ｃｍ、残存高６．２ｃｍをはかる鉢または壷の底部の破片である。底部は平で体部は直立する。内外面にロクロ目を残す。底部外面には回転糸切りの痕跡を残す。焼成良好、胎土はやや粗である。（２３－ＳＸ２４土坑出土）近似する形状でやや器壁が薄いものが出土している。（２５－包含層）

第３面

焼塩壷Ａ　焼塩壷Ａ－口径５．８ｃｍ、器高９．３ｃｍをはかる焼塩壷である。口縁部は蓋受が作られている。体部上位に横方向のカキ目調整が見られる。底部中央に整形時の穴がある。体部には「泉州麻生」の刻印が見られる。焼成良好堅緻、胎土は

「泉州麻生」の刻印

表7　1区3面出土遺物一覧

	土師器	陶　器	磁　器	土　錘	鉄製品	瓦	石	ガラス	その他	計	備　考
ＳＤ１０１									1	1	
ＳＤ１０２		8	5		1					１４	
ＳＰ１０３			1							1	
ＳＰ１０４		2							1	3	
ＳＸ１０５			1							1	
ＳＰ１０６		5	7							１２	
ＳＰ１０８		3	1						3	7	
ＳＰ１０９		1	4							5	
ＳＰ１１４		1	5							6	
ＳＰ１１５		1	5							6	
ＳＤ１１６		1	3							4	
ＳＰ１１９		2								2	
ＳＰ１２０		2				1			2	5	
ＳＰ１２１		1								1	
ＳＰ１２５		１１	１２	1					1	２３	
ＳＰ１２６	1									1	
ＳＰ１２７		1								1	
ＳＸ１２８		2	3						1	6	
ＳＰ１３０		3								3	
ＳＰ１３１									1	1	
ＳＸ１３２		3	1							4	
ＳＰ１３３		2	1			5			5	１３	
ＳＸ１３４			2		1		1		4	8	
ＳＰ１３５		1								1	
ＳＰ１３６		1	1							2	
ＳＰ１３８			4						1	5	
ＳＤ１４０		１９	２２	2		1			1	４５	
ＳＸ１４１			2						2	4	
ＳＰ１４４		3	6						1	１０	
ＳＤ１４５		1							1	2	
ＳＤ１４６						1				1	
ＳＰ１４７		1								1	
ＳＤ１５６			2							2	
ＳＰ１５９		3					2		3	8	
ＳＸ１６０		1								1	
ＳＺ１６５		２９	３３	1		6			１２	８１	
ＳＤ１６６		1	3							4	
ＳＰ１７０		2								2	
ＳＰ１７８			2				1		3	6	
ＳＰ１９５		4	1							5	
ＳＸ２０２		2	1							3	
ＳＤ２０３		２３	２９						２１	７３	
表採及び廃土	1	１２３	１３０	5	2	61+10箱	1		２３	346+10箱	

表8　2区4面出土遺物一覧

	土師器	陶　器	磁　器	土　錘	鉄製品	瓦	石	ガラス	その他	計	備　考
ＳＤ２５０	１２	４８	１３８		４	３			２２	２２７	
ＳＸ２５２	１		１		１					３	
ＳＸ２８３		１	１							２	
ＳＸ２９４		２	１０２						８	２０	
ＳＸ２９７		１			２				１	４	
ＳＸ２９８		３	５	１						９	
ＳＸ２９９	６	２４	１６						３	４９	
ＳＸ３００									１	１	
ＳＸ３０１		１２	２９	１	１	１	１		１４	５９	
ＳＸ３０２		１	１６						４	２１	
ＳＸ３０５		２７	６０		１		２			８９	
ＳＸ３０７		１３	１４	１	1+1箱				１	30+1箱	
ＳＰ３０８		１３	１４	１	1+1箱					38+1箱	
ＳＤ３１５		２								２	
ＳＸ３１６	２	１	２						１	６	
ＳＸ３１７		１１	３０	２		５			９	５７	
ＳＸ３３７		４				１				５	
ＳＸ３３８		２	１							３	
ＳＸ３３９		２	１						４	７	
ＳＤ３４０			１							１	
ＳＸ３４３		３	２			１				６	
表採及び廃土	２	２２	４５		３	24+10箱			８	104+10箱	

表9　2区5面出土遺物一覧

	土師器	陶　器	磁　器	土　錘	鉄製品	瓦	石	ガラス	その他	計	備　考
ＳＸ３９６		３	９						１	１３	
ＳＸ４０２		１９	４							２３	
ＳＸ４０３		２	１０	２						１４	
ＳＸ４０５		１			１					２	
ＳＸ４０７		３	５						３	６	
ＳＤ４１３		２５	１７		５２					４７	
ＳＤ４１４		２								２	
ＳＸ４２１		６	１０						２	１８	
ＳＸ４２２		３３	２１							５４	
表採及び廃土	１	２４４	１８７	２	５	56+6箱	１	３	２３	522+6箱	

やや粗である。（１８－ＳＤ１６６溝出土）

焼塩壷Ｂ　焼塩壷Ｂ－－口径５．０ｃｍ、器高９．ｃｍをはかる焼塩壷である。口縁部は蓋受が作られている。体部に横方向のカキ目が見られる。底部中央に整形時の穴がある。刻印の有無は不明。焼塩壷Ａに近似する。焼成良好堅緻、胎土はやや粗である。（１９－ＳＰ１７０出土）

鉢Ｃ　鉢Ｃ－口径１４．６ｃｍ、器高５．２ｃｍをはかる平な鉢である。口縁部は内側に彎曲してのび、端部は外傾する平面をなす。底部は平で中央部を欠損。内外面には回転ナデ調整を行い、焼成良好堅緻、胎土はやや粗である。内口縁部に媒付着する。（２８－ＳＰ２０３出土）

土錘Ａ　土錘Ａ－径１．３ｃｍ、長さ６．３ｃｍ、厚さ１．８ｃｍをはかる小型の土錘である。いずれも手づくねによって製作されたと見られ、形状は微妙に異なっている。焼成良好、胎土はやや粗である（５３、７０－３面包含層出土）

土錘Ｂ　土錘Ｂ－径４．１ｃｍ、長さ５．４ｃｍ、厚さ６．１ｃｍをはかる大型の土錘である。いずれも手づくねによって作られており、焼成良好、胎土はやや粗である。（６８、６９－３面包含層出土、７５－ＳＸ５３３土坑出土）

第４面　**第４面**

皿Ｃ　皿Ｃ－口径１１．０ｃｍ、器高１．６ｃｍと器高も低い扁平な皿である。底部中央を欠損。いずれも回転ナデ調整、焼成良好堅緻、胎土はやや粗である。（８－ＳＸ３１６土坑出土。９－ＳＸ２９９土坑出土）

鉢Ｄ　鉢Ｄ－口径１６．８ｃｍ、残存高５．６ｃｍをはかる平な鉢である。口縁部は内側に彎曲してのび、端部は外傾する平面をなす。底部は平で中央部を欠損。底部端３方に脚を貼付する。形状としては鉢Ｃと同じである。内外面には回転ナデ調整を行い、焼成良好堅緻、胎土はやや粗である。（１３－ＳＰ３３７出土）

このほか用途不明の製品（１５）がＳＰ３３７から出土している。また図化していないが土錘もわずかながら出土していることが確認されている。

第５面　**第５面**

焼塩壷Ｃ　焼塩壷Ｃ－口径５．０ｃｍ、器高９．３ｃｍをはかる焼塩壷である。蓋受の切り込みは見られる。刻印を認める。体部中位に斜め方向のカキ目調整を行う。焼成良好堅緻、胎土はやや粗である。ほぼ先の焼塩壷Ａと同形であるが、わずかに大きさおよび、形状が異なる。（１７－ＳＸ４０５土坑出土）

焼塩壷Ｄ　焼塩壷Ｄ－口径６．０ｃｍ、器高９．８ｃｍをはかる焼塩壷である。口縁部は蓋受が作られている。体部調整は明瞭ではない、恐らく回転ナデ調整であろう。底部中央に整形時の穴がある。体部には「泉州麻生』の刻印が見られる。焼成良好堅緻、胎土は粗である。（２１－ＳＤ４１３溝出土）

焼塩壷Ｅ　塩壷Ｅ－－口径５．８ｃｍ、器高８．４ｃｍをはかる焼塩壷である。蓋受上の切込などは全く認められない。体部は回転ナデ調整、底部に整形寺穴がある。刻印は認められない。器表面が荒れている。（２０－ＳＸ４２０土坑出土）

土鍋Ｄ　土鍋Ｄ－口径２４．４ｃｍ、残存高４．１ｃｍをはかる平な鉢である。口縁部はほぼ直立してのび端部は丸い。底部は欠損。焼成良好堅緻、胎土はやや粗である。底部に媒付着する。（２７－ＳＸ４２２土坑出土）

以上のほか図化したがあえて説明していなかったのは、2区焼土層出土の皿である。これは逆にして蓋となる可能性もある。（２６）また同じく焼土層出土遺物として土錘も多い。５６、５７、５９～６２、６６、６７にいずれも小型の製品である。

陶器類

（２）陶器類

ここでは陶器全体を扱う。釉薬の使用の有無に係わらず、粘土を材料として高温で焼成されたもので、焼き締め陶、などを含む。瀬戸や備前、丹波、常滑などがこの分類に該当するが、生産地別に分類して記述するのは、かなり困難であり、ここでは先に記述した土器類の例にしたがって、陶器のみについてをとりあげて、各地区および生活面（検出面）ごとに、かつ器種別に既述することにする。

第１区

第　１　区

第２面

第２面

湯飲み茶碗Ａ

湯飲み茶碗Ａ－口径７．８ｃｍ、器高４．１ｃｍをはかる小型の湯飲み茶碗である。外面には白い発色の釉薬を施している。白磁である。瀬戸系。（１１４－２面包含層出土）

皿

皿－－－口径６．２ｃｍ、器高１．５ｃｍをはかる小型の燈明皿である。内面には薄い茶色の釉薬を用いている。地元産系（１１７－ＳＰ６２出土）

飯茶碗Ａ

飯茶碗Ａ－－口縁部を欠損した飯茶碗である。両面に薄い茶色の釉薬を認める。底部両端には低い高台を認める。口縁部は大きく広がっていくが端部の状況は不明。美濃系（１１５－ＳＸ９１土坑出土）

飯茶碗Ｂ

飯茶碗Ｂ－－口径１１．０ｃｍ、器高４．８ｃｍをはかる飯茶碗である。口縁部は底部からゆるやかに外反して端部に至り、端部は丸い。全体に白泥の刷毛目を施す。底部には径の小さな砂高台を伴う。肥後系(１３４－２面包含層出土)

鉢Ａ

鉢Ａ－－－口径１５．２ｃｍ、器高９ｃｍをはかる、いわゆるどんぶり鉢といわれる形状のものである。内外には黄緑色の発色が見られ美しい。瀬戸系の産地での陶器と見られる。（１２２－ＳＸ７６土坑）

蓋Ｂ

蓋Ｂ－口径４．０ｃｍ、残存高１．４ｃｍをはかる小型の蓋である。湯飲み茶碗あるいは小型の鉢などに供された蓋と考えられる。天井中央のつまみを欠損。地元産系陶器。（１３７－包含層）

段皿

段皿－－－－復元口径１３．０ｃｍ、器高３．９ｃｍをはかる段皿である。口縁部は大きく段をなして端部へいたり、丸く仕上げる。外面全体に青ネズミ色の釉薬が施され、腰部へ流れている。胎土目唐津である。（１８６－包含層出土）

第３面

第３面

甕

甕－－復元口径１５．６ｃｍ、残存高４．８ｃｍをはかる甕の口縁部と体部上位の破片である。口縁部は端部で肥厚させ丸く仕上げている。体部上位には横方向に細かな把手を貼付する。丹波系の可能性がある。（１４４－ＳＸ５１４土坑出土）

第５面

第５面

蓋Ａ

蓋Ａ－－急須の落し蓋である。口径８．６ｃｍ、器高３．２ｃｍをはかる。中央にツマミを貼付する、黄緑色に発色する釉薬を用いている。地元製品の可能性が

濃い（１５４－ＳＸ６６８土坑出土）

植木鉢

植木鉢－－復元口径２３．６ｃｍ、残存高１１．８ｃｍをはかる花盆あるいは植木鉢である。素焼きの状態で特に釉薬は用いられていない。焼成良好堅緻、胎土はやや粗である。丹波系製品か？（１４２－ＳＸ６９１土坑出土）なお類似例として２３４（ＳＸ６０８土坑出土）がある。

蓋Ｂ

蓋Ｂ－口径４．１ｃｍ、器高１．８ｃｍをはかる小型の蓋である。湯飲み茶碗あるいは小型の鉢などに供された蓋と考えられる。天井部に灰色の釉を施し、４方向に文様を描く。地元産系陶器。（１５５－包含層）

皿

皿－復元口径１０．１ｃｍ、器高２．６ｃｍをはかる小型の皿である。両面には美しい緑色の釉薬が施されている。焼成良好堅緻、胎土は密である。16世紀末～17世紀初頭の美濃系陶器。（１５７－ＳＸ７１０土坑出土）

蓋Ｃ

蓋Ｃ－復元口径１５．８ｃｍ、器高４．０ｃｍをはかる比較的大型の鉢に伴う蓋である。外面には黄緑色の釉薬が施されており、内面にも及んでいる。焼成良好堅緻、胎土は密である。美濃系陶器。（１６２－ＳＸ７１６土坑出土）

茶碗

茶碗－－飯茶碗か湯飲み茶碗か意見の別れる大きさの茶碗である。口縁部を欠損しており、体部以下高台部分の遺存である。萩焼（１７１－ＳＰ７０６出土）

飯茶碗Ａ

飯茶碗Ａ－－口径１１．９ｃｍ、器高５．８ｃｍを計かる飯茶碗である。白色の釉薬の刷毛目を施す。１３４とほぼ同じであるが当該遺物の方がやや大きい。（１５９－ＳＸ６６８土坑出土）

燭台

燭台－燭台の上部の台のみの遺存である。脚部は基部が残存するが、基礎となるべき部分は欠損。（１７０－ＳＸ６６８土坑出土）

甕

甕－－復元口径１６．６ｃｍ、残存高９．４ｃｍをはかる甕の口縁部と体部上位の破片である。口縁部は端部で肥厚させ内傾する平面に仕上げている。飴釉を施す。（１７５－ＳＸ６６８土坑出土）

第２区

第　２　区

第２面

第２面

土瓶（急須）Ａ

土瓶（急須）Ａ－－土瓶（急須）類は、把手部分の破片のみが出土しているのは比較的多く見るが、本体まで復元可能な形状での出土は比較的少ないといえる。蓋を伴うもの（１１１、１１２－２面拡張区出土）は蓋の中央に貼付したつまみに松かさをあしらっており、洒落た感覚を持つものである。本体は器壁が薄く外面には布目が認められる。注ぎ口は大きく先細りとなっており、把手の部分と同様器壁は薄く作られている。外面の色調は灰器黄褐色を呈する。地元での生産品と見るよりは京焼系の産地からの供給品とみるのが妥当かもしれない。

土瓶（急須）Ｂ

京焼系

土瓶（急須）Ｂ－－把手部分のみの出土である。詳細に観察すると水瓶の形状を写したように見られるもので、そこに作者の洒落っ気が見られる。これも地元での生産品と見るよりは京焼系の産地からの供給品とみるのが妥当かもしれない。（１１３－３面包含層出土）

鉢（抹茶茶碗）Ａ

鉢（抹茶茶碗）Ａ－－いわゆる抹茶茶碗といわれる形状のものであろう。あるいは鉢の可能性も捨て切れない。内面中央には黒色鉄釉が全面に施されている。高台部分および体部の一部の遺存である。体部にも鉄釉が認められる。（１２０－

２区拡張区）

皿Ａ　皿Ａ－口径１０．３ｃｍ、器高１．５ｃｍをはかる小型の皿である。両面には美しい緑色の釉薬が施されている。底部を欠損。焼成良好堅緻、胎土は密である。美濃系陶器。（１１９－包含層出土）

燭台　燭台－小型の皿を細い支脚が支える形態をなし、上部の皿内部に油と芯をいれて燭台とする。表面には黄色などの釉薬が認められる。本例は上部の皿のみの破片である。（１１６－包含層出土）ほぼ全体の残った例としては、１２１（焼土層出土）、１３８（第２区拡張部出土）がある。

第３面

小型水瓶　小型水瓶－口径２．３ｃｍ、器高１０．６ｃｍをはかる小型の水瓶である。口頸部は基部細く外彎して上外方にのび端部は丸い。体部最大径は中位から下位に求められる。底部は平で外見上は高台を伴うように見えるが、実際には平底である。外面には青い釉薬が施されているが、一部は緑色に変色している。江戸時代後期。瀬戸系陶器

瀬戸系陶器（１２６、１２７－ＳＸ１６５土坑出土）

急須Ｃ　急須Ｃ－－把手付き鉢するのが妥当な表現かもしれない。行平の可能性もあるが、規模的な面から見ると急須としておくのが妥当であろう。本体は外面に暗茶色の釉が施され、縦方向の刻み目文様を配置している。なお当該把手は型を合わせて作られたものである。蓋は欠損するが、落とし蓋を用いていた可能性がある。地元産陶器

把手には特別な形状の表現は見られず、退屈な器形である。地元産陶器。（１２５－ＳＸ１６５土坑出土）

燭台　燭台－小型の皿を細い支が支える形態をなし、上部の皿内部に油と芯をいれて燭台とする。表面には黄緑色などの釉薬が認められる。本例は上部の皿と脚部の破片である。形状的には第２面出土例（１２１、１１６）などと同じである。（１３２－ＳＸ１６５土坑出土）

湯飲み茶碗Ａ　湯飲み茶碗Ａ－－口径１０．０ｃｍ、器高６．３ｃｍをはかる中型の湯飲み茶碗である。口縁部は底部から内彎してさらに上方にのび端部は丸く仕上げている。内外面にはびわ色の釉が施されている。底部には低い高台を削り出す。（１２８－ＳＤ１２６溝出土）

飯茶碗Ｂ　飯茶碗Ｂ－－底部および体部下位の破片である。高台は低く狭い。口縁部は外方に伸びるが、その方向は明確ではないが、前者の椀Ａよりは口縁部が開く。16世紀末～17世紀初頭の唐津である。内面には薄い黄緑色の釉が残る。（１２９－包含層出土）

蓋　蓋－－蓋としたが逆に盤となる可能性も十分考えられねばならない。高台は大きく開き高い。底部から口縁部は大きく開く。黄緑色の釉が認められ、天井部にめぐる沈線の量は異なるが、近似例としては１６２がある。（１３０－ＳＰ１２０、１３１－ＳＰ１３４出土）

鉢　鉢－－口径１２．２ｃｍ、器高３．６ｃｍをはかるやや大型の鉢である。形状は飯茶碗Ａに近似するが、同じ用途に用いられたとは考え難い。外面体部下位に縦方向に刻みを入れて独特の文様とする。文様の上位には黄緑色の釉が認め荒れる。なお１２５と文様が共通する。地元産。（１４６－ＳＰ１２５出土）

第４面	**第４面**
嬉野内ノ山窯銅緑釉皿、白磁系	嬉野内ノ山窯銅緑釉皿－－－口径１２．９ｃｍ、器高３．６ｃｍをはかる比較的扁平な茶碗である。高台は径大きく、低く幅は厚い。びわ色を呈し、白磁系の器種に多く見られるような器種である。（１４８－ＳＸ３０５土坑出土）。１４７（ＳＸ３１７土坑出土）も近似する。
変わり茶碗	変わり茶碗－残存高５．３ｃｍをはかる凹凸の著しい変わり茶碗である。用途的には湯飲み茶碗と考えるのが妥当であろう。（１４５－ＳＤ２５０溝出土）
第５面	**第５面**
聞香炉	聞香炉－－口径４．０ｃｍ、器高５．９ｃｍをはかる比較的小型の香炉である。底部は平で体部は垂直に立ちあがり、香りをこもらせる「かえり」がある。底部には３方向に短い脚が貼付されている。全体淡い灰色が施されている。瀬戸・美濃系陶器？。（１５１－ＳＸ４０７土坑出土）
瀬戸・美濃系陶器	
抹茶茶碗	抹茶茶碗－口径１２．９０ｃｍ、器高７．１ｃｍをはかる抹茶茶碗である。口縁体部はほぼ真直にたちあがり、底部は中央が低く丸みを持つ。底部には低い幅の広い高台を貼付する。（１５２－ＳＤ４１７溝出土）近似例としては１５３（ＳＸ４０２土坑出土）がある。
燈明	燈明－－口径７．８ｃｍ、器高１．８ｃｍをはかる小皿である。陶器。内面に黄緑色の釉が見られる。焼成良好堅緻、胎土はやや粗である。（１５６－ＳＸ４０２土坑出土）
皿Ａ	皿Ａ－－残存高２．６ｃｍをはかる飯茶碗である。体部中位以上を欠損。底部には砂高台を認める。唐津系（１５８－ＳＤ４１３溝出土）
飯茶碗Ｂ	飯茶碗Ｂ－－残存高　３．８ｃｍをはかる飯茶碗である。体部中位以上を欠損。底部には砂高台を認める。体部には暗い肌色に白色の刷毛目の釉薬を施している。
刷毛目文様	いわゆる刷毛目文様である。肥前系（１６１－ＳＸ４０５土坑出土）
盃	盃－－－口径６．７ｃｍ、器高２．８ｃｍをはかる盃である。糸切り底部は平で何ら造作を行っていない単純な器形である。16世紀末～17世紀初頭の唐津系。（１６３－ＳＤ４１３溝出土）
皿－	皿－－－残存高１．６ｃｍをはかる皿である。赤褐色の釉を施す。（１６４－ＳＸ４２１土坑出土）
鉢底部	鉢底部－－残存高３．０ｃｍをはかる比較的大きな鉢高台部分、および体部の破片である。内面には濃い黄緑色の釉が見られる。焼成段階の目痕が４ケ所残っている。瀬戸・美濃系陶器（１６５－第２区拡張部分）なお１７２（ＳＸ４２２土坑出土）は青磁である。
茶碗Ｂ	茶碗Ｂ－－口径９．２ｃｍ、器高５．０ｃｍをはかる茶碗である。内外面には灰緑色の釉を施すが特に文様は伴っていない。（１６６－包含層）なお同じ器形として１６７（ＳＸ４２２土坑出土）があるが、これは波佐見窯系草花文染付碗である。
杯Ｃ ぐい飲み	杯Ｃ－－口径７．０ｃｍ、器高３．６ｃｍをはかる小型の杯でぐい飲みである。内外面には釉薬を施すが特に文様は伴っていない。（１６９－ＳＸ４０２土坑出土）

皿

皿－－残存高２．６ｃｍをはかる皿の底部および高台部分の破片である。両面に白い釉を施す。１６４は、現川窯系皿である。（１６８－ＳＸ４２２土坑出土）

小型水瓶

小型水瓶－－口径２．４ｃｍ、器高１０ｃｍをはかる小型の水瓶である。口頸部は基部細く外彎して上外方にのび端部は丸い。体部最大径は中位から下位に求められる。底部は平で外見上は高台を伴うように見える。外面には青緑色の釉薬が施されているが、一部は変色している。江戸時代後期。瀬戸系陶器（１７３－第２区包含層）

青緑色の釉薬

蓋Ｃ

蓋Ｃ－－土瓶ないしは小型の鉢の蓋と見られるものである。残存高２ｃｍをはかる。文様の特徴から１４６鉢と生産地は同じと考えてよいだろう。（１７４－包含層）

摺鉢類

（３）摺鉢類

本来は陶器の一部として記述するべきであろうが、今回の調査では相当まとまって出土しており、あえてここに別に項目を立てて記述することとした。

第１区

第　１　区

第５面

第５面

摺鉢Ｄ

摺鉢Ｄ－－－復元口径２７．２ｃｍ、残存高７．８ｃｍをはかる摺り鉢の体部および口縁部の破片である。口縁端部は重ね焼きによる欠損。端部付近で大きく肥厚させており、外端面には太い沈線２条をめぐらせる。内面は端部からかなり無文帯をあけて１単位９条前後の摺目を刻んでいる。備前摺鉢。17世紀中葉～後半。（８１－ＳＥ５９９井戸出土）

摺目

摺り鉢Ｊ

摺り鉢Ｊ－－－復元口径２４．９ｃｍ、残存高７．４ｃｍをはかる摺り鉢の体部および口縁部の破片である。口縁部付近で大きく肥厚させ、外端面には浅い沈線２条を巡らせている。口縁端部は丸く、内面に稜を認める。内面には端部からわずかな無文帯を残していかに１０条１単位の摺目を刻む。体部下位以下を欠損。堺摺鉢。（９９－ＳＸ６６８土坑出土）

摺鉢Ｋ－

摺鉢Ｋ－－－復元口径２５．０ｃｍ、残存高９．６ｃｍをはかる摺り鉢の体部および口縁部の破片である。口縁部付近で大きく肥厚させ、外端面には浅い沈線２条を巡らせている。口縁端部は内傾する凹面をなす。内面に段を認める。内面には端部から、やや間隔をあけて無文帯を残して、以下に８条１単位の条痕を刻む。16世紀末～17世紀初頭の備前である。（１０３－焼土層出土）なお体部における摺目の状況は変わらない。（１０４－ＳＸ６９１土坑出土）

擂り鉢Ｃ

擂り鉢Ｃ－－－復元口径２３．０ｃｍ、残存高４．９ｃｍをはかる擂り鉢である。体部は平らで体部は外反して上外方にのび端部付近で肥厚させ、内傾する凹面をなす。さらに内面には稜を認める。外端面には２条の沈線をめぐらす。内面には端部からわずかの無文帯を残してすぐに１単位９条前後の摺目が刻まれている。焼成良好堅緻である。堺摺鉢。（１０６、１０８－ＳＸ６６８土坑出土）

第２区

第　２　区

第２面

第２面

擂り鉢Ａ

擂り鉢Ａ－－復元口径２８．８ｃｍ、残存高５．４ｃｍをはかる擂り鉢の口縁部の破片である。口縁端部は大きく肥厚させ、内外に大きく段を構成している。内

縦方向	面の摺目は縦方向にかなり粗に配置されており、その単位は６条前後を数える。（７７－ＳＤ０５溝出土）なお体部、および底部は７９（ＳＤ０５溝出土）が近いと思われる。堺摺鉢。
擂り鉢Ｂ	擂り鉢Ｂ－－－復元口径２０．８ｃｍ、器高９．６ｃｍをはかる小型の擂り鉢である。口縁端部はわずかに肥厚させ、内外に段を形成している。内面の条痕は縦め方向にかなり密配置されており、その単位は１０条前後を数える。堺摺鉢。（７８－ＳＤ０５溝出土）
第３面	**第３面**
擂り鉢Ｃ	擂り鉢Ｃ－－－復元口径２７．０ｃｍ、器高９．８ｃｍをはかる擂り鉢である。体部は平らで体部は外反して上外方にのび端部付近で肥厚させ、内傾する凹面をなす。外端面には２条の沈線をめぐらす。内面には端部からわずかの無文帯を残してすぐに９条前後の条痕が刻まれている。焼成良好堅緻である。堺摺鉢。（８０－ＳＰ１２８出土）
摺鉢Ｅ	摺鉢Ｅ－－－復元口径２２．９ｃｍ、残存高４．６ｃｍをはかる擂り鉢である。口縁部は端部付近で大きく外方に曲げられ端部へといたる。端部内面には稜を巡らせる。内面には端部から若干無文帯を認め、以下に細かな間隔で条痕が刻まれている。（８２－ＳＸ２０２土坑出土）
摺鉢底部	摺鉢底部－－底部のみの破片である。高台状のものを巡らせ、高台内面は、高台と同じ高さである。条痕の間隔は近似するものが多く、どの器種に対応するのか明らかではないが、摺り鉢Ｃに対応する可能性が濃い。見込みに堺摺鉢ノの特長である焼台痕がある。（８３－ＳＰ１３４出土）
茶褐釉摺鉢底部	茶褐釉摺鉢底部－－底部のみの破片である。堺摺鉢で摺目は摩滅している。どの器種に対応するのか明らかではないが、摺鉢Ｃに対応する可能性が濃いと考えられる。（８４－包含層出土）
摺鉢底部	摺鉢底部－－底部のみの破片である。高台を巡らせている。条痕は８～９条である。見込みと畳付と高台内に６ケ所の目痕がある。（９６－包含層出土）
第４面	**第４面**
茶褐釉摺鉢Ｆ	茶褐釉摺鉢Ｆ－－－口径１９．０ｃｍ、器高９．９ｃｍをはかる擂り鉢である。口縁部で肥厚させ丸く仕上げている。体部は丸みを持ち、高台内は平らで削り出し高台である。底部から体部下位に回転ヘラ削り調整を行う。条痕がみられないことから片口かもしれない。（８５－ＳＸ３１７土坑出土）
摺鉢Ｇ	摺り鉢Ｇ－－－復元口径２０．９ｃｍ、器高５．６ｃｍをはかる擂り鉢である。口縁部の状況はＣと同じである。条痕は１単位８条で間隔をやや開けている。やや小型の堺摺鉢である。（８６－ＳＸ３０５土坑出土）
擂り鉢Ａ	擂り鉢Ａ－－復元口径２４．６ｃｍ、残存高５．８ｃｍをはかる擂り鉢の口縁部の破片である。口縁端部は大きく肥厚させ、内外に大きく段を構成している。内面の条痕は縦方向にかなり粗に配置されており、その単位は10条前後を数える。備前摺鉢。（８７－ＳＸ３０５土坑出土）
擂り鉢Ｃ	擂り鉢Ｃ－－－復元口径２６．３ｃｍ前後、残存高４．７ｃｍ前後をはかる擂り鉢である。体部は平らで体部は外反して上外方にのび端部付近で肥厚させ、内傾

する凹面をなす。外端面には2条の沈線をめぐらす。内面には端部からわずかの無文帯を残してすぐに9条前後の条痕が刻まれている。焼成良好堅緻である。（８８－ＳＸ２９８土坑出土）なお８９（包含層出土）、９０（ＳＸ３０５土坑出土）も同例で堺摺鉢であろう。

摺鉢Ｈ

片口

摺鉢Ｈ－－－復元口径２０．０ｃｍ前後、器高６．９ｃｍ前後をはかる備前擂り鉢である。底部は平らで体部は外反して上外方にのび端部で肥厚させている。内面には８条１単位の粗な条痕を刻んでいる。一方に片口を設置している。（９１－ＳＸ３０５土坑出土）

摺鉢底部

摺鉢底部－－－平らな底部で高台を伴わない。条痕は比較的粗である。（９２－ＳＸ３０５土坑出土）近似例として９３（ＳＸ３０５土坑出土）で堺摺鉢である。

摺鉢Ｉ

摺鉢Ｉ－－－復元口径２０．５ｃｍ前後、残存高５．８ｃｍ前後をはかるやや小型の擂り鉢でである。口縁部はなだらかに外反して上外方にのび短部で内側に曲げられている。このため内側に稜を認める。口縁端部からわずかな無文帯を残して条痕が刻まれている。（９４－ＳＸ３０５土坑出土）なおわずかに復元口径が異なるが、９５（包含層出土）も同じ丹波のものである。

摺鉢底部

摺鉢底部－－－平らな底部で堺摺鉢の底部破片である。条痕も密に施されている。（９７－包含層）９８（ＳＤ２５０溝出土）もわずかに規模は異なるが形状は同じである。

擂り鉢Ｃ

擂り鉢Ｃ－－－復元口径３１．２ｃｍ前後、残存高７．８ｃｍ前後をはかる擂り鉢である。体部は平らで体部は外反して上外方にのび端部付近で肥厚させ、内傾する凹面をなす。外端面には2条の沈線をめぐらす。内面には端部からわずかの無文帯を残してすぐに9条前後の条痕が刻まれている。焼成良好堅緻である。（１００－ＳＸ４０２土坑出土）ほかに１０７（ＳＸ４２２土坑出土）、１１０（ＳＸ４２２土坑出土）などが同じ堺摺鉢である。

摺鉢Ｊ

摺鉢Ｊ－－－復元口径２８．０ｃｍ、器高４．４ｃｍをはかる摺り鉢の体部および口縁部の破片である。口縁部付近で大きく肥厚させ、外端面には浅い沈線２条を巡らせている。口縁端部は丸く、内面に稜を認める。内面には端部からわずかな無文帯を残していかに１０条１単位の条痕を刻む。備前摺鉢。（１０９－ＳＸ４２１土坑出土）

擂り鉢底部

擂り鉢底部－－底部径６．４ｃｍ、残存高４．６ｃｍをはかる擂り鉢底部の破片である。条痕は使用により摩滅しているが、堺摺鉢。。擂り鉢Ｃに伴う可能性が濃い。（１０１－ＳＸ４０３土坑出土）

擂り鉢底部

擂り鉢底部－－底部復元径１６．２ｃｍ、残存高５．４ｃｍをはかる擂り鉢底部の破片である。条痕は比較的浅く粗である。全体に焼成が良好で堅緻に締まっている。胎土はやや粗である。（１０２－ＳＤ４１３溝出土）。丹波摺鉢。

擂り鉢Ｌ

擂り鉢Ｌ－－－復元口径２０．３ｃｍ、器高５．８ｃｍをはかる、やや小型の摺り鉢の体部および口縁部の破片である。口縁部のみ黒褐釉を掛けで大きく肥厚させ、丸く玉縁状に仕上げられている。口縁端部からかなりの幅の無文帯を残し、条痕を刻んでいる。焼成良好堅緻、胎土は密である。（１０５－ＳＸ４２２土坑出土）丹波摺鉢。

今回の調査で出土した擂り鉢の代表的なものについて記述してきた。ここに示したほかにも破片は多く採集されているが、それらはいずれも図化にはなじまないものである。なお産地については堺系、備前系、丹波系などが考えられる。

以上のほかにも多数の陶器が出土しているが、いずれも図化するには破片が不足しており、器形の復元が困難なものである。いずれにしても今回の調査で出土した遺物のうちの大半を陶器、磁器で占めていることは疑えない事実である。以下に、その一方を占める遺物である磁器について記述していくことにする。

磁器

（4）磁　器

ここでは今回の調査で出土した磁器についてのみを記述していくことにする。なお陶器との関係でいずれに分類するのか疑問なものについては、いずれも陶器の項で記述しておいた。また産地についても、明らかに区分可能なものについては、伊万里（肥前）系、波佐見系、瀬戸系、ほかの産地としたが、多くについてはその区分が困難であった。

第1区

第　1　区

第2面

第2面

飯茶碗A

飯茶碗A－－口径１０．８ｃｍ、器高５．８ｃｍをはかる飯茶碗である。外面には梅枝および花の文様が呉須で描かれ藍色に発色している。高台部分にも条線文を１条巡らせている。高台内部には何ら文字は伴わない。（１７６－ＳＸ２２０土坑出土）波佐見系。１８０も同タイプである。

飯茶碗B

飯茶碗B－－口径１１．６ｃｍ、器高６．９ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文で体部の高台内面の文字が余りにくずれており明確ではないが「大明年製」としたかったものと考えられる。波佐見系染付。（１７７－包含層出土）

杯A、染付

杯A－－－口径７．３ｃｍ、器高３．７ｃｍをはかる染付の杯である。呉須で描かれた文様は花枝文と松を表現しているものと見られる。高台内面には何も書かれていない。（１８１－包含層出土）波佐見系。

段重

段重－－－口径７．５ｃｍ、器高３．５ｃｍをはかる染錦の小皿である。化粧具の紅を入れていたことから紅皿と呼ばれるものである。描かれた図柄は巻物や扇、松など吉祥文である。（１８５－ＳＸ７６土坑出土）波佐見系。

皿B

皿B－－－口径１０．９ｃｍ、器高２．８ｃｍをはかる染付の小皿である。あるいは飯茶碗の蓋とも考えられる。外面には葵の葉が描かれ、内面には四方襷文様が周囲をめぐり、中央にはカメが描かれている。波佐見系染付。（１８３－表土層出土）

波佐見系

第3面

第3面

皿C

皿C－－－口径１３．２ｃｍ、器高２．７ｃｍをはかる染付の小皿である。型紙によるプリント文様である。全体に花菱繋ぎ文様を配置し、三方に扇形の窓を配し風景を添えている。外面には何も文様を施していない。明治の生産と考えられる。（１８８－ＳＸ５７５土坑出土）

蓋

蓋－－－－口径９．４ｃｍ、器高３．０ｃｍをはかる染付の蓋である。おそらくは小型の鉢ないしは椀の蓋と考えられる。外面には源氏香と花卉をあしらった文

様で、内面には中央に井桁文様、周囲にもくづし算木文様が配置されている。いずれもうすめの呉須で描かれている。（１９０－包含層出土）波佐見系。

飯茶碗Ｂ　飯茶碗Ｂ－口径９．８ｃｍ、器高４．９ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。やや小型の茶碗で、外面には筆に呉須をたっぷり含ませて描かれた井桁文様が三方に配置されている。口縁・高台際には回線をめぐらされている。波佐見系磁器（２０５－包含層出土）

第５面　**第５面**

飯茶碗Ｃ　飯茶碗Ｃ－－口径１１．３ｃｍ、器高５．１ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文で体部の高台内面は文字が認められない。高台際に１条圏線文が巡らされている。（２３６－ＳＸ６６８土坑出土）波佐見系。

飯茶碗Ｄ　飯茶碗Ｄ－－口径９．６ｃｍ、器高４．２ｃｍをはかる染付の小型の飯茶碗である。濃い呉須で牡丹文様が描かれている。高台中央外面には角福が見られる。内面口縁部にも呉須が施されている。（２３７－ＳＸ６６８土坑出土）瀬戸系。

湯飲み茶碗Ａ　湯飲み茶碗Ａ－口径８．１ｃｍ、器高４．２ｃｍをはかる染付の小型の湯飲み茶碗である。外面には「寿」くずれ字文を２個１対と３個１対ものが濃い呉須で描かれている。内面中央の見込み部分にも文様があるが断片のため不明。（２４８－ＳＸ６６８土坑出土）瀬戸系。

鉢蓋　鉢蓋－－－口径９．７ｃｍ、器高２．０ｃｍをはかる染付の蓋である。内面にはかえりを伴っており、当該器種に伴う本体の鉢が存在したものと考えられる。外面の文様は花卉を描いており、さらに中央には雲を濃い呉須で描いている。（２２９－ＳＸ６６８土坑出土）焼継ぎがみられ伊万里系である。

飯茶碗　飯茶碗－－－口径１１．４ｃｍ、器高４．３ｃｍをはかる染付の小型の飯茶碗である。外面には花卉文である、刻印などはまったく認められない。濃い呉須で描かれている。（２３０－ＳＸ６８８土坑出土）なお濃い呉須のタッチは２３７などと近似している。瀬戸系。

椀（Ⅲ）　椀（Ⅲ）－残存高３．１ｃｍをはかる椀の底部と考えられる。底部内面には草花文様が施されている、（２３１－ＳＸ６５２土坑出土）波佐見系。

第２区　**第　２　区**

第２面　**第２面**

鉢　鉢－－－－－残存高５．２ｃｍをはかる鉢、いわゆるどんぶり鉢である。いわゆる白磁で見込み部分に濃い呉須で「川綿」とあり、高台内部には同じく「繭３０７」とある。これらから当該地域に所在した紡績会社の名前と考えられる。したがって当該遺物の年代は明治中期ころと見てよいだろう。（１２３－ＳＸ２４土坑出土）瀬戸系。

第３面　**第３面**

飯茶碗Ｅ　飯茶碗Ｅ－－復元口径１０．０ｃｍ、器高５．８ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文で体部の高台内面は文字は大きく簡素化されており、文字というより文様でしかない。高台の外周に２条圏線文が巡らされている。波佐見系染付（１７８－ＳＰ２８出土）

飯茶碗Ｅ　飯茶碗Ｅ－－復元口径１０．３ｃｍ、器高６．１ｃｍをはかる染付の小型の飯茶

	碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文で高台際には１条の圏文が巡らされている。ほかは底部中央を欠損。高台の外周に２条圏線文が巡らされている。波佐見系染付（１７９－包含層出土）
飯茶碗Ｅ	飯茶碗Ｅ－－復元口径１０．５ｃｍ、器高５．３ｃｍをはかる染付の小型の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文と見られるが、大半を欠損する。高台際には１条の圏文が巡らされている。高台内には渦巻福文様を描く。高台の外周に２条圏線文が巡らされている。波佐見系染付（１８２－包含層出土）
蓋－ 花枝文	蓋－－－口径８．９ｃｍ、器高１．９ｃｍをはかる染付の飯茶碗の蓋であろう。濃い青色の呉須で松枝あるいは花枝文を外面に描き、内面には松と梅を描いた円形文があり、外周には松葉文様を巡らせている。色調などから明治の製品と見られる。（１８４－包含層出土）瀬戸系。
碗蓋Ｂ 寿福、福寿	碗蓋Ｂ－－残存高２．１ｃｍを図る蓋の可能性の濃い破片である。内面見込み部分には「寿福、福寿」と濃い呉須で描かれている。また外面中央には「寿」が認められる。（１８７－包含層出土）
第３面	**第３面**
皿Ａ	皿Ａ－－－－復元口径１２．８ｃｍ、器高３．４　ｃｍをはかる染付皿である。外面には呉須で描かれた草花文が周囲をめぐっている。中央にも草花文が配置される。高台外面には２条の直線文を描く。（１８９－ＳＤ２０３溝出土）見込みに五弁花文を配する。波佐見系。
皿Ｂ	皿Ｂ－－－－復元口径１０．６ｃｍ、器高２．５　ｃｍをはかるやや小型の染付皿である。外面には呉須で描かれた草花文が周囲をめぐっている。中央に五弁花文が配置される。高台内面には角福文を描く。内面の文様は（１９４）と近似する。（１９１－包含層出土）
湯飲み茶碗	湯飲み茶碗－－－残存高３．２ｃｍをはかる湯飲み茶碗の破片である。内外面ともに花枝文様を呉須で描いている。（１９２－ＳＸ１６５土坑出土）畳付けを釉切りした瀬戸系。
飯茶碗Ｆ 波佐見系染付	飯茶碗Ｆ－－復元口径１０．２ｃｍ、器高６．０ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文である。ほかは底部中央は無文。高台の外周に２条圏線文が巡らされている。波佐見系染付（１９９－包含層）２０３、２０４（包含層出土）２１２（ＳＸ１４０土坑出土）と同じ。
飯茶碗Ｇ	飯茶碗Ｇ－－復元口径９．５ｃｍ、器高５．４ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、竹文と鳥で底ある。ほかは底部中央は「大明年製」を省略した文様が見られる。高台の外周に１条圏線文が巡らされている。波佐見系染付（２００－包含層）
飯茶碗Ｈ	飯茶碗Ｈ－－復元口径１０．８ｃｍ、器高４．９ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、笹文で高台際には１条の圏文が巡らされている。ほかは底部中央は欠損不明。高台の外周に２条の圏線文が巡らされている。波佐見系染付（２０１－包含層）
飯茶碗Ｉ	飯茶碗Ｉ－－復元口径１０．２ｃｍ、器高４．９ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、一重網目文で高台際には１条の圏文が巡らされてい

波佐見系染付

る。ほかは底部中央は無文。高台の外周に２条の圏線文が巡らされている。波佐見系染付（２０２－包含層）

飯茶碗Ｊ

飯茶碗Ｊ－－残存高４．９ｃｍをはかる飯茶碗の破片である。呉須で描かれた文様は草花文である。高台の外周に圏文１条が巡らされてる。（２０３－ＳＸ１４０土坑出土）波佐見系。

飯茶碗Ｋ
菊花文、桐葉文

飯茶碗Ｋ－－復元口径９．８ｃｍ、器高５．５ｃｍをはかる飯茶碗の破片である。呉須で描かれた文様は菊花文と桐葉文の印判である。高台の外周に圏文２条が巡らされている。高台内面にはデフォルメされた文字が認められる。（２０６－包含層出土）

飯茶碗Ｌ

飯茶碗Ｌ－－残存高４．３ｃｍをはかる飯茶碗の破片である。見込みと高台の外周に圏文２条が巡らされている。蛇ノ目釉切りの見込み部分に五弁花文がある。（２１０－包含層出土）波佐見系。

蓋

蓋－復元口径９．６ｃｍ、器高２．８ｃｍをはかる皿、あるいは飯茶碗の蓋である。高台内面に「大明年製」のデフォルメした文字を配置する。（２１１－包含層出土）花と蝶文を内面に配した波佐見系青磁染付である。

飯茶碗Ｍ

飯茶碗Ｍ－－復元口径１１．７ｃｍ、器高６．０ｃｍをはかる飯茶碗の破片である。呉須で描かれた文様は山水船文である。高台の外周に圏文２条が巡らされている。（２０７－ＳＤ２０３溝出土）波佐見系。

皿
楼閣山水

皿－残存高２．４ｃｍをはかる大皿の破片である。濃い呉須で描かれた文様は楼閣山水の風景画である。蛇ノ目高台が砥部である。（２１３－ＳＸ１６５土坑出土）

同じ風景画の山水船文に２２４（ＳＰ３９出土）があるが、裏面の処理は異なる。波佐見系。

第４面

第４面

皿Ａ

皿Ａ－－－－復元口径１３．８ｃｍ、器高３．６ｃｍをはかる染付皿である。内面には呉須で描かれた牡丹唐草花文が周囲をめぐっている。中央に五弁花文が配置される。高台外面には２条の直線文を描く。高台内面には「大明年製」をデフォルメした文字が認められる。なお当該皿は、１９６（３面－ＳＸ３０５土坑出土）と接合する。（１９４－４面包含層出土）波佐見系。

飯茶碗Ｎ

飯茶碗Ｎ－－復元口径１０．８ｃｍ、器高５．９ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文で底部の高台内は無文。（２１４－ＳＤ２５０溝出土）波佐見系。

飯茶碗Ｏ

飯茶碗Ｏ－－復元口径９．５ｃｍ、器高５．６ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文。高台外面は２条の直線文を描く。高台内面には「大明年製」をデフォルメした文字が認められる。（２１５－ＳＤ２５０溝出土）

飯茶碗Ｐ

飯茶碗Ｐ－－復元口径１２．９ｃｍ、器高５．４ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、円形文と点の連続の文様である。底部は欠損。（２１６－包含層出土）両者とも波佐見系。

飯茶碗Ｋ

飯茶碗Ｋ－－復元口径９．５ｃｍ、器高５．６ｃｍをはかる飯茶碗の破片である。呉須で描かれた文様は菊花文と桐葉文である。高台の外周に圏文１条が巡らされ

ている。高台内面にはデフォルメされた文字が認められる。（２１７－４面包含層出土）２０６（３面包含層出土）、と同趣である。

飯茶碗Q　飯茶碗Q－－復元口径１１．９ｃｍ、器高６．９ｃｍをはかるやや大型の染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文で底部の高台内は無文。（２１９－ＳＤ２５０溝出土）波佐見系。

飯茶碗R　飯茶碗R－－残存高１．７ｃｍをはかるやや小型の染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、牡丹唐草文で底部の高台内は無文。高台には「大明成化年製」銘をかく。（２２２－４面包含層出土）伊万里系。

鉢蓋　鉢蓋－－－－復元口径９．９ｃｍ、器高２．５ｃｍをはかる染付の鉢の蓋である。内面には短いかえりを伴う。天井外面には花卉文様を施す。中央に把手を貼付する。（２２３－ＳＸ４２２土坑出土）伊万里系、段重の蓋の可能性がある。

飯茶碗　飯茶碗－－－残存高１．８ｃｍをはかる染付腰折れの碗である。内面には山水風景の図柄を配置する。（２２５－ＳＸ４２２土坑出土）高台には「大明成化年製」を書く。波佐見系。

鉢－－－復元口径１９．７ｃｍ、器高８．１ｃｍをはかるやや大型の鉢である。内外面ともにやや青みがかった釉が認められる。（２２６－ＳＤ２５０溝出土）波佐見系。

第５面　**第５面**

湯飲み茶碗（ぐい飲み）　湯飲み茶碗（ぐい飲み）－－口径４．７ｃｍ、器高６．７ｃｍをはかる染付の小型の湯飲み茶碗あるいはぐい飲みである。外面には手書きの矢羽根文様が密に施されている。（２２７－２区５面拡張区出土）伊万里系。

皿　皿－－－復元口径１２．８ｃｍ、器高３．６ｃｍをはかる染付皿である。内面には簡素化された風景の図柄が描かれている。外面には釉だまりがみられ文様を伴っていない。波佐見系染付（２２８－５面包含層出土）

皿C　皿C－－－口径１２．８ｃｍ、器高２．７　ｃｍをはかる染付皿である。内面には小紋と梅花文が配置されている。型紙によるプリント文様。（２３２－５面包含層出土）口紅の瀬戸系皿。

皿D　皿D－－－口径１３．０ｃｍ、器高３．４ｃｍをはかる染付皿である。内面には三巴文を中心に巴の剣が周囲に散らされた独特の文様で、外面にも剣が５個配置されている。型紙によるプリント文様の可能性はない。（２３３－５面拡張区出土）蛇ノ目高台の瀬戸系である。

飯茶碗R　飯茶碗R－－復元口径９．９ｃｍ、器高６．０ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文。高台外面は２条の直線文を描く。高台内面には「大明年製」をデフォルメした文字が認められる。波佐見系染付（２３５－ＳＸ４０１土坑出土）

飯茶碗S　飯茶碗S－－復元口径１１．２ｃｍ、器高５．１ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は、花枝文。高台外面は２条の直線文を描く。高台内面は無文である。波佐見系染付（２３８－５面包含層出土）

湯飲み茶碗　湯飲み茶碗－復元口径１０．０ｃｍ、器高６．２ｃｍをはかる染付の湯飲み茶碗である。体部には雨降り文と草花文が描かれている。（２３９－５面拡張区出土）

口紅を施した伊万里系。

鉢蓋

鉢蓋－－－－残存高３．５ｃｍをはかる染付の鉢蓋である。中央につまみを付する。外面には繋ぎ唐草文蓮弁文、内面も唐草文が描かれている。（２４０－ＳＸ４２１土坑出土）波佐見系。

飯茶碗Ｈ

伊万里系染付

飯茶碗Ｈ－－復元口径１１．０ｃｍ、器高５．５ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は花枝文で底部の高台内面端には１条の圏文が巡らされている。ほかは底部中央は無文。高台の外周に２条の圏線文が巡らされている。波佐見系染付（２４１－ＳＸ２９８土坑出土）２４２（ＳＸ４０５土坑出土）も近似する。なお底部のみで波佐見系染付と見られるものに２４５（ＳＸ４０５土坑出土）２４７（ＳＤ４１３溝出土）などがある。共に黒色鉱物粒多い。

稜花

稜花－－－復元口径１２．６ｃｍ、器高３．２ｃｍをはかる染付の端反皿である。内側面には菊花文、外面は不明である。呉須でいずれも描かれている。波佐見系染付（２４３－ＳＸ４２２土坑出土）

飯茶碗Ｔ

飯茶碗Ｔ－－復元口径１０．３ｃｍ、器高６．２ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。文様はモダンな静養の林を表現しており、かなり新しい時期のものと考えられる。おそらく混入品であろう。（２４４－５面包含層出土）瀬戸系。

飯茶碗Ｈ－－復元口径１０．２ｃｍ、器高５．５ｃｍをはかる染付の飯茶碗である。呉須で描かれた文様は飛鳥および花枝文で底部の高台内面端には１条の圏文が巡らされている。ほかは底部中央は無文。高台の外周に２条の圏線文が巡らされている。波佐見系染付（２４６－ＳＤ４１３溝出土）見込みは、蛇ノ目釉切りする。

皿

皿－－－復元口径１１．０ｃｍ、器高３．２ｃｍをはかる染付の皿である。周囲には単純な草花文を認める。外側面は無文である。呉須でいずれも描かれている。見込み部分に蛇ノ目釉切れである。波佐見系染付（２４９－ＳＸ４２１土坑出土）

大鉢

大鉢－－－残存高４．２ｃｍをはかる比較的大型の鉢である。周囲に草花文、見込みに五弁花文を配置する。かなり厚手である。（２５１－５面拡張区出土）

以上のほか多数の磁器が出土しているが、それらのうちで図化可能なものは多くはない。ここに記述したものがその大半を占めている。また攪乱の内部から出土したものや、出土層を特定困難なものも、可能な限り図化してきたつもりである。なお底部の文字については「大明年製」「大明成化年製」などのデフォルメした状態のものが見られる。これらについては、巻頭のカラー写真を参照されたい。また一部について陶器か磁器かの区分が困難な状況のものも見られる。しかしそれらについては、いわゆる常識の範囲で処理した。この点、ご理解頂きたい。

瓦類

（５）瓦　類

今回の調査では、瓦に関しては軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、桟瓦、鳥衾などが出土している。また同じく瓦ではあるが、屋根に用いられたのではなく井戸枠として用いられた瓦製品もある。全体としては、瓦の出土は面積に対して多い量とは言えない。これは当該地域の建物のすべてが瓦葺きであった可能性が薄いことや、その範囲が寺内町の西端に該当し、かつ西側部分が海岸線であったことも、その背景にあると考えられる。以下、瓦類について記述することにする。

第１区

第　１　区

第２面

第２面

丸瓦Ａ、三巴文
珠文、外区

軒丸瓦Ａ－右回り三巴文を内区に、珠文を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は短く、次の巴の頭部で、それに接することなく消えている。直径１４．１ｃｍ、瓦当の厚さは２．４ｃｍをはかり、丸瓦は接合部分で剥離している。（５０２－ＳＰ６２出土）５０４、５０６（２区２面包含層出土）も近似する。

軒丸瓦Ｂ
巴の剣の尾

軒丸瓦Ｂ－右回り三巴文を内区に、珠文を外区に配置したやや小型の軒丸瓦である。巴の剣の尾は短く、次の巴の頭部先端で、それに接することなく消えている。直径１０．２ｃｍ、瓦当の厚さは１．８ｃｍをはかり、丸瓦は接合からわずかに残している。（５０５－ＳＤ５３溝出土）

軒丸瓦Ｃ

軒丸瓦Ｃ－左回り三巴文を内区に、珠文を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、次の巴の頭部先端部で、それに接することなく消えている。直径１４．０ｃｍ、瓦当の厚さは１．９ｃｍをはかり、丸瓦は接合部分で剥離している。（５０８－１区排出土出土）

第３面

第３面

軒丸瓦Ｄ－左回り

軒丸瓦Ｄ－左回り三巴文を内区に、珠文を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、次の巴の剣部基部で、それに接することなく消えている。直径１４．２ｃｍ、瓦当の厚さは１．７ｃｍをはかり、丸瓦は接合以下の部分で剥離している。（５０９－ＳＸ５４７土坑出土）

軒丸瓦Ｅ

軒丸瓦Ｅ－右回り三巴文を内区に、珠文を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は長く、次の巴の尾部中位で、それに接することなく消えている。直径１５．５ｃｍ、瓦当の厚さは１．７ｃｍをはかり、丸瓦は接合からわずかに残している。（５１０－攪乱出土）、（５１１－側溝出土）も同じである。

第５面

第５面

軒丸瓦Ｆ

軒丸瓦Ｆ－右回り三巴文を内区に、珠文を外区に配置したやや小型の軒丸瓦である。巴の剣の尾は長く、次の巴の尾部中位で、それに接することなく消えている。残存径５．８ｃｍ、瓦当の厚さは１．６ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５３５、５３７－５面包含層出土）、５１１（－側溝出土）も同じである。

軒丸瓦Ｇ

軒丸瓦Ｇ－右回り三巴文を内区に、珠文１３個を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、次の巴の剣部基部で、それに接することなく消えている。直径１４．０ｃｍ、瓦当の厚さは２．１ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５３８－ＳＸ６６８土坑出土）

軒丸瓦Ｈ

軒丸瓦Ｈ－右回り三巴文を内区に、珠文１１個を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は長く、次の巴の尾部中位で、それに接することなく消えている。直径１５．０ｃｍ、瓦当の厚さは２．７ｃｍをはかり、丸瓦は接合から若干残している。（５４１－ＳＸ６９１土坑出土）

平瓦

平瓦

平瓦Ａ
縄目文様、凹面、

平瓦Ａ－残存長１７．０ｃｍ、残存幅１６．１ｃｍ、厚さ２．４ｃｍをはかる平瓦の破片である。凸面には縄目文様、凹面には布目が認められる。端はヘラ削り

布目
凸面

によって調整されている。鎌倉時代頃の時期が想定される。（５５３－１区排出土出土）なお凸面の文様がわずかに異なる例もある。いずれも当初からの遺構に伴っていたとは考えられない。（５５５－ＳＸ５４６土坑出土）

平瓦Ｂ

平瓦Ｂ－残存長１８．０ｃｍ、残存幅１１．８ｃｍ、厚さ１．９ｃｍをはかる平瓦の破片である。凸面にはカキ目文様、凹面にはナデ調整が認められる。端はヘラ削りによって調整されている。江戸時代後半以降の時期が想定される。（５５４－ＳＸ５４４土坑出土）

第２区

第　２　区

第１面

第１面

軒丸瓦Ａ

軒丸瓦Ａ－－中央に文様を伴わない周縁のみの軒丸瓦である。１面調査時に採集されており、現代の建物に用いられていたものと考えられる。（５０１－２区１面採集）

第２面

第２面

軒丸瓦Ｇ、周縁
剣部基部

軒丸瓦Ｇ－右回り三巴文を内区に、珠文１３個を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、次の巴の剣部基部で、それに接することなく消えている。直径１０．０ｃｍ、瓦当の厚さは１．９ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５０３－ＳＰ３１出土）

軒丸瓦Ｈ

軒丸瓦Ｈ－右回り三巴文を内区に、珠文１５個を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、次の巴の剣部基部で、それに接することなく消えている。直径１４．０ｃｍ、瓦当の厚さは１．８ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５０４、５０６－２区２面包含層出土）、５０７（ＳＸ０１土坑出土）も同じ種類と見られる。

丸瓦Ａ
面取り

丸瓦Ａ－幅１２．７ｃｍ、全長２３．３ｃｍをはかる丸瓦である。一部を欠損。一方に短い玉縁を伴う。丸瓦の先端部内面を面取り調整を行う。（５４９－ＳＰ４６出土）

丸瓦Ｂ

丸瓦Ｂ－幅１２．１ｃｍ、全長２３．２ｃｍをはかる丸瓦である。一部を欠損。一方に短い玉縁を伴う。丸瓦の先端部内面を面取り調整を行う。５４９より若干大きい。（５５０－ＳＰ７８出土）

丸瓦Ｃ

丸瓦Ｃ－幅１１．１ｃｍ、全長１８．４ｃｍをはかる丸瓦である。一部を欠損。一方に短い玉縁を伴う。丸瓦凸面縦方向のヘラ削り調整を行う。丸瓦の先端部内面を面取り調整を行う。５４９より若干小さい。（５５１－２区拡張区出土）

丸瓦Ｄ

丸瓦Ｄ－幅１２．７ｃｍ、全長２３．２ｃｍをはかる丸瓦である。一部を欠損。一方に短い玉縁、片方に覆い部を伴う。５５０に比較してやや短く、幅などは同じである。（５５２－２区攪乱出土）

第３面

第３面

軒丸瓦Ｅ

軒丸瓦Ｅ－右回り三巴文を内区に、細かな珠文を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は短く、次の巴の頭部で、それに接することなく消えている。残存径６．７ｃｍ、瓦当の厚さは１．５ｃｍをはかり、丸瓦はかなり残存する。（５１１－側溝出土）５１０（攪乱出土）５１２（３面包含層出土）５１３（ＳＰ１２０出土）５１６（ＳＸ１６５土坑出土）などがが近似する。

桟瓦、唐草文軒瓦	桟瓦－－－小型の三巴文瓦と唐草文軒瓦を接合したものである。平瓦部分は接合部からわずかに残存する。（５１４－難波川周辺出土）
軒丸瓦Ｇ	軒丸瓦Ｇ－右回り三巴文を内区に、珠文１３個を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、次の巴の剣部基部で、それに接することなく消えている。直径１４．２ｃｍ、瓦当の厚さは１．９ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５２６－ＳＤ２５０溝出土）５２８（ＳＰ１４０出土）
軒丸瓦Ｇ 圏文	軒丸瓦Ｇ－右回り三巴文を内区に、珠文１２個を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は長く、圏文を形成している。直径１４．５ｃｍ、瓦当の厚さは１．６ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５３１－ＳＤ２５０溝出土）５３２（ＳＸ１６５土坑出土）は同例である。
軒丸瓦Ｉ	軒丸瓦Ｉ－右回り三巴文を内区に、珠文１１個前後を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、巴の中位で消えている。圏文は形成しない。残存径６．５ｃｍ、瓦当の厚さは１．９ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５３０－ＳＸ１６５土坑出土）
軒丸瓦Ｊ	軒丸瓦Ｊ－左回り三巴文を内区に、珠文１５個前後を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、巴の中位で消えている。圏文は形成しない。残存径７．８ｃｍ、瓦当の厚さは２．１ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５３３－ＳＰ１２０出土）
第４面	**第４面**
軒丸瓦Ｋ	軒丸瓦Ｋ－右回り三巴文を内区に、珠文１２個を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は長く、巴の中位で消えている。圏文を外周に形成する。直径１３．８ｃｍ、瓦当の厚さは２．４ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５２５－ＳＸ３１７土坑出土）５３１が近似する。
軒丸瓦Ｈ	軒丸瓦Ｈ－右回り三巴文を内区に、珠文１５個前後を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、次の巴の剣部基部で、それに接することなく消えている。残存径７．１ｃｍ、瓦当の厚さは２．１ｃｍをはかる。（５１７－ＳＸ２９８土坑出土）
軒丸瓦Ｌ	軒丸瓦Ｌ－右回り三巴文を内区に、珠文２０個前後を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は比較的長く、次の巴の中位で、それに接することなく消えている。残存径７．５ｃｍ、瓦当の厚さは１．９ｃｍをはかる。（５１８－ＳＸ３１７土坑出土）
桟瓦Ｂ 段顎	桟瓦Ｂ－－残存幅１７．５ｃｍをはかる桟瓦の平瓦部分の破片である。花頭形の中心飾りの左右に簡素化された唐草文を配置する。顎は段顎で比較的薄く、平瓦は接合部から９．５ｃｍ残存する。（５１９－２区拡張区出土）
軒平瓦Ａ 花頭形の中心飾り	軒平瓦Ａ－－残存幅２０．４ｃｍ、瓦当厚さ１．５ｃｍをはかる軒平瓦の破片である。内区にはかなり退化した花頭形の中心飾りを配置し、その左右に均整唐草文を配する。顎は段顎で比較的薄く、平瓦は接合部から１６．ｃｍ残存する。（５２０、５２１－包含層出土）
軒平瓦Ｂ 均整唐草文	軒平瓦Ｂ－－残存幅１３．０ｃｍ、瓦当厚さ２．２ｃｍをはかる軒平瓦の破片である。内区にはかなり退化した花頭形の中心飾りを配置し、その左右に均整唐草

文を配する。顎は段顎で比較的薄く、平瓦は接合部から８．０ｃｍ残存する。桟瓦の可能性もあるが、丸瓦を伴わない形状のものと見られる。（５２２－包含層出土）

平瓦Ｃ　平瓦Ｃ－残存長１５．０ｃｍ、残存幅２１．０ｃｍ、厚さ１．９ｃｍをはかる平瓦の破片である。凸面には縦方向のケズリ、凹面にはナデ調整が認められる。端はヘラ削りによって調整されている。また木口部分には「和泉瓦㊥株式会社」という刻印が認められる。（５５６－２区側溝出土）

和泉瓦㊥株式会社刻印

平瓦Ｄ　平瓦Ｄ－長２５．０ｃｍ、幅２４．５ｃｍ、厚さ２．２ｃｍをはかる平瓦の破片である。凸面には縦方向のカキ目、凹面にはナデ調整が認められる。端はヘラ削りによって調整されている。（５５７－２区焼土層出土）

平瓦Ｅ　平瓦Ｅ－残存長２４．４ｃｍ、残存幅２１．５ｃｍ、厚さ１．９ｃｍをはかる平瓦の破片である。凸面には縦方向のカキ目、凹面にはナデ調整が認められる。５５８－２区第４面包含層出土）

第５面　**第５面**

軒丸瓦Ｍ　軒丸瓦Ｍ－－残存径６．６ｃｍ、残存長１２．０ｃｍをはかる。やや小型の軒丸瓦である。内区に右回りの三巴文、周囲に珠文を配置する。（５２７－ＳＸ４０５土坑出土）５３７（５面包含層出土）

右回りの三巴文、珠文

軒丸瓦Ｎ　軒丸瓦Ｎ－右回り三巴文を内区に、珠文１６前後個を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は長く、次の巴の尾部先端までのび圏文をなす。直径１４．０ｃｍ、瓦当の厚さは２．２ｃｍをはかり、丸瓦は接合から欠損。（５３４－５面包含層出土）

軒丸瓦Ｏ　軒丸瓦Ｏ－右回り三巴文を内区に、珠文１２個を外区に配置した軒丸瓦である。巴の剣の尾は長く、巴の中位で消えている。圏文を外周に形成する。直径４．２ｃｍ、瓦当の厚さは２．０ｃｍをはかり、丸瓦は接合部からわずかに残している。（５３６－ＳＤ４１３溝出土）５４０（２区拡張区５面出土）

（６）その他の遺物

金属器類

刀子状鉄器　刀子状鉄器－－－残存長１８．１ｃｍ、幅０．９ｃｍ、重量３５．４ｇをはかる刀子状鉄器である。刀身部分は長さ１４．２ｃｍをはかり、刃に該当する部分は錆のため欠損部分が目立つ。茎部は刀身部分に比較して細く、幅０．４ｃｍをはかる。なお出土部分から見て刀子とならない可能性もある。その場合は単なる鉄片ということになろう。（３０６－第１区表面採集）

刀子　刀子－－－残存長８．１ｃｍ、幅１．７ｃｍ、重量１５．２ｇをはかる刀子である。刀身の残存長は３．０ｃｍ、幅１．３ｃｍをはかる茎部は刀身部分に比較して細く、幅０．９ｃｍをはかる。刃に該当する部分は錆のため欠損部分が目立つ。（３０５－第１区第２面、ＳＸ５９土坑出土）

煙管吸い口Ａ　煙管吸い口Ａ－全長５．５ｃｍ、直径１．０～０．５ｃｍ、重量６．２ｇをはかる煙管の吸い口部分である。材質は銅を含む金属である。形状からごく普通の大きさの煙管に伴うものと考えられる。吸い口部の逆部分には竹の痕跡がわずかに残されている。（３０４－第２区、第４面ＳＤ２５０溝出土）

煙管吸い口B	煙管吸い口B－全長5．8ｃｍ、直径0．8～0．3ｃｍ、重量5．2ｇをはかる煙管の吸い口部分である。材質は銅を含む金属である。形状からごく普通の大きさの煙管に伴うものと考えられる。なおAとほとんど形状は同じである。（３０３－第2区、第5面包含層出土）
煙管吸い口C	煙管吸い口C－全長4．9ｃｍ、直径0．8～0．4ｃｍ、重量5．8ｇをはかる煙管の吸い口部分である。材質は銅を含む金属である。形状からやや小型の煙管に伴うものと考えられる。なおAとほとんど形状は同じである。（３０１－第2区、第5面拡張区出土）
煙管雁首部分破片	煙管雁首部分破片－残存長7．0ｃｍ、直径1．1～0．8ｃｍ、重量１５．４ｇをはかる煙管の先端部分の破片である。煙草を入れる雁首部分が欠損するが形状からかなり長い煙管であることが推定される。既述のA、Bのいずれとも組み合わせにならないものである。（３０２－第2区第3面－ＳＸ３０１土坑出土）
銭貨類	銭貨類
寛永通宝A	寛永通宝A－－直径2．8ｃｍ、重量4．6ｇをはかる寛永通宝である。背面には波形紋様が見られる。文政4年初鋳、江戸浅草橋場町（３１０－－第2区排出土）
寛永通宝A	寛永通宝A－－直径2．4ｃｍ、重量2．8ｇをはかる寛永通宝である。背面は無地である。（３１１－－第2区2面出土）
寛永通宝A	寛永通宝A－－直径2．4ｃｍ、重量2．4ｇをはかる寛永通宝である。背面は無地である。元文2年初鋳、江戸深川亀戸（３１２－－第2区3面－ＳＸ２５２土坑出土）
寛永通宝A	寛永通宝A－－直径2．4ｃｍ、重量3．2ｇをはかる寛永通宝である。背面は無地である。（３２３－－排出土）
寛永通宝A	寛永通宝A－－直径2．3ｃｍ、重量2．4ｇをはかる寛永通宝である。背面は無地である。（３２４－－第2区第3面拡張区出土）
寛永通宝A	寛永通宝A－－直径2．3ｃｍ、重量3．2ｇをはかる寛永通宝である。背面は無地である。元文2年初鋳、江戸本所小梅（３２５－－第2区第2面包含層出土）このほか２８枚の寛永通宝と考えられる銭貨が出土している。これらの表面文字は解読不可能なものが多いが、その形状大きさからほぼ寛永通宝とかんがえて大過ないだろう。
その他の銭貨	その他の銭貨
半銭	半銭－－－直径2．2ｃｍ、重量3．4ｇをはかる銅貨である。明治１３年発行。（３２６－－第2区ＳＸ１土坑出土）
五銭	五銭－－－直径2．0ｃｍ、重量4．6ｇをはかる銅貨である。明治３１年発行（３２７－－第2区包含層出土）
１／２銭	１／２銭－直径2．2ｃｍ、重量3．4ｇをはかる銅貨である。明治１６年発行。（３２８－－第2区包含層出土）
外国銭貨	外国銭貨
紹定通宝	紹定通宝－直径2．4ｃｍ、重量3．2ｇをはかる銅貨である。背面には「文」の文字が見られる。（３２９－－第2区排出土出土）

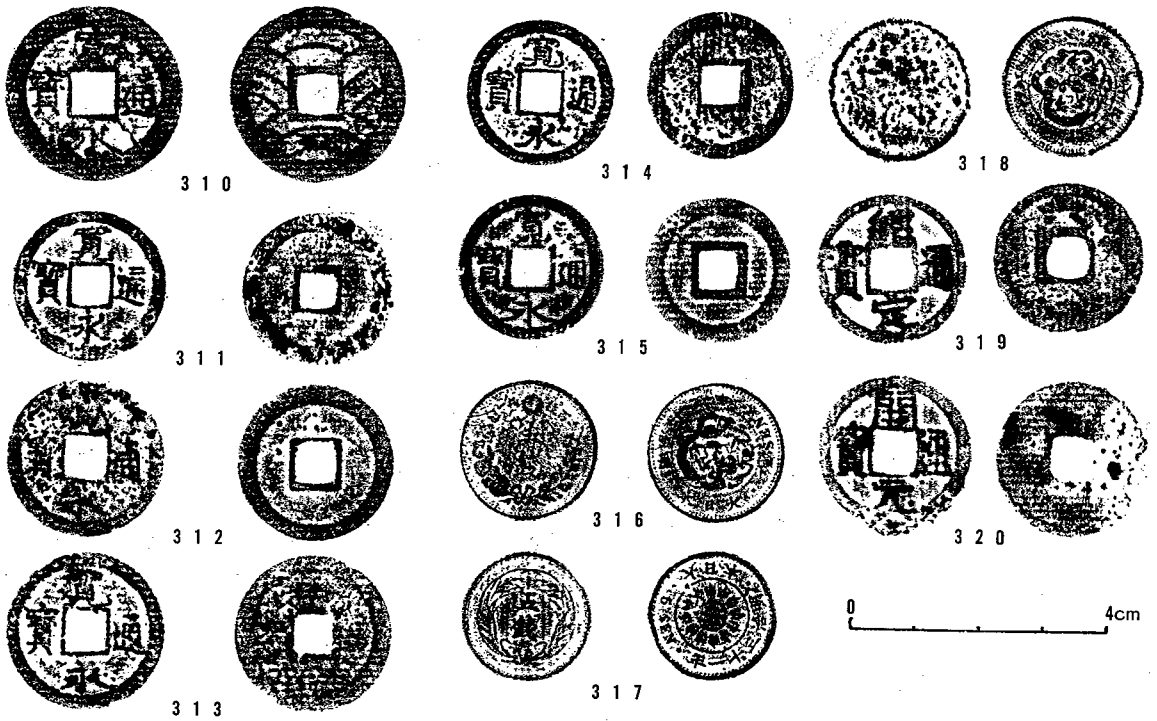

310、323、327、328、329 第２区排土　　326 第２区ＳＸ11土坑
311、325 第２区第２画　　330－ＳＸ59土坑
312　　第２区第３面 ＳＸ252土坑
324　　第２区第３面

図41　出土銭貨拓影

開元通宝

開元通宝－直径２．４ｃｍ、重量３．２ｇをはかる銅貨である。中国唐時代に初鋳されたものである。（３３０－ＳＸ５９土坑出土）

玩具ほか

土人形

土人形－－－残存長７．２ｃｍ、重量３３．２ｇをはかる土人形である。童子を表現しており、顔の部分が欠損。地元泉州地域の産と見られる。（１９３－第２区第４面出土）

陶器人形

陶器人形－－残存長４．６ｃｍ、重量１６．０ｇをはかる陶器の人形である。翁の顔が表現されており、顔面には茶色の釉が見られる。詳細は不詳。（１３６－第１区、包含層出土）

磁器人形

磁器人形－－残存長１０．６ｃｍ、重量４７．４ｇをはかる磁器製の女性の裸体人形である。全体に白く、特に彩色は認められない。女性の全身を表現したものであるが、首から上位を欠損。用途については不明である。（１２４－第１区、第２面包含層出土）

泥メンコ

泥メンコ－－直径４．３ｃｍ、厚さ１．９ｃｍをはかる円形の泥メンコである。（１５０－ＳＸ１４０土坑出土）

不明土製品－直径３．１ｃｍ、厚さ１．８ｃｍ、重量７．４ｇをはかる土製品である。（２００－第２区ＳＰ７７出土）

（６）小　結

今回出土した遺物について、土器類、陶器類、磁器類、瓦類、金属器類、そのほかに区分して各々記述してきた。それらの遺物はいずれも、調査の各段階に出

土したことは間違いないが、攪乱もしくは土坑とした遺構からの遺物は、必ずしも当初の考え通りの層、あるいは生活面からのものであるとは断定できなかったものも若干認められる。これらの遺物は、あるいは同時期の遺物相を原則とする生活面の理解にとって、やや問題になる遺物である可能性も十分にある。しかしそれらを現状では排除するための適当な理由づけは困難であると言わざるを得ない。

今後当該時代の資料の増加をまって再び、これらの資料を検討したいと思う。

なお、本章の陶磁器の記述については、堺市教育委員会森村健一氏の参加協力をえた。（中村、寺嶋、田之上、中池）

第４章　貝塚寺内町に関する調査記録

－既往の発掘調査の概要－

はじめに

１．はじめに

貝塚寺内町については、古文書や建築学の分野が比較的早い段階から研究に着手していた。地下の遺構、遺物の研究を中心とする考古学の分野では、その対象とする時代が新しいこともあり、近年まで大きな関心を集めていなかったといっても過言ではない。しかし近時の急速な開発の進展は、考古学の対象を大きく広げることにもなった。とりわけ、その時代の範囲が、若い時代、すなわち中世、近世はもちろんのこと、近代、現代に至る時代までも範疇に入れた発掘調査が行われるようになってきている。貝塚寺内町についても主として関心は、町並みの保存に集中していたきらいはあったが、その町並み地域の再開発が頻繁に行われるに至って状況は変化しつつある。即ち埋蔵文化財に対する関心が増加し、従来の文書中心の研究から、考古学資料をも含んだ総合的な研究へと発展しつつある。今回の調査についても、当初から古文書をはじめとする分野の研究者の参加協力を得ながら進めてきたつもりである。調査成果としては、既に記述した内容があるが、ここであらためて研究の原点に立つ必要もあり、既往の調査の成果の概要を集成した。各調査の担当者の報告書により作成したが、あくまですべてを収録していないこともあり、充分報告書の意図をくみ取っていない箇所もあるかもしれない。この点、お許し願いたいと思う。

各年度の発掘調査

２．各年度の発掘調査

1984年度

－1984年度－

調査期間－昭和59年度

対象地－－幅1.5m、長さ5.0mのトレンチおよびグリッド２ケ所

層序－－人工攪乱盛土層（0.3－0.6m）、淡黄色土層（1.1－0.15m）の２層

検出遺構

Ｎ－33－Ｗに主軸方向を求める一直線の石列、石は径25－50cmほどの砂岩系自然石、北東面は一様に配石に面をもつ。状況から数段の重なりがあったものと見られる。配石遺構の丁寧な造り方および西南側の地山面の高まりなどから、石垣状遺構の可能性を持つ。

出土遺物

大量の陶器類、瓦類を検出。染付、備前、土師器などがある。そのほとんどが人工攪乱層からである。配石遺構に伴う遺物はまったく見られなかった。

まとめ

現地表面、即ち再建本堂にかかる基礎部分から遺構基底部までの深さが0.9－1.0mとかなり深く、また配石遺構の軸線が現在の本堂にくらべ方位を異にして

いることから、現本堂再建時よりも古い時期の施設と考えられる。さらに絵図に石垣などの記載のないことから、それ以前施設と見られる。少なくとも江戸時代初期から信長焼き討ち（1577年）によって焼失した施設の遺構の可能性が考えられている。

文献

「貝塚市遺跡群発掘調査概要Ⅶ」、貝塚市埋蔵文化財調査報告９、1985、貝塚市教育委員会

1992年度

－1992年度－

調査期間－平成４年９月16日－平成５年９月17日

北町

対象地－貝塚市北町38－５

規模－東西方向幅2ｍ、長さ5.5ｍ、東側に幅1.5ｍ、長さ1.2ｍの２ケ所の調査区を設定。

層序－人工攪乱層（0.2－0.5ｍ）、暗灰褐色土層（0.2－0.3ｍ）の２層と地山層（黄色粘土層）

検出遺構

１区－溝２、石垣、２区－遺構は検出されず。

出土遺物

攪乱からの出土したものとその下の暗灰褐色土からの出土がほとんどである。攪乱からは陶器、磁器、瓦片が出土している。また、暗灰褐色土からは磁器、瓦片を出土している。瓦片は火を受けていると考えられるものが出土している。器種は碗が最も多く、甕、皿、徳利といったものも出土している。

まとめ

遺構の性格については出土遺物もなく時期についても決定が難しいが溝については寺内町成立以前の遺構の可能性がある。

文献

「貝塚市遺跡群発掘調査概要15」、貝塚市埋蔵文化財調査報告29、1993、貝塚市教育委員会

1994年度

－1994年度－

調査期間－平成５年７月８日－平成５年７月９日

南町

対象地－貝塚市南町1123他

規模－「口」の字型をなす約66㎡

層序－暗灰混粘質土（第２層、0.2ｍ）、黒褐色粘質土（第３層、0.15ｍ）、灰黄色、灰色混粘質土（第４層、0.3ｍ）、暗灰色粗混粘土質（第５層、0.2ｍ）

検出遺構

土層の状況からすると、第１層は今回の開発にかかる盛土であり、第４層は土間状につき固められており、開発地の既設建物にかかわるものと思われる。第２層、第３層の順に盛り土したような状況を呈し、現代盛土とはかかわりのないことは考えられるが、層の意味については判断が難しい。既設の建物は、江戸時代であったとの話であるが、確認はとれていない。

出土遺物

第2層から「伊賀・信楽系」といわれる陶器、匣鉢、タナ板等窯道具が多量に出土した。一部、染付等も出土した。

文献

「貝塚市遺跡群発掘調査概要16」、貝塚市埋蔵文化財調査報告32、1994、貝塚市教育委員会

1995年度

－1995年度－

調査期間－平成6年3月10日－平成4年3月11日

中

対象地－貝塚市中1543（慶安元年絵図照合では寺内町南東東端の堀部分と推定）

規模－幅1.5m、長さ7mのトレンチ

層序－暗茶色砂質土（第1層、0.3m）、明黄灰色土（第2層、0.07－0.15m）、灰色砂礫（第3層、0.2－0.3m）と地山（黄色礫土層）。

検出遺構

第2層と第3層では接合関係を持つ遺物があり、黄色礫上にやや低くなっていた荒地を第3層によって盛土し、その後に第2層を入れて整地し、宅地化。

出土遺物

近世末前後の陶磁器、瓦等が多数出土した。大部分は第2層、第3層より出土、各々の層では接合関係がある。時期的にはやや古いものも含まれる。肥前系染付に対し瀬戸系染付が多く、19世紀中頃から後半頃の時期が与えられる。

文献

「貝塚市遺跡群発掘調査概要17」、貝塚市埋蔵文化財調査報告35、1995、貝塚市教育委員会

調査期間－平成6年4月20日－平成6年4月22日

近木

対象地－貝塚市近木926－1（寺内を巡る堀内側の土塁部分にあたると推定される）

規模－幅1.5m、長さ10mの並行する2ケ所のトレンチ

層序－現代土、黒色土（第2層、0.08－0.2m）、暗灰黄色土（ＳＸ101）、オリーブ黒色土（第3層、0.1－0.15m）、暗オリーブ色土（第4層、0.15－0.2m）、地山（灰黄色礫）

検出遺構

各調査区ともに地山面上にて検出した。現代に削平された部分以外は、ほぼ全面から遺構が検出され、時期は19世紀後半頃と思われる。主な遺構としてＳＸ１０１遺構、ＳＸ２０１溝、ＳＸ２０２土坑、ＳＸ２０３溝などがある。

出土遺物

各遺構から陶磁器、瓦片等が多数出土した。トレンチ調査による部分発掘であるため、遺物の一括性という点では弱いが、一応の内容はもっている。

以上が、既に発掘調査が行われ、且つ報告されている部分の概要である。このほかにも開発申請に伴って、立ち会い調査、試堀調査を実施した箇所は多いが、何れも当該開発行為が、遺構面や遺物包含層に達しなかった場合や、なんら遺構遺物を確認しなかったものなどがあり、これらは概要報告には加えていない。

（前川、中村）

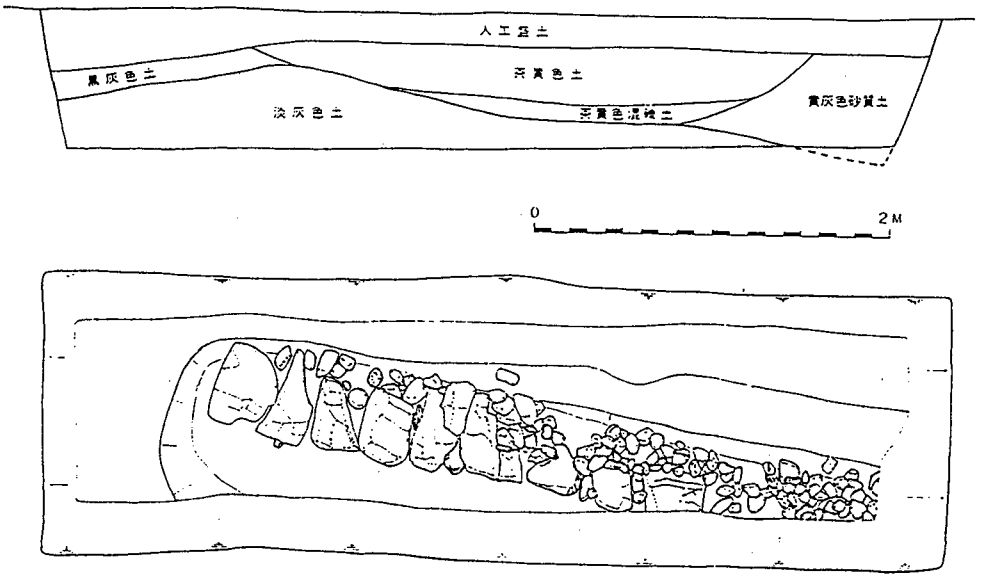

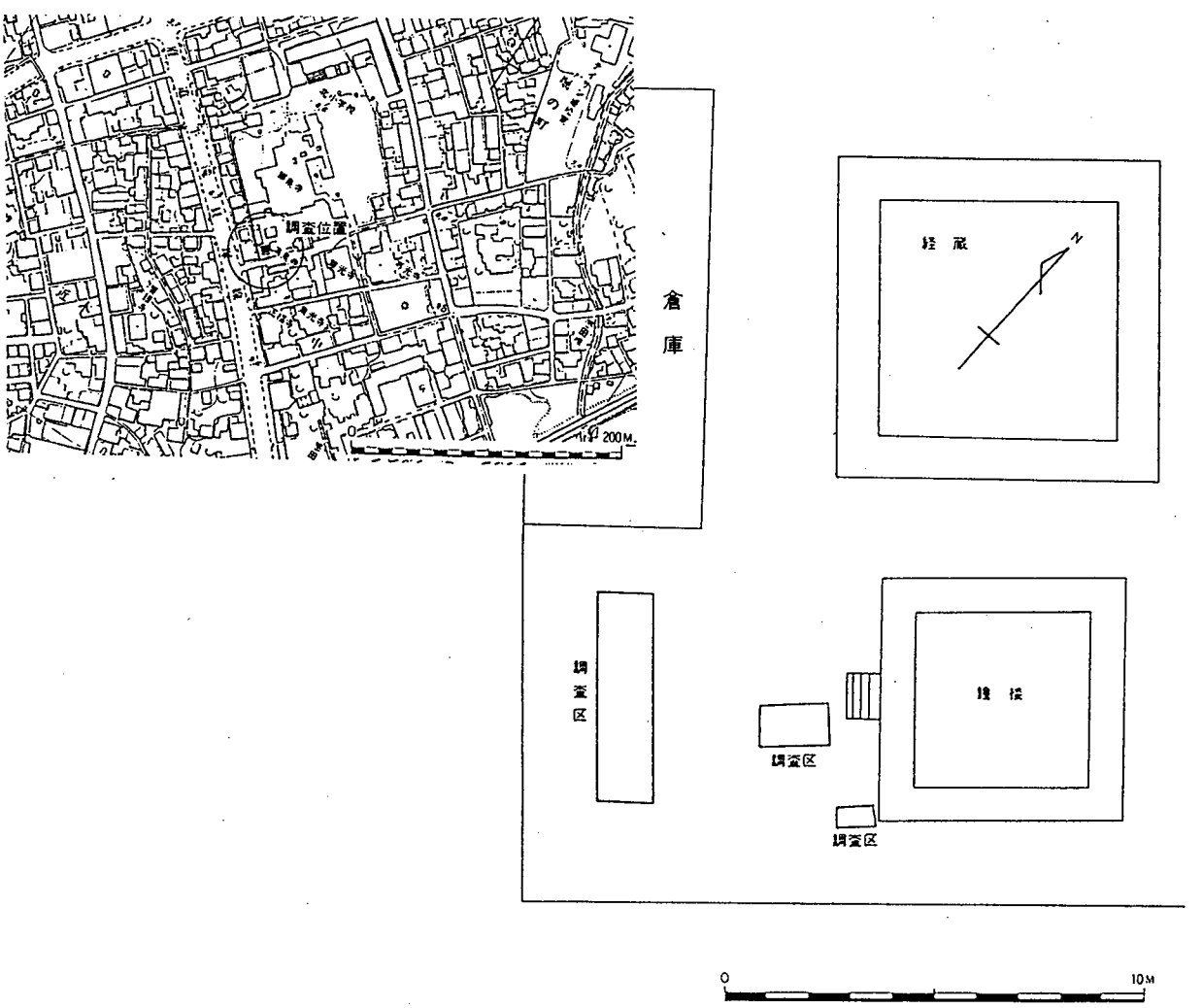

図42　1984年度調査　位置図　遺構実測図

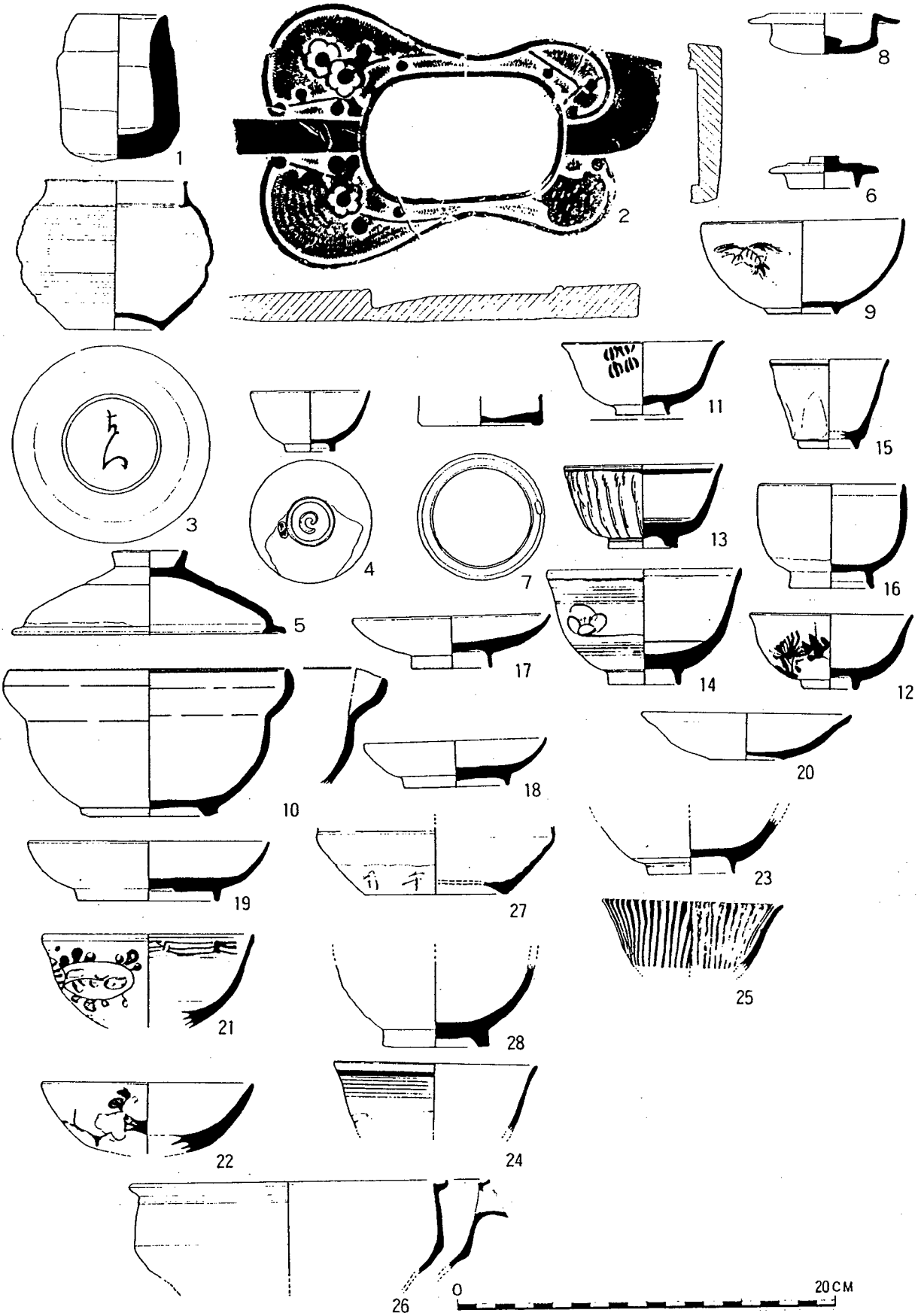

図43　1984年度調査　出土遺物実測図

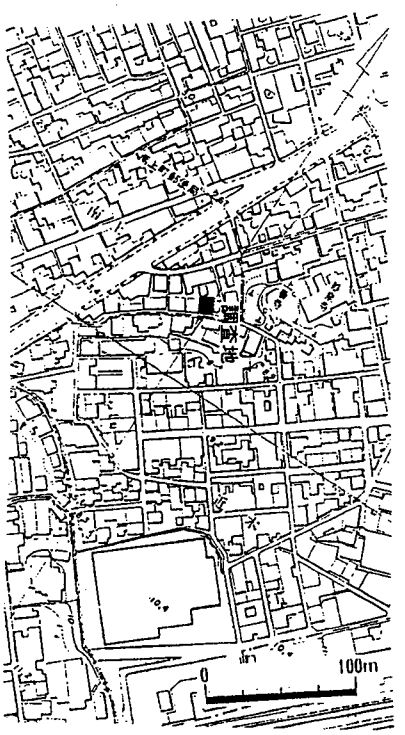

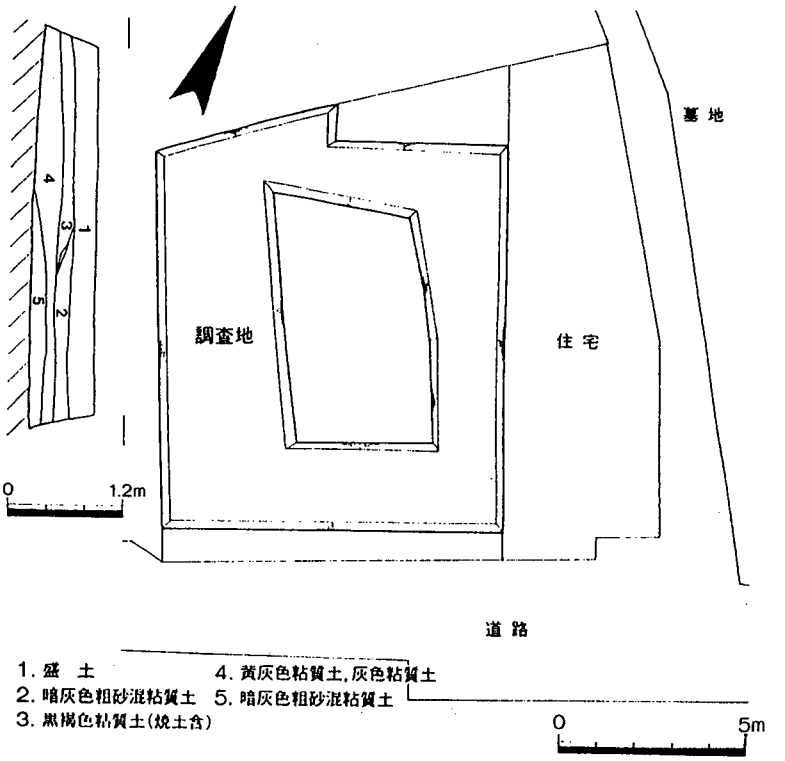

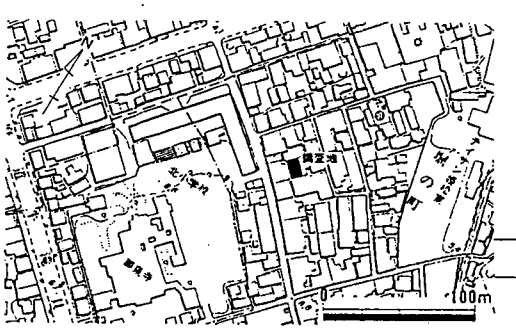

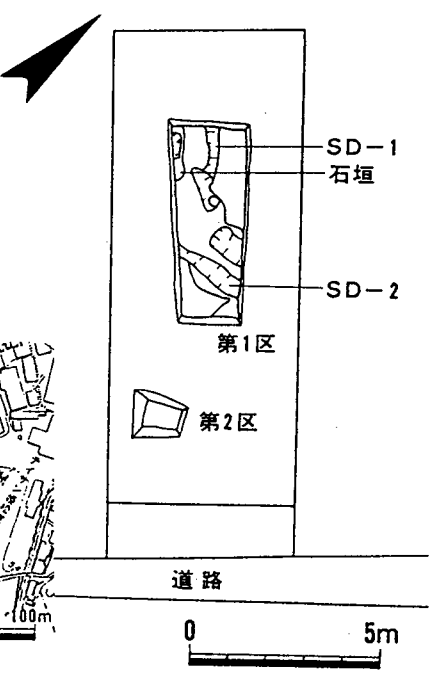

図44　1992年度、1994年度調査　位置図遺構実測図

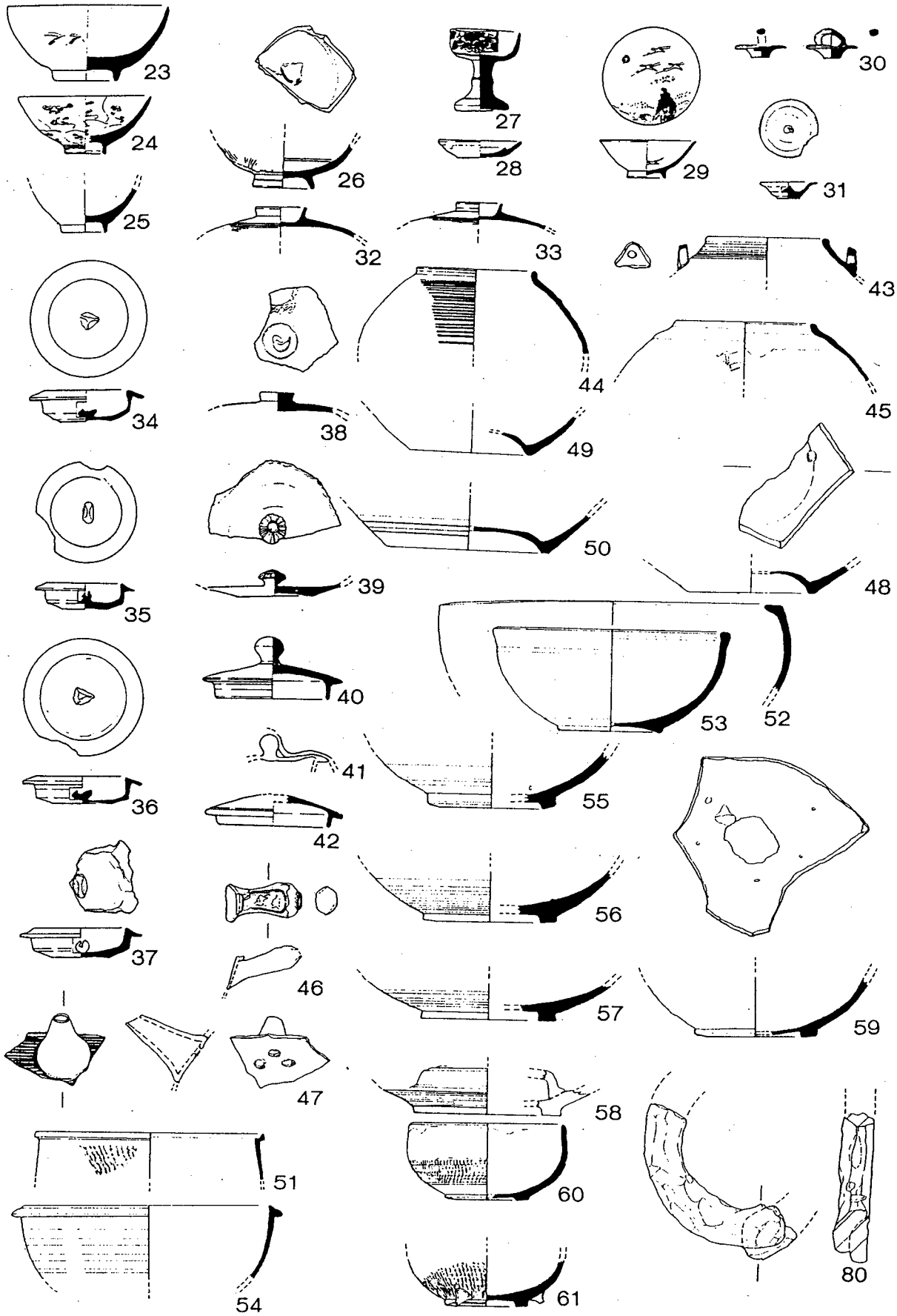

図45　1992年度調査　出土遺物実測図

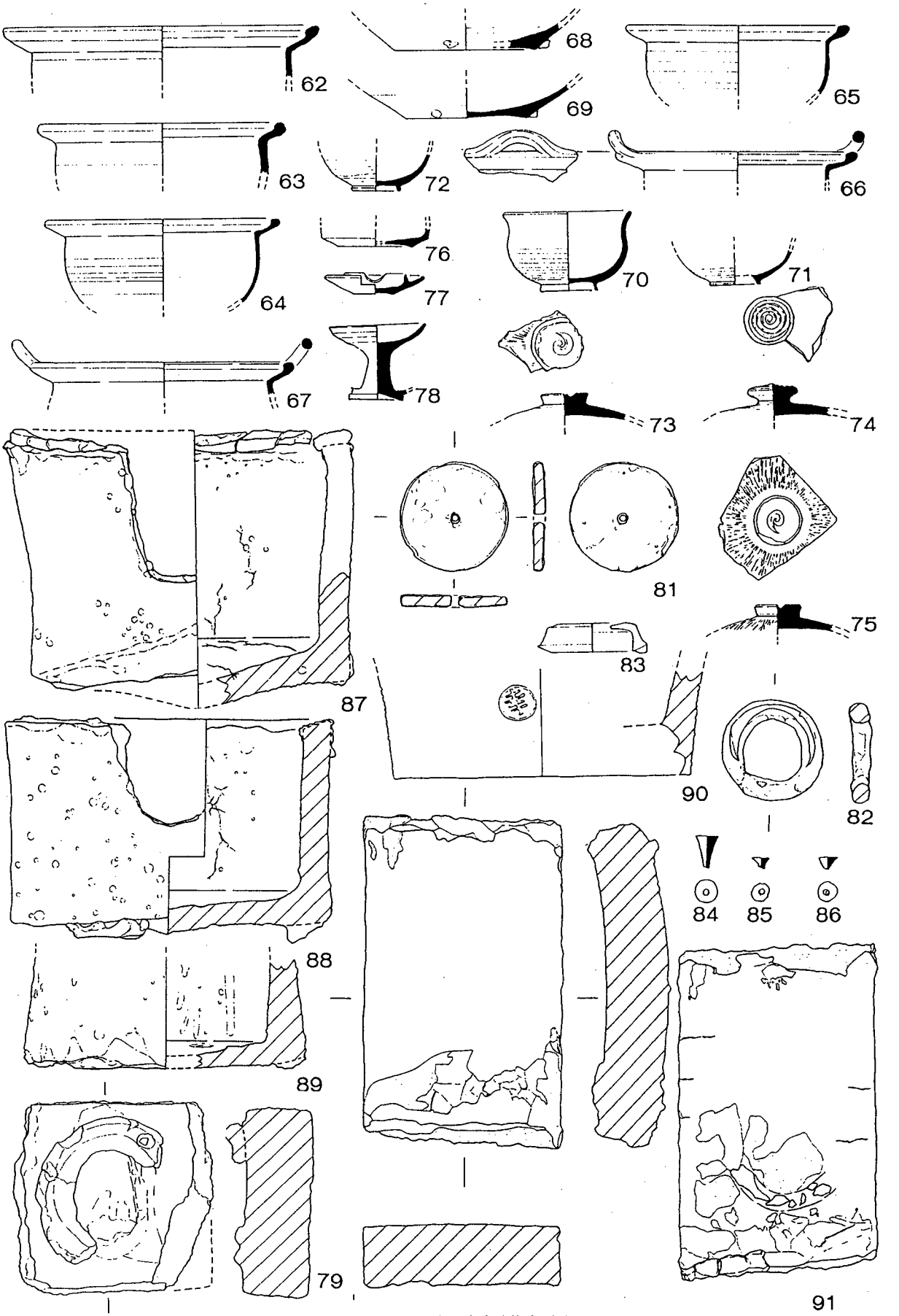

図46　1994年度調査　出土遺物実測図

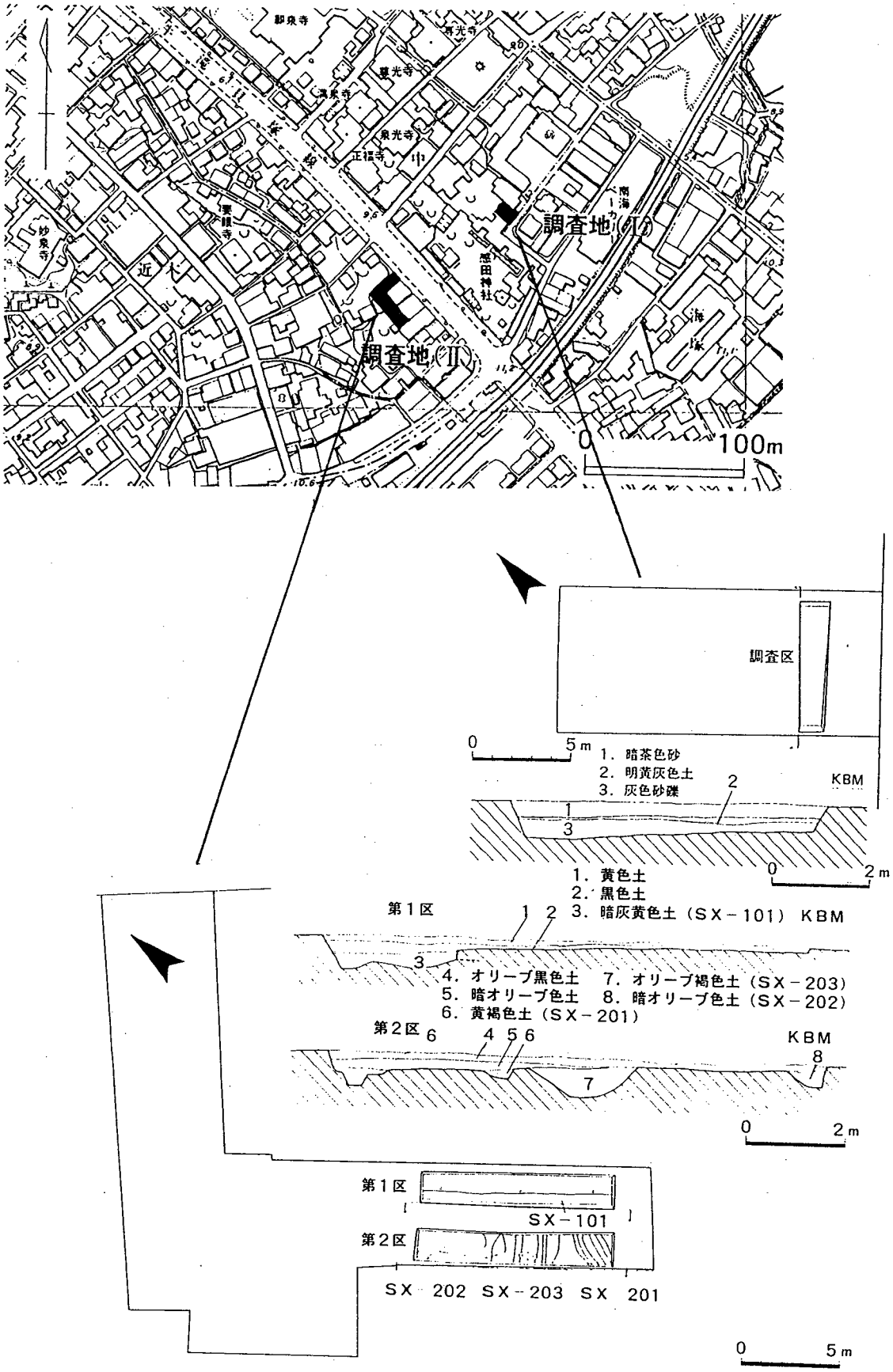

図47　1995年度調査位置図　遺構実測図

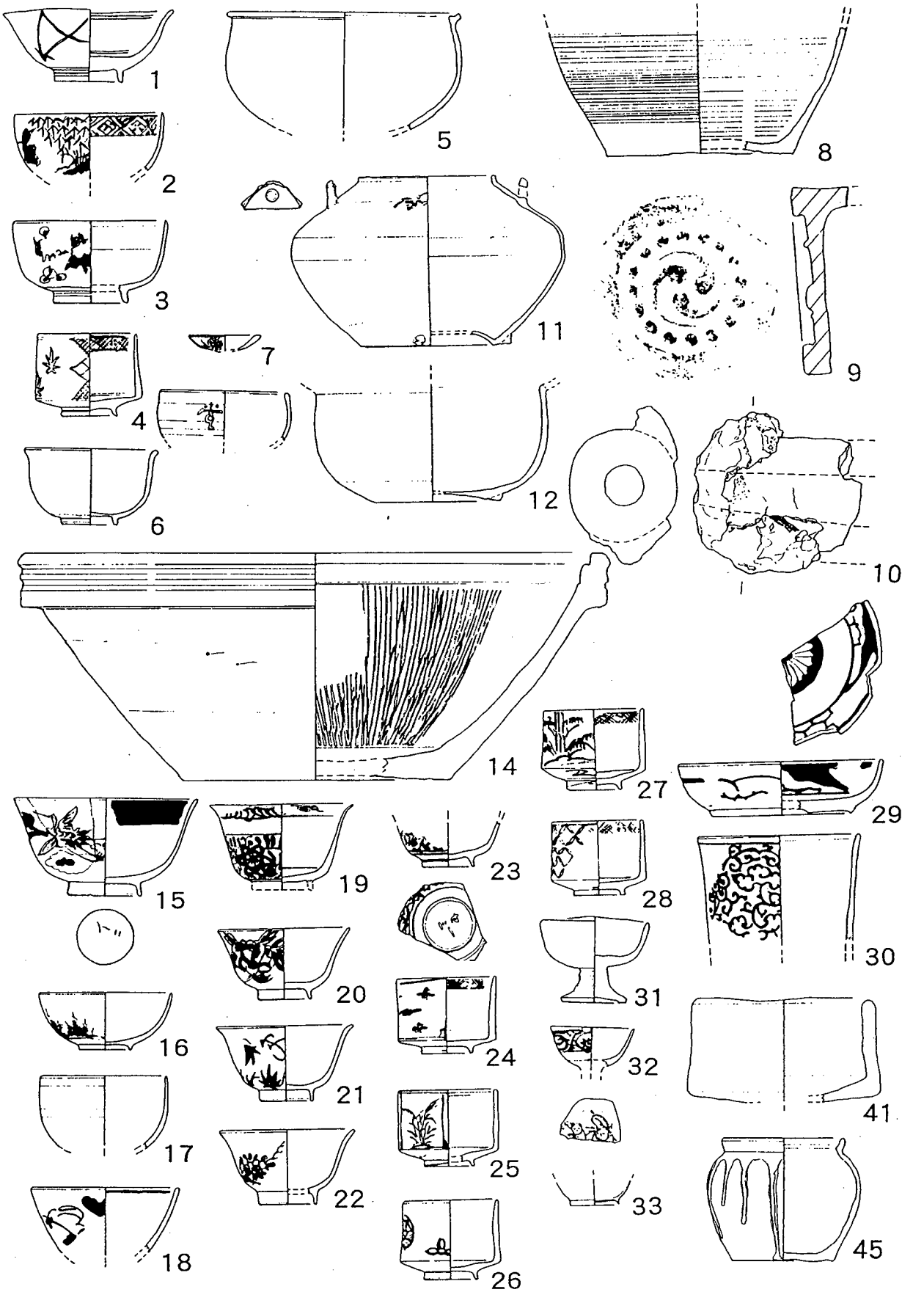

図48　1995年度調査地（Ⅰ）第3層　出土遺物実測図

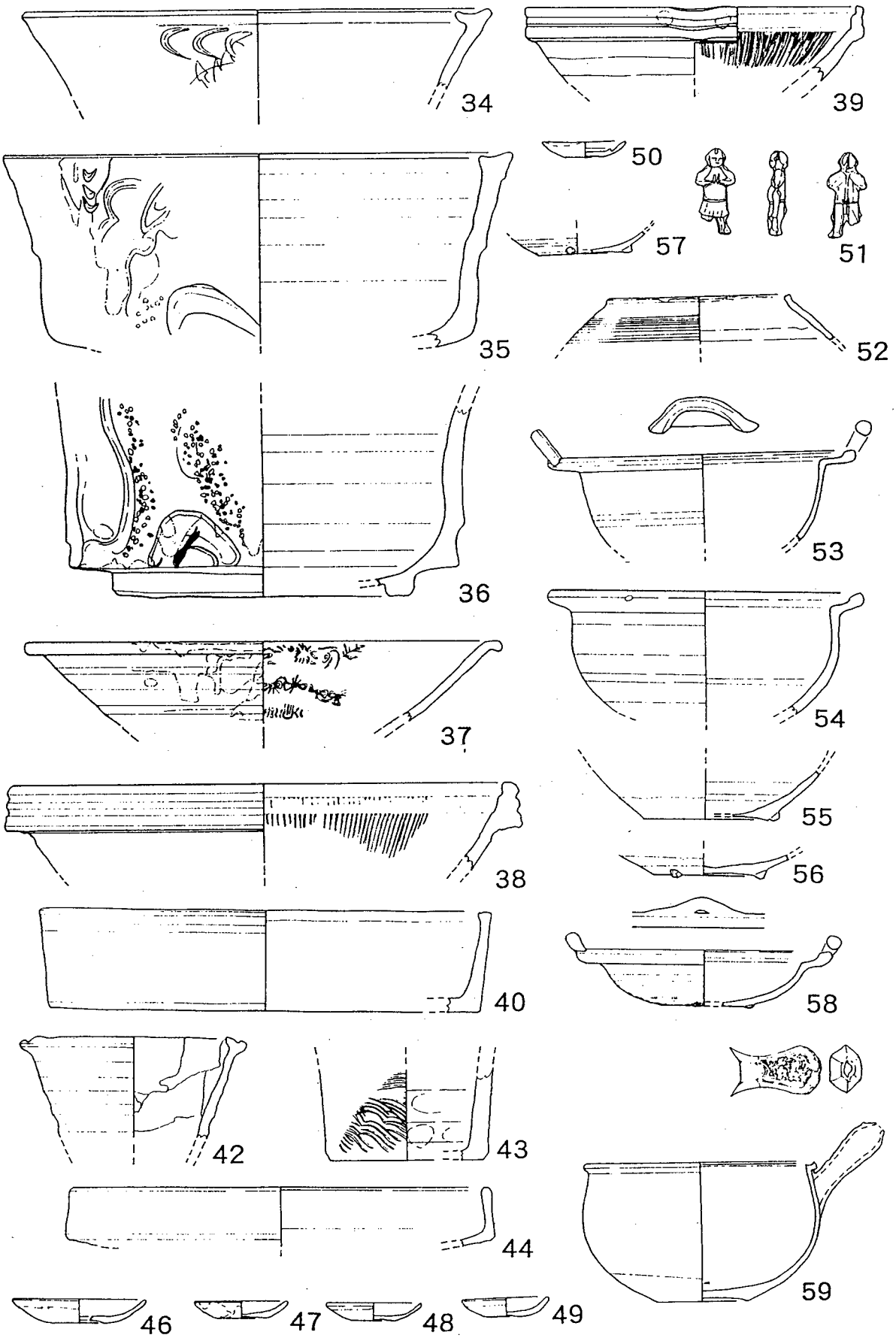

図49　1995年度調査地（Ⅰ）第３層　出土遺物実測図

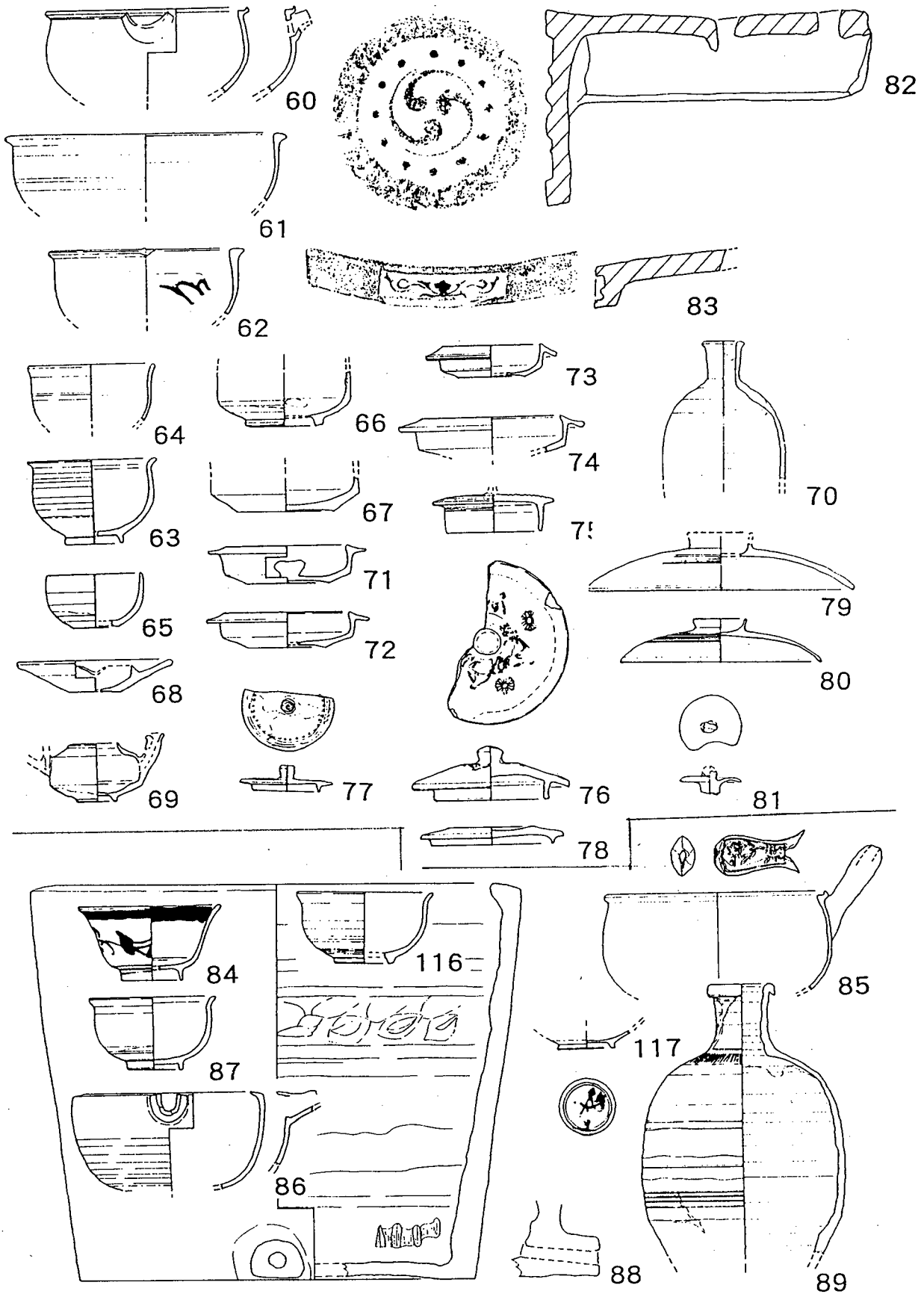

図50　1995年度調査地（1）第2層　出土遺物実測図

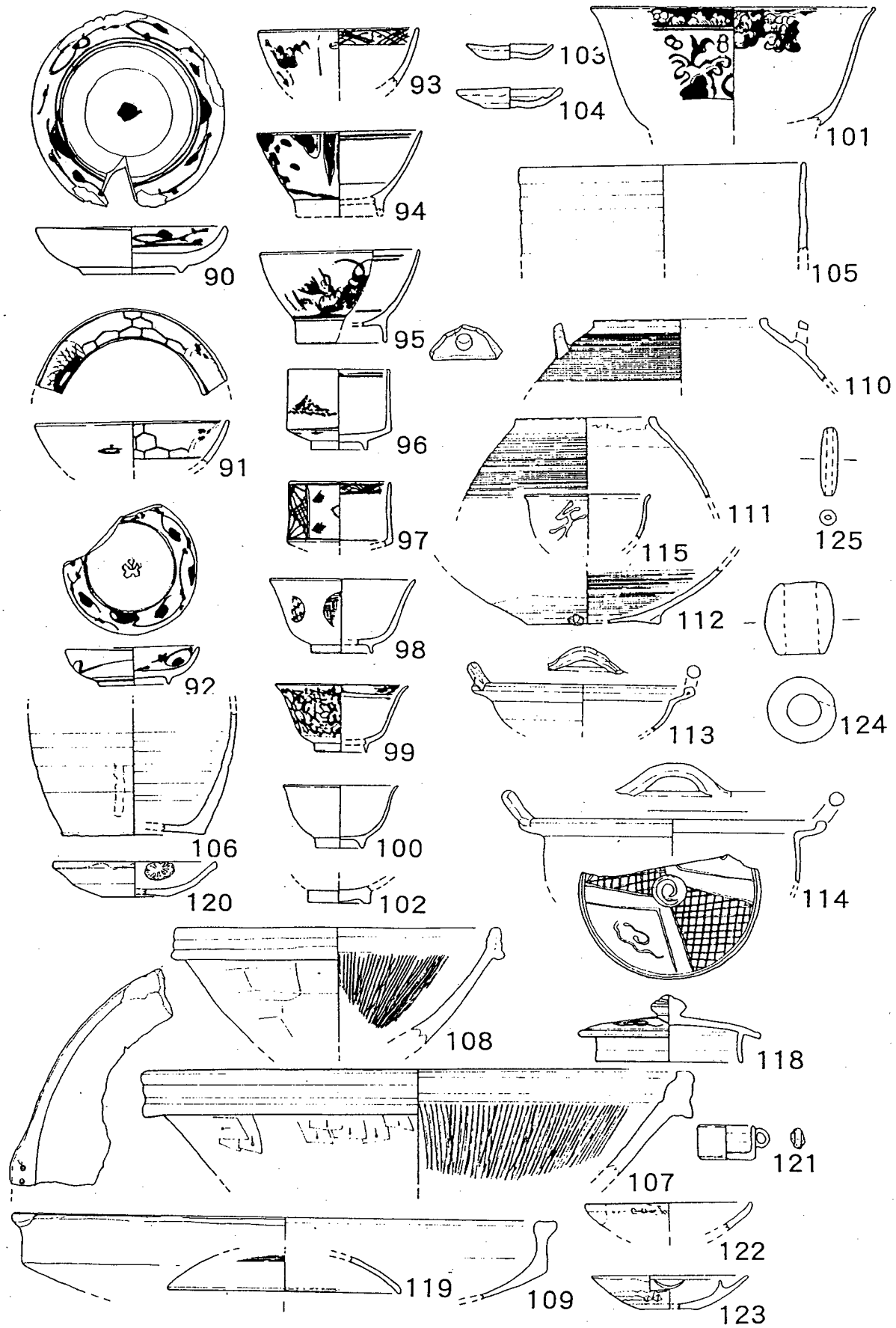

図51　1995年度調査地（Ⅰ）第２層　出土遺物実測図

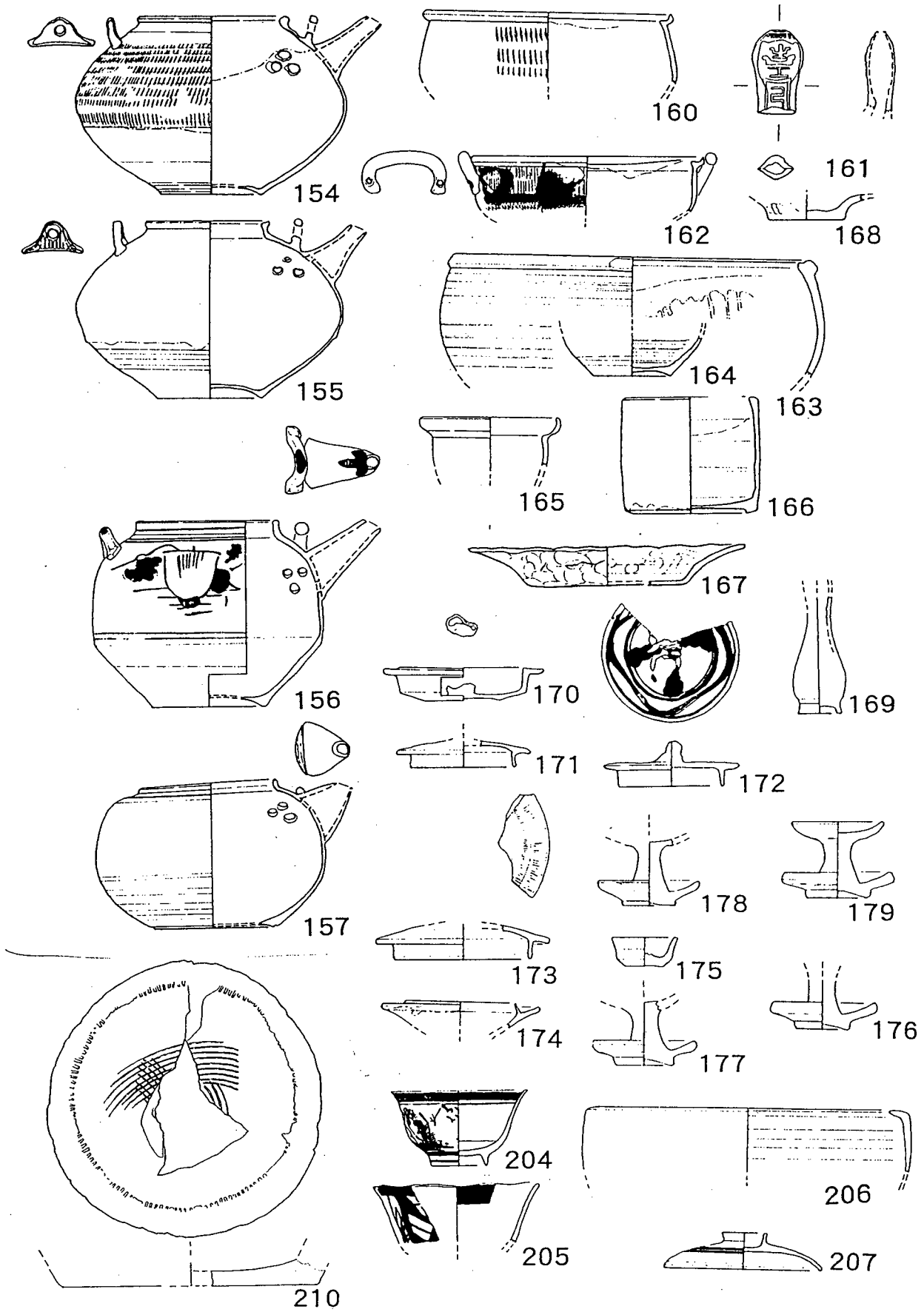

図52　1995年度調査地（II）ＳＸ１０１出土遺物実測図

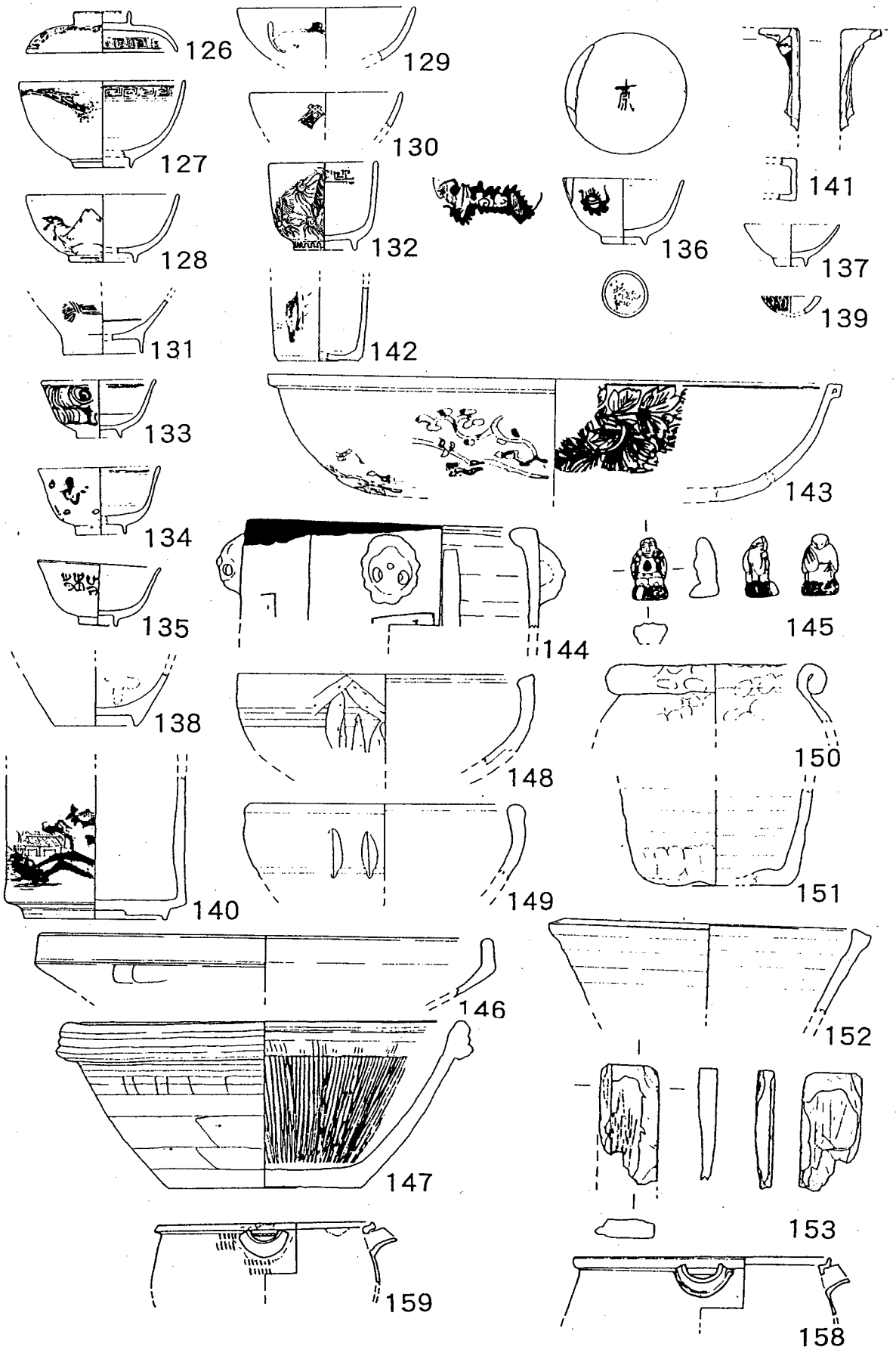

図53　1995年度調査地（Ⅱ）ＳＸ１０１出土遺物実測図

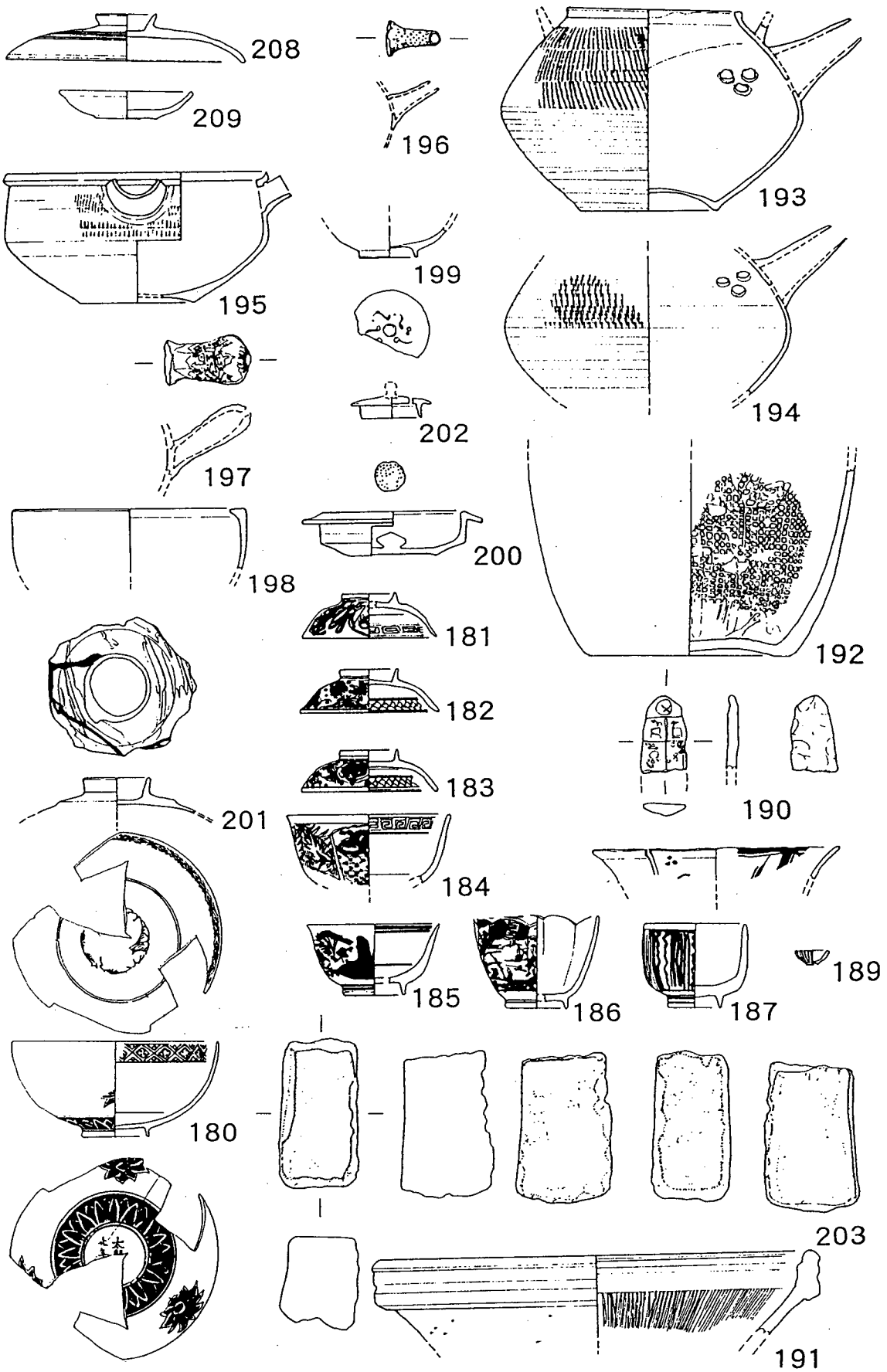

図54　1995年度調査地（Ⅱ）ＳＸ２０１出土遺物実測図

第５章　結　　語

貝塚寺内町の西端について
－今回の調査から－

大谷女子大学　中村　浩

１．はじめに

貝塚寺内町は、近世の町屋の町並みが、現代にあってもよく保存され地域として、あるいは寺内町の代表的な例として注目されている。これら寺内町は、浄土真宗の願泉寺御坊を中心として、周囲に土塁や濠を巡らせ、独立した都市としての機能を有している。

貝塚寺内町は、貝塚市の西北海岸部に位置する南北約８００メートル、東西約５５０メートルの範囲に広がる。願泉寺を中心とする都市遺跡である。寺の草創は、天文１４年（１５１５）根来寺僧右京坊（卜半斎了珍）を迎えて住持とし、天文１９年（１５５０）一向宗道場を再興したにはじまる。天文２４年（１５５５）には石山本願寺下、貝塚寺内として取り立てられ、天正４年（１５７６）織田信長の石山本願寺攻撃の際、紀州雑賀、根来勢力や泉南諸村の門徒勢力の拠点となった。このため翌５年（１５７７）信長に攻められ、ことごとく焼土と化した。やがて石山本願寺の明け渡しとともに、再建され、後の慶長１２年（１６０７）には准如から、願泉寺の寺号が与えられた。

寺内運営の主導権は門徒住民であったが、次第に御坊住職に権限が移り二代了閑代には貝塚寺内地領としての、卜半氏の封建領主制が確立された。以後、その支配は幕末まで及ぶ。とくに江戸初期の絵図によると、寺内町は海岸部を除き、東、南、北の各境界には濠を巡らせていたとされている。なお当該寺内町の発展、および歴史については、文献資料のうち代表的なものについて別途掲載しているので、それらを参照されたい。

２．発掘調査の実施

筆者らは民間マンション建設に伴い、貝塚市西町に位置する貝塚寺内町遺跡のうち約１５００平方メートル（延約５０００平方メートル）を対象として平成７年８月２１日～１０月１日の期間、発掘調査に参加してきた。すでに本書によって、当該調査の成果については記述してきた。とくにこの調査によって、従来明らかにされていなかった海岸線部分について精査を行い、寺内町を区画する閉鎖施設の存在が確認されるに至ったのが、当該調査での重要な成果の一つである。

以下、その後の調査で明らかになった絵図の存在とともに若干記述し結論にかえたいと思う。

発掘調査で貝塚寺内町の西側を区画していたと思われる土塁が検出された。調査では、一連の遺構番号から、ＳＡ４０３土塁およびＳＡ４０３土塁拡張部と命名呼称しているものである。

この土塁は断面台形を成し、底部の長さは１．９メートル、上部の幅０．９メートル、高さ０．８～０．６４メートルをはかる。東西の延長は明らかではないが、今回検出した延長は１５．８メートルである。土塁は、地山の砂を３０～４０戦地前後掘り下げてから上部まで、約２０～３５センチ前後の炭を混じた粘土質土のブロックを、順次堆積させて固める版築という方法によって構築されているる

また今回検出部分の、ほぼ中央に石垣を築き、幅０．９～１．０メートル前後をはかる一部通路状の切り通しを設置している。これは堤の一部を出入り口として限定し、土塁が一定の防御機能を持たせたということを想起させる。なお当該土塁は大阪湾から襲う大量の砂の害を未然に防止する目的で設置された砂防堤の可能性も十分ある。いずれにしても土塁から海側には、３面から下層の各面ごとには簡易の建物（短期使用しか考えていない）が見られるが、土塁の内側すなわち海の逆側部分には見られない。

さらに土塁が、町並の区切りに沿って南北に続いており、当該土塁は寺内町の町並区画と無関係に設置されたものでないことが明らかである。なお一般建物に伴う土塀という見方もあるが、そうであるなら、その内側に礎石などを伴う本格的建物の痕跡が近接して確認されるはずであるが、それがない。また生活痕跡地域とする部分からは少なくとも数十メートルの距離があり、ほかの建物周辺では確認されていないし、あえて南北に走らせる意味がない。

なお当時の海岸線との關係から考えると、当該土塁は波打ち際からは、やや陸地側に設定され、防波堤の役割は持っていない。出土遺物は陶・磁器・瓦が大半である。陶・磁器については、地元産のものや九州、東海などから運ばれたものもある。このほか土錘や塩壷などがあり、海浜集落に近い状況も見られる。

以上が考古学上の所見であるが、これらとの寺内町の關係古文書との対比ではいかなることが推定されるのであろうか？

３．古文書との対比

従来、西側は海岸であり、何ら区画する構築物はなかったと考えられ、慶安元年（１６４８）年の寺内町絵図には記載がない。以後の絵図のいずれにも記載が見られないと考えられていた。

『卜半記録』によると元禄９年（１６９６）８月１４日、貝塚寺内書上を大坂奉行所へ提出した記録がある。さらにそれらの記録に添えられていた『町並み絵図』がこのほど発見された。そこには、明らかに西側の海岸線部分に「海岸通り、六町半」という文字が認められ、さらに海岸線に沿って街路の痕跡が黒々と記されている。

その記載文書とは「摂河泉文庫」（代表南川孝司）が保管する『元禄九年八月十四日付けの寺内町絵図』である。先の『卜半記録』元禄九年八月十四日、貝塚

寺内書上にも同様の記述があり、これらから「海際通り」という街路が存在したことが分かる。

なお今回の調査では撹乱のため、明瞭な街路は明らかにしえなかったが、その街路に沿って先の土塁が位置していたと見るのが、状況からもっとも妥当と考えられる。ここに貝塚寺内町の西側を区画する施設の存在が、文献、考古学の両者から確認されたということになろう。

4．結語にかえて

以上、今回の発掘調査について簡単に成果の一端を紹介した。調査面積に対して遺構、遺物の検出量が少ない。しかし立地条件が海岸地域であったということを考慮に加えると納得できよう。今後鋭意関連資料の検討作業が進めば、当該地域および貝塚寺内遺跡の解明、研究が大きく進んでいくであろう。その際の資料の一つになり、かつ研究の進展に寄与することがあれば幸いである。

最後になったが、このような機会を与えて頂いた関係機関の方々に対し、深く感謝するものである。

付論１　貝塚寺内町遺跡の花粉化石

１．概　　要

花粉化石の検討は、大阪府貝塚市に位置する貝塚寺内町遺跡の中・近世の堆積層から採取された６試料である。以下に各分析試料の特徴を示す。

１．ＳＥ５３２（灰褐色砂層）　　灰褐色粗粒砂～細礫
２．ＳＥ５４４　　灰褐色粗～極粗粒砂
３．ＳＥ５５９（灰褐色砂層）　　灰褐色粗～極粗粒砂
４．ＳＥ７１６　　灰色粗～極粗粒砂
５．土塁下層部分　　黒褐色粘土質シルト
６．土塁直下の床面　　浅黄色シルト質粗～中粒砂

処理は、試料約3g～60gを10%KOH（湯煎約 15 分）－傾斜法により砂を除去－48%HF（約30分）－重液分離（比重2.1）－アセトリシス処理の順に行った。プレパラート作成は、残渣を蒸留水で適量に希釈し、タッチミキサーで十分撹拌後マイクロピペットで取りグリセリンで封入した。

同定はプレパラートの全面を計数した。この間に出現した花粉化石のリストと主要花粉分布図を示す（表１、図１）。出現率は、樹木は樹木花粉数，草本，胞子は総花粉胞子数を基数として百分率で算出した。なお、図表中で複数の分類群をハイフンで結んだものは、分類群間の区別が明確でないものである。また、樹木と草本があるマメ科の各分類群は区別が出来ないため暫定的に草本花粉に含めてある。

２．花粉化石群集の記載と若干の考察

花粉化石の出現傾向は４つのタイプに区分される。すなわち、樹木花粉が比較的高率に出現するNo.２、イネ科が比較的多く出現するNo.１、アブラナ科が特徴的に出現するNo.３・４及び花粉が出現しないNo.５・６である。

このうち、花粉が出現しないNo.５・６はコロイド状の粒子を多量に含み炭片を伴う。また、堆積物が粗粒で土塁ないし床面の堆積層であることから、基本的に花粉量が少ない上に、さらに酸化条件の環境下にあったため分解・消失した可能性が高い。

次に、No.３・４ではアブラナ科が特徴的に出現するが、全般に花粉量が少ない。こうした花粉量が少ない要因は、粗粒な堆積物が卓越する堆積環境に起因するのであろう。一方、中・近世には大阪周辺では多くの地点でアブラナ科花粉の多産が見られ（パリノ・サーヴェイ（株），1992など）、これらは慶長（1596-1615年）、元和（1615-1624年）の頃に盛んに行われていたアブラナ栽培（深津，1975）によると考えられる。こうしたことからNo.３・４のアブラナ科の特徴的な出現はア

表10　貝塚寺内町遺跡から出現した花粉化石の組成表

和　名	学　名	1	2	3	4	5	6
樹木							
マキ属	*Podocarpus*	–	3	–	–	–	–
マツ属複維管束亜属	*Pinus* subgen. *Diploxylon*	5	50	–	–	–	–
マツ属（不明）	*Pinus* (Unknown)	3	7	–	–	–	–
コウヤマキ属	*Sciadopitys*	–	2	–	1	–	–
スギ	*Cryptomeria japonica* (L.fil.)D.Don	1	21	–	–	–	–
イチイ科－イヌガヤ科－ヒノキ科	T.- C.	–	3	–	–	–	–
ヤマモモ属	*Myrica*	–	2	–	–	–	–
ハシバミ属	*Corylus*	–	2	–	–	–	–
ハンノキ属	*Alnus*	–	5	–	2	–	–
コナラ属コナラ亜属	*Quercus* subgen. *Lepidobalanus*	–	6	–	1	–	–
コナラ属アカガシ亜属	*Quercus* subgen. *Cyclobalanopsis*	–	2	1	–	–	–
クリ属	*Castanea*	–	1	–	–	–	–
ニレ属－ケヤキ属	*Ulmus - Zelkova*	–	1	–	–	–	–
エノキ属－ムクノキ属	*Celtis-Aphananthe*	–	1	–	1	–	–
ウルシ属	*Rhus*	–	2	–	–	–	–
カエデ属	*Acer*	1	–	–	–	–	–
ウコギ科	Araliaceae	–	1	–	–	–	–
草本							
イネ科	Gramineae	58	16	–	2	–	–
ギシギシ属	*Rumex*	1	–	–	–	–	–
アカザ科－ヒユ科	Chenopodiaceae - Amaranthaceae	–	–	–	1	–	–
アブラナ科	Cruciferae	3	33	43	97	–	–
マメ科	Leguminosae	1	–	–	–	–	–
ヨモギ属	*Artemisia*	2	2	–	–	–	–
他のキク亜科	other Tubuliflorae	–	1	–	1	–	–
タンポポ亜科	Liguliflorae	–	1	2	–	–	–
シダ植物							
イノモトソウ属	*Pteris*	–	–	1	1	–	–
単条型胞子	Monolete spore	–	3	2	–	–	–
三条型胞子	Trilete spore	–	3	–	–	–	–
樹木花粉	Arboreal pollen	10	109	1	5	0	0
草本花粉	Nonarboreal pollen	65	53	45	101	0	0
シダ植物胞子	Spores	0	6	3	1	0	0
花粉・胞子総数	Total Pollen & Spores	75	168	49	107	0	0
不明花粉	Unknown pollen	0	3	0	1	0	0

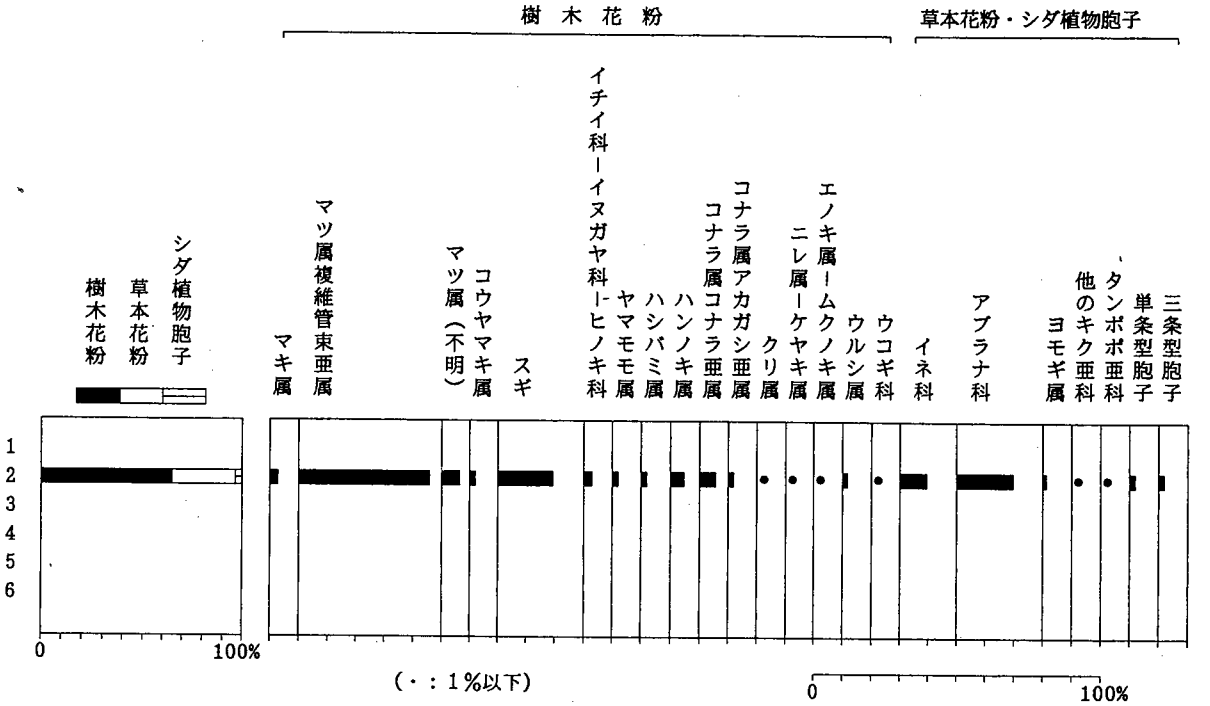

図55　貝塚寺内町遺跡の花粉分布図

ブラナ栽培と関係する可能性が高い。

No.1ではイネ科花粉が多く出現し、このイネ科花粉の大半はイネ属型からなる。こうしたことから周囲で稲作が行われていた可能性がある。また、No.1では花粉の保存は比較的良いが、おびただしい植物遺体を含むため、相対的に花粉が少なく評価されているものと考えられるが、いづれにしろ堆積速度は速いようである。

No.2では比較的多くの花粉化石が得られた。樹木花粉ではマツ属複維管束亜属が46%と高率に出現し、針葉樹のスギや落葉広葉樹のコナラ亜属、ハンノキ属及び常緑広葉樹のカシ類などを伴う。草本ではイネ科やアブナラ科が比較的高率に出現するが、単調な組成を示す。このように、この時期には針葉樹のマツやスギを主とし、落葉広葉樹のナラ類や照葉樹林のアカガシ亜属などを混じえた植生が形成されていたようである。また、周辺ではアブラナ栽培も行われていたようである。

3.　引用文献

深津　正（1975）アブラナ．週間朝日百科世界の植物，61：1419.

パリノ・サーヴェイ株式会社（1992）小阪遺跡における珪藻・花粉・植物珪酸体からみた古環境．大阪府教育委員会・（財）大阪文化財センター編「小阪遺跡」：561-582.

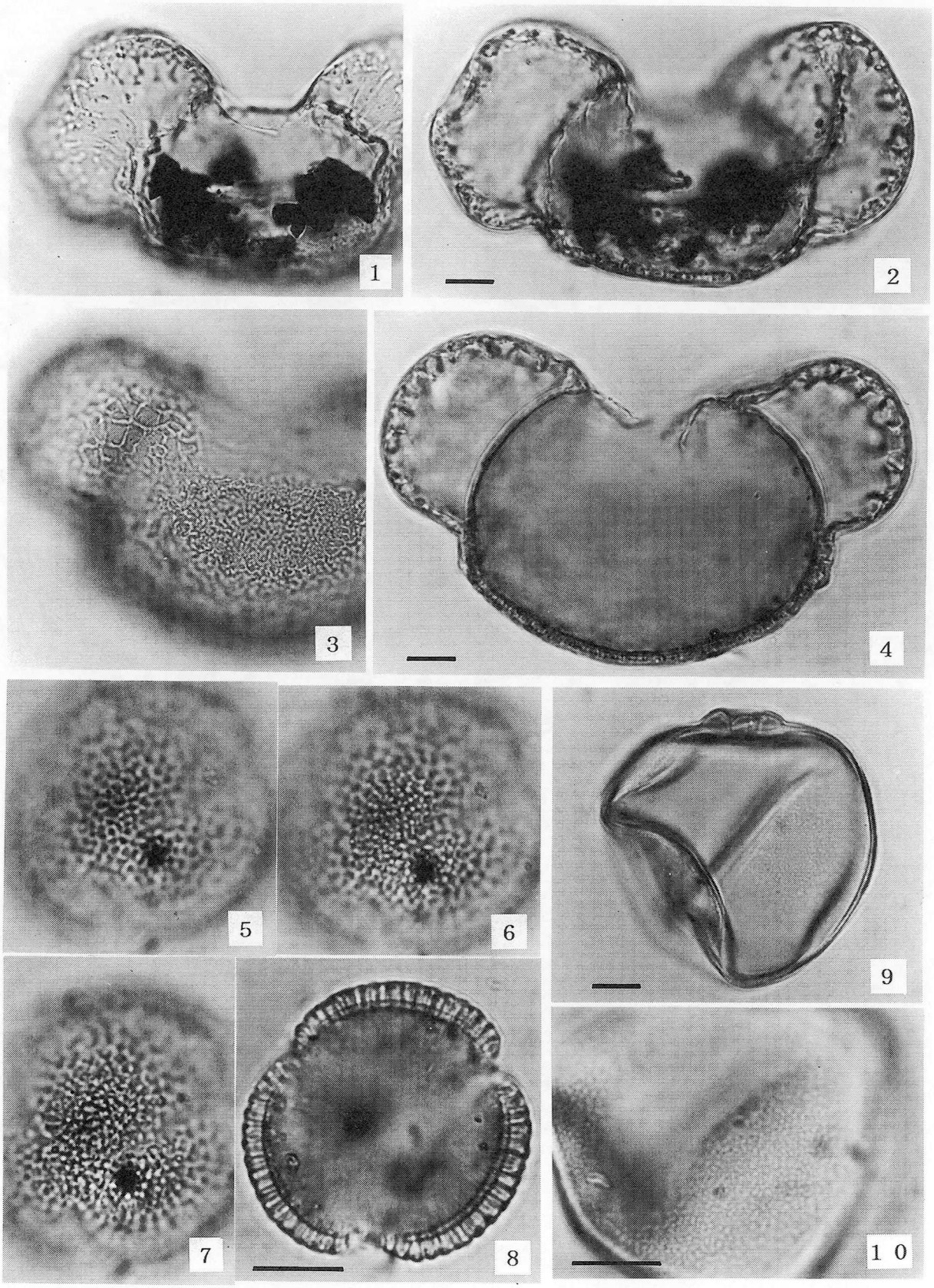

図56　貝塚寺内町遺跡から出現した花粉化石

1・2：マキ属、No.2.　　3・4：マツ属複維管束亜属、No.2

5－8：アブラナ科、No.4.　　9・10：イネ科、No.1　　（スケールは10μm）

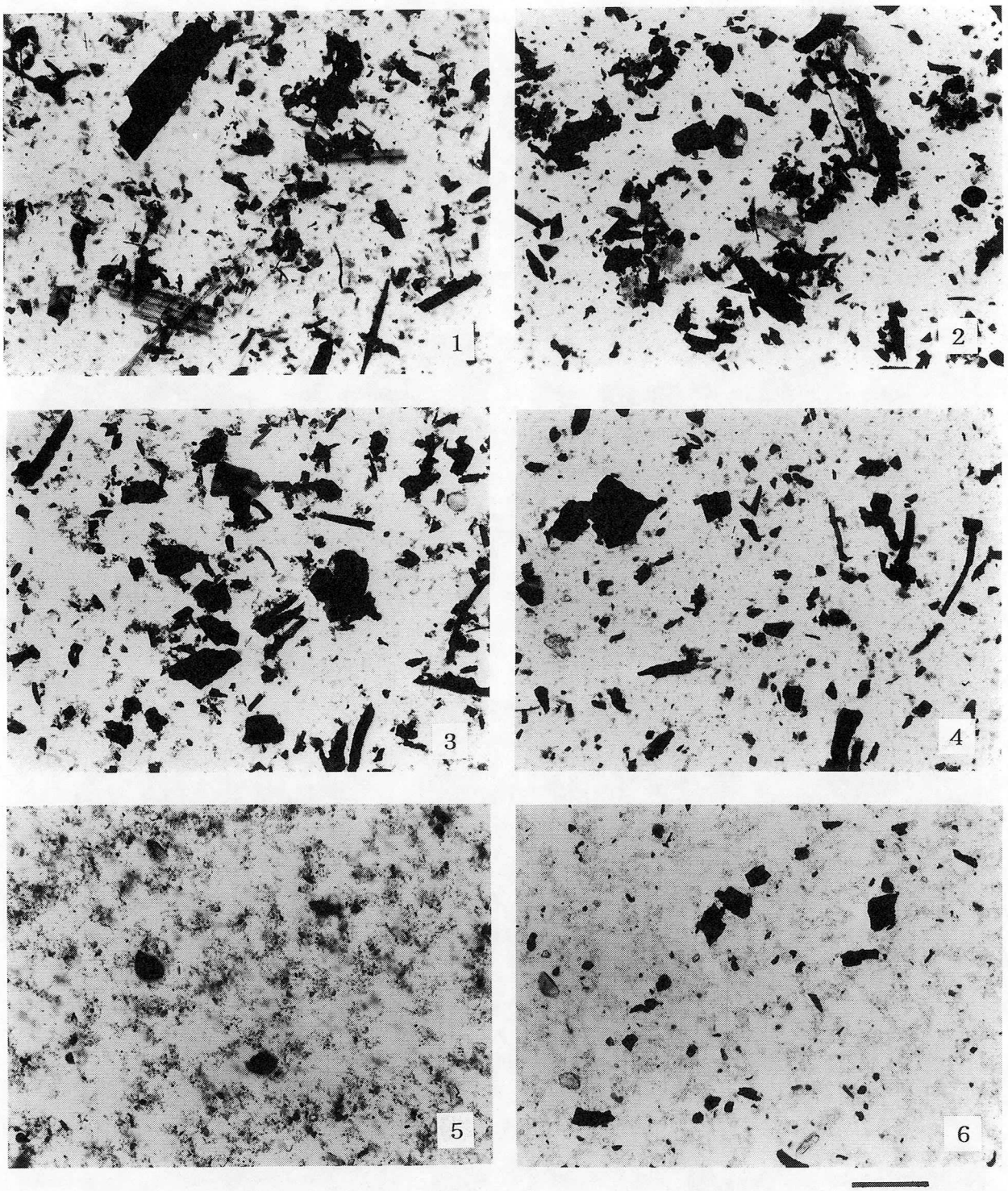

図57　貝塚寺内町遺跡の花粉プレパラートの状況

1：No.1.　2：No.2.　3：No.3.　4：No.4.　5：No.5.　6：No.6.

（スケールは10μm）

土塁下層部分の黒褐色と灰白色部分に関するコメント

黒褐色部分と灰白色部分の元素分析を蛍光X線分析を行ったところ、元素組成的には有為な差が認められなかった。さらに、両試料の灼熱減量（７５０度，３時間）を行ったところ、黒い部分で10.3%、白い部分で3.4%の値が得られた。つまり、黒い部分は有機物量が相対的に多いことを示す。また、花粉のプレパラートではコロイド粒子が卓越し炭片が特に多いわけではないことから、この黒い部分は主に腐植質が集積したものと考えられる。

付論２　貝塚寺内町遺跡における考古地磁気

㈱ 夏 原 技 研

貝塚寺内町遺跡で発掘調査された遺構の焼土から、考古地磁気年代推定用の試料を採取した。その熱残留磁気測定結果について報告致します。

１．考古地磁気年代推定の基礎

磁石は北を指す。地球には地磁気が存在するためである。地磁気はベクトル量であり、ある地点における地磁気を記述するために、方向（偏角と伏角）と大きさ（全磁力）が必要である。一般に、磁気コンパスの磁針が指す北（磁北）は、真北（地図の経線方向）からずれている。この磁北と真北の間の角度が偏角である。磁針をその重心で支え、磁南北と平行な鉛直面内で自由に回転できるようにすると、北半球では磁針のＮ極が水平面の下になるように傾く。この傾斜角が伏角である。貝塚市の現在の偏角は約 6.7° Ｗで、伏角は約 48° である。また、全磁力は、約 0.45エルステッドである。これら地磁気の三要素（偏角・伏角・全磁力）は観測する地点によって異なる値になる。全世界の地磁気三要素の観測データの解析から、現在の地磁気分布は、地球の中心に棒磁石を置いたときにできる磁場の分布に近似される。 この棒磁石の軸方向は、自転軸から約 11.5 度傾いている。この磁軸と地表との交点が地磁気北（南）極である。

地磁気は絶えず変動し、時代と共にその地磁気北極の位置を変える。従って、ある地点で観測される偏角・伏角の値も時代と共に変化する。方向だけではなく、大きさ（全磁力）も変化する。この変動を地磁気永年変化と呼んでいる。

歴史時代の地磁気永年変化は，岩石や焼土の残留磁化の測定を基礎とする考古地磁気測定によって明らかにすることができる。どんな物質でも、ある（強）磁場中に置かれると磁化を帯び、そして磁場が取り除かれると、普通の物質からは磁化が消える。しかし、強磁性物質（磁石になれる物質）では、外部磁場が消えても磁化が残る。これが残留磁化である。残留磁化の強さや安定性は、磁化を獲得する時の条件によって異なる。残留磁化はその獲得方法の違いによっていろいろな名前で呼ばれる。考古地磁気学で地磁気の化石として最もよく利用するのが熱残留磁化である。岩石には小量の強磁性粒子（赤鉄鉱や磁鉄鉱などの鉄の酸化物）が含まれている。火成岩では、高温のマグマの状態から冷えて岩石になる過程で、強磁性粒子がその時の地磁気によって磁化を帯び、冷えてからはその残留磁化を保持し続ける。これが熱残留磁化である。土も焼かれると、冷却の過程で同様の熱残留磁化を獲得する。熱残留磁化の性質を簡単にまとめると、次のようになる。岩石の誕生時または土が焼かれた時の地磁気方向を記録していて、その

大きさは地磁気の大きさに比例し、何億年もの長い期間でも変質しない。これらの性質によって、地磁気の化石として利用が可能なのである。Hirooka(1971)により遺跡の焼土の熱残留磁化測定から求められた過去 2,000 年間の西南日本における偏角-伏角の変化を図 1 に示す。偏角は 20° Wから 15° E、伏角は 35° から 60° の間で変化している。図 1 のような地磁気永年変化の標準曲線が得られると、逆に、年代の確かでない遺跡の焼土の残留磁化を測定し、永年変化曲線と比較することで、その年代の推定を行うことができる。これが考古地磁気による年代推定である。この方法は、14C法やフィッション・トラック法のような放射（絶対）年代測定法とは異なり、それだけで独立して年代を決定できない。普通、偏角と伏角の組合せで永年変化曲線から 2 つか 3 つの候補年代が出てくる。そのうちの何れを採用するかは、考古学的推定に頼ることになる。

2．試料の採取と測定

2－A　試料採取方法

遺構の焼土から次の様な手順で試料を採取する。

1.焼土面に先の尖ったハンマーで、1 辺が数 cm 程度の立方体試料を取り出すための溝を、試料が床面から外れないように、手で押さえながら丁寧に掘る。

2.溝を掘り終わった後、掘り込み作業中に試料表面についた砂や石を刷毛で丹念に取り除く。

3.薄く溶いた石膏をビニール袋に入れ、試料全体にかけて表面を補強する。

4.乾燥後、やや固めの石膏を試料上面にかけ、1辺 5 ㎝の正方形のアルミ板をすばやく押しつける。石膏が固まるのを待ち、アルミ板を外す。

5.アルミ板を用いて作った平面の最大傾斜の方位と傾斜角を、考古地磁気用磁気コンパス（Hirooka, 1971）で測定し、平面上に方位測定位置を示すマーク（平面を定義する 3 つの点）と試料番号を記入する。

6.ハンマーで試料を掘り起こし、試料の底面を石膏で補強し、新聞紙等に包み持ち帰る。

2－B　試料整形方法

遺構で採取した試料はそのままでは測定できないので、試料整形を以下のように行う。

1.試料を 1 辺 3.5㎝の立方体に切断するために、プラスチックの型板（34×34 ㎜の正方形）を利用し枠取りの線を引く。この時、型板のマークと試料表面の方位測定位置を示すマーク（3 点）を合わせる。

2.試料温度が上がるのを防ぐために冷却水をかけながら、ダイヤモンド・カッターで 1面ずつ切断する。切断面が崩れないように石膏で補強し、次の面の切断を行う前に試料を充分乾燥させる。この作業を 5 回繰り返すと立方体試料が得られる。

3.試料表面についた余分な石膏をカッターで削り落とす。

2－C　残留磁化測定

残留磁化は、当社製のリング・コア型スピナー磁力計で測定した。この磁力計は宇宙空間の磁場計測用に開発されたリング・コア型フラックスゲートセンサーを利用して製作しています。

1～10^{-6}emuの残留磁化が測定できます。

立方体試料を専用ホルダーに装着して各面ごとに磁化を測定して、合計6回の測定を行い北向きの成分，東向きの成分，鉛直の成分を求める。

2－D　データ整理

測定結果として得られるデータは、試料に設定した座標に対するものなので、試料を遺構のもとの位置に戻した時の真北を基準方向とする座標に対するものに変換しなければならない。そのためには、試料が残留磁気を獲得した時の位置（地理的緯度，経度）、および方位（試料の一つの基準面の走向，傾斜）が必要である。位置については、2万5千分の1程度の縮尺の地形図から、その遺構の緯度，経度を読み取ればいい。方位は、試料採取の作業で磁気コンパスを使って測定している。磁気コンパスの方位は、磁北に対するものなので、真北に対する方位に直すために、試料採取地点の現在の偏角分を補正する必要がある。現在の地磁気偏角は、国土地理院の偏角分布の実験式から求めることができる。

測定にはいろいろな要因での誤差がつきものであるため、一つの遺構から8～10個程度の試料を採取している。これらの試料の個々の測定で得られた偏角（Di），伏角（Ii）から平均値（Dm，Im）を求める。ここで用いる統計学的方法はFisherによって確立されたものである。各試料の測定値を、方向（Di，Ii）の単位ベクトルとして取り扱う。

まず、n組の（Di，Ii）より

$N = \Sigma \cos Ii \cdot \cos Di$　（北向きの成分）

$E = \Sigma \cos Ii \cdot \sin Di$　（東向きの成分）

$Z = \Sigma \sin Ii$　（鉛直の成分）を求めると、合ベクトルの大きさR，およびDm，Imは，

$R = (Z^2 + N^2 + E2)^{1/2}$

$Dm = \tan^{-1} E/N$

$Im = \sin^{-1} Z/R$　で与えられる。

このとき、信頼度係数kは、

$k = (n-1) / (n-R)$　となる。kが大きいほど、方向の集中はよい。よく焼けた窯跡では数百の値になる。

誤差角α_{95}は、危険率5%として

$\alpha_{95} = \cos^{-1} [1-(n-R)\{(20)^{1/(n-1)} - 1\} / R]$ で与えられる。α_{95}が小さいほど、方向の集中はよい。よく焼けた窯跡では数度以内になる。

これよりDm，Imのそれぞれの誤差の幅として、

$\delta D = \alpha_{95} / \mathrm{COS}\, Im$　（偏角誤差）

$\delta I = \alpha_{95}$　　（伏角誤差）

が求められる。

以上のようにして得られた計算結果を、一つの遺構を代表する考古地磁気データとしている。

なお、考古地磁気年代推定の原理や測定方法については、中島・夏原（1981）に詳しく解説されている。

3．残留磁化測定結果

発掘調査された貝塚寺内町遺跡の焼土より

３８個の考古地磁気用の定方位試料を採取した。その熱残留磁気を測定した。熱残留磁気測定結果を表－１，図２にまとめた。現在の地磁気偏角の補正は、国土地理院の1990年の磁気偏角図から読取った6.7° Wを使用した。

図２からあきらかなように磁化方向は大きくばらついた結果となった。この測定結果での年代推定を行うことは不可能である。

北を向いた試料や南を向いた試料が混在しており大きな撹乱を受けたと思われる。磁化強度は約１０-3emuであり、焼土としては通常の試料と比べて非常に高温の火を受けたことを示す。

今回の測定結果の解釈の際や今後の測定試料の採集する際に参考となる点をあげます。

考古地磁気による年代推定の最も基本的な原理は、測定により土が焼かれた時の時代の地磁気の北の方向を復元して、すでに明かになっている過去の地磁気の方位と比較することである。従って、焼土が冷却後に動いていないことが非常に重要である。これは、移動していないのみならず同じ位置でも回転をしてはならない。回転に対しては考古地磁気測定は大変弱く、数度の回転が致命的な影響を与える。窯跡などでは大きな回転等を受けることは少なく、炉跡などのあまり高温になっていない焼土は機械的強度も弱く、移動，回転が大きな問題となる。特に炉などからかき出した場合の焼土の測定の場合には無意味な測定しかできないことになる。そのような場合には焼土と炭が混在したり、炭化物の上に焼土が重なっていることが多いので試料採集時に注意が必要である。

今回の場合も炭と焼土塊が混ざっており前述の通り高温で焼かれた跡に撹乱を受けた焼土を採集したことになる。

4．引用文献

Hirooka, K., 1971 : Archaeomagnetic study for the past 2,000 years in Southwest Japan. *Mem. Fac. Sci., Kyoto Univ., Ser. Geol. Mineral*, 38, 167-207.

広岡公夫，1977：考古地磁気および第四紀古地磁気研究の最近の動向．第四紀研

究，15，200-203.

中島正志・夏原信義。1980：考古地磁気年代推定法。考古学ライブラリー9。ニュー・サイエンス社。

Shibuya，H.，1980：Geomagnetic secular variation in Southwest Japan for the past 2,000 years by means of archaeomagnetism. 大阪大基礎工修論，54p.

表－11　熱残留磁気測定結果

焼土－A

試料番号	偏角 (° E)	伏角 (°)	強度 $\times10^{-3}$
K－1	4.1	28.3	7.62
K－2	15	41.6	4.33
K－3	-11.5	22.3	6.73
K－4	-1.1	43.2	2.22
K－5	62.4	70.0	1.35
K－6	8.2	10.0	2.29
K－7	-104.8	60.4	1.52
K－8	26.3	55.7	1.94
K－10	6.3	61.4	4.72

焼土－B

試料番号	偏角 (° E)	伏角 (°)	強度 $\times10^{-3}$
K－11	110.8	-20.9	1.91
K－12	55.9	64.5	0.57
K－13	134.1	22.5	0.84
K－14	-45.3	-32.3	1.37
K－15	126.3	37.5	19.2
K－16	-8.7	2.5	7.45
K－17	-128.9	-23.9	12.6
K－18	-24.3	30.3	9.75

焼土－C

試料番号	偏角 (° E)	伏角 (°)	強度 $\times10^{-3}$
K－21	-44.0	59.2	0.92
K－22	-67.0	17.5	0.76
K－23	9.1	31.9	0.58
K－24	11.8	48.2	0.83
K－25	-96.7	18.2	4.73
K－26	-114.7	55.9	0.36
K－27	31.2	16.2	0.24
K－28	-41.0	63.7	0.59
K－29	-127.4	30.0	2.02
K－30	53.8	51.3	2.18

焼土－D

試料番号	偏角 (° E)	伏角 (°)	強度 $\times10^{-3}$
K－31	34.9	16.6	4.64
K－32	-55.5	-36.5	3.11
K－33	129.5	12.5	1.80
K－34	-80.0	21.7	3.65
K－35	-80.5	40.4	6.76
K－36	15.8	54.1	1.50
K－37	19.9	-20.9	2.94
K－38	-25.9	66.3	6.26
K－39	-74.4	10.1	5.42

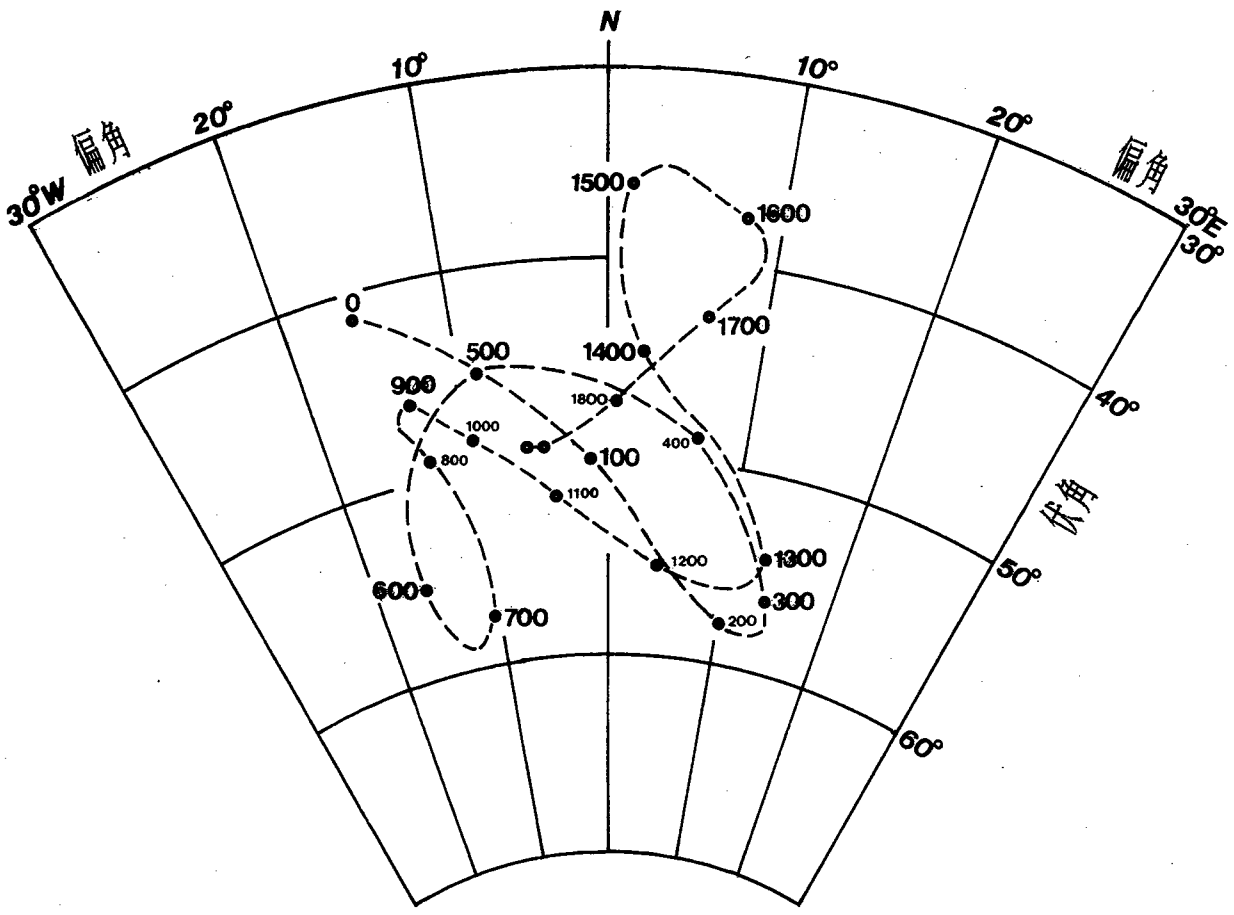

図58　広岡（1977）により西南日本の考古遺跡焼土の測定から求められた過去2000年間の地磁気永年変化曲線。

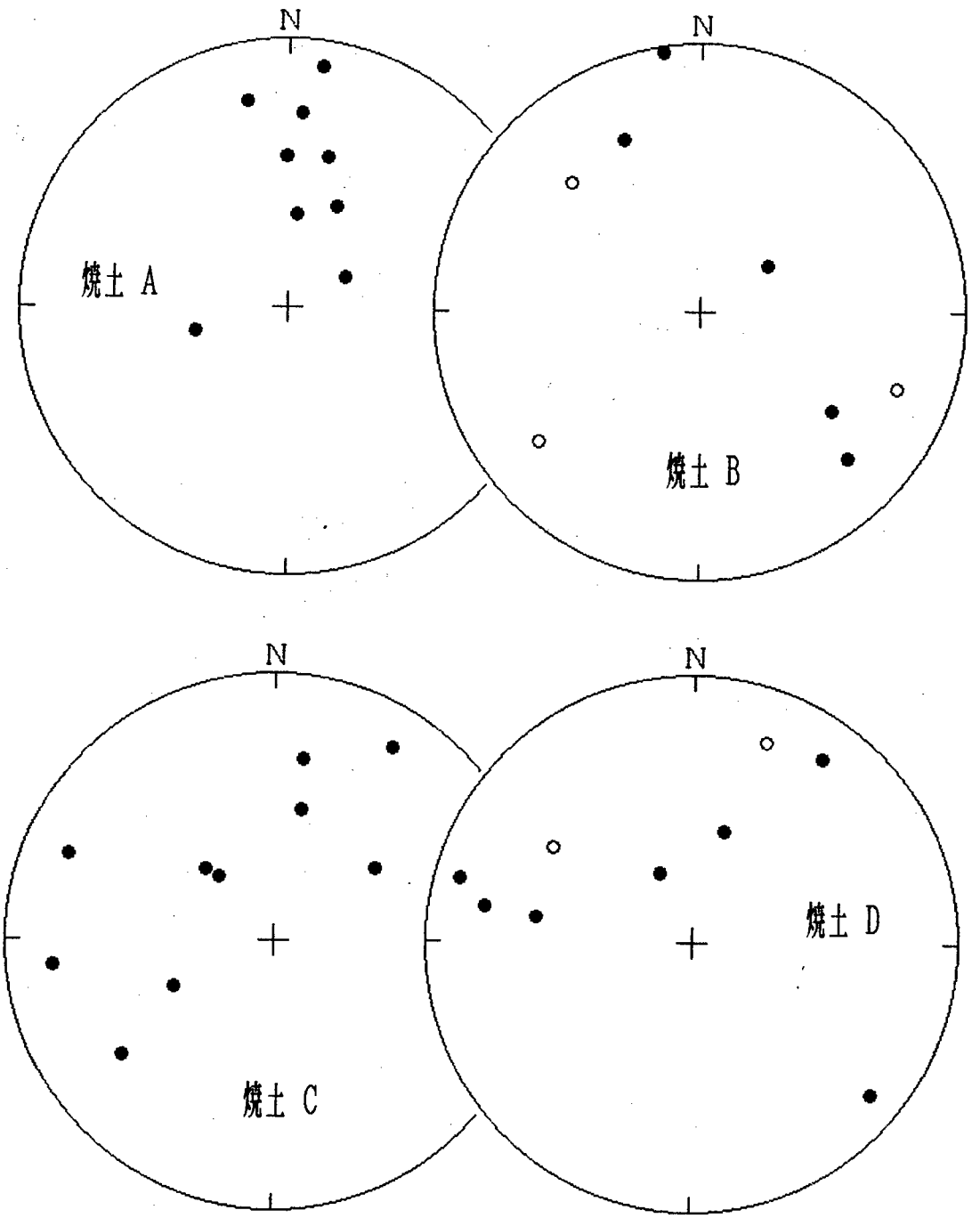

図59　各試料の残留磁化方向の等面積投影図。

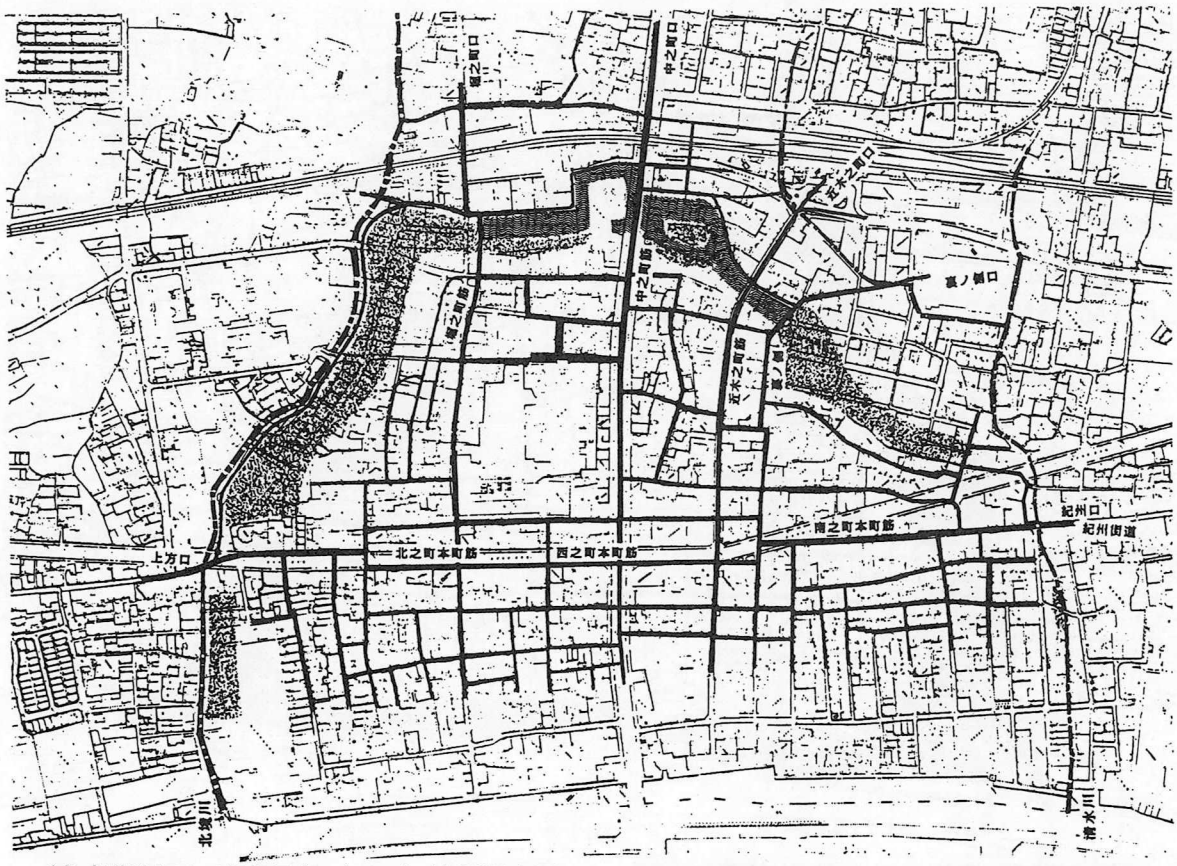

〈参考資料A〉慶安元年（1648）絵図照合図（『貝塚寺内町－町並調査報告書』、貝塚市教育委員会、1987年）

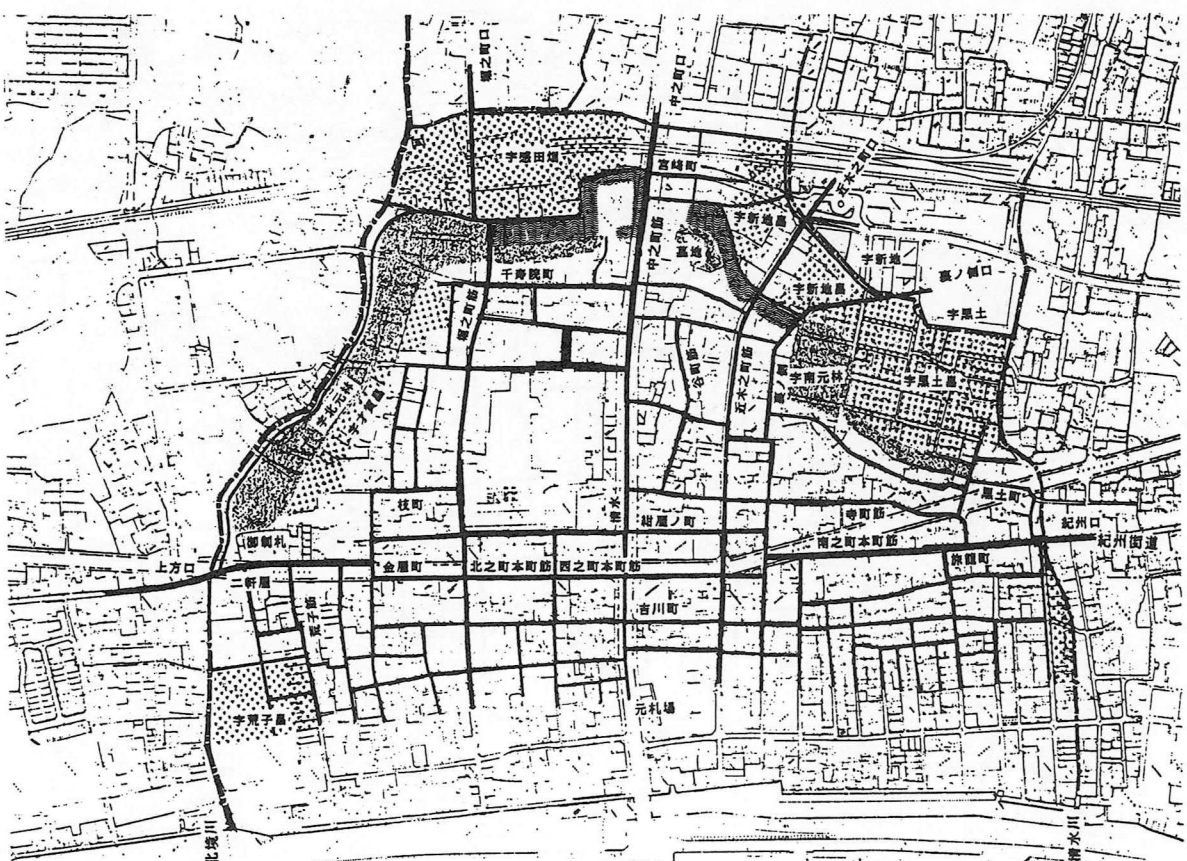

〈参考資料B〉享保17年（1732）絵図照合図（ 同 書 ）

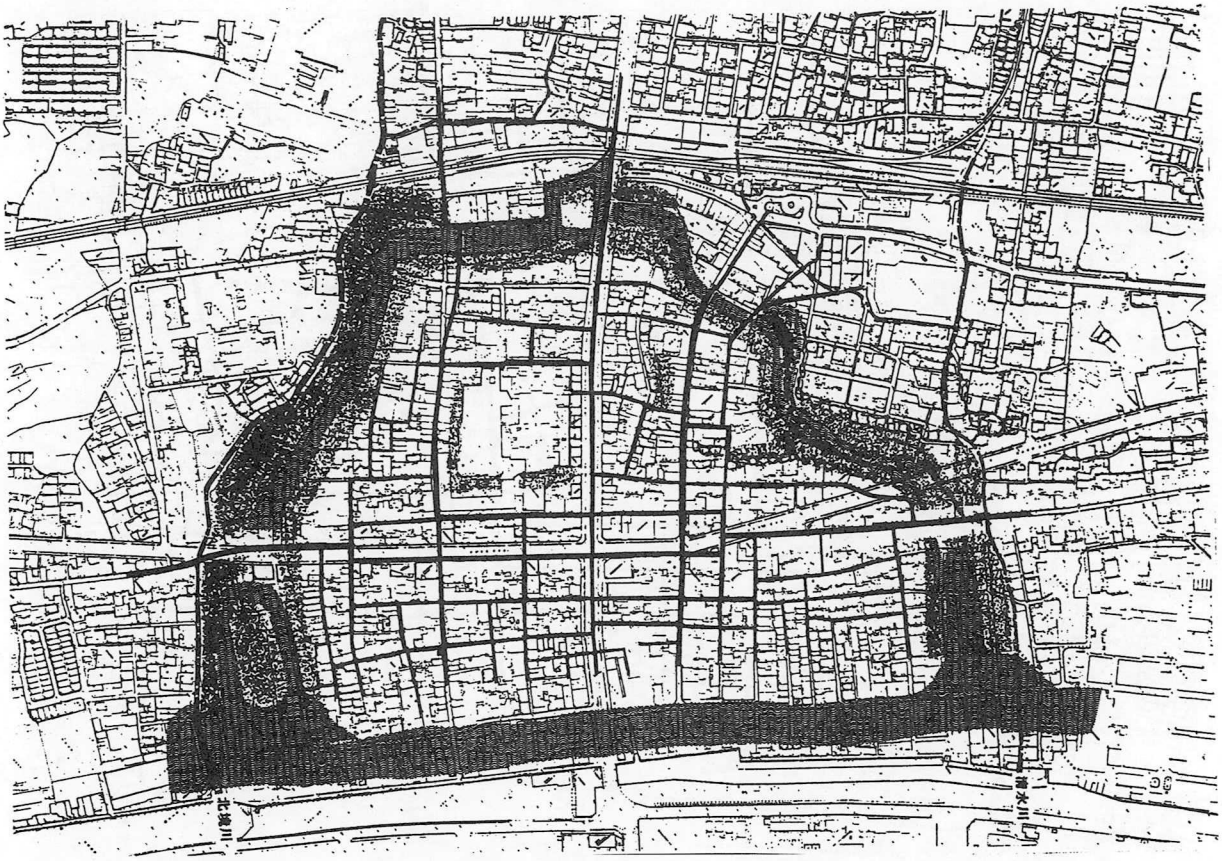

〈参考資料C〉寛政２年（1790）絵図照合図（ 同 書 ）

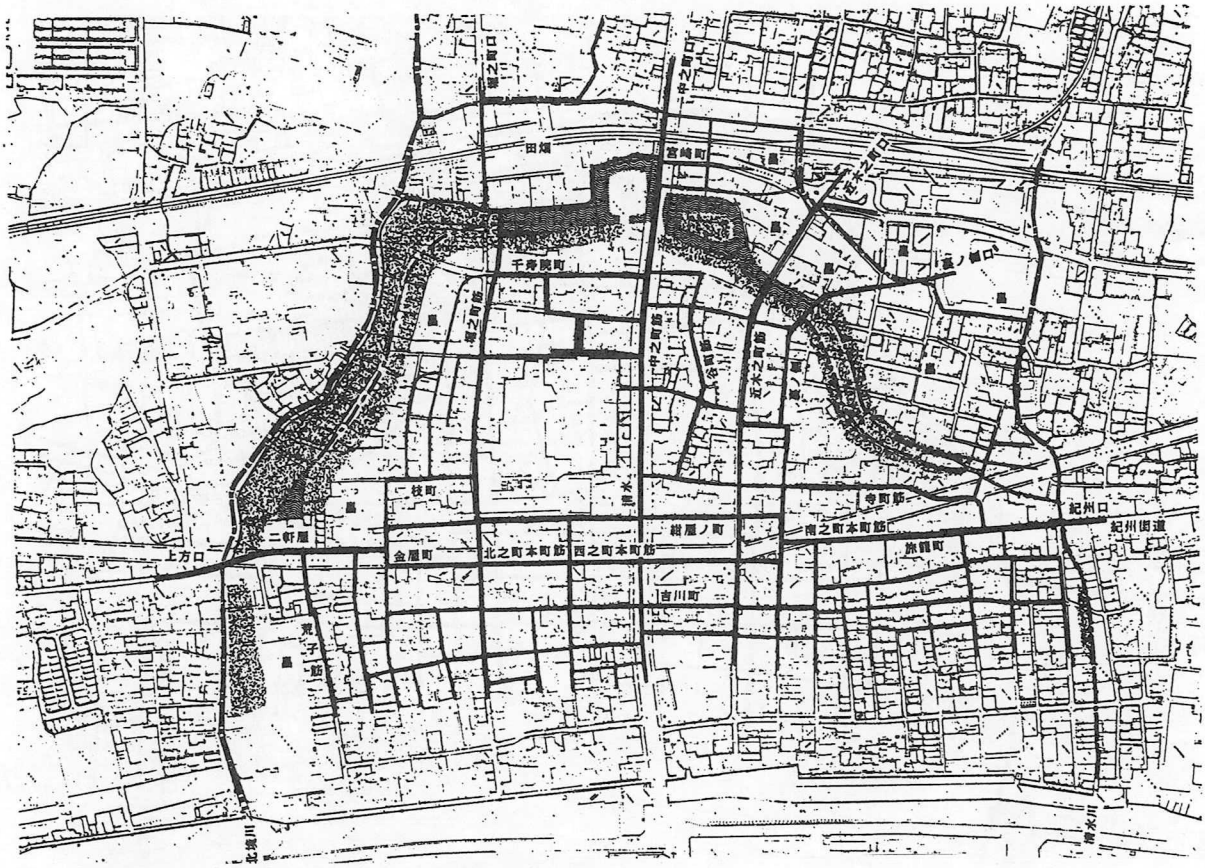

〈参考資料D〉明治４年（1871）絵図照合図（ 同 書 ）

一、女　五百卅七人

〆

同　断

月　日　南之町

年　寄　印

覚　中之町

一、家　数　百弍拾五軒

一、男　弍百五拾人

一、女　弍百六拾壱人

〆

同　断

月　日　中之町

町　印

覚　近木之町

一、家　数　六拾弍軒

一、男　百弍拾弍人

一、女　百拾九人

〆

同　断

月　日　近木之町

町　印

一、諸興行之事

於境内諸興行相催候節、地頭江申出聞届候、自然大造之儀ハ御届可申上事、

(33) **明治二年五月十二日　堺県令ニ差出之写**（「願泉寺文書」）・**明治二年御取次役所日記**（「同文書」）

明治二年（一八六九）五月、卜半役所、貝塚寺内各町ごとに人口・戸数調査を実施し、堺県令に対してその調査結果を報告した。

(A) **明治二年五月十二日　堺県令ニ差出之写**

境内町家合

一、人口　三千九百五十八人

　但　男千九百八十五人

　　女千九百七十三人

右　同断

一、戸数　九百四十六軒

右之通、相違無御座候、以上、

明治二己巳五月十二日

貝塚卜半真教院権僧正役人

松波左掖

(B) **明治二年　御取次役所日記**

五月十一日、晴　　新川部

一、年番西之町鳥羽屋利右衛門江、昨日御沙汰ニ相成候御境内家数並人数高書上、左之通り、

覚　　北之町

一、家数合　三百七拾弐軒

一、男　七百四拾壱人

一、女　七百廿八人

〃

右之通、相違無御座候、以上、

年号　　北之町

月日　　年寄印

覚　　西之町

一、家数　百七拾弐軒

一、男　三百三拾九人

一、女　三百弐拾八人

〃

前同断

月日　　西之町

年寄印

覚　　南之町

一、家数　弐百拾五軒

一、男　五百卅三人

（中略）

一、家来役名

家老　用人　勘定方　執次方　近習　堂達　青士　承仕　中番

下部

但近年之形勢ニ付、旧来由緒御座候者、家来ニ召抱置候、

一、家来物成之事

無高之家格ニ御座候、微細ニ不申分古来之家風ニ御座候、達而御尋ニ候ハヽ云々、

一、堂上諸候ニ縁故之有無

日野殿　醍醐殿　梅小路殿　冨小路殿　清水谷殿　萩原殿　森対馬守殿　池田信濃守殿　西本願寺　興正寺

廻縁之方　東本願寺　因州侯　備前侯　荒尾但馬

（中略）

一、貝塚浦問屋之事

当浦安永比迄、穀物・干鰯等近国之小船而已入船ニ而、遠国之大船ハ入着無御座、入用米ハ兵庫・大坂へ少々宛小船ニ而買取、地方仲買江売渡、漸塩問屋と申名目ヲ立商内致居候処、地頭ゟ右塩問屋之者江助成致遣シ、問屋之者も銘々ニ相励ミ、遠国迄客廻リ船差出、五拾里・七拾里も引船為差出候ゟ、追々諸国之米・干鰯・〆粕等入船ニ相成候、仍天保年中塩問屋之名ヲ諸色問屋と改メ申候、

其比問屋之者名前

中西永太郎　嘉中惣太郎　岸喜右衛門　松屋安太郎

当時、広海惣太郎　木屋てい　大岡屋佐七良　市場屋藤七

一、魚問屋之事

地頭支配ニ而相応之者見立支配為致候事、前々ゟ何等御届不申上候、

一、青物問屋之事

当時唐津屋一軒ニ而御座候、

一、大工職之事

境内之大工職之者ハ、前々ゟ中井家之支配受不申、仍而境内限リ相働、他所江稼ニ出不申候、

一、旅籠屋之事

当所宿場ハ、いつ比ゟ之初メ候哉不知、本陣一軒旅籠屋御座候、人馬継立ハ隣領岸和田ゟ相勤申候、

附、当地ハ宿幷船着故、天保十三年ゟ旅籠屋之外ニ泊茶屋と申もの御免ニ而十二軒と定、食焼女壱軒ニ弐人宛差置申候、

一、町年寄之事

地頭ゟ身元宜敷人躰見立申付候、尤御役所江御届不申上、人数ハ其時々多少御座候、

一、境内家出等之事

家出仕候者有之節ハ、町年寄共ゟ申出候、

一、酒造之事

境内酒造見分等之儀ハ、文政十三寅年迄ハ無之処、同年ゟ歩造被仰出候、後御見分ニ相成、昨卯年大坂奉行所御支配ニ相成候節、手狭之土地故、御見分御座候而ハ融通等も相成兼候次第ニ付、前々通リ地頭手限リ取締仕度願出候処、以来見分等ハ不差出、地頭ニ而手落無之様精々入念取調、兼而御触面通リ被相心得可申被申渡候事、

浄土宗泉州中庄村大光寺末　慶長十八年万立開基　上善寺

日蓮宗京本国寺末　慶長三年法泉院日喜開基　妙泉寺

右住持入退幷堂舎修覆之節、真教院役人之奥書ヲ以御届申上候、

一、氏神感田瓦大明神一社

祭神　左　稲荷明神　末社　淡嶋大明神

中　天照太神宮　八品明神

右　天満宮　恵比須太神宮

勅祭之神事・勅額無御座候、

一、当社ハ往古之勧請不相分、慶安元年再興之節吉田家ゟ幣帛等頂戴、慶安已前ハ境内年寄共神殿と唱へ年番ニ神役相勤居候処、再興之節社僧ヲ取建神役相勤させ来候処、此度社僧御廃止ニ付、社僧退身、往古通年寄年番ニ神勤仕候、

一、大明神之号ハ、明和元年(五誤)三月吉田家ゟ免許ニ御座候、

一、年中神事三月三日　六月十四日　九月九日　十一月十四日

（中略）

一、境内他宗門之事

当所ハ天正以来寺内ニ仍而、他宗門之者住居不為致処、元禄年中町年寄共ゟ、雖為他宗門、住居輩ハ願泉寺門徒同様、御堂江為運報謝之志候之間、住居差免度旨願出、夫ゟ自他宗住居ニ差免候、

一、寺格之事

往古ゟ東西本願寺無差別之寺跡ニ御座候、東西両門共兼帯ニ致崇敬候、寛文五年、旧幕ゟ正敷本寺之御取扱ニ被成下候義ハ、同年三月(四代将軍家綱)厳有院殿之朱印御改之節、寺領無之、境内斗之御朱印雖有之、於一宗之本寺者継目御朱印可被下之旨之御触御座候処、卜半ハ境内斗之御朱印ニ御座候へ共、御代々継目御朱印被下、猶亦厳有院殿御他界之節、納之義五十石以下前高無之分ハ、本寺之外納経不相成候へ共、其節も卜半納経本寺同様被仰付、以来諸事本寺御取扱被成下候、

一、輪門様御由緒之事

日光御元祖久遠寿院准后公海様御祖母教寿院尼ハ、卜半了閑之姪ニて教如上人之側室、御子二方出生、嫡女ハ花山院定熙公之嫡孫忠長朝臣室ニ而公海准后誕生也、此御由緒ニ依リ卜半了周東叡山ニ而得度、其以来御支配被成下候事、

一、東叡山御支配之事

次上之御由緒ニより、寛永十三年於東叡山卜半了周得度、真教院之号幷金涼山之号被成下、大明院(公寛親王)宮様ゟ元禄年中真教院之室ヲ以、永代常院室ニ被仰付、爾来代々正院家被成下、貝塚一円宮様御支配ト相成候事、

一、卜半継目之事

代々住職子孫譲りニ而、旧幕府・東叡山等ゟ住職不被仰付候、代替〳〵ニ真教院之室御預ケ之上、将軍家江継目御礼申上候事、

（中略）

一、堺元奉行所御取扱之事

天明六年八月、日光様ゟ被仰入ニ付真教院参上之節、玄関ゟ給人案内ニ而直ニ書院江通り奉行衆対話相済、退出之節ハ公用人・給人両送リニ而式台迄、都而御用向ニ而懸合等之節ハ、与力衆ゟ家老又ハ役僧中江宛ニ御座候、

和泉国貝塚ト半寺内之儀、今度諸役御免許之　御墨印被成下候、然者先年高麗御陣以来舟役之儀、従大坂被仰付候得共、右之趣申上候者、自今以後被成御赦免旨被　仰出候条、向後誰々何角申候共、以此墨附理可被申候、為其如此候、以上、

慶長拾五八月八日　　片桐東市正
貝塚寺内　　名(且元)判
ト半老

一、境内坪数之事
惣坪数
此内　田畑
除地
免地
当時明地

一、境内五ヶ町之内、仮名附之事
北之町ニ而
二軒屋　浜松　荒子　新町　金屋町　本町　枝町　雑賀町　堀之町
西之町ニ而
本町　吉川町　紺屋町　清水
南之町ニ而
本町　旅籠町　吉原　寺町　黒土町
中之町ニ而
谷町　千手院町　宮崎町
近木之町
裏側新地

一、地子之事
天正以来ト半江、境内之地子、其外相応之諸役等、ト半江相勤来候、尤天正年中本願寺両上人御逗留中も、地子ハト半進退致候様、日記ニ相見へ申候、

一、仏供田之事
当時凡廿石斗

一、海陸御高札之事
寛文御条目已来、ト半ゟ差出候、海陸共ト半と名ヲ記シ、私領同様ニ建来候事、

一、御勅使等御通行之事
御勅使宮様方　徳川家上使・巡見使等、境内御通行亦ハ御止宿等之節、道橋修理・警固御役人・御使者等ニ至迄、堺御役所ゟ直支配無御座、万端ト半ゟ旧例ヲ以差配申付、御馳走仕候事

一、願泉寺役寺之事
役寺五ヶ寺者、真教院家来ニ御座候、同院戒師ニ而得度仕、住職進退真教院ゟ申付、其節々同院ゟ御支配御役所江御届申上候、

一、境内寺院四ヶ寺社一ヶ所
浄土真宗興正寺末　天正十六年正玄開基　尊光寺
天台宗東叡山末元社僧　慶安元年恵覚開基　宗福寺

に基づいた貝塚寺内の由緒概要や地頭卜半家の支配施政・行政慣行などの様々な仕きたりを記した報告書を堺県へ提出した。

（表紙）
「卜半従来仕来之覚　堺県江御届ノ控」

慶応四戊辰八月

覚

一、貝塚土地之事

平地西ハ海、東南北之三方ハ岸和田領之地面ニ而外6入交無御座候、当時南北之林ハ、往古ハ無之処、大坂籠城前家康公6林ヲ拵ヘ駿州之松苗を植幅二十間之堀ヲホリ候様、卜半江被仰付候へとも、卜半分際ニテハ難出来、漸幅四五間斗ニ堀申候、于今林之内ニ残リ御座候、夫故林外之地面も全貝塚之寺内ニ御座候、

一、田畑之事

林外之田畑ハ仏供田ト唱ヘ申候、当今ニ而ハ岸領之地ノ内ヲ施主人有之、願泉寺江寄附之様ニ聞ヘ候得共、全左様ニハ非ス、往古6貝塚持伝之田地之田畑ニ御座候処、岡部領ニ入交リ御座候而ハ双方不勝手ニ付、貞享年中岡部家と申談、境内之外側之地へ地替致候、尤往古散在御座候節迚も、貝塚所持之田畑江ハ、度々之御検地之節、寺内同様御免除ニ御座候趣、日記ニ相見へ申候、

一、無高之事

往昔五丁余之砂場之松原ニ而除地之由伝聞、仍而泉州村高之外ニ而高付無御座候、享保九年三月大坂奉行所6諸国川さらへニ付、国役高掛り被仰付候節、無高之土地諸役御免之趣、御断申上候書附

覚

一、泉州泉郡貝塚卜半考、従前々貝塚寺内諸役御免之御黒印頂戴、其後御代々様御朱印被成下候、

一、右境内之義ハ村高之外ニ而高付無之、諸役御免除之所ニ而堂塔建有之候、然共境内広ク候ニ付、地ヲ借シ建家又ハ少々作物も有之候、前々京都ニ而国役高御改之節も、右境内之儀ハ相除候、

以上、

辰三月十日

卜半真教院役人
木原兵左衛門

此作物ト申者畠地之事歟

岸和田城主小出大和守（吉政）殿時分ニも、不審之上御吟味有之候所、前々之訳委細申達候故、被聞届少シも不相更在来之通ニ罷成候、大和守殿家老友松次右衛門之書状于今所持、右之通ニ古来6持伝之田畠、其上両度之検地ニも御免除被成候而、右地面之通ヲ改而慶長十五年夏、従家康公御黒印被下候事

一、諸役之事

公役之事ニ御座候、

一、船役之事

太閤（秀吉）様高麗御陣之節6海上も卜半支配ニ而御座候、片桐市正殿6船役御免来書之写

鳥取屋又兵衛・石才屋八郎兵衛、其外ニも干鰯商売人御座候而、働キ人迄日々渡世ニ相成候処、只今ニ而は前書奉申上候仕合ニ而一統難渋仕候、併此砌御領分一円御仁厚之御取締り被為成下候御義ニ而冥加至極難有仕合と相悦候折柄、当町之義は右奉申上候成行ニ而店々働キ之者迄日々相歎キ居り、困窮仕候者共ニ御座候、何卒御憐愍之御思召之御賢慮被為成下、何卒両人方ニ而干鰯買合御赦免被為成下候へは、自然と町内へ人入込候へ共、(はカ)追日店々働キ人迄渡世之引立ニ相成、繁昌可仕と奉存候、併右干鰯商人之者共は已来町行司之者ゟ日々気を付、心得違無之様吟味仕合被為　仰付候通、急度相守らせ可申候、何卒町内一統御仁恵之御蔭を以潤候程、厚御憐愍之御思召之程、偏ニ御(縋)り御歎キ奉願上候、以上、

畠中村新町
　町惣代
　行　司
　　おけや
　　惣　八
脇浜村新町
　町惣代
　行　司
　　おけや
　　徳次郎
加治村新町
　町惣代
　行　司
　　沢　屋
　　佐次右衛門
海塚新町
　町惣代
　行　司
　　沢　屋
　　又次郎
脇浜新町
　町惣代
　行　司
　　吉文字屋
　　半次郎

文化十四丑年七月

右之願出候ニ付、乍恐取次奉差上候、以上

丑
七月五日

畠中村庄屋　源太夫印
ワキ浜村庄屋　宗兵衛印
加治村庄屋　治右衛門印

御代官中様
御地方
御奉行中様
御目附中様

右は写差上候事

脇浜新町
　年寄
　作兵衛
海塚新町
　作右衛門

(32) **慶応四年八月　卜半従来仕来之覚**（**堺県届控**）（「願泉寺文書」）

慶応四年（一八六八）八月、卜半役所、明治維新に際して伝来記録

八品大明神

恵比須大神宮　一　棟

淡嶋大明神

当邑ノ産生神ナリ、往古ハ神祠ナク寺内ノ人民近邑ノ祠廟ニ詣ストイヘトモ、邑ヲ離レ里ヲ踰ル故、旦暮ノ崇敬自ラ怠ル事ヲ歎キ、邑中ノ老若、希ハ神祠造立ノコトヲ計ルトイヘトモ、ソノチカラナク、何ノ頃ニヤ当邑東郊ニ神田ト(后神ヲ感字改ム)云地ニ(天台宗)台家ノ草庵アリ(宗福寺ト云、天正十五年秀山開基、慶安元当社再興ノ砌社僧トナル、夫マテ年寄神殿トテ年替ニ神役ス、)二代目住僧円海ニ託シテ境内ニ祠ヲ創造スル事ヲ乞、円海許ス、即陶器ノ祠ヲ造リ近邑神祠ノ祭神ヲ勧請シテ当邑ノ産生神トス、コレ感田祠廟ノ始ナリ、故感田瓦大明神ト奉崇敬ト云々、而後慶安元戊子稔六月本社一棟小社一棟再営ス、同三年閏十月吉田家ニ申テ和泉国式内六十二座ノ列ニ被加、明和三稔丙戌二月三日大明神ノ宣旨、吉田従二位兼雄卿ヨリ賜ル、

明和三年六月吉祥日　八代目也　恵覚

(30) **寛政十年五月二十五日　指出覚**（**堺寺社役所頭高改ニ付**）（「卜半記録」）

寛政一〇年（一七九八）五月末、堺奉行所の調査に際して、御坊寺僧正福寺を使者として派遣し、寺内総人口を報告した。同時に、慣例通り上野寛永寺にも水粉贈答の使者を通じて総人口を報告した。

寛政十戊午五月廿五日

一、堺寺社役所ゟ頭高御改之義被仰付候付、御使僧正福寺を以御指出人数男女合　五千七百三十五人　御家来共　当午五月改

右上野表へも御水粉御使者之節、例之通御指出有之、

(31) **丑（文化十四年）七月五日　五新町願書**（「要家文書」諸用留）

文化一四年（一八一七）七月、五新町（畠中村・脇浜村・加治村・海塚・脇浜）各町総代の連名で、新町繁盛のため干鰯商二軒の営業復活を求める願書が提出された。寺内周辺の町場化がさらに進んだ状況がうかがえる。

乍恐御歎ヶ奉願上候

五新町

一、当新町ニも前々年は相応之商人御座候へ共、近年不繁昌ニ而追々無数相成、衰微仕候義は世上見聞ニ預り候、難渋仕候、殊更春来ゟ買合之義も、纔之御他領ニ相挟り候而木之嶋谷・麻生郷・近木之庄・熊取谷ゟ当町へ買合ニ来り候処、是又外々へ売買ニ相分り候ニ付、当町は往来人も次第ニ薄ク相成候処、町内ニ徳ノ平兵衛・佐野屋茂兵衛両人干鰯商売相始、依之右肥手調ニ参候次手ニ店々ニ而買物等仕、追々売買引立ニも相成可申と町中一統悦居候之所、是又不行届之義御座候而右両人方ニ而干鰯買合之義暫見合被為　仰付候ニ付、人出入又々無之、日々淋敷相成甚歎ケ敷奉存候、尤町内ニも前々は

実名　了友　　仮名　蓮乗院

元禄三庚午歳「六十年」六月廿八日　実名　了　観

戒師　　御戒師

毘沙門堂大僧正公海　　天台座主一品公寛親王

上包得度日記　　霊山院大僧都

享保三年九月廿二日　慈泉書判

「三十三年」　覚樹院大僧都

公英書判

新得度之所

御戒師一品公寛親王　上包蓮乗院

唄師　願王院僧正智周　一、宮様御真筆ノ由、実名一通

蓮乗院号ノ書付モ在之、

上包仮名トアリ、

教授　霊山院大僧都慈泉

覚樹院大僧都公英

理髪　宝積院大僧都範清

精進院大僧都綽然　　理髪ハ両方ゟ折紙ニテ請候

役義

剃髪ノ請手真巧坊

注記　仙光院円順

刺手　広修院諄憲

享保三年九月廿二日　上包新得度

（以下略）

(29) **明和三年三月三日　宗源宣旨（感田瓦明神号神宣）**（「感田神社文書」）・**明和三年六月吉日　感田社頭来歴**（「同文書」）

明和三年（一七六六）三月三日、貝塚寺内産土神の感田明神社、神祇管領吉田兼雄から大明神号を受けた（A）。同年六月、社僧恵覚は天正一五年（一五八七）の宗福寺（天台宗）境内での神祠勧請を起源とする同社の由緒書を作成した（B）。

（A）明和三年三月三日　感田瓦明神宗源宣旨

宗源宣旨

感田瓦明神　和泉国和泉郡貝塚

右、宜奉称大明神者、神宣之啓状、如件、

明和五年三月三日　　神部壱岐奉宿禰

神祇道管領勾当長上従二位　卜部朝臣兼雄

（B）明和三年六月吉日　感田社頭来歴

感田社頭来歴

感田瓦大明神

祭神

左　稲荷大明神

中　天照皇太神宮　一棟三扉

右　天満自在天神

末社

一、御堂如来厨子大工六兵衛

一、御開山厨子大工二郎左衛門

一、鐘楼　棟梁豊後守

一、門下廻リ彫物　和泉寺実子加右衛門

撞鐘之銘　大和国広瀬郡有尾郷、大福寺撞鐘也、貞応三甲申二月　日「康正二迄二百三十三年」

願主円阿弥陀仏　梵字　廿三

和泉国南郡木嶋庄、水間寺推鐘康正二年丙子卯月七日仁買取也、「天正十三マテ百廿九年」

願主一阿弥陀仏

水間寺ヨリ海塚之寺内、令買得也、願主卜半斎、「百六十六年」天正十三年乙酉十一月三日　貞応三ゟ寛延三迄五百廿六年

（中略）

一、院室願之初、元禄六癸酉年八月十三日「五十八年」准后様御家司浅織部殿ゟ御意之書状来、此年輪門様御上洛盧山寺ニ御座、山科准后様（公海）ゟ御願被成下候、久遠寿院ト申時

一、一筆致啓達候、然ハ泉州貝塚ト半事、前々ゟ御由緒有之ニ付、輪御門主院室之儀兼々相願候、尤其表差障候訳茂無之旨申候得共、念為答申度如此御座候、右之段西家老中候茂申達候、恐々謹言、

四月七日　　願□院　住心院　円覚院

粟津右近殿　七里大弐殿　八木監物殿　西下間大進殿

西池永主税殿　東西へ別書ニ認、

一、当門跡末派之事、懇望各別之子細有之条、令附与真教院之号候也、

三月廿二日　　真教院御房

泉州願泉寺　　真教院

山号　　慶安元稔　　十月廿三日

金涼山　　毘沙門堂大僧正公海

寛文八戊申天　　毘沙門堂公海

三月吉祥日

補任

比叡山僧綱職之事

大徳了友　　第二

宜叙法橋上人位　　宜任権律師

右以勅宣之旨令補任之　　宝永五年二月十五日

処、宜被承知之状如件、

宝永四年十一月廿二日

目代

山門執行

権僧正実観印　　法橋上人位了友　第三

権律師了友　第四　　宜叙法眼和尚位

宜任権少僧都　　宝永五年五月廿八日

宝永五年九月七日

権少僧都了友　第五

法眼和尚位了友　第六

宜転任権大僧都　　宜転法印大和尚位

宝永六年正月十三日　　宝永六年五月十九日

上包ニハ補任真教院了友　　箱ニハ永補任　六通

新得度者　　新得度者

故、右之請取証文一通有、

元禄五年壬申正月八日

岡部美濃守様

中　与左衛門様　御取替銀之目録

久野三郎兵衛様　右ノ義ハ半切書付一枚

是ハ上書ノ帳一ツ

（中略）

一、二百一年ニ成 願泉寺、天文十九庚戌年草創　板屋之道場

一、右御堂建立、慶長三年　百五十三年ニ成、

一、同再興、寛文三癸卯年　寺内門徒・近在門徒助成、八十八年ニ成、

一、太鼓堂、寛文四甲辰年　八十七年ニ成、

一、同再興、享保四己亥年　棟梁大工六兵衛、卅二年ニ成、

一、茶所再興、享保四　棟梁大工六兵衛、卅二年ニ成、

一、鐘楼修理、延宝八庚申年　七十一年ニ成、

本山ゟ免許ハ、天正十三年此年建始　百六十六年ニ成、

一、門、延宝七己未年　七十二年ニ成、

一、筑地（築）寛文十一辛亥年　八十年ニ成、

一、経蔵、貞享五年棟梁大工六兵衛、五十九年ニ成、

一、願泉寺ハ、天正十一癸未年顕如上人開基　百六十八年ニ成、

一、彫物　和泉守・豊後守・但馬守兄弟

一、御堂御拝ノ上天人ノ彩色彫物ハ、古堂ノ時ゟ作者不知、

菊籠彫ハ和泉守、外ノ彫物ハ、先和泉ノ差図ニテ其時分ノ上手共ニ彫セ候、和泉細工ト云テモ不苦、

御堂再興ノ棟梁ハ和泉守ナリ、別帳ニ委記アリ、和泉ハ貝塚ノ産、後江府へ参、再興ノ節呼ニ遣来、

一、顕如上人、紀州鷺森ゟ天正十一七月四日貝塚へ御移住（「鷺森ニハ天正八年四月十日ニ御移住」）

天正十三閏八月十三日、天満興正寺御堂又ハ中嶋仏性寺共アリ、御移住、其後天正十九年ニ山城平安城へ御移住也、

牛頭天王　不知往古勤請、

一、感田瓦明神　天照大神　再興ハ慶安元戊子年

天満天神　棟梁　豊後守

末社　熊野権現

弁財天

宮平地、社僧千手院下宗福寺、但千手院恵海兼帯、其後留主居

一、天台宗本寺泉州神於寺、千住院住寺恵海、慶長二丁酉年（「百五十四年」）快秀開基、

寺平地

一、浄土真宗本寺京西本願寺派興正寺、尊光寺住寺正誓、天正十六戊子年（「百六十三年」）

年正玄開基、寺平地

一、浄土宗本寺泉州中庄大光寺、上善寺住寺貞竜、慶安十八癸丑年（「百三十八年」）万立（長）

開基、寺平地

一、日蓮宗本寺京本国寺、妙泉寺住寺真性院日遙、慶安二戊年（「百五十三年ニ成」）法泉院（長）

日喜開基、寺平地

一、了入（了珍）、慶長五年高野山ニ住スル旧友在之、役君ノ風ヲ学、大峯ヲ（「百五十一年ニ成」）

四十八回成就ノ、例ニ任セ洞川天之川ニ於テ舞楽ヲ奏ント欲テ、請

院主五月三日役人ヲ連参勤之、

法乃師能遠志恵能満々等於毛布身波都美毛佐和利毛伊賀爾安流

倍伎

一、廻船十一　渡海四十一　猟船卅五　〆八十七艘

一、諸国船春夏着船、片浦故秋冬不着、風強節不着、魚類春夏沢山、秋

冬風はけしく候時ハ曽而無之、

一、北西国へ米商ニ参、干鰯ハ江戸・浦賀ニ而買調帰、和泉毛綿当所近在ニ而織り候を上方へ売参者数多、又近木櫛名物、近木与申所五十丁程南ノ方、櫛を当所町人買上上方へ持参、

一、米屋廿二軒

一、問屋十六軒、干鰯、木柴、米、魚、塩、青物、綿

一、干鰯屋四拾三軒

一、材木屋三軒

一、毛綿屋七十軒

一、質屋四十五軒

一、薬屋九軒

一、小間物屋十二軒

一、古道具屋九軒

一、両替屋五軒

一、旅籠屋十六軒

一、油屋六軒

一、古手屋百軒

一、櫛中買三軒

一、肴屋十軒

一、櫛挽九十軒

一、繿屋十七軒

一、鍛冶屋四十軒

一、侍共不断召仕廿人計、外ニ宿持在之、二十人計外家来

一、町々出候まかない少々、町年寄遣申事、又道橋門溝諸事支配

一、屋敷地子米壱坪ニ七合八合、所ニより九合位も在之、

一、浦運上無之、

一、五さいと云事、地頭6朝夕の肴浦方へ申付取事無之、毎年献上之干鱧七月ニ肴引、

一、一向宗人数五千三百七十八人

一、浄土宗千百四拾人

一、日蓮宗二百廿弐人

一、真言宗

一、禅宗壱人

一、天台宗出家一人

〆六千七百四拾七人

其後御順見衆藤(沼)□源左衛門殿　倉橋幸介殿　加藤与一郎殿

一、享保十九年ノ冬、取次方へ渡置候覚、仏供田ノ書附帳一冊

但了珍様御書置与申内ニ在之候、町一門共先祖木原理衛門6出候証文十三四通田地ノコト也、

宝永元申ノ年与左衛門・三郎兵衛・源五左衛門・与五兵衛・万衛門、郡代理左衛門・五兵衛6印形在之、

証文一通、美濃守(岡部長泰)殿方へ借用銀五十〆目ヲ三年之内ニ相済返済ノ筈ト申文言

月ニ一歩ノ利

宝永元甲申年四月十九日　貝塚町年寄中

宝永二乙酉年十二月廿一日、寺内年寄共6理衛門・二郎兵衛宛名ニして請取証文一通有、右ハ五十〆目ノ内へ済替銀として廿〆目出候

一、宗旨改之事、毎年三月ニ相改、寺々ノ判形帳面ニ為致、卜半へ持参致候、卜半6堺御奉行所迄以手形改之御断毎年申遣候、其内奉公人・借屋人・養子・嫁取新規ニ参候時、年寄迄相断候、吟味之上帳ニ而記し置申候、

※右の「浄土宗人数弐百七拾二人」は「浄土宗千九十五人、日蓮宗弐百七拾二人」の誤り。

(27) **享保十四年　万事入用留（抄出）**（「要家文書」）

享保十四年（一七二九）六月、岸和田藩から脇浜村新町に旅籠屋三軒、商人宿二軒の営業が許可された。この記事に同新町の起源が正保二年（一六四五）と記されており、近世初頭から寺内周辺部の町場化が進行していたことが解る。

御改役　　宮内九左衛門殿
　　舟木八兵衛殿

右御両人御出事

一、脇浜村新町旅籠屋並商人宿願人

茶や源六事　長兵衛
かうむらや　長左衛門
熊取屋半次郎

右三軒旅籠屋願人

庄五郎
伝衛門

右弐人商人宿願人

御代官保科権兵衛様・今岡佐(作)太夫様・牧村源八様

享保十四年酉六月五日御免被成、願相叶候事、

(28) **（延享三年）了観師記万記録（卜半了観記）**（「願泉寺文書」）

延享三年（一七四六）、卜半七代了観、同年四月二日幕府巡見使の貝塚来訪に際して提出した書類等をもとに、願泉寺や卜半家、貝塚寺内についての様々な内容を記した覚書的記録を作成した。

（表紙）
「了観師記
万記録」

一、延享三寅ノ年御順見稲生左門殿・神保官内殿・岩瀬吉左衛門殿、四月二日御出之節、御指出候儀可在之哉与書付之覚

一、貝塚南北之橋を限、南北長サ六町斗、壱町宛ニ都合シテハ、大形卅七八町程

一、田畠七八拾石

一、惣家数千五百軒余、惣人数六七千計

一、酒屋九軒内休株三軒

一、牛一疋

但シ、古来は町ゟかけ候得共、馬屋出来候ニ付、寺内ゟいたし申候、

一、西之町大道ニ而近木之町筋之はし
一、内町大道ニ而なんば川上之橋
一、内町大道ニ而中之町筋之はし
一、西北境目大道之はし
一、北之町大道ニ而南ゟ行当りさいか丁筋ノはし
一、北之町ニ而大道下筋北行当リ前ノ橋
一、北之町ニ而堀之丁ゟ下候大道ゟ三筋目ノはし
　但シ、内橋之内南ゟ取付候橋ハ、北之町ゟかけ候、
一、北之町ニ而大道ノ上筋南ゟ行当リ橋
一、西之町魚ノ棚大道ゟ弐筋目之はし
一、西之町大道ゟ二筋目近木丁筋ノはし
一、西之町山（ママ）丁ニ而なんば川ノ橋
一、西之町紺屋ノ丁ニ而なんば川上之橋
一、西北境内大道ゟ上筋之はし
一、西之町紺屋ノ丁ニ而近木ノ丁筋之ハし
　但シ、西ゟ東へ上候はし、右（石）之橋ニ取付有之候、是ハ其所ゟかけ候、
一、西之丁・中之丁境内なんは川上ノはし
一、中之丁ニ而魚棚筋はし
一、中之丁ニ而右之橋きはゟ南行なんは川上はし
一、御堂御門前北南両ノ橋

(26)〔**宝永七年**〕　**貝塚寺内町人宗旨改覚書**（「並河記録」）

宝永七年（一七一〇）、例年三月に行なわれた宗旨改に基づいて、卜半役所が当時の寺内居住町人の宗旨状況および総人口の覚書を作成した。この記載が、近世の貝塚寺内総人口が最大＝頂点に達した際の確実な記録である。

一、宗旨改寺内町人宗旨諸宗御座候、

浄土宗	壱ケ寺	
日蓮宗	壱ケ寺	
天台宗	壱ケ寺	
浄土宗	庵一	
本願寺ノ下寺	壱ケ寺	
御堂同宿	五ケ寺	
御堂之門徒人数	六千八拾二人	
他所之門徒人数	四拾人	
浄土宗人数	弐百七拾二人	
禅宗人数	九人	
真言宗人数	十三人	
天台宗人数	廿一人	

惣人数合七千五百卅六人

支配へ可入分

一、毎日米壱斗八升宛
　但閏月も入申候、
直段　泉光寺　満泉寺　正福寺　真巧寺　要眼寺　立円　衛門
肥後大坂御蔵米五拾匁替ノ時
廿七匁五分がへノ算用ニ仕候、
　但五ツ半成
右ノわけハ古来ハ壱斗八升宛ノ米
下米八合三勺、升ニ而相渡シ候得共、
其後代銀ニ而相渡シ候ニ付、直段右之
通ニ勘定仕候、
　己上七人

一、米五斗宛毎年極月ニ右七人江増米、直段右ニ同断

一、弐拾目半季分合力　衛門
　但壱ケ年四拾匁
是ハ古来御堂門内ニ居申候所、其後介右衛門家へ罷出候故、宿賃ノ
心当ニ如此ニ合力仕候、

一、弐拾匁半季分合力　同人
　但壱ケ年ニ四拾匁
是ハ　衛門身躰続キ兼候と度々なけき申候故、了簡仕、丁丑ノ年ゟ
合力仕候、

一、五匁　かミこ代　久右衛門
　但壱ケ年ニ壱度

一、五匁　同人
是ハ戊寅ノ十二月ゟ合力ニ仕候、但壱ケ年ニ壱度

一、米弐斗宛半季分合力　町代　五町五人
　直段御堂衆同断
但シ、古来ハ北西ハ弐斗ツヽ、南ハ壱斗五升、近木丁・中之町ハ壱
斗ツヽ御座候へ共、丙子ノ五月ゟ中之町・近木之丁ゟ訴訟ニ付、寺
内五町当分ニ合力可仕由被仰出、如此候、

（中略）

支配ニ可入門橋

一、二軒やノ門
一、堀之町口ノ門
一、中之町口ノ門
一、近木丁之口門
一、裏かわ口ノ門
一、南之町西かわすミや三右衛門、東かわ門口善兵衛、此所ニ門有之
候得共、いつ之頃ゟたへ申候、門ノ有所
一、北入口橋
一、堀ノ町入口堀村領境橋
一、近木之町入口南貝塚村領境ノ橋
一、裏かわ口ゟ南へ出候高橋
一、南入口ノ橋
一、ミなミすミや三衛門、門口善兵衛前之橋
一、南よしわら馬屋へ入口之橋

軒　壱尺弐寸五分

板厚サ　壱寸六分

右ハ正徳元辛卯年十一月
右ハ堺御番所ゟ申来候、
板ハ何木共、不申参候、」

元禄拾三年庚辰四月　日

利斉
井筒屋　孫左衛門
星ノ　次郎右衛門
油屋　新右衛門
片屋　伝右衛門
櫛屋　与七郎
平野屋　与三左衛門
信のや　与次兵衛
宮　新左衛門
墨屋　孫右衛門
釘屋　三右衛門
櫛屋　九郎右衛門
六郎右衛門

一、慶安五年辰極月三日支配水帳ノ写

寛文九年酉ノ五月十一日支配御吟味之上覚

一、三石五斗九升六合　西之町
　内弐合引　ハた屋吉兵衛家分
〆テ三石五斗九升四合
丁卯七月八日ニ御断申上如此候、
　又弐合増　ハた屋庄作新屋敷分ノ支配
〆　三石五斗九升六合

一、三石四斗三升壱合　北之町
一、九斗六升　南之町
乙丑十二月四日
　又弐升　新家出申支配ノ増
癸酉六月ゟ
　又弐升　新家敷増
丙子五月ゟ
　又弐升九合増
四口〆壱石弐升九合

一、四斗七升五合　中之町
一、弐斗三升九合　近木ノ町
　内三合　九郎右衛門分引
　内弐合　九郎右衛門分引
　此弐口高安三郎衛門家成
〆テ弐斗三升四合

五町合八石七斗六升五合

末社　熊野権現

弁才天

社僧宗福寺看坊

瑞全

一、家数千五百三十六軒

一、人数七千百十人

内

三千六百三十九人　男

内二十六人僧

三千四百七十壱人　女

内四人尼

一、西ハ海、三方ハ岸和田知行所

一、上方口境目之川幅、壱間五尺六寸五分

一、紀州口境目之川幅、壱間壱尺二寸五分

一、近木之町口ゟ南貝塚村江巳午ニ当ル、見渡シ壱町

但道法壱町廿間

一、中之町口ゟ皮多村江卯辰ニ当ル、見渡シ弐町、但道法三町

一、堀之町口ゟ堀村江卯ニ当ル、見渡シ弐町半、但道法三町五十間

一、上方口川向ひ、堀村之内新町

一、紀州口川向ひ、南貝塚村之内新町

此書上之控者

元禄九年子八月十四日

大坂御奉行所江、寺僧満泉寺持参之、

其時御奉行者

（保田宗易）保田美濃守殿

（永見重直）永見甲斐守殿

（松平忠固）松平玄番頭殿

地方　関根庄右衛門

山本長右衛門

役人　三国丈右衛門

中島藤助

(25) 元禄十三年四月日　古来ゟ覚帳（「願泉寺文書」）

元禄十三年（一七〇〇）四月、貝塚寺内年寄らは、従来からの所管事務の慣行書類を作成した。町支配水帳の抜粋や門・橋の書上部分に、家屋敷が増加し、町（まち）内部に丁（ちょう＝両側町・個別町）が形成される様子が窺える。

（表紙）

「庚　元禄拾三年

古来ゟ諸事覚帳

辰　四月　日　」

（追筆）

「御高札之寸法覚

長サ　三尺五寸

山　壱尺四寸

事、

右之通、貝塚之儀ハ往古より別而由緒御座候故、天文年中岸和田之御城主兵衛太夫殿ゟ松平周防(康重)迄、凡十八代程御入替御座候得共、右之通林外之田畠ともニ少も御差支無御座事に候間、此等之趣御賢察之上、自今以後も違乱無之様ニ、美濃守(岡部長泰)様より此度御墨付に而も被成下候様ニ、且御執成願入存候、以上、

(元禄九年)子ノ七年

(24) 元禄九年八月十四日　貝塚ト半寺内書上控（「願泉寺文書」）

元禄九年（一六九六）八月、御坊寺僧の満泉寺、寺内町の概要を大坂奉行所に報告した。寺内の状況が解ると共に、その外縁の紀州街道沿い岸和田藩領には上方口に堀村新町、紀州口に南貝塚＝海塚村新町が形成されていたことが解る。

（表紙）
「元禄九丙子年

泉州貝塚ト半寺内

八月十四日　」

御朱印所

御朱印ニハ和泉郡
泉州貝塚ト半寺内

諸役御免許境内無高

紀州口ゟ上方口迄、六町十間

卯ゟ未迄、四町五十間

海際通リ、六町半

未ゟ海迄、三町半

中之町口ゟ海迄、四町三十八間

卯ゟ海迄、五町二十間

金涼山
願泉寺
真教院

天正十一癸未年本願寺十一代顕如上人開基、本寺並堂柱内十三間半四方

右寺僧

泉光寺
要眼寺
満泉寺
正福寺
真巧寺

以上五ケ寺

卜半門前之寺社在家

一向宗京西本願寺派興正寺末寺
辻本尊光寺

浄土宗泉州日根郡中ノ庄村大光寺末寺
上善寺

日蓮宗京本国寺末寺
妙泉寺

感田瓦明神三社
牛頭天王
天照太神
天満天神

に数万騎を指添へ、討手に被遣る、貝塚に籠る軍勢、夜中に船に乗り退散す、乗り遅れたる者二三百人討ち捕らる、

『天正十一年二代目の卜半(了閑)、関ヶ原御陣の時、御奉公致し候故に御朱印を頂戴と申候、

町年寄
西之町
平野屋伝左衛門
金屋喜兵衛
加守屋市右衛門
北之町
油屋伝右衛門
井筒屋惣左衛門
利斎孫左衛門
南之町
信濃屋新左衛門
櫛屋金右衛門
墨屋三右衛門
中之町
中屋忠右衛門
近木之町
櫛屋六郎右衛門
浦年寄
武津助次郎
家中太郎兵衛』

(23) **子（元禄九年）七月　覚（仏供田畠ニ付願書）**（「願泉寺文書」）

元禄九年（一六九六）七月、寺内仏供田畠に対する岸和田藩主の公認を求める願書が貝塚方から提出された。その文中に、文禄年間に小出秀政が寺内の堀を強引に埋めたとする記述があり、元禄当時には田畠になっていたことが解る。

覚

一、先頃口上書を以御願申上候田畠之儀ニ付、何ニ而も証拠ケ間敷儀有之候ハヽ、貝塚ニ而も致吟味候様と被仰聞候故、此節逐一致吟味候所、貝塚ハ天正五年二月十七日ニ従信長公破却被成、四五年退転仕候所、同十年ニ従　太閤(秀吉)様、只今之願泉寺を御坊分ニ御再興被成下候事、

一、天正十三年ニ岸和田御城主羽柴美濃守(秀長)殿より押而棹を御入可被成之所、　太閤様依　上意早速相止申候事、

一、文禄二年従　太閤様、御検地之節も右御再興之由緒を以、貝塚之儀者、林外之田畠在々ニ有之候ともニ御免除被成下候事、

一、小出大和守(吉政)殿岸和田江御初入(慶長九年)之時、貝塚より御年貢御取可有之様ニ御座候所、友松次右衛門殿を以、従　太閤様御赦免之趣申入候故、是又早速相止申候事、

一、只今之林より外に新堀と申候而堀御座候所、文禄年中ニ小出播磨守(秀政)殿ゟ理不尽に御埋メ被成、其跡ハ田畠ニ罷成候、則只今ニ字を新堀又ハ野堀と申由ニ御座候事、

一、従御当家慶長九年之御検地ニも前々之通ニ御免除被成下、同十五年ニ諸役御免許之　御黒印被為成下候事

一、右之通、段々由緒有之候田畠之義ニ而御座候故、此等之意趣を以御了簡之上、先年近在ニ有之候田畠之分、地替被成被下候儀と存候

海塚村庄屋
長兵衛殿
同年寄
初右衛門殿
同
小百姓中

(22)**「泉州志」抄出**（『江戸時代に於ける和泉地方の農事調査書』）

元禄元年（一六八八）頃に成立した『泉州志』に、「卜半寺内」として貝塚寺内の歴史の概要や、寺内五町町年寄と貝塚浦浦年寄の名前書上げなどの記事が見える。また隣接する岸和田藩領海塚村には、寺内町に連続する「新町」の町場形成が見られる。

岡部美濃守（長泰）様御知行所　南郡麻生郷海塚村『南海塚と云う』『庄屋長兵衛』

一、高三百七拾八石五斗五升七合
内　壱石四升五合　山年貢
外　高三石六斗　起返・新町屋鋪・畑共
耕作物・水懸り・福田村同断・木綿三分・瓜・茄子少作る、

岡部美濃守様御知行所　南郡麻生郷　堀　村『庄屋久太夫』

一、高四百六拾三石四斗五升五合
内　弐石七斗　山年貢　同　庄五郎』
外　高弐拾壱石六斗三升五合　新開田畠
耕作物・南海塚村同断・水は池懸り

岡部美濃守様御知行所　南郡麻生郷津田村『庄屋七兵衛』

一、高百七拾三石四升
内　三石五斗弐升二合　浦銀高
壱石壱斗九升五合　山年貢
外　高弐拾壱石六斗八升壱合　新開田畠
耕作物・堀村同断・水は池井懸り『津田川歩渡り』

一、花焼塩・同壺塩焼出す、『一、花塩、焼塩也、近年焼始め夥しく売出す、今は貝塚にあり』

一、鱧崎松　神於寺の宝勝権現海中より鱧に乗りて此所へ出現す、其より神於寺へ飛び行き給うと言う、

卜半様御知行所　南郡　貝　塚

一、願泉寺　卜半寺内『新川氏卜半領地』『伝御（ト）木原　理右衛門　中村　六郎兵衛　松波　市郎右衛門』

一、貝塚寺内境内の御朱印は御当家に御代々のもの有り、

一、元祖卜半（了珍）より当卜半迄五代、一向宗両本願寺下、東西差別無之、（了包）

卜半様御知行所　南郡　貝　塚

一、願泉寺　卜半寺内『新川氏卜半領地』『伝御（ト）木原　理右衛門　中村　六郎兵衛　松波　市郎右衛門』

一、貝塚寺内境内の御朱印は御当家に御代々のもの有り、

一、元祖卜半より当卜半迄五代、一向宗両本願寺下、東西差別無之、『当卜半は院家也』

一、本願寺東西不分以前、顕如上人、紀州和歌山に暫く居住し、其後貝塚に住す、其節寺を卜半に贈る、

一、天正五年、紀伊国雑賀衆貝塚の城に楯籠る、干時雑賀の三緘院、根来寺の杉之坊、信長の味方に参る、同二月二日秋田（織田）城之介信忠

延宝九酉年、御巡見猪飼五郎太夫殿・永田弥左衛門殿・久留嶋佐兵衛殿へ、御尋ニ付町年寄共ゟ可申上覚書

一、寺内町之広　南北ノ橋限、南北長六町斗、東西広二町・三丁・四丁程

一、中之町入口境目　両方堀限、其外ニ御堂仏供田此辺ニ岸和田御領ト入交リ御座候、

一、寺内惣屋敷　大小千三百余

一、寺内惣入数　七千五百人余

一、船　数　大小廻船猟船共百五十程、此内猟船六拾程

一、寺内知行高　御当家御代々様貝塚境内之御朱印被成下、ト半頂戴罷在、知行高無御座候、

地子高御尋被成候ハヽ、年寄共支配不仕義ニ御座候故、慥不存候へ共、五百石斗御座候様ニ承及由候、

一、田地無之哉ト御尋之時、

田畠九拾石斗御座候ヲ、ト半家来之者共江遣し置申候、

一、ト半代々　元祖ト半ゟ当ト半迄五代ニて御座候、

一、御堂寺号　願泉寺

顕如上人ゟ御赦免

一、山号院号　金涼山　真教院

毘沙門堂御門跡ゟ御赦免被成候、

一、御堂本寺御尋之節

東西差別無御座候、両本願寺不分以前顕如上人紀州鷺森ゟ当地へ御移、前後五年御安座被成、是ゟ天満へ御移ニ而、元祖ト半へ当寺被下候、其已後代々両本願寺無差別ニ相勤申候、

(21) **貞享五年三月十六日　地替証文写**（**寺内と隣村地替ニ付**）（「並河記録」）

貞享五年（一六八八）三月、貝塚ト半役所、周辺散在の寺内仏供田畠を海塚・堀など近隣村々と交換し、領地整理を行なった。その際、境界地に新溝・堀を掘らず、高さ二～三尺以上の芝土居（土塁）を構えないこと等を誓約した。

地替証文之事

一、此方従往古所持之仏供田畠、方々ニ入組、勝手悪敷候ニ付、今度地替之儀申上候所、願之通被為仰付、依之貝塚寺内近所、堀村・海塚村・半田村・福田村・久保村・小瀬村、右村々田畠と地替仕候、然ル上ハ只今迄有来候林ゟ外へ竹木植出し申間敷候、勿論替地境目ニ新溝堀申間敷候、芝土居築候共高サ弐三尺ニ過間敷候、尤草木は へ出候共、畠之かまひニ不相成様ニ、其年々苅捨可申候究ニ而地替仕候、為其絵図帳面並此証文取かわし、仍如件、

貞享五戊辰年三月十六日

貝塚ト半内
白井清右衛門
木原理右衛門
高槻半右衛門

退たるへきとの事ニて候ハヽ、先播磨殿(小出秀政)ハなわ(縄)・竹・薪等迄御合力候、其外当衆・他衆によらす在々所々庄屋肝煎、卜半へ無等閑衆ハ何も似合〳〵に勧進へ御入候か、左様之衆之御堂ニも可被成儀哉、可被成御分別事、

一、石見他所江罷越候時人足申付、乗物かゝせ申事迷惑之旨申上候、是も先規より仕来候間、今更不可驚儀ニ候事、

一、公事舟召遣候儀迷惑と書上候、先年美濃守様(羽柴秀長)泉惣浦中へ浦銭被仰付、過分ニ公用到于今出シ申候、然共貝塚之儀は卜半御佗言申上、被成御赦免候、其恩賞を以出し来、めし遣事、

一、弐拾人之年寄先年新家取立候事申候而奉公仕旨候、少も其時之事、我等不存候、仮令何程之奉公候共、此方江之奉公ニハ聊請不申候間、屋敷之地子なしの屋敷可遣儀ニて無之候、但何を卜半石見ニ奉公仕候而五十坪ツヽ地子用捨可仕と申候哉、卜半(了珍)存生之時年寄衆寺内へ入用取替も仕られ候ハヽ、少地子も用捨可致候へ共、何之奉公も無ニハ用捨不成由申渡候事、

一、貝塚之浜へ着申候売物、我等能物をゑり(選)かい(買)ニいたし迷惑之由ニ候、諸商人かい申なミに聊之物成共押買ハ不仕候、何も之商人取ね(値)ニかい申候間、此上ハ誰々荷物も石見おしかい仕たると有之儀、可被成御尋候事、

一、町人家打破申候由書付申、毛頭無之事、但曲事人ハ如法度之申付候、以来も其分たるへく候事、

一、大御所(徳川家康)様御朱印頂戴仕候へ共、其礼銭も寺内よりは少も出し不申候間、諸事ケ様之儀候へとも御分別可有候事、以上、

(19) **慶長十五年六月二十六日　徳川家康黒印状写**（「願泉寺文書」）

慶長一五年（一六一〇）六月末、徳川家康、寺内住民と卜半石見との間の訴訟を裁定し、卜半家の領主権を認めて、「本願寺下」として貝塚寺内の諸役免許を行なった。幕府はこの状を先例に、明治維新に至るまで貝塚を卜半支配地として追認する。

（包紙）
「権現様御黒印之写　泉州貝塚　卜　半」

和泉国貝塚本願寺下卜半寺内諸役令免許之処、如件、

慶長拾五年六月廿六日　御黒印

(20) **延宝九年　覚書写**（**幕府巡見使尋ニ付上申覚**）（「並河記録」）

延宝九年（一六八一）、幕府巡見使の岸和田藩領及び貝塚寺内周辺への巡見に際して、貝塚の町年寄らは寺内町の概要を略記した覚書を作成、提出した。

（表紙）
「不許他見
覚書　正　英」

（18）**（慶長十五年四月）　卜半石見返答書**（「並河記録」）

慶長一五年（一六一〇）四月頃、新川石見（了閑）方が、寺内住民等の訴状に反駁する返答書を提出した。（17）とも併せて、慶長以前における貝塚寺内の具体的様相をもの語る記述が散見される。

右御返答書

一、御門跡様（顕如）紀州鷺森へ御座候節、法衆（行人カ）紀伊国路次筋山中辺、御門跡様へ御参詣之衆打はき山たちを仕候故、往還不自由之事、

一、泉州佐野村ニ新城拵、根来之坊被居候て、是も毎日路次筋ニて山たち仕、御参衆及迷惑申儀無隠候、

一、太閤様（秀吉）近江長浜御陣之時（天正十一年五月）、右之訳連々被及聞召、鷺森への伝ニ泉本願寺御坊御取立候へと被仰……（マヽ）我等親卜半（了珍）ニ右之才覚仕候而寺取立候へと被仰付候を、追々斟酌、御門跡様へ之御奉公ニ而候間、是非可成程、卜半馳走いたし候へ、左様なく候へハ別ニ才覚可仕ものもなきと達而被仰付候故、不及是非と申上、貝塚を寺内に取立申候事、

一、太閤様長浜ニて御朱印頂戴仕節、御朱印相調申時、御朱印其外方々江之御礼物、卜半老ハ寺内衆ニ不相掛、勿論出し不申事、

一、其以後、御門主様（顕如）鷺の森ゟ貝塚へ御座を被成御移候時、寺内の地子を御門主様へ被召上候へと申あけ候へハ、少将殿（益田）為御使被成御意候ハ、卜半造作仕而取立申御坊之地子を何とて可被召上候哉、卜半進退可仕旨御諚候而三年貝塚ニ御逗留被成候へ共、地子一粒も不召置候、然上は明地等之事、寺内聊構不可被申儀候事、

一、寺内地子屋敷地内ニ懸諸役等も赦免いたし召遣候ものゝ事、不謂由帋面相見候、其段も構有間敷儀ニ候、其子細ハ地子之儀ハ卜半次第と右被仰付候上、寺内衆取沙汰無之事歟、

一、羽柴美濃守（秀長）様御代ニ被成御検地候時、御堂仏供田悉すたり申候、寺内廻ニて我等親卜半才覚仕上ニて少田畠被下候事無其隠候、併ケ様之儀を様子不存候而申上候哉之事、

一、右之以後、浅野弾正殿（長政）泉州御検地付、為御奉行頭被成御越候而、御検地之時寺内田畠以下悉御とり被成候、是卜半太閤様江御侘言申上候事、

一、麹之事、右之書付のことくむかしゟ御堂相抱かたく、寺内ゟ合力仕来候間、年々主をかへ可申候共、又ハ一人ニ相定申付候ハん共、一度相済申たる事ニ候間、かまい申事ハ有之間敷候事歟、卜半石見（了閑）新儀成事少も不仕候事、

一、ふきや・いとのはた（井戸端）慶善両人死去の志としてあけ申候、ふきやふれくつれ（破崩）申候を過分ニ物を入申候而形ß（部）太夫取立、年貢取申候間、是亦只今連判之衆中被申分有間敷事、

一、御堂供僧寺内ゟやしない申候、斎・非時たへさせ申候事、夫ハ親の命日やしない申事ハ有之、まして畳・まつこ（抹香）寺内より仕事一円不存候、併くそう（供僧）可被成御尋事、

一、御堂の儀寺内ゟ進退可有之様ニ書付ニ相見へ候、沙汰之限ニ候、其子細ハ御堂我等立申候入目拾五貫目入申候へ共、我等一人として出し候而取置候御堂ニて御座候、但寺内勧進仕候へハ壱貫目余ならてハ無之、但又勧進ニ入申候ハ多少によらす勧進之衆候間、御堂進

座と彼惣左衛門しん類共なけき申候、むかしハあかり物少ツヽニ御座候ヲ、あまさへ(つ脱カ)今程ハ米拾石ニ定而御取、めいわく仕候事、

一、右之得分御座候へとも、惣寺内ゟ御堂之坊主衆飯米、其外しやうし(障子紙)(畳)(抹香カ)かミ・たゝミ・まつこ已下まて寺内として仕候事、

一、かいつかゟ堺まて舟渡し之事、むかしさこや藤右衛門殿御坊御取立之時、こんたや(誉田屋)と申人過分ニ取替被仕候付、堺への渡しこんたや被召候、殊ニ其折節ハ関頭江上米御座候といへとも、八木(米)まてこんたや積申候ニ、今程ハ関のくやうも(公用)無之候処ニ、万事おさへ石見殿より御積被成、迷惑仕候事、

一、かいつか年寄廿人として高さふくわんちやう(尊像勧請カ)ヲ頼申、信長様江申上、新家分ニ寺内取立、過分取替仕候付、屋敷百坪つゝ地子なしニ罷居候処、其後、上様より御末寺(本カ)ニ被成、卜半代ニ罷成五十坪ニ被成、是めいわくニ存候処ニ文祿弍年より少も不被下、御取上候事、殊ニ過分のとりかへ(取替)もすたり、幷諸役少も無御用捨、迷惑仕候事、

一、公事舟・人足之事、陸ハ人夫、浜ハ公事ふね家別ニ仕候ハ、其外、京・大坂・紀州なとへ被罷越候時ハ、惣中へも御申聞なく乗物かき人足・舟等賃にて御かり候て、其賃共相渡し候へと重而帳を石見殿より御いだし候付、支配を仕、賃をこと〳〵く出し申候、誠ニ寺内過分之物入造作積なく、是第一めいわく仕候処ニ、すこしの飯米をも不被下御遣候儀、なけかしき次第ニ御座候、御不審ニおいてハ惣寺内の支配之帳共御座候間、懸御目申度候事、

一、浜江著申候諸売物、石見殿幷御一門之衆えりかい(選買)ニ被成候、迷惑仕候事、

一、理不尽成儀被懸申候町人家数多被打破候、此段具ニ紙面ニのせ申上度御座候へ共、各々御理多候間、先々如此候、

一、右条々、其時々ニ言上いたし度候へ共、武家のきうめい(糾明)よりも猶あらけなく当座ニめいわくさせ被申間、餘ニおそろしく存知、扨々今まて延引仕候、只今申上候儀少も相違無御座候、御不審ニ御座候ハヽ、罷出可申上候、仍如件、

慶長十五年卯月十四日

彦左衛門　七七右衛門
甚七　源兵へ
弥(ヤ)左衛門　新兵へ
吉右衛門　甚兵(衛門)へ
三右衛門　源太夫
年寄孫左衛門　年寄弥右衛門
勝右衛門　同佐近衛門
休斎　二右衛門
次郎左衛門　右衛門
勘左衛門　与一郎
与右衛門　道滴
与三左衛門　勝衛門
新四郎　喜右衛門
市左衛門　宗右衛門
年寄惣兵へ　与次右衛門
彦二郎　助二郎

（木板刷）
「本願寺釈証如（花押）」
泉州南郡麻生郷海塚之
和朝親鸞聖人御影
坊願泉寺常住物也
時也慶長十二歳未極月廿五日
釈准如（花押）

（表）観彼如来本願力
凡愚遇无空過者
一心専念速満足
真実功徳大宝海

和朝親鸞聖人

(17) 慶長十五年四月十四日　貝塚寺内住民等連署訴状（「願泉寺文書」）

慶長一五年（一六一〇）四月、貝塚寺内の年寄・住民等三二名が連名し、新川石見（二代ト半了閑）の苛政を幕府に訴えた。その訴状中に寺内草創期からの寺内住民の努力と領主化を図ろうとするト半家との矛盾・軋轢がうかがえる。

乍恐申上候事

寺内□

一、今度石見(了閑)殿之儀言上申候事、□之儀ニ御座候へ共、餘ニ御さいはん悪□恐仕、申上候事ニ候、

一、寺内屋敷の地子百八拾六石四斗九升八合か、
一、おなしく家数百六家ハ地子なし、但是者石見殿しんるい(親類)・家来・出入之衆、
一、寺内ニ御座候荒やしき(屋敷)ひらき、田畠ニ被成候分、高卅弐石御座候事、
一、昔より貝塚之御堂ニ付申候仏供(仏供)田八拾石四斗八升弐合御座候、先年浅野弾正殿(長政)寺内御検地被成候刻、右之ふく田何もト半御帳あい候も不存候、故に今寺内之者とも不審仕候事、
一、麹の事、昔寺内御取立候ハ、さこや藤右衛門殿不弁ニ付、子息又五郎殿へやすミ(部屋住)之時、我等たくさんニ又五郎殿ニ物遣候事不成候間、年寄衆何にてもすこし合力候て給候へのよし御申候ニ付、かうし(麹)のわり(割)を半わり可進と被申候、則酒屋のかよひの面ニて算用をいたし、半わりの分又五郎殿江進之、然上ハ麹屋あまた仕候而、座ハ無之候を、ト半老(了珍)之代ニ昔ノ寺内ニかうしのわり、又五郎殿ニまいらせ候之由、御聞いたし候て其まゝ座に被成、上米ニて一人ニ被仰付、迷惑仕候処ニ、其後ハ又余人ニも御させなく隼人殿ニ被召、はかり(秤)なと殊外あしく候而、酒屋めいわく仕候事、
一、盆正月の御礼銭米拾八石四斗上申候事、是も昔ハ主ニ少つゝ心さし次第ニ仕候へ共、ト半老か様ニ定而被申、惣寺内之支配ニいたし上申事、
一、ふきやの事、右ハ井戸端(井)とのハた惣左衛門と申者仕候へ共、彼仁死去いたし、其後御堂へ寄進ニ上候、末代御堂ニ付候へハ申分無御座候処ニ、刑部大夫殿(石見弟)江ト半ゟ御渡候段ハ御寄進にあけ申しるしも無御

文禄四年八月、岸和田城主の小出秀政、泉州知行地の加増を受けた際に、貝塚寺内を「海塚やしきかた（屋敷方）」として、その支配を秀吉に公認される。

知行方目録

（中　略）

以上千弐百七石三斗

合弐万石　御加増

本知分

一、弐千五百壱石　麻生（かい塚）

一、六百九拾六石　同　中村

一、弐拾八石四斗八升　海塚（貝塚）やしきかた

一、五百拾壱石六升　右三ヵ村出米

一、千四百弐拾四石六斗六升　岸和田

一、九百九拾六石八斗六升　箱造（箱作）

一、弐千八拾弐石三斗九升　木嶋

一、千百四拾五石弐斗三升　五ヶ畑

一、六百三石五斗三升　加守郷内ぬか塚

一、拾石八斗　はふ（土生）出米内

以上壱万石　本知

都合三万石内　壱万石　本知　弐万石　御加増

右令扶助訖、全可領知候也、

文禄四年八月三日　（秀吉朱印）

小出播磨守（秀政）とのへ

（15）慶長五年九月二十一日　徳川家康禁制（「願泉寺文書」）

慶長五年（一六〇〇）九月、徳川家康は関ヶ原の合戦の終結後、畿内・西国の寺社や諸村に相次いで禁制を授けた。貝塚寺内は同月二一日に下付された。

（包紙）「東照宮貝塚寺内御製（ママ）禁」

禁制　泉州貝塚本願寺新門跡（教如）寺内

一、軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事

一、放火之事

一、山林竹木伐採之事

付人馬取事

右条々堅令停止畢、若於違乱輩者、速可処厳科者也、仍下知如件、

慶長五年九月廿一日

（家康朱印）

（16）慶長十二年十二月二十五日　親鸞聖人御影裏書（「願泉寺文書」）

慶長一二年（一六〇七）一二月二五日、本願寺准如、親鸞画像に裏書を施す。この裏書中に「海塚之坊願泉寺」とあり、寺号と御坊扱いの初見史料である。

御影様御開山、源光寺ノ船常楽寺父子、兵部卿、御堂衆、オノ〳〵乗船、
御厨子ハカリ、善教寺ノ船本善寺、願行寺、惣御一家衆オノ〳〵乗船、
御座船、慈光寺ノ船、御門跡様、新門様、興門様御同船、
上様、御児様、真宗寺ノ船ニ御乗船、
以上、八半時程ニ中嶋ノ新御坊へ御著也、

(12) **天正十五年五月十九日　貝塚寺内基立書**（「薬師家文書」）

天正一五年（一五八七）五月一九日の日付と冨田頼勝の名前で、貝塚寺内の由緒書が作成され、応仁年間から天正一三年（一五八五）八月の中嶋寺内への本願寺移座まで、貝塚寺内の歴史が綴られる（作成年の記載は疑問）。

貝塚ハ往古五丁余ノ松原ナリ、白砂ニ庵寺一宇民家三十六軒アリ、此庵行基大士ノ遺跡也ト云、応仁年中ノ蓮如上人御逼(逗)留アリ、年久住僧ナク此地ニ集ル人ニ相議シ、京都ノ落人右京坊殿ヲ根来寺ヨリ迎ヘ住持トス、其本姓ノ貴キト才徳ノ高キトヲ尊ンテ長トス、右京坊ヲト半斎ト改ム、天文十九年艸庵ヲ再興シ弥陀ノ絵像ヲ安置シテ頻宗風ヲ興ス、天正五年兵乱ニ草堂・人屋悉ク破却ス、同八年離散ノ老若、ト半老ト志ヲ励シ、新ニ本堂ヲ建テ板屋道場ト云、是貝塚御堂ノ濫觴也、同十年筑州様ノ仰ニヨリト半老貝塚ヲ寺内ニ執建ラレシ也、翌十一年七月四日紀州ヨリ御門跡様・新門様・興門様御船ニテ御着、御開山様無御恙御上着、諸人郡(群)集有難由申処也、夫ヨリ一宗ノ本寺トナル、同十三年八月御門跡様ヲ始、天満中嶋新御坊へ御移也、御開山様源光寺船、御座船ハ慈□(光)寺船也、諸人御名残ヲ惜事不及言語、此御堂ヲト半老ニ御返シナサレ、御形見トテ御開山様・前住様ノ御絵像ヲ御附与ナサル、後来席ヲ一家ニ同クシ、式ヲ本寺ニ准スヘシトノ御遺命也、御門跡様ノ恩沢山海ニ越タリ仰(ト脱カ)ヘシ、旧住ノ外、近比諸国ヨリ来ル人々ニハ杉、青草、藪、白妙、岡、吉川、法信、大沢、森広、五藤、根津、杉守、加奥、庄司、武藤、西田、唐須、末包、宮花、後呂□(間)、大仏、茂知谷、難波、千代松、大野、楠根等也、大都寺内ノ基立、為子孫書残者也、

天正十五年五月十九日　　冨田源頼雄（花押）

(13) **文禄二年三月十九日　顕如上人画像裏書**（「願泉寺文書」）

文禄二年（一五九三）三月一九日、本願寺教如、了珍（ト半斎）を願主として顕如画像を下付する。裏書に「麻生郷海塚村」とある。

大谷本願寺釈教如（花押）
文祿二癸巳暦三月十九日
泉州南郡麻生郷海塚村
願主　釈　了　珍

顕如上人真影

(14) **文禄四年八月三日　豊臣秀吉朱印状**（新川善清氏所蔵「新川家文書」）

（8）**『貝塚御座所日記』天正十一年七月四日条**

天正一一年（一五八三）七月、本願寺顕如一行、開山親鸞の木像を奉じて紀州鷺森から出発、同四日に海路で貝塚に入る。

天正十一七月四日ノ午刻　紀州ヨリ御門跡ヲ始申、御女房衆悉御船にて泉州貝塚へ御上著、御開山無御恙御渡海、諸人群集有難由申所也、雑賀衆ニ是迄送申タルハ、平太夫、亀大夫、明道、船頭さくの介、嘉祥寺迄ノ衆、刑ト介、刑ト大夫、同弟、即刻為御案内、筑州（秀吉）へ円山内匠助御使ニ被遣之、

筑州へ御書、折節上来由ニテ、大樽十御音信也、浅野弥兵（長政）、石左吉（三成）、羽柴久太郎（堀秀政）、羽柴美濃守（秀長）イツレへモ御書、御音信ハ無之、

浅弥へハ銀五枚、頼廉（下間）書状ニテ被遣之、コレハ此已前可被遣分ニテ候つれ共、他行ニ付而相延、此度ノ御音信ニナリタル也、

岸和田中村孫平次（一氏）へモ内匠ノホリカケニ御案内トシテ罷越、頼廉ヨリ折紙遣之、筑州ハ六月十日比歟、播州へ下向、下旬ニ至テ帰路、すくニ大坂ニ逗留云々、今日ノ使者堺（今タ）迄罷越、明日大坂へ可令参著分也、

（9）**（天正十二年）三月九日　羽柴秀吉判物写**（「願泉寺文書」）

天正一二年（一五八四）三月九日、羽柴秀吉、小牧・長久手の合戦直前に本願寺一門が在所する貝塚寺内中に、寺内陣取や軍勢出入を禁じた判物を発給する。

就出勢、当寺内陣取並軍勢出入、一切令停止候、自然相背輩、可加成敗也、

三月九日　　筑前守
貝塚　　秀吉（花押）
寺内中

（10）**（天正十二年）十月二十七日　羽柴秀吉判物**（「願泉寺文書」）

天正一二年（一五八四）十月二七日、羽柴秀吉、根来寺・雑賀衆攻撃に備え、本願寺が在所する貝塚寺内に、再び寺内陣取や軍勢出入を禁じた判物を発給する。

就出馬之儀、当寺内陣取並諸卒出入事、堅令停止訖、若於違犯之族者、可加成敗者也、

十月廿七日　　秀吉（花押）
貝塚
寺内

（11）**『貝塚御座所日記』天正十三年八月三十日条**

天正一三年（一五八五）八月三〇日、秀吉の招聘により本願寺顕如一行、海路で大坂天満の中嶋寺内新御坊へ移座する。

一、卅日　御門跡（顕如）様、新門（教如）様、興門（顕尊）様御つれにて、上下男女悉貝塚ヨリ中嶋へ御のほり也、

（5）**（天正五年）二月十八日　本願寺顕如書状案**（「顕如上人文案」巻中）

天正五年（一五七七）二月一八日、本願寺顕如、信長の紀州攻撃に際して貝塚へ立て籠もった雑賀衆の高名を讃え慰労した内容を含む書状を紀州坊主衆・門徒衆に下す。

紀州坊主衆門徒衆宛文案

今度泉州へ敵手遣之儀につきて、貝塚へ取こもり候雑賀衆、無事に打入由高名之至候、根来寺之儀如何候哉、爰元色々雑説候間、与方（カカ）之儀無心許候て此両人差下候条、委細可申伝候、此方無人に候間、そこもとの体見合鉄炮衆待入候、岩屋番手之儀肝要候、猶刑部卿法眼可申下候也、穴賢〳〵、

二月十八日　　顕　如御判

紀州
坊主衆中へ
門徒衆中へ

（6）**（天正八年）閏三月二十七日　本願寺顕如書状**（「願泉寺文書」）

天正八年（一五八〇）閏三月一七日、卜半斎、信長と本願寺の勅命講和による大坂退出に際して、長男教如の徹底抗戦論によっておきた内紛を憂い、軽挙を戒めた顕如の書状を受け取る。

態染筆候、仍当寺和平之事、拘様不及了簡候、就其予か身命をはたし候へハ、一流断絶之事歎入候て、禁裏へ御請申入候、然処内輪之乱を仕出事、言語道断あさましく候、敵へ之聞一大事ニ極候歟、将又法流之儀におゐて、自余之妨不可在之候、退出之儀者、御文之金言ニあそハし候事、各可為聴聞候、開山聖人守申、雑賀辺へ可引退心底候、たゝ仏法退転なきやうにと悲計候、此とをり聞わけられ候て、馳走之儀可為報謝候也、あなかしこ〳〵、

閏三月廿七日　　顕　如（花押）

卜半斎

（7）**天正十一年五月日　羽柴秀吉禁制**（「願泉寺文書」）

天正一一年（一五八三）五月、貝塚寺内、政敵柴田勝家を滅ぼした直後の近江長浜の陣中で、羽柴秀吉に軍勢の乱暴や陣取を禁じた「禁制」の発給を受ける。

禁制

和泉国貝塚寺内

一、当手軍勢甲乙人乱妨狼籍（藉）事
一、陣取之事
一、対地下人不謂様申懸事

右條々、堅令停止訖、若於違犯輩者、速可処厳科者也、仍下知如件、

天正十一年五月　日　　筑前守（秀吉）（花押）

船を八勢楼迄組立数艘相囲、敵警固弐百余艘差副太船之左右、河口
にハ(マヽ)かしをゆり渡し、勿論陸勢張出持続候、不及一戦之安否候へハ兵
粮差籠候事不成躰候、然間雑賀衆申談之、評議相澄、切懸、則時追散
候、右かこい舟にハ泉河摂之陸衆宗徒之者歴々罷乗候間、十三日ヨリ
十四日早朝迄悉討果之、彼太船無残焼崩候、数百人討捕之候、頸注文
相揃之、驚而可致上進候、御警固衆並雑賀者無比類被砕手候、被立御
用候衆、手負数人候、是又重而可致注進候、先以御吉左右申上候、恐
惶謹言、

七月十四日

木梨又五郎　元　恒（花押）
村上新蔵人　吉　充（花押）
生口刑部丞　景　守（花押）
児玉内蔵大夫　就　英（花押）
富川平右衛門尉　秀　安（花押）
村上刑部小輔　武　満（花押）
粟屋右近允　元　如（花押）
井上又右衛門尉　春　忠（花押）
包久少輔五郎　景　勝（花押）
桑原右衛門大夫　元　勝（花押）
村上少輔五郎　景　広（花押）
香川左衛門尉　広　景（花押）
村上河内守　吉　継（花押）
乃美兵部丞　宗　勝（花押）
村上少輔太郎　元　吉（花押）

児玉三郎右衛門尉(元良)殿
児玉東市助(春種)殿
岡和泉守(就栄)殿

（4）**「信長公記」雑賀御陣の事**（天正五年二月十五～十八日部分抄出）

天正五年（一五七七）二月、織田信長、雑賀一揆攻撃のため和泉国に来襲する。同月一七日に和泉国一揆が籠もる貝塚を先陣が攻撃、籠城衆は同日夜に舟で退く。

二月十五日　信長公、八幡より若江迄御着陣、十六日和泉の内香庄(神於庄カ)御陣取、国中の一揆貝塚と云所海手を拘へ、舟を引付楯籠、翌日先陣の衆貝塚取懸、可被攻干の所、夜に入、舟に取乗罷退候、少々退後の者討捕、頸を香庄へ持来、懸御目、十七日根来衆杉之坊参、御祈申上、雑賀表御一篇の御請申候き、

二月十八日　佐野の郷に至て被移御陣、

（1）**天文十九年四月二十二日　証如上人紀州下向記写**（「覚円寺文書」）

天文一九年（一五五〇）四月初、本願寺証如ら一行、吉野花見の後、紀州黒江御坊へ下向した際、「かいつか」へ巡錫す。また帰路にも「かいつか」を通る。

(証如)御上様御下向ノ事、四月之初比吉野へ御附ヶ御座候、夫よりかいつか(貝塚)へ御下向候、その間之とまり(泊)ハなかのにて候、かいつかよりふけい(深日)へ御とおり(通)候、それより夜中ニ木国(紀伊)きちね(狐)嶋左衛門大夫たうしやう(道場)ニ一夜御とまり候、それより卯月八日くろ(黒江)へ御坊へ御下向御さ(座)候、同九日へいつい嶋へ御見物ニ御さ候、その御もとり(戻)ニしミツ(冷水)の御山へ御さ候、同十日ニ藤白とうけ(峠)へ御見物ニ御さ候、同王子ニかくら(神楽)参候、同御もとりハしミツより御舟ニめす也、

しはめ方十一日ニ御目にかゝり候、同水たか五かさゝけ(捧)申候、さかな(肴)のかす(数)ハたい(鯛)一、かけかん(懸雁)二こし、ききし(雉子)のとり二ツ、あらまき(荒巻)二ツ、おふかい(大貝)一こ、いせゑひ(伊勢海老)一こ、こノしろ廿一こ、ミかん(蜜柑)廿五一こ(ママ)、こふ(昆布)二ハ、山のいも(芋)二、すさかなの数八十也、同りようそく(料足)三貫文、しはめ惣よりさゝけ申候、又左近大夫殿へ弐貫文、同とりつき(取次)へ六百文申候、御せうらく(上洛)ハ四月廿一日ニ御坊を御たち候、同かいつかまて、おかさき(岡崎)おてほき(小手穂)やうふ(刑部)、同重根伏山孫一御供仕候、いつミ(和泉)の八丁のうてまて(縄手)藤大夫・孫三郎・孫六、同おかさきより人数十人御供申候、もたせとう人ハ己也、此人数ハ八丁のうてにて御目ニかゝり、まかり(罷)帰申候、

天文十九年ツチノへイヌ四月廿二日　書之也、孫一

(追筆)「天文十九年ゟ延宝三年迄百廿七年ニアタル、

右之本紙ハ重根之庄ニ而伏山村道場ニ有之候を写シ参候、」

（2）**天文十九年八月十日　方便法身尊像裏書**（願泉寺所蔵）

天文一九年（一五五〇）八月一〇日、麻生郷堀・海塚の道場、了珍（卜半斎）を願主として、本願寺証如より阿弥陀如来画像を下付される。

本願寺釈證如（花押）

天文十九年庚戌八月十日

方便法身尊像　和泉国南郡

麻生郷堀海塚

願主　釈　了　珍

（3）**（天正四年）七月十四日　村上元吉等連署注進状**（「毛利家文書」）

天正四年（一五七六）七月、毛利輝元、大坂本願寺への兵糧米等の援助のため水軍を派遣、同一二日に貝塚へ来航す。一三日、雑賀衆らと集結して木津川口海戦に向かう。

急度遂注進候、去十二日岩屋(淡路国)を出船候て、泉州之内、貝塚と申所江乗渡、雑賀衆令同意、翌日従堺津住吉表木津河口乗懸見合処、敵警固太

貝塚寺内町関係資料集

凡例

一、この資料集は、本報告書の埋蔵文化財調査の理解を深めるため、貝塚寺内町や貝塚御坊願泉寺、ならびにその領主たる卜半家の沿革をもの語る歴史資料群の中から、すでに公にされている著名な古文書等を中心に選択し、年代順に収録したものである。したがって網羅的に収集したものではないが、主に貝塚寺内の町場形成や都市空間の変遷が確認できうるものを中心にピックアップし、また併せて寺内町についてその全体的な歴史過程をうかがいうるものを補いつつ、資料集の編成を試みた。

一、この資料集に収載した史料は、主に『貝塚市史』第三巻（臨時貝塚市史編纂部編、貝塚市役所刊、一九五八年）に収録された史料を中心に選択し、その後の諸研究成果によって存在が明らかにされた史料を補った。また参考資料の絵図照合図（A～D）は、『貝塚寺内町－町並調査報告書－』（貝塚市町並保存調査委員会他編、貝塚市教育委員会刊、一九八七年）から収載した。

但し、史料の収載にあたっては、可能な限り、原典にあたって明らかな誤字・誤植を訂正し、また原文に近い形に戻して返り点などを省略、便宜的に句読点を補った。さらに出典も、現在一般的に使用されている史料群名に統一した。

一、史料収載にあたっては、活用の便宜を図る上で、史料番号・文書名（出典）の後に、その内容および歴史的背景の説明を略記した短い解説文を付した。

一、資料集の編集は、大谷女子大学中村浩教授の指導のもとに貝塚市教育委員会（貝塚市郷土資料室）学芸員の前田浩一・近藤孝敏が担当し、解説文については近藤があたった。

一、資料集の一部には、現代の差別・人権問題に関わる歴史的呼称が見られるが、非合理的な偏見を解消するためには、地域社会の歴史的事実を正しく認識し、この問題の歴史的理解を深めることが必要であると考え、敢えてそのまま収載した。